



債務管理レポート2010

— 国の債務管理と公的債務の現状 —

財務省理財局

はじめに

今日、わが国では、国債、政府短期証券、借入金など、財政活動に伴い、主に金融市場を通じて、巨額の資金調達が行われています。そして、こうした資金調達により生じた債務の残高は非常に大きなものとなっています。とりわけ、国債については、わが国の財政が引き続き厳しい状況にあることから、大量発行が続いています。

こうした資金の調達や債務の管理がどのように行われるかは、その金額が非常に大きいこともあり、金融市場ひいてはわが国経済に大きな影響を及ぼす要因の一つとなっています。また、これらの債務の償還や利払に充てられる費用は、国の財政支出の大きな割合を占めており、資金調達コストの抑制は財政面からも大きな課題となっています。

私共としては、このような国の債務管理の重要性に鑑み、よりの確な債務管理政策の運営を図るため、個々の施策を実行していくのみならず、説明責任の向上を図り、国の債務管理に対する理解と信頼を得ていくことが非常に重要であると考え、平成 16 年度より、『債務管理レポート』を刊行しています。

このレポートでは、私共の債務管理に関するこれまでの取組み、今後の目標等について紹介するとともに、その制度的な説明も盛り込み、また、関連する各種統計を交えつつ、フローやストックの状況について、詳しくかつ分かりやすく解説するよう努めました。また、平成 21 年度においては、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」において、平成 15 年 12 月に財務省が取りまとめた「国債管理政策の新たな展開」以後の進展を振り返りつつ、金融危機への対応も含めて、国債管理政策の現状及び今後の課題について議論が行われ、平成 21 年 12 月に論点整理が行われました。本レポートではその論点整理の内容やそこで指摘された事項に対する取組み等についても紹介しています。

皆様方が国の債務管理や公的債務の現状についてご理解を深められる上で、このレポートが貢献することができれば幸いです。

Contents

(はじめに)

第1章	平成22年度の債務管理政策	6
1	平成22年度国債発行計画	6
(1)	平成22年度国債発行予定額	6
(2)	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画	8
	コラム1. 国債管理政策の現状と課題－論点整理－	10
2	国債市場の流動性の維持・向上	12
(1)	流動性供給入札	12
(2)	買入消却	13
	コラム2. 平成21年の国債市場の動向	16
3	保有者層の多様化	20
(1)	超長期債市場の育成	21
(2)	個人投資家の国債保有（新商品の検討等）	22
(3)	海外投資家層の国債保有について	23
4	国の債務管理の進展	24
(1)	コスト・アット・リスク分析	24
(2)	金利情報の提供	27
	コラム3. 諸外国の国債管理政策	29
第2章	制度編	31
第1節	総論	31
1	債務管理政策の対象範囲	31
2	国の資金調達の枠組み	33
(1)	歳出需要を賄うための国債・借入金	33
(2)	国庫の一時的な資金不足を賄うための政府短期証券	34
第2節	国債	35
1	国債発行市場	35
(1)	国債の制度的枠組み	35
(2)	国債の種類	37
(3)	国債市場特別参加者制度	38
(4)	発行方式	39
(5)	国債発行の事務	42
2	国債流通市場	44
(1)	店頭取引と取引所取引	44
(2)	国債のペーパーレス化	45
(3)	国債取引に係る決済制度の整備	45
	(参考) <時点ネット決済方式と即時グロス決済方式>	46

第1章

第2章

第3章

- (4) WI取引 49
- (5) 債券先物取引 50
- (6) 債券貸借取引と債券現先取引 51
- (7) ストリップス債 52
- 3 債務管理制度等 53
 - (1) 減債制度 53
 - (2) 60年償還ルール 54
 - (3) スワップ取引 55
 - (4) 流動性供給入札 56
 - (5) 買入消却 56
 - (6) 市場との対話 57
- 4 税制 58
 - (1) 個人（居住者）及び内国法人 58
 - (2) 非居住者・外国法人 58
 - (3) 国債に関する非居住者等非課税制度 60
 - (4) 外国金融機関等による債券現先取引に係る利子非課税制度 62
 - (5) 非課税制度における本人確認書類 63
- 第3節 政府短期証券、借入金、政府保証債務 65**
 - 1 政府短期証券 65
 - (1) 概況 65
 - (2) 発行根拠別の分類 65
 - (3) 国庫資金繰りの概要 66
 - 2 借入金 67
 - (1) 借入金の法的根拠等 67
 - (2) 借入金に関する予算上の取扱い 67
 - (3) 借入先 67
 - (4) 民間からの借入金 67
 - 3 政府保証債務 69
 - (1) 政府保証の法的根拠等 69
 - (2) 政府保証債務の形態 69
 - (3) 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等 69
- 第4節 その他の公的債務 70**
 - 1 公的年金 70
 - 2 地方債 70
 - (1) 地方債の基本的な仕組み 70
 - (2) 公的資金による地方公共団体への貸付 71
 - (3) 民間等資金による地方公共団体への貸付 71
 - 3 独立行政法人等の債務 73
 - (1) 独立行政法人等の債務の種類 73
 - (2) 独立行政法人等の財務報告 74

第3章 資料編	75
第1節	75
1 財政状況	75
(1) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	75
(2) 新規財源債の発行額と公債依存度の推移	75
(3) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の対GDP比の推移	76
(4) 一般会計国債費の内訳	76
(5) 一般会計国債費の推移	77
(参考)	77
(1) 平成22年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算	77
(2) 国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算（抜粋）	77
第2節	78
1 国債発行市場	78
(1) 国債発行額等の推移	78
(2) カレンダーベース市中発行額の推移	79
(3) 平成21年度末における業態別落札引受実績	80
(4) 借換債の前倒発行の状況	81
(5) 平成21年度における中長期債入札結果	82
(6) 発行日に対応する元利払期限の設定（平成22年度予定）	83
2 国債流通市場	84
(1) 国債の利回り曲線（イールドカーブ）	84
(2) 銘柄毎の流通利回りの推移	84
(3) 長期金利の推移	85
(4) 短期金融市場の状況	85
(5) 公社債発行額に占める国債の割合	86
(6) 公社債売買高に占める国債の割合	86
(7) 平成21年度における国債投資家別売買動向	87
(8) 債券貸借取引	88
(9) 国債先物取引の売買高等	88
(10) 債券現先取引の売買高等	88
(11) 国債店頭オプション取引の新規売買高	88
(12) 国債先物オプション取引の取引高等	89
(13) 分離元本振替国債の現在高の推移	89
3 国債残高等	90
(1) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高の推移	90
(2) 普通国債残高の残存期間別構成の推移	90
(3) 普通国債償還年次表（平成22年度当初予算ベース）	91
(4) 普通国債残高の残存年限別構成及び各残存年限の利付国債の平均金利（平成22年3月末）	91
(5) 普通国債の利払費と平均残存期間	92
(6) 我が国の「公的債務」の残高に関する主な資料・統計	92

- 4 その他国債管理政策関連データ 93
 - (1) 流動性供給入札結果一覧（平成 21 年度） 93
 - (2) 買入消却の実施状況 93
 - (3) 国債保有者別内訳の推移 94
 - (4) 各種懇談会メンバーと平成 21 年度開催実績 95
 - (5) 国債管理政策の現状と課題－論点整理－ 100
 - (6) 国債整理基金の国債償還財源の繰入額等、償還額等、年度末基金残高、借換額 115
 - (7) 国債整理基金の運用残高の推移 115
- 第 3 節 116
 - 1 政府短期証券 116
 - (1) 政府短期証券の券種別残高 116
 - (2) 政府短期証券の年度末残高の推移 116
 - (3) 平成 20 年度における政府短期証券発行残高の推移（引受先別） 117
 - (4) 平成 21 年度における政府短期証券発行残高の推移（引受先別） 117
 - (5) 政府短期証券市中発行口ツトの推移 118
 - (6) 平成 21 年度における国内指定預金（一般口）の状況 118
 - (7) 平成 21 年度における国庫短期証券入札の結果 119
 - 2 借入金 121
 - (1) 借入金残高の推移 121
 - (2) 借入金残高 121
 - (3) 交付税特会の借入金残高の推移 122
 - (4) 交付税特会の入札 1 回あたりの借入金額の推移 122
 - (5) 平成 21 年度における交付税特会の借入金の入札結果 123
 - (6) 平成 21 年度における国有林野特会の借入金の入札結果 124
 - (7) 平成 21 年度におけるエネルギー特会の借入金の入札結果 124
 - 3 政府保証債務 125
 - (1) 政府保証債務の残高の推移 125
 - (2) 政府保証債（内国債・市場公募分）の発行額の推移 125
 - (3) 政府保証債・政府保証借入金の平成 21 年度実績及び平成 22 年度予定 126
 - (4) 平成 21 年度における政府保証債（内国債・市場公募分）発行額と発行条件 127
 - (5) 平成 21 年度末における政府保証外債の通貨別・機関別残高 128
 - (6) 平成 21 年度における主な政府保証債（10 年）の対国債スプレッド 128
 - (7) 平成 22 年度政府保証債（内国債・市場公募分及び外債）の年限別発行予定額 129
- 第 4 節 130
 - 1 地方債 130
 - (1) 平成 22 年度地方債計画と地方財政計画（歳入）の概要 130

(2) 地方債計画の資金区分別推移（改定後）	130
(3) 地方公共団体向け財政融資残高と地方債残高の推移	131
(4) 市場公募地方債の発行条件の推移	132
(5) 市場公募地方債の発行額の推移	132
(6) 平成 21 年度全国型市場公募債（個別債）発行額	133
2 独立行政法人等の債務	134
(1) 財投機関債の発行予定及び発行実績	134
(2) 平成 21 年度における主な財投機関債（10 年債）の表面利率	135
(3) 平成 21 年度における主な財投機関債（10 年債）の対国債スプレッド	135
(4) 平成 22 年度財政投融资計画	136



平成22年度の債務管理政策

財務省では、平成21年12月25日、平成22年度予算の閣議決定にあわせて、平成22年度国債発行計画を発表しました。現在、わが国は普通国債の残高が594兆円（平成21年度末実績）に達し、多額の国債残高を抱えており、今後とも国債の大量発行が続くと見込まれています。こうした状況の下、財務省では、①国債の確実かつ円滑な発行及び②中長期的な調達コストの抑制との国債管理政策の基本目標に沿って、毎年度の国債発行計画策定にあたっています。

特に平成22年度計画の策定にあたっては、大幅な発行増額となる中で、市場に与える影響を極力抑制する観点から、国債市場特別参加者会合等の各種懇談会を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズをきめ細かく把握して計画に反映したところです。

第1章では、国債発行計画の内容を中心として、平成22年度に展開することとしている国債管理政策の概要を説明します。なお、国債管理政策の現状及び今後の課題については、平成21年12月に「国の債務管理の在り方に関する懇談会」において論点整理（以下、「論点整理」と表記します）が行われました。詳細はコラム1をご参照ください。

1 平成22年度国債発行計画

(1) 平成22年度国債発行予定額

ア 平成22年度発行根拠法別発行額

予算上平成22年度に発行すべき国債の総額は、162.4兆円と平成21年度当初計画に比べて30.1兆円の増額となりました（図1、図2）。

内訳をみると、新規財源債は、一般会計予算の歳出の財源となるものですが、対平成21年度当初比11.0兆円増の44.3兆円となりました。

借換債は、過去に発行した国債の満期到来額等により発行額が定まるものですが、国債発行残高が増加していること等から、対平成21年度当初比11.6兆円増の102.6兆円となりました。

財投債は、財政融資の新規の貸付規模のほか、財政融資資金全体の資金繰りを勘案して決定されるものですが、平成22年度においては対平成21年度当初比7.5兆円増の15.5兆円となりました。

(図1) 平成22年度国債発行予定額

<発行根拠法別発行額>				(単位：億円)		
区分	21年度当初	21年度2次補正後		22年度当初		
	(a)	(b)	(b) - (a)	(c)	(c) - (a)	(c) - (b)
新規財源債	332,940	534,550	201,610	443,030	110,090	▲ 91,520
建設国債	75,790	150,110	74,320	63,530	▲ 12,260	▲ 86,580
特例国債	257,150	384,440	127,290	379,500	122,350	▲ 4,940
借換債	909,914	908,499	▲ 1,415	1,026,109	116,195	117,609
財投債	80,000	141,000	61,000	155,000	75,000	14,000
国債発行総額	1,322,854	1,584,049	261,195	1,624,139	301,285	40,089

<消化方式別発行額>				(単位：億円)		
区分	21年度当初	21年度2次補正後		22年度当初		
	(a)	(b)	(b) - (a)	(c)	(c) - (a)	(c) - (b)
カレンダーベース市中発行額	1,133,000	1,375,000	242,000	1,443,000	310,000	68,000
第Ⅱ非価格競争入札	38,700	52,753	14,053	39,825	1,125	▲ 12,928
前倒し債発行減額による調整分	2,093	28,235	26,142	314	▲ 1,780	▲ 27,922
市中発行分計	1,173,793	1,455,989	282,195	1,483,139	309,345	27,150
個人向け国債	24,000	13,000	▲ 11,000	20,000	▲ 4,000	7,000
その他窓販	18,000	8,000	▲ 10,000	8,000	▲ 10,000	-
個人向け販売分計	42,000	21,000	▲ 21,000	28,000	▲ 14,000	7,000
公的部門(日銀乗換)	107,060	107,060	-	113,000	5,940	5,940
合計	1,322,854	1,584,049	261,195	1,624,139	301,285	40,089

・平成22年度において、市中からの買入消却について、10年物価連動債及び15年変動利付債に重点をおいた実施を継続し、総額3兆円を計上（具体的な実施方法は、四半期毎に市場の状況を見ながら決定）。

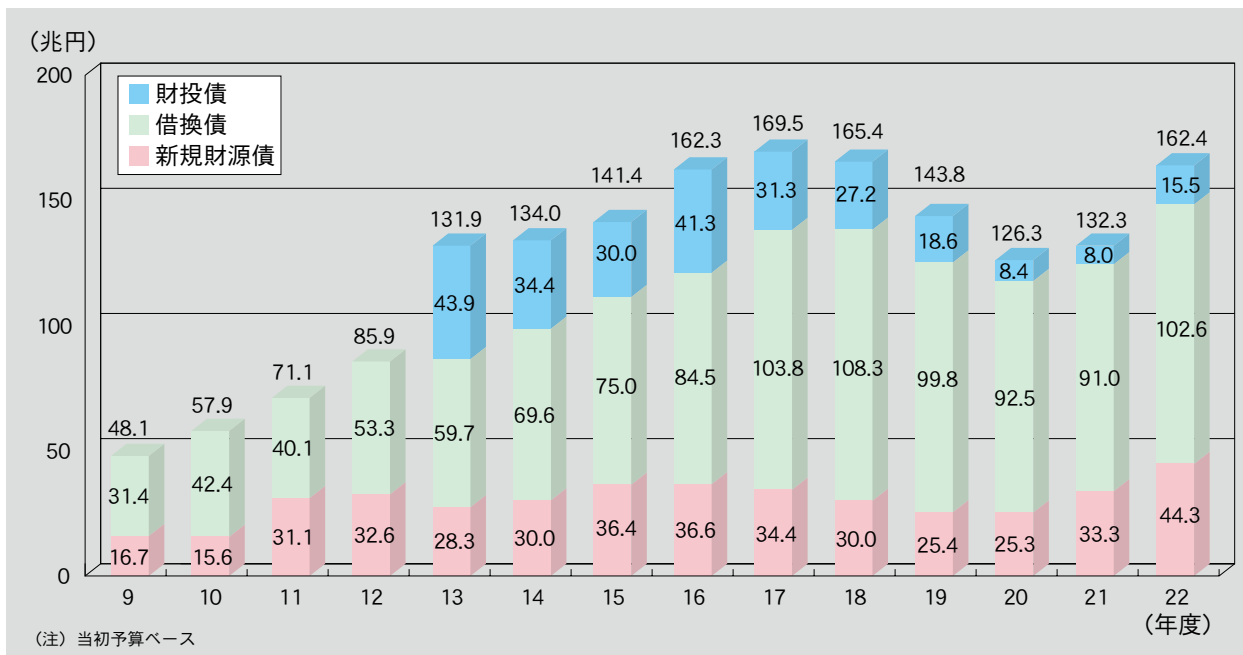
・平成22年度における前倒し債発行限度額は12兆円。

(注1) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

(注2) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ定期的な額を定めた入札により発行する国債の4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。

(注3) 第Ⅱ非価格競争入札とは、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする、価格競争入札の結果公表後に実施される国債市場特別参加者向けの入札をいう（価格競争入札における各国債市場特別参加者の落札額の15%を上限）。第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債のカレンダーベース市中発行額の3.75%を計上している。

(図2) 国債発行総額の推移 (当初ベース)



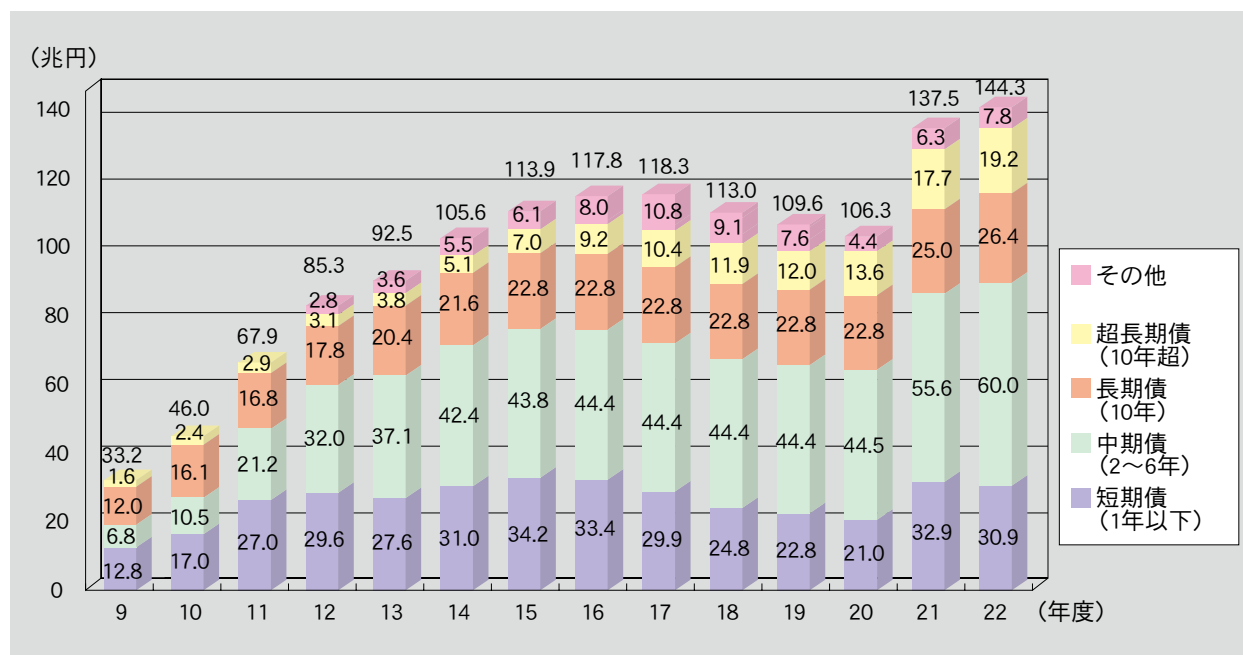
イ 平成22年度消化方式別発行額

国債の消化方式は、大別すると、市中発行、個人向け販売、公的部門の3方式となっています。このうち公的部門は、現在、日銀乗換のみとなっていますが、平成21年度当初計画に比べて0.6兆円増の11.3兆円となりました。

個人向け販売分は、金利動向により販売額が大きく変動する傾向がみられるところ、過去の個人向け国債の販売額や平成22年7月から個人向け国債の新商品（3年固定金利型）を導入すること等を踏まえ、2.8兆円としました。

これらの結果、カレンダーベース市中発行額（あらかじめ定期的に額を定めた入札により発行する国債の4月から翌年3月までの発行予定額の総額）は平成21年度当初計画に比べて31.0兆円増の144.3兆円と2年連続の増額となりました（図3、図4）。

(図3) カレンダーベース市中発行額の種別別内訳の推移



(注) 21年度までは実績、22年度は当初計画。

(2) 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画

平成22年度においてはカレンダーベース市中発行額が過去最大の144.3兆円となるなか、各年限別の市中発行額については、市場への影響を極力抑制する観点から国債市場特別参加者会合等の場を通じた市場との対話も踏まえ、市場の動向や投資家のニーズ等を勘案しつつ、基本的には平成21年度2次補正後の1回当たりの利付債の発行規模を維持することにより対応することとしています(図4)。

(図4) 平成22年度カレンダーベース市中発行額

区分	21年度(当初) (a)		21年度(2次補正後) (b)		(b)-(a)	22年度(当初) (c)		(c)-(a)	(c)-(b)
40年債	0.2兆円×4回	0.8兆円	0.2兆円×1回 0.3兆円×3回	1.1兆円	+0.3兆円	0.3兆円×4回	1.2兆円	+0.4兆円	+0.1兆円
30年債	0.5兆円×6回	3.0兆円	0.5兆円×2回 0.6兆円×5回	4.0兆円	+1.0兆円	0.6兆円×8回	4.8兆円	+1.8兆円	+0.8兆円
20年債	0.9兆円×12回	10.8兆円	0.9兆円×3回 1.1兆円×9回	12.6兆円	+1.8兆円	1.1兆円×12回	13.2兆円	+2.4兆円	+0.6兆円
10年債	1.9兆円×12回	22.8兆円	1.9兆円×3回 2.1兆円×5回 2.2兆円×4回	25.0兆円	+2.2兆円	2.2兆円×12回	26.4兆円	+3.6兆円	+1.4兆円
5年債	2.0兆円×12回	24.0兆円	2.0兆円×3回 2.3兆円×4回 2.4兆円×5回	27.2兆円	+3.2兆円	2.4兆円×12回	28.8兆円	+4.8兆円	+1.6兆円
2年債	2.0兆円×12回	24.0兆円	2.0兆円×3回 2.4兆円×5回 2.6兆円×4回	28.4兆円	+4.4兆円	2.6兆円×12回	31.2兆円	+7.2兆円	+2.8兆円
1年 割引短期国債	1.9兆円×12回	22.8兆円	1.9兆円×3回 2.3兆円×4回 2.5兆円×5回	27.4兆円	+4.6兆円	2.5兆円×12回	30.0兆円	+7.2兆円	+2.6兆円
6ヶ月 割引短期国債		0.9兆円		5.5兆円	+4.6兆円		0.9兆円	—	▲4.6兆円
15年変動利付債	0.3兆円×1回	0.3兆円		—	▲0.3兆円	0.3兆円×1回	0.3兆円	—	+0.3兆円
10年物価連動債	0.3兆円×1回	0.3兆円		—	▲0.3兆円	0.3兆円×1回	0.3兆円	—	+0.3兆円
流動性供給入札	0.3兆円×12ヶ月	3.6兆円	0.3兆円×3ヶ月 0.6兆円×9ヶ月	6.3兆円	+2.7兆円	0.6兆円×12ヶ月	7.2兆円	+3.6兆円	+0.9兆円
計		113.3兆円		137.5兆円	+24.2兆円		144.3兆円	+31.0兆円	+6.8兆円

(注1) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ定期的に額を定めた入札により発行する国債の4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。
(注2) 上記に加えて、40年債、30年債、20年債、10年債、5年債、2年債、15年変動利付債及び10年物価連動債については、価格競争入札後に実施される国債市場特別参加者向けの第II非価格競争入札による発行が行われる(価格競争入札における各国債市場特別参加者の落札額の15%を上限)。
(注3) 6ヶ月割引短期国債については、割引短期国債と政府短期証券の統合発行(国庫短期証券)を実施しているため、総額のみを計上。
(注4) 平成22年度において、40年債は5月、8月、11月、2月の発行を予定し、30年債は4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月の発行を予定している。
(注5) 平成22年度の15年変動利付債及び10年物価連動債については、市場の状況によっては発行を取り止めることがある。

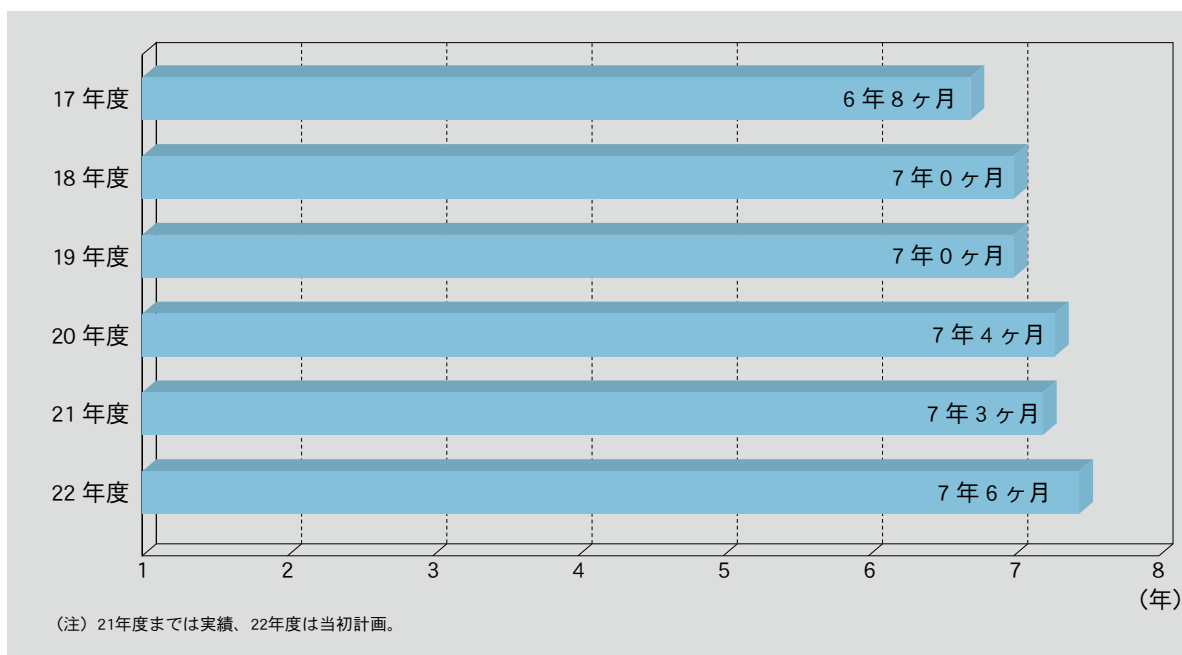
年度全体の発行額で見ると、すべての年限の利付債で平成21年度2次補正後に比べて増額となっています。また、年限別の発行額については、市場ニーズを踏まえて設定しており、具体的に、主たる投資家層を見ると、超長期債(40、30、20年債)は長期運用ニーズが強い生保・年金などの機関投資家、中期債(5、2年債)は銀行などの預金取扱金融機関等が挙げられます。

物価連動債及び変動利付債については、平成20年秋以降の金融危機の影響により流動性が著しく低下し、物価連動債は平成20年8月、変動利付債は平成20年5月の入札を最後に新規発行を停止していますが、平成22年度計画においては、両国債について各々0.3兆円の発行を計上しています(今後の市場の状況によっては、発行を取り止めることもあり得ます)。

6ヶ月割引短期国債については、今後の借換債の増加を抑制する観点も踏まえ、平成21年度2次補正で大幅な収税減への対応として行った増額に相当する額について減額(▲4.6兆円)し、平成21年度当初計画と同額の0.9兆円としています。

なお、カレンダーベース市中発行分の平均償還年限は平成21年度当初比+2ヶ月の7年6ヶ月となりました(図5)。

(図5) カレンダーベース市中発行額の平均償還年限



最近の国債管理政策については、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るという国債管理政策の基本的目標の下で、平成15年12月に取りまとめた「国債管理政策の新たな展開」に沿って、様々な取組を実施してきました。

具体的には、「国債市場特別参加者制度」を導入するとともに、「国債市場特別参加者会合」等の発行当局と市場参加者との意思疎通を図る場を設け、国債発行計画の策定に当たって、これらを通じた「市場との対話」を活用することによって、市場の透明性や予見可能性が向上し、市場の安定にも寄与しています。

また、国債の安定消化を促進するべく、国債の商品性や保有者層の多様化に向けた取組や、流動性供給入札の導入や買入消却の活用により、国債市場の流動性の向上に向けた取組等を実施しています。

他方で、最近の国債管理政策を巡っては、平成20年秋のリーマン・ショック後に国債市場（特に、物価連動債及び変動利付債）の流動性の低下が見られたほか、累次の経済対策の策定に伴って国債が増発されることともなりました。

現在の我が国の極めて厳しい財政状況の中で、今後も大量の国債発行が見込まれています。また、金融危機についても引き続き注意深い対応が求められることも併せ考えれば、財政健全化に向けた取組とともに、国債管理政策の重要性は益々高まっていると考えられます。

こうした問題意識の下、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」において、「国債管理政策の新たな展開」以後の進展を振り返りつつ、金融危機への対応も含めて、国債管理政策の現状及び今後の課題について論点整理が行われました。

論点整理の概要については、以下のとおりです。

（なお、論点整理の全体版については、第3章第2節4(5)を、

「国債管理政策の新たな展開」については

<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/siryou/kanriseisaku151203.pdf>

をご参照ください。）

国債管理政策の現状と課題—論点整理—（概要）

【総論】

- ・これまでの国債管理政策は、「市場との対話」の実施等により、金融危機においても基本的にうまく機能したと評価できる。引き続き、将来起こり得る危機に対して機動的に対応できるよう、的確な状況把握や適時の情報発信に努める必要。
- ・国債管理政策の適切な実施に当たっては、国債に対する信認が確保されることが不可欠の前提。
- ・国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制という基本的目標の下、引き続き、予見可能性、透明性、柔軟性という基本的考え方に沿った国債発行計画の策定が必要。

【個別の論点】

1. 市場との対話

- ・国債市場の動向やニーズを的確に把握するための「市場との対話」は、引き続き、国債管理政策の中心的な役割を担うものとして重要。

2. 国債の商品性・保有者層の多様化

- ・我が国の国債保有構造は、銀行等の預金取扱金融機関の保有割合が高いが、投資行動の異なる投資家が幅広く国債を保有することを促進することが重要。
- ・国債の商品性及びその多様化については、時々で変化する市場の動向やニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが必要。また、シンプルで分かりやすい商品を提供することが重要。
- ・超長期債については、生保等のニーズが見込まれる一方、発行当局にとっても将来の借換リスクの軽減というメリットがある。今後とも、超長期債市場の育成に向けた取組を続けてい

くことが必要。

- ・物価連動債（発行停止中）は、市場の状況を踏まえつつ、発行再開のタイミングを見極める必要。今後の発行再開に向けて、元本保証（フロア）を付与した商品やより長期の年限の商品の導入等、ニーズを踏まえた対応が必要。
- ・変動利付債（発行停止中）は、諸外国にも例の少ないものであり、また、リスク特性が複雑で分かりにくいとの指摘もあることを踏まえ、今後想定されるニーズや商品性の見直しの可能性等を見極める必要。
- ・個人向け国債については、3年債の発行開始に向けた準備を進める必要。更に個人保有の促進の観点から、既存商品の商品性の見直しや新商品の導入等、幅広く検討することが重要。
- ・海外IRの実施は、潜在的投資家層の発掘や投資家とのネットワークの構築・維持に大きな意義。今後は、既存のネットワークを通じた情報提供を継続するとともに、新たなIRの展開に当たっては、安定的に国債を保有する傾向が強い年金基金等を重視。

3. 国債市場の流動性の向上

- ・国債市場の流動性の維持・向上は、市場参加者間の取引の活発化を通じた市場の自律的機能によることが基本。発行当局としては、発行段階での工夫による後押しに加え、国債管理政策の基本目標の達成に必要な範囲で補完的な手段の活用も有効。
- ・流動性供給入札については、補完的な手段としての位置付けを明確にする必要があり、市場関係者とも認識を共有した上で、今後の規模等を検討することが望ましい。
- ・買入消却は、債務管理上の特別の目的のほか、国債市場の流動性向上策として実施。後者には、危機対応と平時のものがあるが、市場への過剰な介入にならないよう留意する必要。
- ・流通市場におけるより一層の取引の円滑化は、国債発行当局にとっても望ましく、市場参加者のイニシアティブによる流通市場改革に係る議論の後押しをするとともに、必要な対応をとることが望ましい。

4. 債務管理の高度化

- ・コスト・アット・リスク分析については、将来の金利予想シナリオの信頼性を考慮しつつ目的に合わせた分析期間を設定する等、より信頼性の高い分析へ向けた取組が必要。
- ・金利スワップ取引については、実施機会が限定的であり、また、国債の借換時の金利変動リスクの削減は、当面は超長期債の発行増加に期待できると見込まれるため、新規の取引は当面見合わせ、今後については、国債市場やスワップ市場の状況等を踏まえて対応していく必要。
- ・国債金利情報の提供開始（21年度内を目途）については、研究機関等による金利情報取得に関する利便性の向上に資するとともに、一般投資家等が投資判断材料の一つとして活用することが期待される。

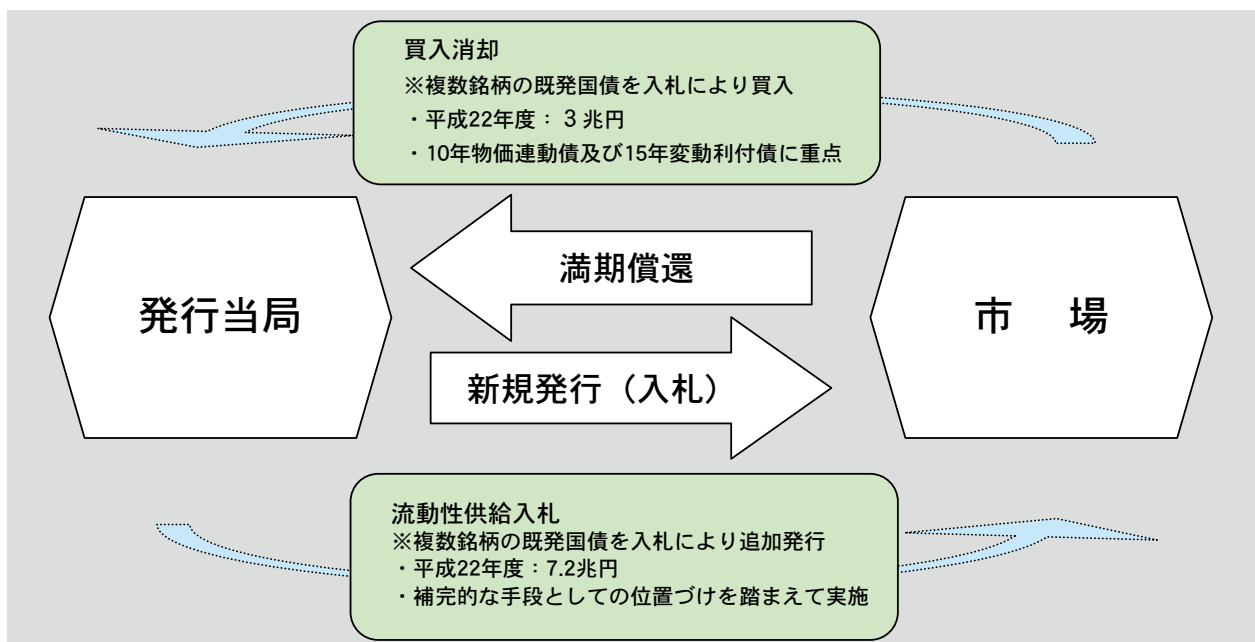
2 国債市場の流動性の維持・向上

国債の確実かつ円滑な発行と中長期的な資金調達コストの抑制を実現する上では、国債市場が、投資家ごとの金利観や投資戦略に合わせて自由に取引を行うことができるだけの十分な流動性を有しているかという点について、発行当局としても強く関心を持っています。

国債流通市場は、国債市場特別参加者（プライマリー・ディーラー）を始めとした仲介業者と様々な投資家で構成され、市場の流動性の維持・向上はそうした市場参加者間の取引に裏付けられた市場の自律的機能によることが基本といえます。従って、発行当局の基本的な役割は、発行段階での金額・年限・銘柄統合等の工夫によってそれを補完することにあります。

しかしながら、平成 20 年 9 月のリーマン・ショック後のように、世界的な金融市場の混乱が生じた場合には、国債市場においても流動性が著しく低下することがあります。発行当局は、そのような状況において、以前から活用していた流動性供給入札や買入消却を機動的に拡充し、国債市場の流動性を下支えしつつ、国債の確実かつ円滑な発行に努めてきました（図 6）。

（図 6） 国債市場の流動性向上



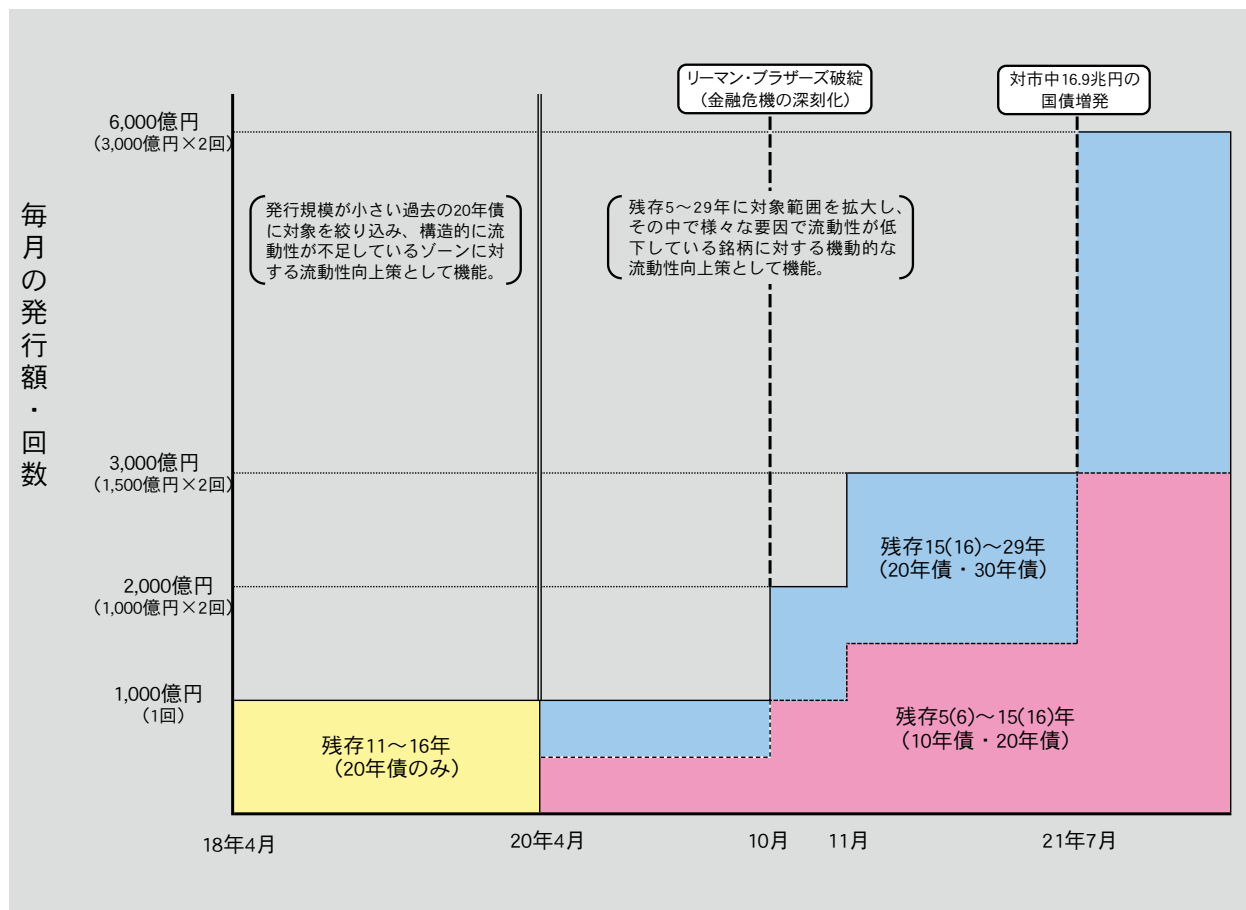
(1) 流動性供給入札

流動性供給入札については、リーマン・ショック後の国債市場の流動性の著しい低下や、予算編成に伴う国債発行計画の見直しに合わせ、その実施を拡大してきました。具体的には、平成 20 年 10 月に従来の月 1 回から月 2 回に実施回数を引き上げたほか、1 回当たりの発行を従来の 1,000 億円から段階的に増額し、平成 21 年 7 月には 3,000 億円としました（図 7）。

こうした取組みについて、「論点整理」では、流動性供給入札が、需給が特に逼迫した銘柄に対する貴重な流動性向上策となっていることや、国債増発の過程では新発債との間で増発の影響を分散させ、資金調達を全体として円滑化する効果があったとされました。一方で、その補完的な手段としての位置付けを明確にする必要があることも指摘されており、市場参加者との間で認識を共有したうえで、今後の規模・頻度・対象等の具体的な方式を検討することが望ましいとされました。

平成 22 年度国債発行計画では、毎月 6,000 億円（年間 7.2 兆円）の発行を予定していますが（具体的な実施方法は、四半期毎に市場の状況を見ながら決定）、4～6 月期については、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会での議論を経て、引き続き残存 5～15 年の 10・20 年債、残存 15～29 年の 20・30 年債についてそれぞれ毎月 3,000 億円ずつ発行することとしています。

(図 7) 流動性供給入札の発行額等の推移



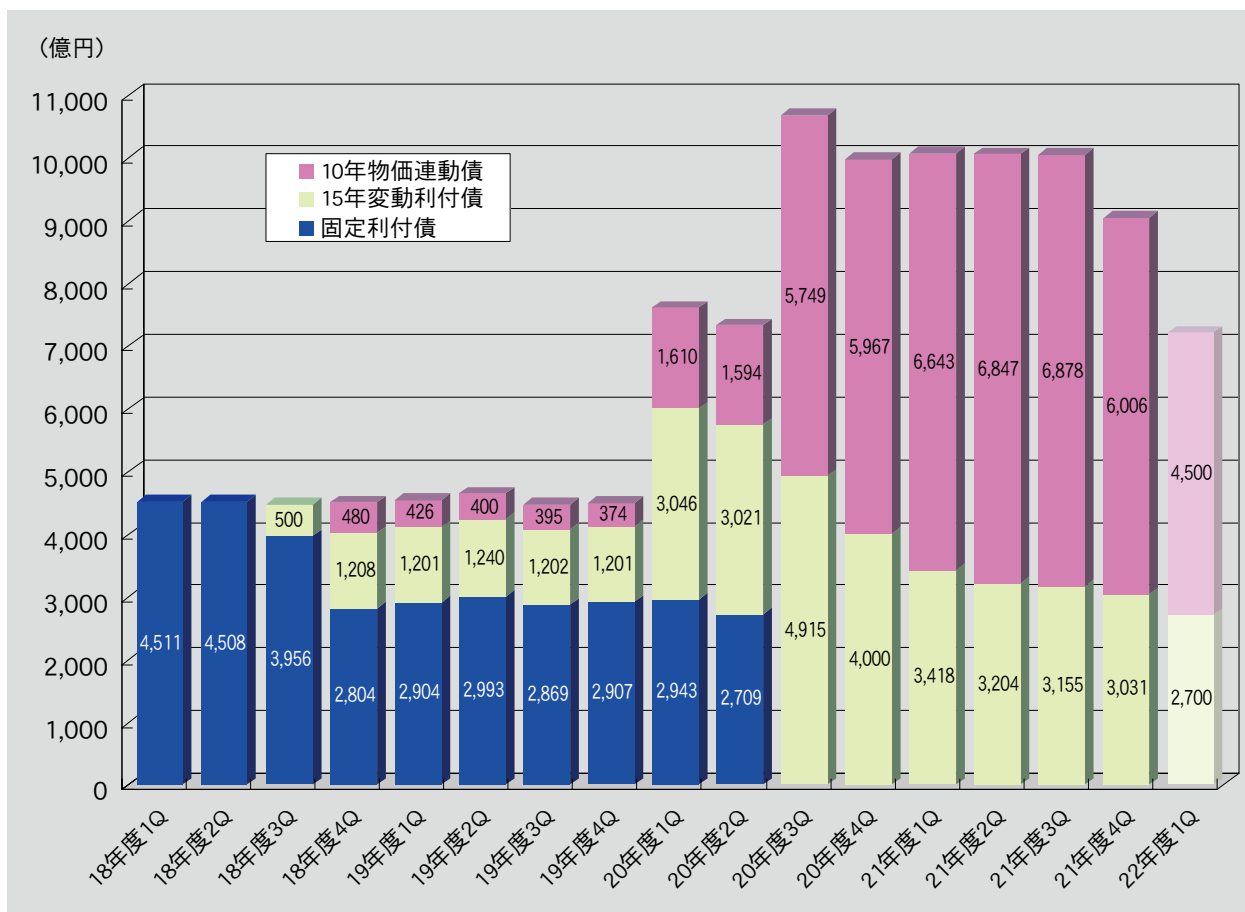
(2) 買入消却

買入消却については、平成14年度から本格的に実施してきた中では、平成20年度に集中していた国債の満期償還の平準化や債務残高圧縮など債務管理上の特別の目的に応じたものもありましたが、リーマン・ショック後は専ら流動性が著しく低下した状況下での需給バランス是正を目的として物価連動債及び変動利付債を対象に実施しています。具体的には、平成20年度下期には両国債の市況の急速な悪化に対応するために、市中からの買入消却の頻度・金額を段階的に引き上げ、平成21年度には年間総額4兆円への増額を国債発行計画において明らかにし、詳細は四半期毎に市場の状況を見ながら決定する形にしました。その結果、平成21年中は各四半期1兆円のペースで継続し、物価連動債と変動利付債への配分は機動的に調整しながら対応してきました(図8、図9)。

こうした取組みについて、「論点整理」では、危機対応として市場の自律的機能を補完する効果があったとされましたが、危機の性質・度合いに照らして過剰な介入とならないことが必要であり、危機の改善に応じて規模等を縮小していく必要があるとの指摘もありました。

こうした議論を踏まえ、平成22年1月から買入消却の減額を開始し、平成22年度の国債発行計画では年間総額3兆円を計上していますが、4～6月期においては物価連動債を4,500億円、変動利付債を2,700億円で合計7,200億円としたところです(図9)。両国債とも図10、11に示す通り、現状市況は回復傾向にありますが、市場の動向を引き続き注意深く見ていくこととしています。

(図8) 買入消却の推移



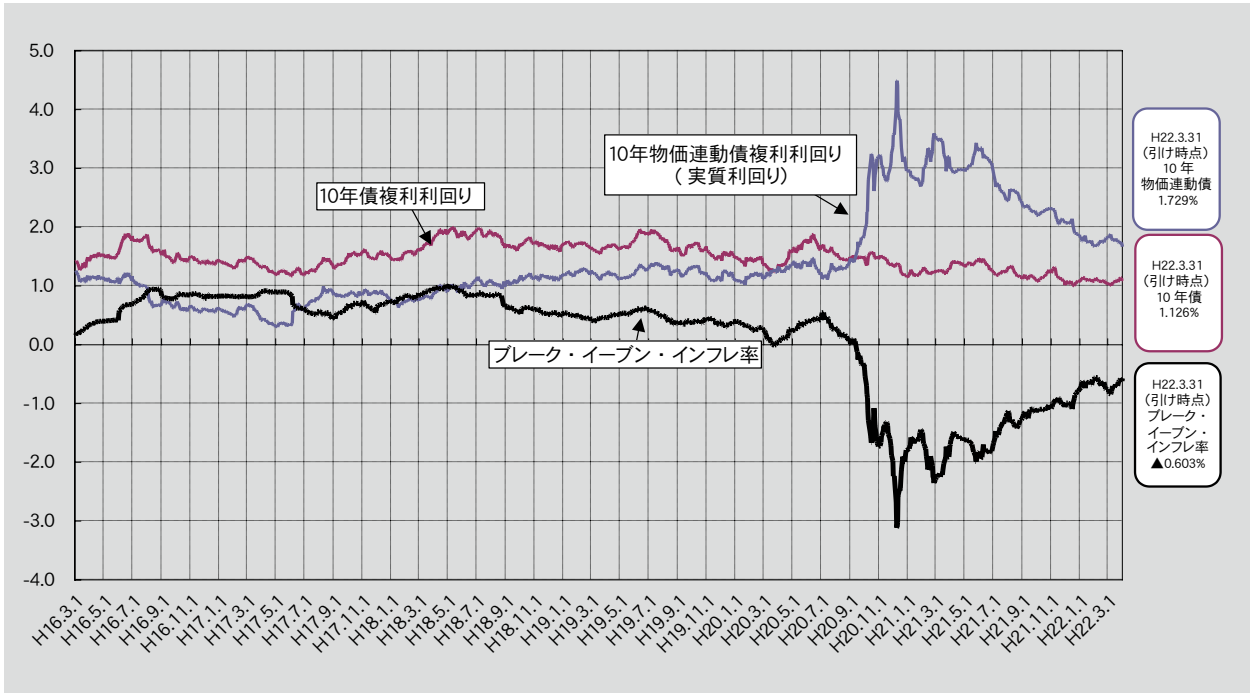
(図9) 平成21年度における買入実績及び平成22年度の予定額

(単位：億円)

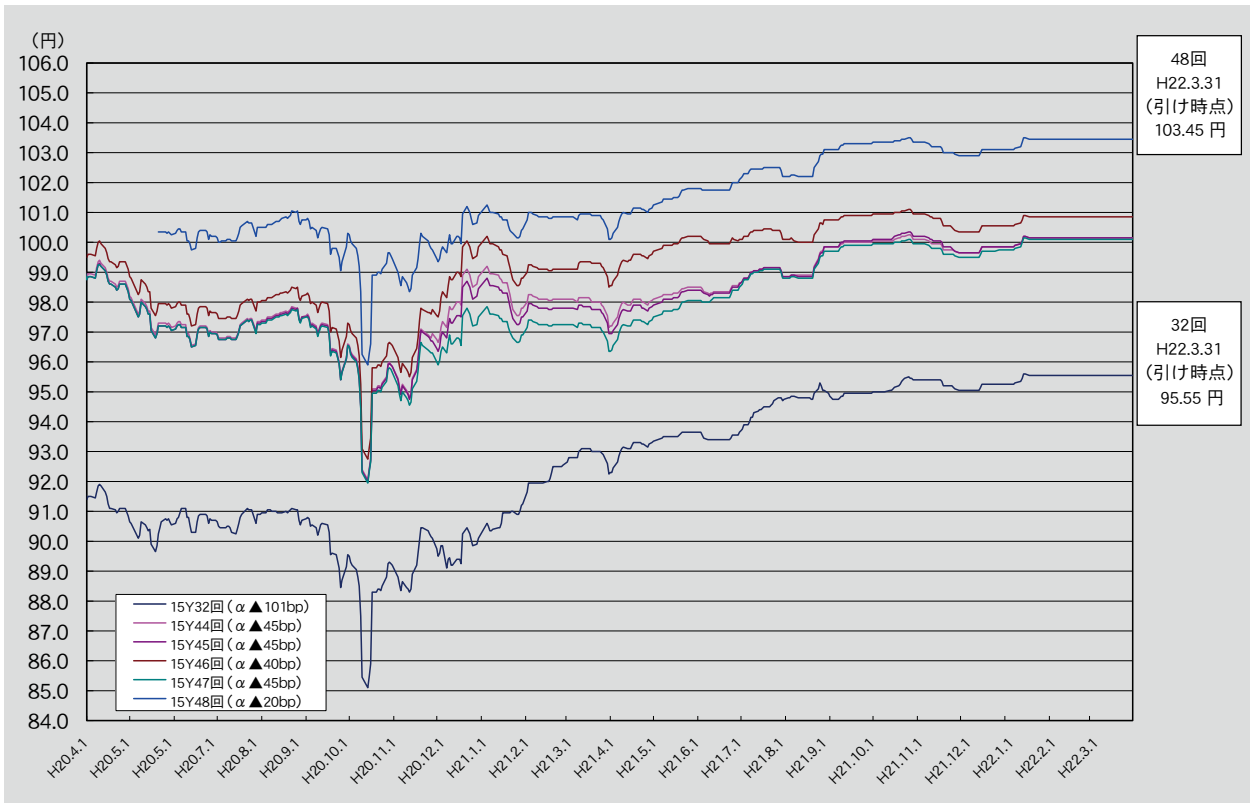
入札月	平成21年度			平成22年度予定					
	固定利付債	15年変動利付債	10年物価連動債	固定利付債	15年変動利付債	10年物価連動債			
4月	—	1,001	2,219	—	900程度	1,800程度			
5月	—	1,402	2,206	—	900程度	900程度			
6月	—	1,015	2,218	—	900程度	1,800程度			
7月	—	1,202	2,220	具体的な配分は市場の状況を見ながら四半期毎に決定					
8月	—	801	2,407						
9月	—	1,201	2,220						
10月	—	971	2,420						
11月	—	1,182	2,015						
12月	—	1,002	2,443						
1月	—	1,005	1,995						
2月	—	1,015	2,007						
3月	—	1,011	2,004						
合計	—	12,808	26,374				3兆円を計上		

(注1) 今後の状況の変化により、入札予定額の変更をすることがある。
(注2) 各申込みの一部又は全部を買い入れないことがある。

(図 10) ブレーク・イーブン・インフレ率 (BEI) の推移



(図 11) 15年変動利付債の価格推移



(1) はじめに

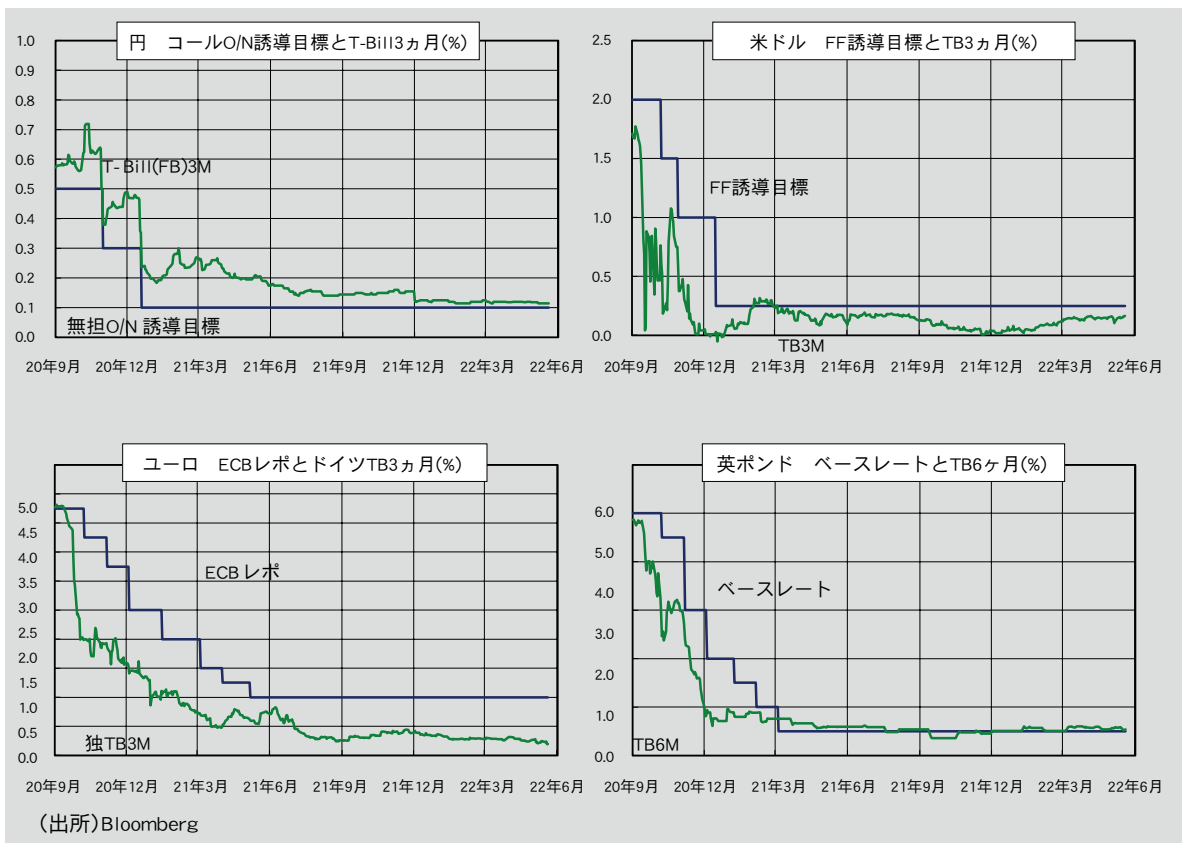
平成 21 年の国債市場は、平成 20 年のいわゆるリーマン・ショック後の市場の混乱への対応策の中で始まりました。平成 20 年末にかけて、主要国で大幅な金融緩和が行われたことを受け、同年 12 月には各国で長期債利回りが大幅低下し、日本国債も同年 12 月 30 日に 10 年債で 1.17%の年内最低水準となりました。このため、結果的に平成 21 年は年明けが利回りの最低水準となりました（なお、欧米の 10 年債利回りは、米国は平成 20 年 12 月 18 日に 2.08%、英国は同年 12 月 31 日に 3.02%、ドイツは平成 21 年 1 月 15 日に 2.89%まで低下しました。）。

(2) 各国中銀の取組み等

各国中央銀行による金利面での金融緩和は、既に平成 20 年 12 月に、日本銀行は 0.10%、FRB (The Federal Reserve Board : 米国連邦準備制度理事会) も 0%から 0.25%と、ほぼ限界的な水準にまで引下げ済みでした。同時点では引下げ余地のあった欧州各国中銀も、平成 21 年に入ってから、追加引下げを行いました（英国銀行は平成 21 年 3 月に 0.5%まで、欧州中銀は同年 5 月に 1.0%まで引下げ）（図 1）。

政策金利の引下げによる金融緩和に加え、各国は非伝統的な金融緩和も実施しました。FRB は、「信用緩和」を目的として、平成 20 年 9 月から政府系機関債の買い入れ、平成 21 年 1 月からモーゲージ債 (MBS)、同年 3 月から国債の買い入れをそれぞれ開始しました。英国銀行は、「量的緩和」として平成 21 年 3 月から「資産購入プログラム」(国債・社債・コマーシャルペーパー (CP) の買い入れ) を実施しました。日本銀行も、平成 21 年 1 月から CP の、同年 3 月から社債の買い入れをそれぞれ開始し、同じく 3 月には国債買入額を増額しました。欧州中銀も、平成 21 年 6 月にカバードボンドの購入を発表しました。これらの施策の市場への影響については、米国では MBS 買い入れの発表が平成 20 年 11 月 25 日に行われ、同年 12 月 1 日にはバーナンキ FRB 議長が国債買い入れを示唆する発言（正式な発表は同年 12 月 16 日の連邦公開市場委員会)をしたことも受け、平成 20 年 12 月にかけて長期債の利回りが大幅に低下しましたが、

(図 1) 諸外国の政策金利と短期金利の推移



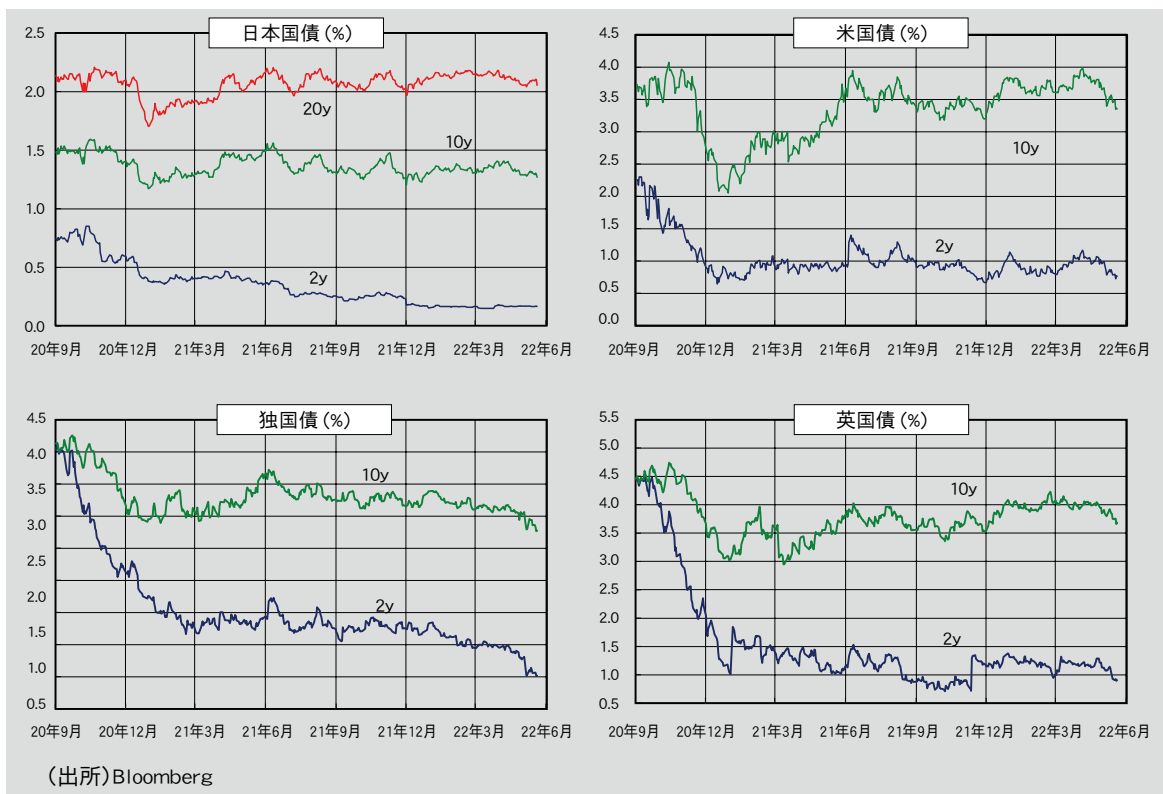
実際に買い入れが実施された平成21年に入ってから、逆に長期債利回りは上昇に転じました(図2)。しかし、平成21年中の長期債利回りは、各国とも年間を通じて比較的狭いレンジ内に留まりました。その背景として、上述の国債買い入れを含む金融政策があったと言われています。

また、各国中央銀行は、市中金融機関への資金の無制限供給(担保の範囲内)を行いました。FRBは、既に平成20年3月からプライマリー・ディーラー向け無制限供給(PDCF)を実施しており、欧州中銀も、既に同年10月から市中銀行向けの無制限供給を実施していました。日銀も、平成20年12月に新型オペのアナウンスを行い、平成21年1月8日から期間3ヵ月程度の無制限供給(企業金融支援特別オペ)を開始しました。これらの施策の市場への影響として、各国とも短期債利回りは平成21年中を通じて概ね1%割れの水準で推移しました(図1)。2年程度までの中期債利回りについても、前述した長期債利回りのような反転上昇もなく、大幅に低下したまま低位安定が続きました(図2)。なお、日本では、企業金融支援特別オペの担保に国債が含まれない一方でCPが含まれたことから、CP発行利回りが限りなく0.10%に近づき、3ヵ月物の短期国債(T-Bill)の利回りを下回る「官民逆転」が起きました。

その後、市場の安定を受けて、各国の中央銀行は、非伝統的政策の縮小を始めました。FRBは、国債買い入れを平成21年10月末まで延長した上で、終了しました。政府系機関債とMBSの買い入れは、平成21年9月の発表で、買入ペースを落とすとともに終了時期を当初予定の平成21年12月末から平成22年3月末に延長され、予定通り終了しました。また、各種の流動性供給措置については、平成21年6月に、プライマリー・ディーラー向け無制限供給(PDCF)を含む一部の措置については終了時期を平成22年2月1日まで延長した一方、その他の措置については休止や規模縮小を行いました(延長された各種措置は平成22年2月1日に予定通り終了しました)。英国銀行は資産購入プログラムの上限額を平成21年8月と同年11月に増額しましたが、平成22年1月には上限額に達して終了しました。欧州中銀は、無制限資金供給オペについて、平成21年11月に1年物の同年12月での終了を発表し、予定通り終了しました。平成21年12月には6ヵ月物の平成22年3月末での終了と1週間物の平成22年4月13日までの継続を発表し、それぞれ予定通り終了しました。日本銀行は、平成21年10月、CP買い入れ・社債買い入れは予定通り平成21年末で終了、企業金融支援特別オペは平成22年3月末まで延長の上、終了すると発表し、それぞれ予定通り終了しました。一方、平成21年12月には、新しい固定金利方式の資金供給オペ(金額制限あり)が導入されました(同オペは平成22年3月に増額されています)。

平成21年12月には「金融政策の正常化」の発表が相次いだため、英、米、独の長期債利回りは総じて上昇しました。特に国債買い入れが終了した米国と終了が確定した英国において、平成22年に入ってから長期債(10年債)利回りは平成21年内の水準と比べて高止まりし

(図2) 諸外国の国債利回りの推移



ています。こうした動きは、日本国債にも波及し、平成21年12月以降には超長期債（20年債）利回りが若干上昇しました（20年債は、平成21年11月の2.0%台から同年12月には2.1%台へ上昇しました。（図2））。

(3) 各国政府の取組み等

金融緩和と並行して、各国政府は大規模な景気刺激策を実施しました。代表的なものとしては、自動車買換え支援策が欧州、日本、米国で実施されました（米国は平成21年8月で、欧州各国は平成21年末までに終了。日本は平成22年9月末まで）。こうした施策もあり、各国の鉱工業生産はリーマン・ショック後の急減した水準から徐々に回復し、上述の金融緩和と相俟って株価の回復の背景となったと考えられています。

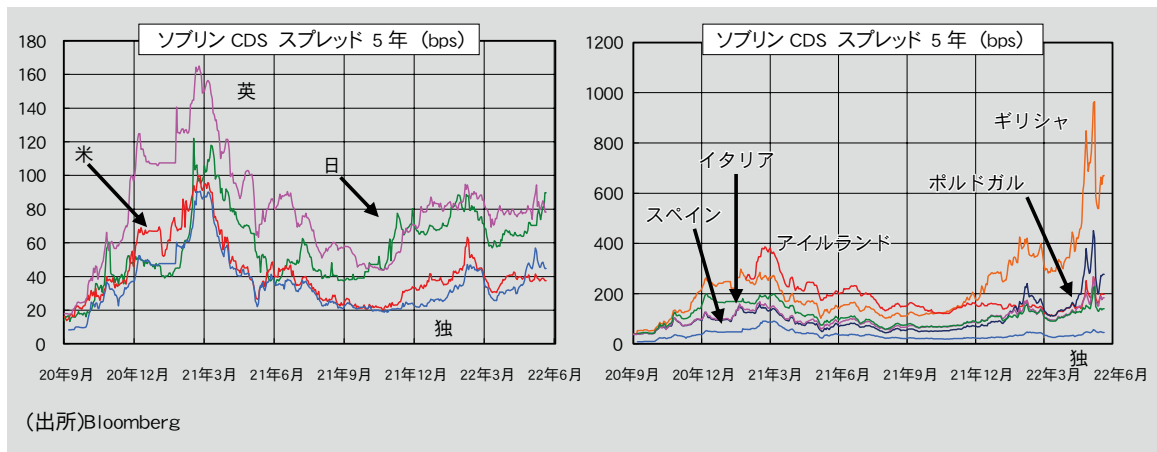
他方、経済対策の財源を確保するために、各国とも国債の大量発行を行ったため、各国の債券市場には供給圧力がかかり、市場では長期債利回りの上昇要因と認識されたと考えられています。各国政府による国債の大量発行は財政赤字の大幅拡大を意味しており、これに関して、ユーロ圏諸国では、特に独、仏、伊のような主要国以外のユーロ圏諸国において、GDP対比の財政赤字比率が大きく上昇した国が出てきており、国債の信用度の格差といったいわゆる「ソブリン・リスク」に注目が集まりました。ユーロ圏諸国は、同一通貨で同期間の国債であっても、国によって利回りの格差がありますが、これが急拡大し、特にユーロ圏で同じく財政悪化に直面している国に焦点が当たりました。この格差は、平成20年のリーマン・ショックによる信用不安時に大幅に拡大し、その後平成21年8月にかけて順調に縮小していましたが、同年9月以降はソブリン・リスクが市場で意識され、再び急速に拡大しました。なお、各国国債のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）の спреッド（LIBORに対する上乗せ利回り）が、利回り格差と同様の動きをし、通貨の異なる国（非ユーロ圏の日米英など）とのソブリン・リスクの比較も容易であることから、市場では注目されました（図3）。

特にギリシャは、平成21年10月の政権交代後に財政統計に関する問題が明らかとなったことを機に、 спреッドが大きく拡大しました（図3）。平成21年12月には格付会社がギリシャ国債の格付けを引き下げたため、拡大に拍車がかかりましたが、平成22年2月11日にEU首脳会議が「ユーロ圏加盟国は、必要な場合には、ユーロ圏全体としての金融安定のため、断固とした協調した対応をとる。」との声明を出したことで、いったんは沈静化しました。同会議は平成22年3月26日にギリシャ支援の枠組み（ユーロ圏各国と国際通貨基金（IMF）の協調）を発表（詳細な条件は同年4月11日に発表、総額450億ユーロ）したものの、市場には同年5月19日に到来するギリシャ国債償還への懸念が広がり、 спреッドは再び急拡大しました。ギリシャ政府は平成22年4月15日にEUとIMFに支援を正式に要請しましたが、同年4月下旬には格付会社がさらに格付けを引き下げ、ユーロ圏各国とIMFは同年5月2日に支援額の大幅増額（総額1,100億ユーロ）を決定しました。更に平成22年5月10日には、ユーロ圏全体に対する「欧州安定メカニズム」の設立（総額7,500億ユーロ）を決定し、欧州中銀も同日にユーロ圏各国国債の買い入れを行うことを発表し、 спреッド拡大に歯止めがかかりました。欧州中銀は同時に、資金の無制限供給を再開しました。これらの一連の動きの中で、米、独の国債は「質への逃避」の対象として買われたため、利回りは平成22年4月以降は顕著に低下し、その影響で日本国債の利回りも低下しました（図2）。

(4) 投資家動向について

日本の国内投資家の国債への需要は、資金需要不足と大量資金供給を背景に、旺盛でした。

(図3) 諸外国のCDS スプレッドの推移



特に銀行セクターからの需要については、国債市場の動向に大きな影響を与えたものと考えられています。銀行セクターは、平成20年末にかけては信用不安に伴う直接金融市場の縮小に伴い、貸出が大幅に増加したものの、平成21年に入ってからはその反動もあって貸出が顕著に減少した一方で、預金は増加したため、債券運用への需要は高い状態が続いたものと思われます。また、平成20年の市場の混乱や、国際決済銀行（BIS）によるリスク管理強化の方針、導入予定の国際会計基準に伴う不透明感などにより、リスクに慎重な投資姿勢となった可能性が考えられています。

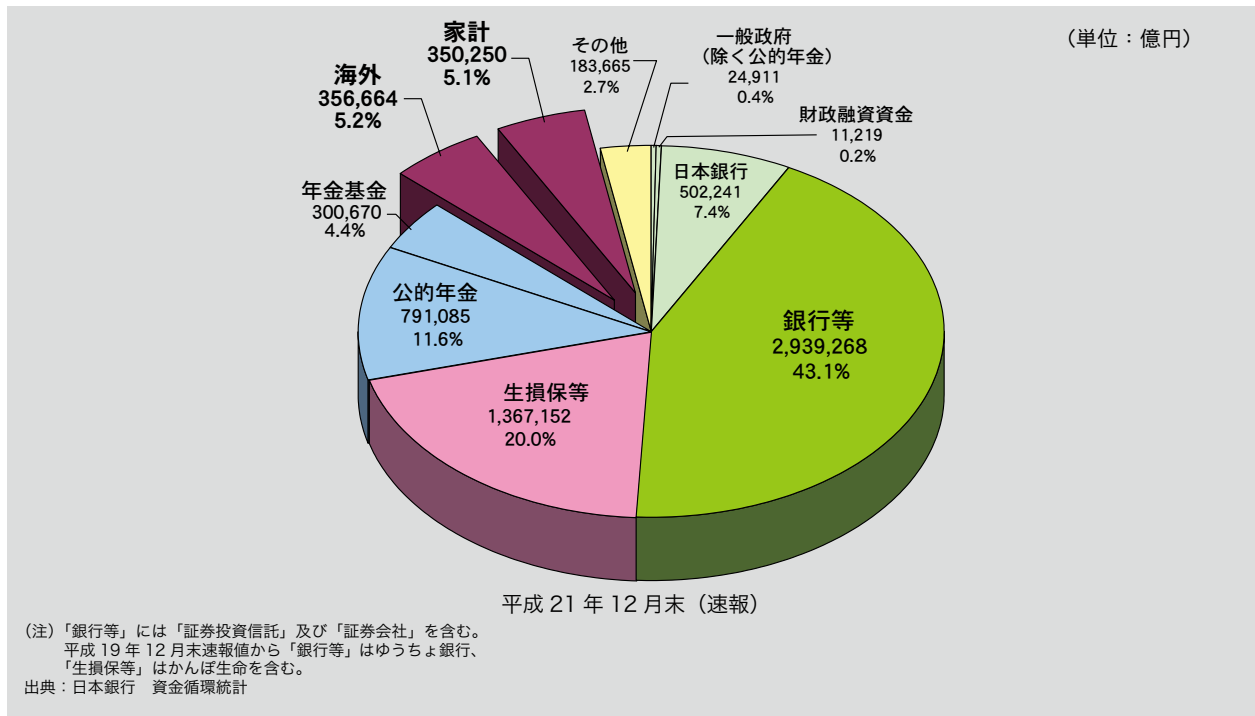
なお、銀行が主な投資対象としない超長期国債については、20年国債の平成21年4月から平成22年5月の14回の入札のうち11回について利率が2.1%となるなど、利回り変動が極めて小さなものに留まりました。この背景には、会計基準変更を視野に入れた生命保険、損害保険といった保険会社による超長期債への根強い需要があった模様です。

3 保有者層の多様化

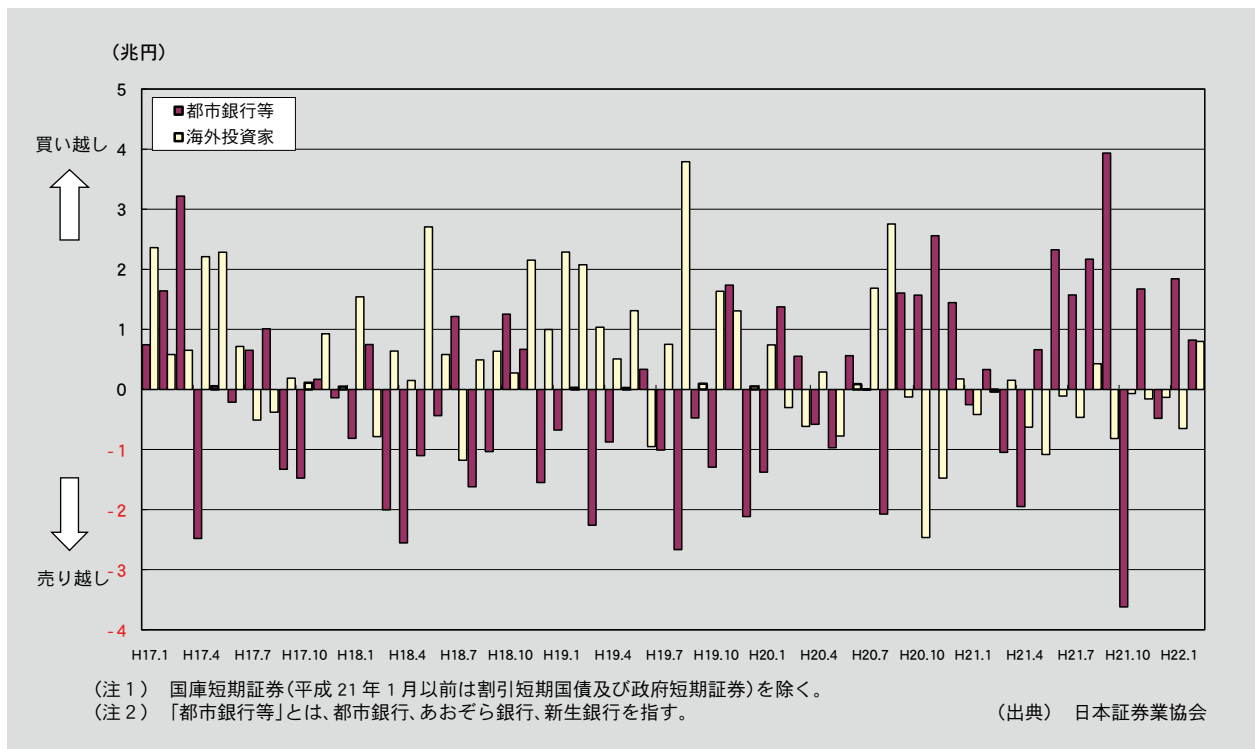
現在、わが国は多額の国債残高を抱えており、幅広い投資家層が国債を保有することにより、国債の安定消化を図ることが重要な課題となっています（図12）。

わが国の国債保有構造は、銀行等の金融機関の保有割合が高く、市場の状況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方向に流れがちな傾向にあるとの指摘もあります。そこで、長期安定的な投資家である保険会社・年金基金等や、銀行等の金融機関と投資行動が異なる個人や海外投資家（図13）による国債保有の促進に取組み、国債の保有者層の多様化を図ってきました。

(図12) 国債の所有者別内訳



(図13) 都市銀行等と海外投資家の国債投資行動



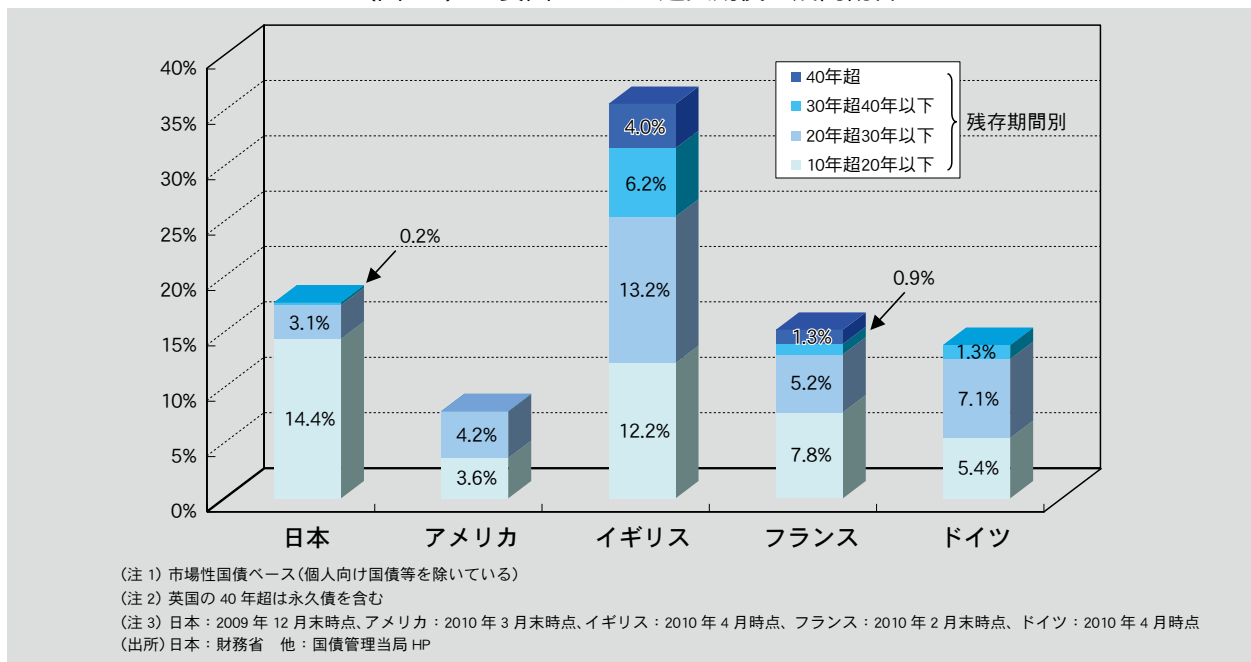
(1) 超長期債市場の育成

保険会社、年金基金等は機関投資家の中でも長期安定的な投資家として位置付けられています。こうした長期安定的な投資家から強いニーズのある超長期債を発行することは、発行当局から見れば平均残存年限の長期化により将来の借換債の発行額の抑制につながり、有益な施策といえます。欧州では、年金基金や保険会社に対する資産・負債の期間に関する情報開示や健全性規制の強化が契機となり、例えば英・仏では40年債、50年債が発行されるなど、超長期債の発行は主要国において定着しています。わが国でも、グローバルな時代の流れを受けて年金・保険債務の時価会計の導入が検討され、関係する機関投資家の間で資産・負債のミスマッチ解消の観点から負債のデュレーションに合わせた長期運用のニーズが高まったため、発行当局は既に毎月発行となっていた20年債に加え、近年では30年債の発行本格化や40年債の発行開始など、市場の育成に努めています。「論点整理」においても、超長期債市場の育成に向けた取組を続けていくことが必要と指摘されています。

平成22年度国債発行計画では、30年債は1回6,000億円ずつ年8回で合計4.8兆円、40年債は1回3,000億円ずつ年4回で合計1.2兆円の発行を予定しています。その際、市場の流動性も十分に確保するため、それぞれリオープン形式で発行することとしています（30年債は年間2銘柄、40年債は年間1銘柄）。

更に、超長期債市場の育成に伴い、新発債以外（オフザラン）の銘柄に対する投資家の需要の高まりを指摘する声も聞かれます。過去に発行した20年債や30年債については、銘柄毎の発行額が相対的に少ないため、オフザラン銘柄の取引の円滑化にも寄与する対応として、流動性供給入札により20年債や30年債の既発債の一部を追加発行しています。

(図14) 主要国における超長期債の残高割合



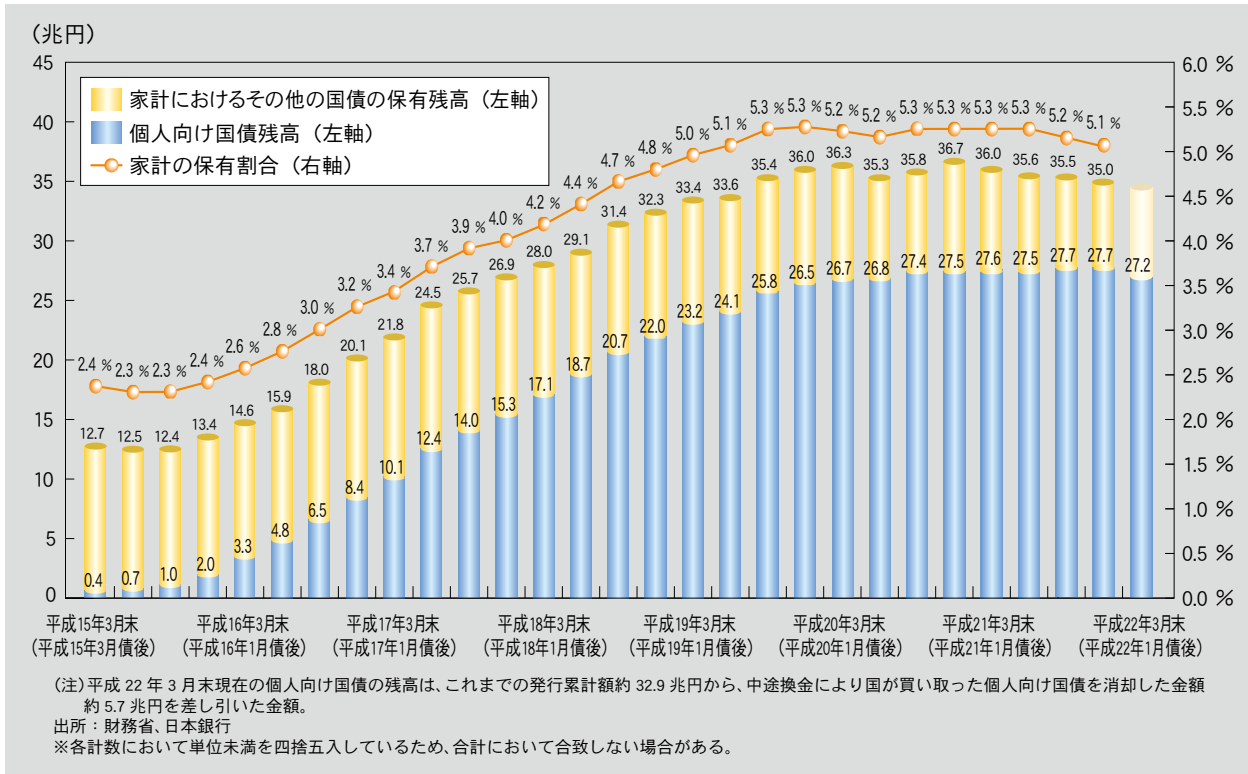
(図15) 30年債及び40年債の発行状況 (平成19年度以降)

	30年債		40年債	
	回数	計	回数	計
平成19年度	6,000億円×4回	計2.4兆円	1,000億円×1回	計0.1兆円
平成20年度 (2次補正後)	6,000億円×4回 5,000億円×1回	計2.9兆円	2,000億円×3回	計0.6兆円
平成21年度 (2次補正後)	5,000億円×2回 6,000億円×5回	計4.0兆円	2,000億円×1回 3,000億円×3回	計1.1兆円
平成22年度	6,000億円×8回	計4.8兆円	3,000億円×4回	計1.2兆円

(2) 個人投資家の国債保有（新商品の検討等）

平成18年1月の5年固定金利型個人向け国債の導入、平成19年10月の新型窓口販売方式の導入、平成20年4月からは個人向け国債の中途換金調整額を20%軽減するなど個人の国債保有促進のための施策を実施した結果、家計の国債保有割合は5%台まで増加し、諸外国に比して特に遜色ない水準となっているものの、最近では金利水準の低下等から販売が低迷しており、5%台前半で頭打ちとなっています（図16、17）。

(図16) 個人の国債保有額の推移



(図17) 国債等所有者別内訳（各国比較）

	政府		中央銀行		金融機関等		海外		個人		その他		合計
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
日本 (2009年12月) (億円)	827,215	12.1%	502,241	7.4%	4,607,090	67.5%	356,664	5.2%	350,250	5.1%	183,665	2.7%	6,827,125
アメリカ (2009年12月) (億ドル)	8,252	10.6%	7,766	10.0%	15,447	19.8%	37,132	47.7%	7,952	10.2%	1,271	1.6%	77,819
イギリス (2009年12月) (億ポンド)	3	0.0%	2,514	29.4%	3,513	41.1%	2,435	28.5%	64	0.7%	24	0.3%	8,555
ドイツ (2009年9月) (億ユーロ)	5	0.0%	44	0.3%	4,396	26.6%	8,857	53.6%			3,217	19.5%	16,520
フランス (2009年6月) (億ユーロ)	676	3.2%	481	2.3%	11,838	56.8%	7,234	34.7%	424	2.0%	198	0.9%	20,848

(注1) 各国の国債等の内訳は以下のとおり。
日本：普通国債、財投債、アメリカ：政府勘定向け(年金等)に発行する非市場性国債を除く連邦債、イギリス：国債(ギルト・短期国債)、ドイツ：国内債券(地方債等含む)、フランス：ユーロ圏建設長期債
(注2) 各国で所有者の分類が異なっているため、各所有者に含まれる内訳は必ずしも一致しない。日本の「政府」には、財政融資資金も含む。「金融機関等」には、郵便貯金、簡易生命保険も含む。
(注3) アメリカは額面ベース、その他は時価ベース。
(注4) イギリスの「中央銀行」には一部金融機関も含む。
(注5) 単位未満は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。各計数は速報値。
(出典) 日本：資金循環統計(日本銀行)
アメリカ：Flow of Funds Accounts of the United States (Federal Reserve Board)
イギリス：United Kingdom Economic Accounts (Office for National Statistics)
ドイツ：Deutsche Bundesbank Monthly Report (Deutsche Bundesbank)
フランス：Annual Financial Accounts (Banque de France)

こうした状況の下、平成23年1月から5年債（固定金利型）の満期償還が始まることも踏まえ、今後、更に個人の国債保有を促進すべく、個人投資家のニーズが高いと考えられる年限の短い新商品（3年固定金利型）を平成22年7月より毎月発行（募集は6月より）することとしています。

更に、「論点整理」において、

- ① 既存商品について金利設定方法や中途換金制度の商品性の見直し、
- ② 全ての商品について、四半期毎の発行を3年債同様毎月発行とすること、
- ③ より短期の年限や物価連動債といった商品を導入すること、

などのような指摘があることも踏まえて、個人投資家の保有促進の観点から、取扱機関の意見も踏まえつつ、幅広く検討していくこととしています。

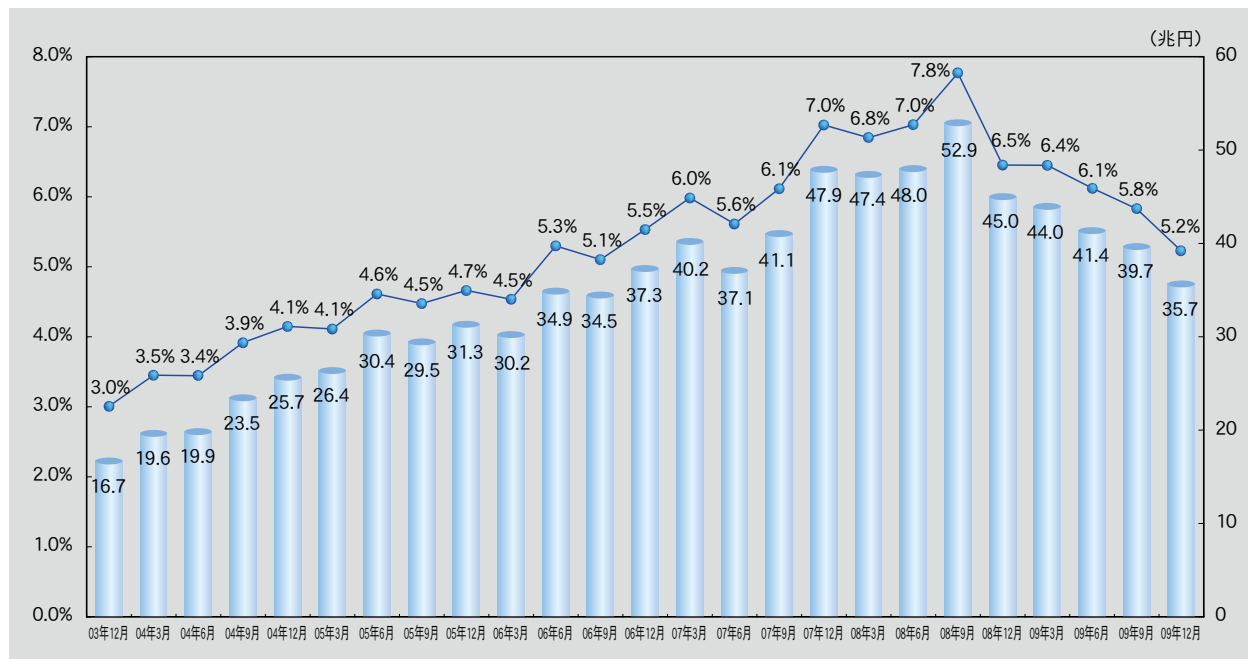
(3) 海外投資家層の国債保有について

海外投資家の保有促進については、平成17年1月以降、米国、欧州、アジア・大洋州、中東、北欧・ロシアにおいて、国債に係る海外説明会を実施し、日本国債や経済・財政状況等について海外投資家に対して直接説明し、これらの理解を促すことに努めてきました。こうした努力もあり、海外投資家の国債保有額は国債に係る海外説明会実施以前と比較して増加しています。なお、平成20年9月以降は減少していますが、これは金融危機の影響が考えられます（図18）。

なお、これまでの国債に係る海外説明会では、多人数を対象とした「日本国債セミナー」を多く実施してきており、各国投資家の間で日本国債の理解も相当程度深まってきていると考えております。他方、投資家ごとに直接対話することによって、投資家ニーズのよりきめ細かい把握とそれへの対応が可能となり、日本国債の更なる理解にとって有意義なものになるという考えのもと、最近では、個別投資家訪問を中心に据えた説明を実施しています。

また、「論点整理」において、安定的に国債を保有する傾向が強い年金基金、生命保険、中央銀行等を重視し、ネットワークを構築・維持することが重要との指摘を踏まえて、これらの投資家により重点的に訪問を行うとともに、引き続き国債発行計画の策定や変更、その他国債管理政策に係る重要な情報を発信する際には、英語版プレスリリースを日本語版と同時に公表するほか、日本国債ニュースレターやメール等を通じて機動的に海外投資家に対して情報発信を行っていくこととしています。

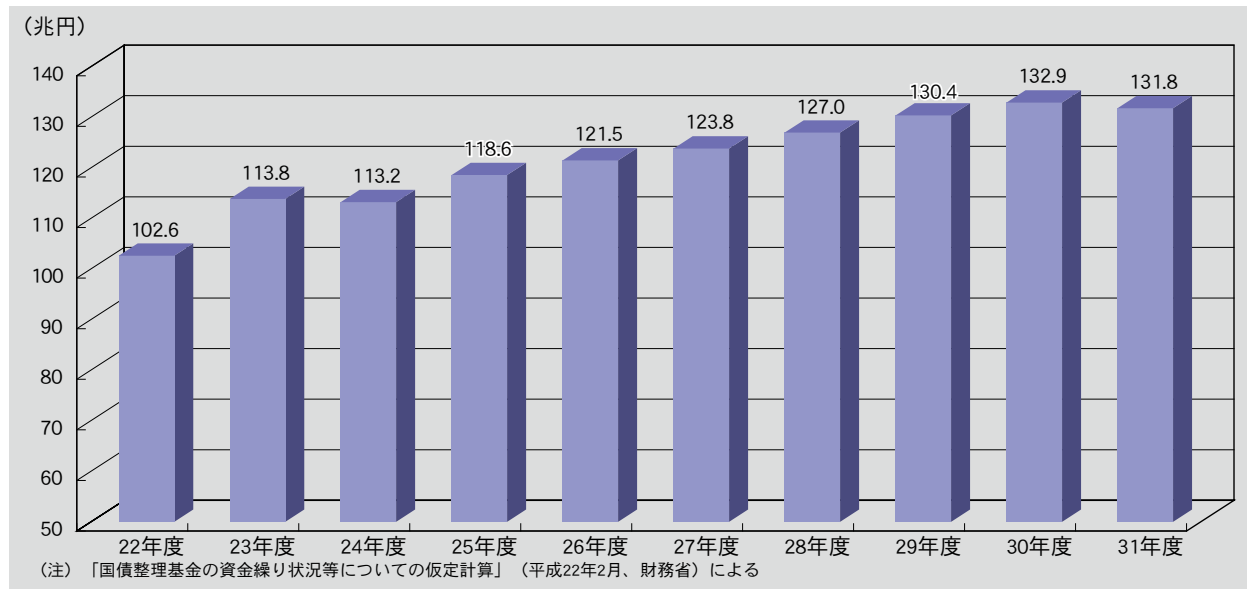
(図18) 海外の国債保有割合の推移



4 国の債務管理の進展

近年、国債の年限の多様化・長期化等により、将来の借換需要を平準化し、借換リスクを抑制するように努めてきました（図19）。今後とも将来の借換リスクを抑えるような債務管理を行っていく必要があります。また、借換リスクの他にも金利変動リスクなど様々なリスクに対応することが必要です。

（図19）今後の借換債発行額のイメージ

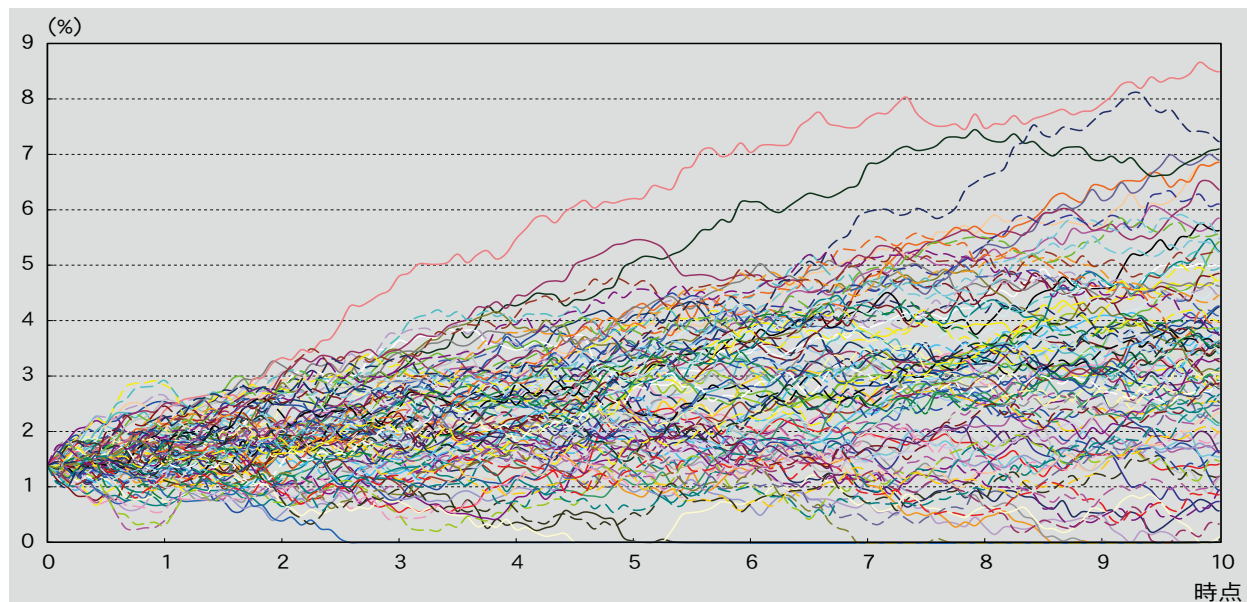


(1) コスト・アット・リスク分析

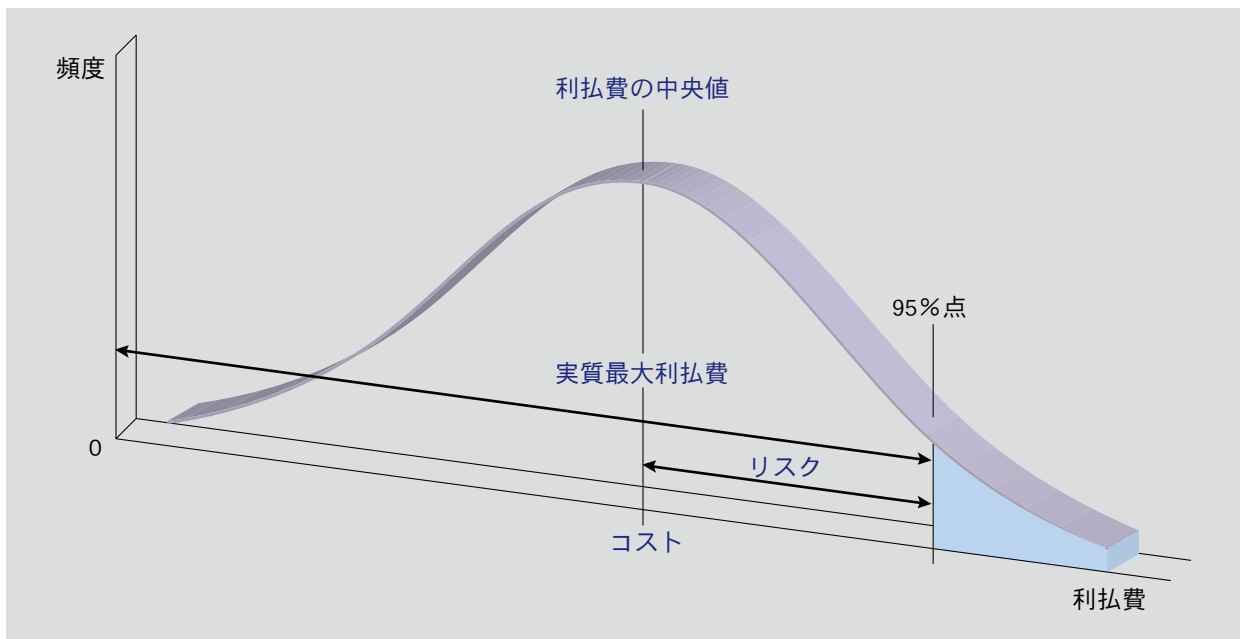
国債管理政策を行う上で、将来にわたる金利変動はリスク（不確定要因）であり、中長期的視点から資金調達コストを抑制するためには、こうしたリスクをできるだけ確に把握し、管理することが重要です。財務省では、国債満期償還・借換債発行が特定の年度に過度に偏らないようにしたり、国債発行計画において短期・中期・長期・超長期にわたりバランスの取れた満期構成としたりすることに加え、コスト・アット・リスク（以下、「CaR」と表記します。）分析の手法を用いて金利変動リスクを定量的に分析・把握し、その管理に努めています。

CaR分析では、将来にわたる金利変動パターンについて確率的な金利モデルに基づきシミュレーションすることにより、利払費の中央値（コスト）や利払費の分布の幅の大きさ（リスク）を計測します。

（図20）金利変動パターン（10年金利・イメージ）

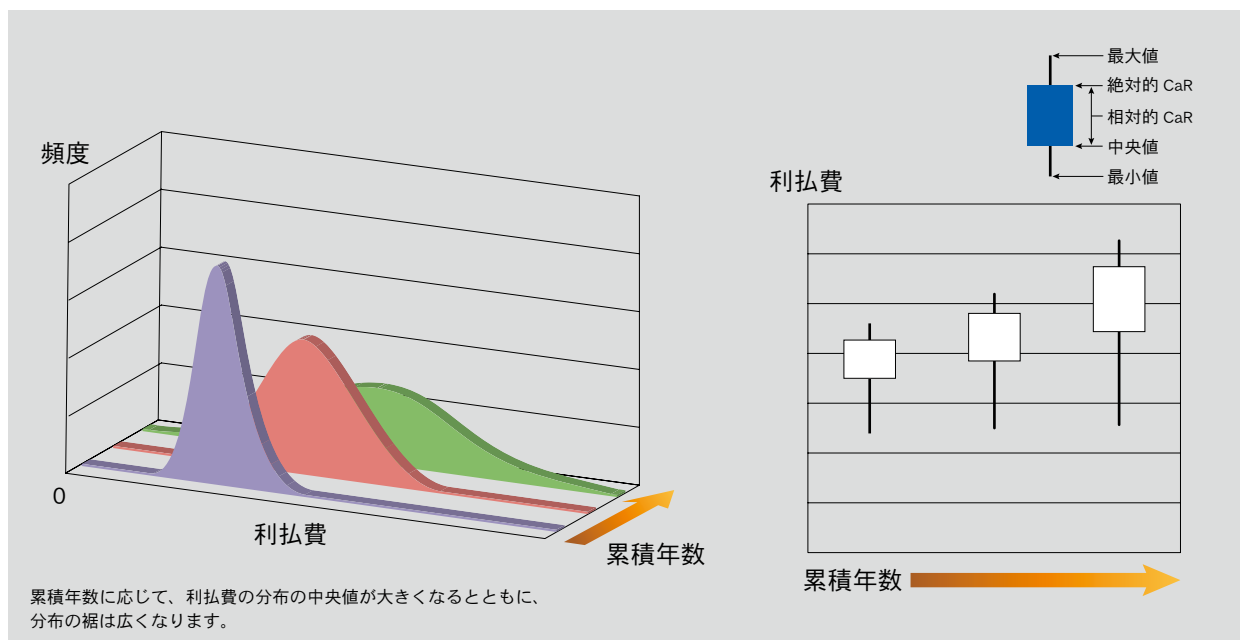


(図 21) CaR 分析における利払費の分布 (イメージ)



(注) 実質最大利払費とは、極端な例を除いた推定最大利払額のことであり、95%の確率で利払費はこの範囲に収まります。

(図 22) CaR 分析における利払費の累積分布の推移 (イメージ)

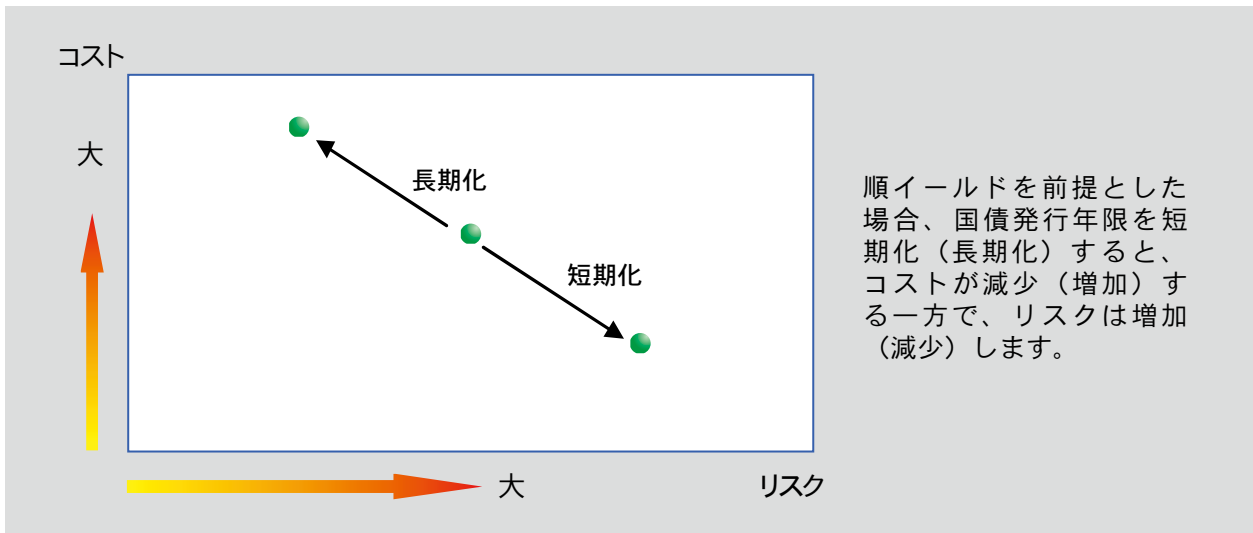


CaR 分析において、前提とする国債発行計画のパターンを複数設けて分析し（国債発行年限を短期化するケース、長期化するケース等）、それぞれのパターンにおける中長期的なコストとリスクとの関係を比較すること等によって、国債発行計画を検討する上での参考にすることができます。

こうした比較を行った場合、通常、イールド・カーブは右上がりであることから、これを前提とする限り、国債発行年限を短期化した方が利払費（コスト）を低く抑えられます。しかしながら、国債発行年限を短期化した場合、借換えの頻度が高くなることから、金利の不確実性（リスク）に晒される可能性が高くなります。こうしたコストとリスクの背反関係は、CaR 分析によっても定量的に示すことができます。

すなわち、国債発行年限を短期化した場合と長期化した場合における、特定年度のコストとリスクのトレードオフは、通常、図 23 のようになります。

(図 23) 国債発行の満期構成によるコストとリスクとの関係 (イメージ)

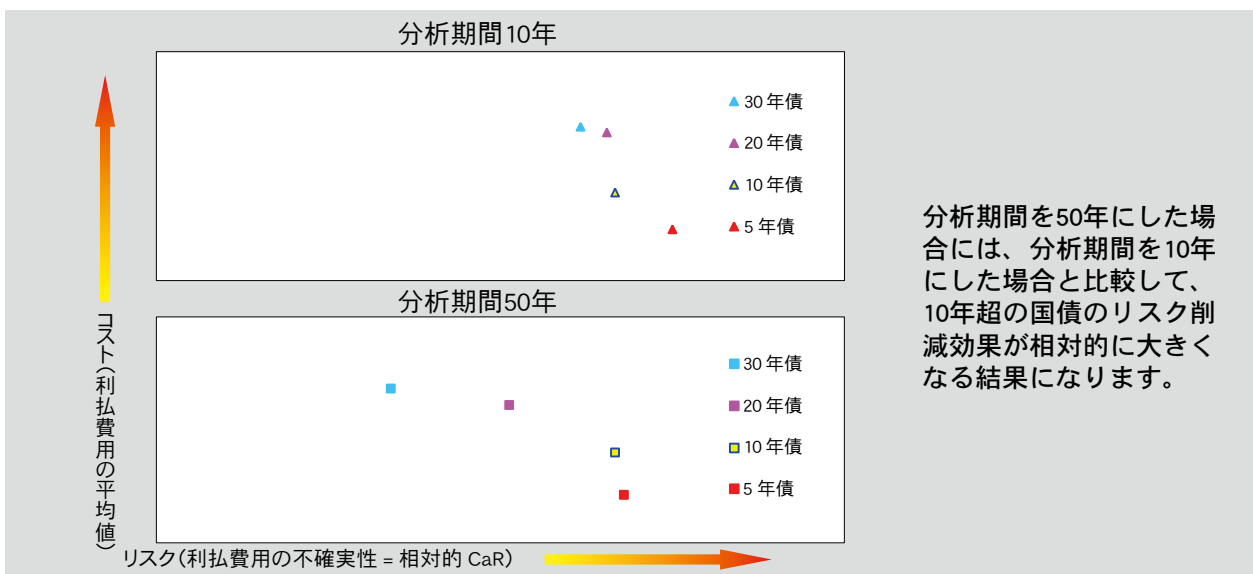


ただし、CaR 分析は、将来にわたる金利変動パターンについて用いる金利モデルや、将来の新規財源債の発行額や銘柄構成、借換債の発行割合、分析期間等の前提の置き方によって結果が大きく異なり得ることに注意が必要です。

例えば、10年超の国債を発行する場合のコストとリスクの関係は分析期間10年では必ずしも正しく捉えきれない可能性があります。最近の超長期債の発行割合の上昇を踏まえて、分析期間が10年の場合と50年の場合を比較しました(図24)。こちらは特定年限の国債のみを毎年一定額新規発行(償還時には同一年限の借換債を発行)すると仮定した場合のシミュレーション結果です。この結果から、超長期債のリスクは分析期間を長期化することにより中長期債のリスクに比べて相対的に小さくなるのが確認でき、分析期間10年では10年超の超長期債のリスクが相対的に過大に評価される形になることがわかります。ただし、分析期間の長期化は分析期間に応じた将来の金利予想シナリオが必要となります。分析期間をあまり長期化しすぎると将来の金利予想シナリオの信頼性が問題となり、分析結果自体の信頼性も低下することから、将来の金利予想シナリオの信頼性を考慮の上、目的に合わせて分析期間を設定する必要があるものと考えられます。

また、国債費は金利変動以外にも財政状況その他の要因によっても変動し得る点にも留意が必要です。したがって、定量的な分析を行うことによって、直ちに将来にわたる利払負担や国債発行のあり方が導かれるわけではなく、こうした分析は、あくまでも国債発行計画の策定や既発国債の管理を行うための一つの参考として用いられるべきものです。

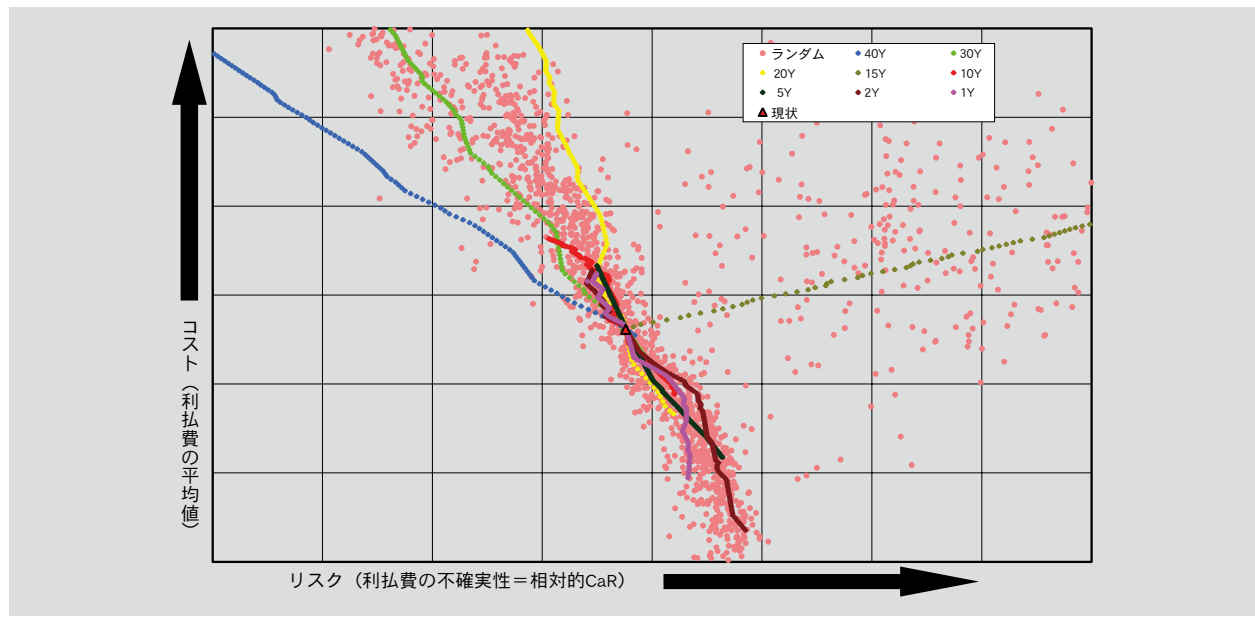
(図 24) CaR 分析における分析期間の影響 (イメージ)



平成22年度国債発行計画策定の際に、CaR分析による利払コストとその金利変動リスクの定量的な分析をひとつの参考として使用しました。

発行割合の変更による影響を見るために、発行割合を変更させた場合のコストとリスクを分析しました（図25）。その結果、現在の発行計画よりもコストとリスクが低い発行計画は数パターン存在しましたが、それらの発行割合は、投資家需要及び既存商品の流動性を一定程度確保するという観点からは、実現が難しいものとなっています。平成22年度国債発行計画（発行割合）はコストとリスクの観点からも妥当なものであると言えるでしょう。

（図25）CaR分析結果（発行割合の変更による影響）



(2) 金利情報の提供

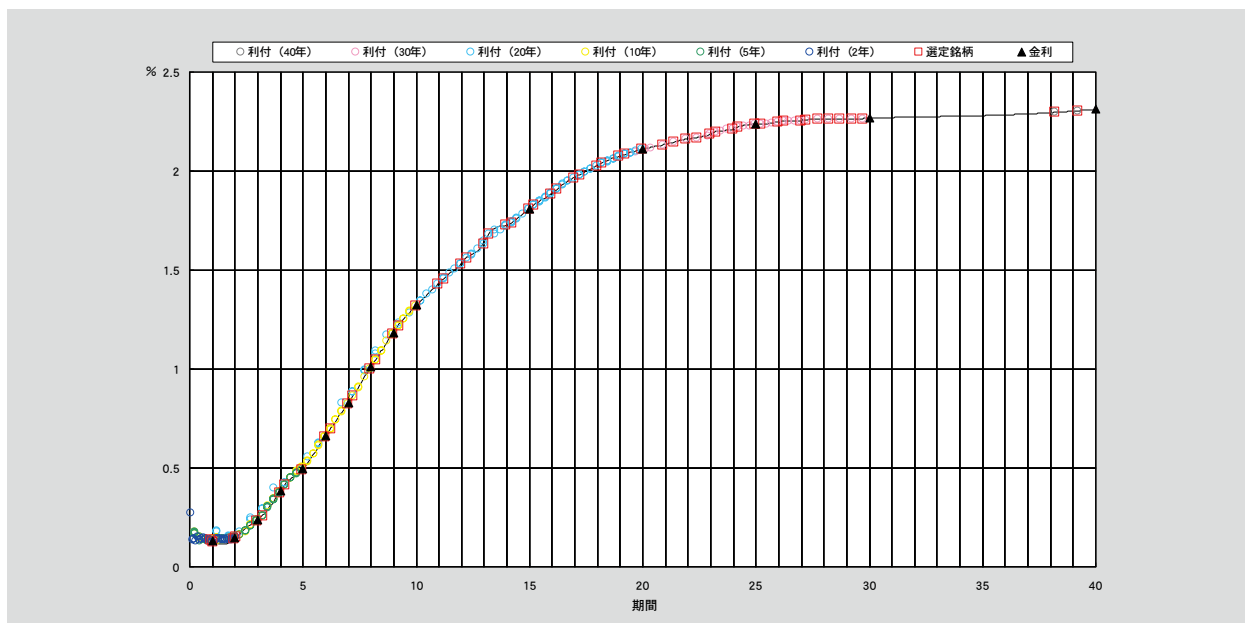
米国・英国等の主要諸外国においては、財務省・債務管理庁等の国債の発行・管理当局がホームページ上に自国の国債金利情報の公表を行っており、わが国においても当該金利情報の提供に向けた検討を進めてきました。先般、公表に向けての準備が整いましたので、平成22年3月よりホームページへの掲載を開始しました（図26）。

（図26）金利情報の概要

項目	内容
金利種類	半年複利金利（半年複利ベースの最終利回り）
金利区分	名目金利
年限	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、15、20、25、30、40
算出方法	① 設定したグリッド毎に個別銘柄を選定 ② 個別銘柄の実勢金利を接点として、3次スプライン関数を用いて補間することによりイールドカーブを形成 ③ 主要年限毎の金利を算出
使用市場データ	公社債店頭売買参考統計値

具体的には、流通市場における日々の国債価格に基づき5年、10年、20年といった期間ちょうど（コングラントマチュリティーベース）の実勢金利を計算の上（イールドカーブ（図27）参照）、財務省ホームページ上に掲載しています（図28）。これにより、国債金利情報の提供に関して主要諸外国の国債管理当局と同水準の仕組みが整うとともに、一般及び海外投資家が当該情報を投資判断材料として活用することによる国債市場の活性化や社債市場のベンチマークとしての活用が期待され、また研究機関等による金利情報の取得に関する利便性の向上にも資すると考えています。

(図 27) イールドカーブのイメージ



(図 28) ホームページ掲載イメージ

金利情報(平成22年3月)

基準日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	15年	20年	25年	30年	40年
H22.3.1	0.120	0.155	0.246	0.388	0.526	0.670	0.825	0.991	1.170	1.328	1.834	2.141	2.253	2.285	2.324
H22.3.2	0.125	0.155	0.238	0.380	0.523	0.666	0.820	0.982	1.162	1.327	1.835	2.145	2.257	2.290	2.327
H22.3.3	0.125	0.155	0.241	0.378	0.524	0.666	0.825	0.985	1.162	1.328	1.835	2.146	2.262	2.293	2.327
H22.3.4	0.119	0.145	0.227	0.363	0.508	0.647	0.805	0.968	1.153	1.324	1.835	2.151	2.270	2.300	2.332
H22.3.5	0.118	0.140	0.217	0.349	0.495	0.629	0.785	0.952	1.134	1.305	1.825	2.143	2.265	2.297	2.325
H22.3.8	0.119	0.140	0.218	0.356	0.500	0.634	0.795	0.964	1.143	1.316	1.836	2.152	2.274	2.302	2.332
H22.3.9	0.125	0.140	0.221	0.352	0.496	0.625	0.783	0.954	1.128	1.302	1.822	2.142	2.258	2.292	2.324

URL : <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/kinri/jgbcm.htm>

リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに生じた世界的な金融危機の後、各国は大規模な経済対策を策定し、その財源確保のために国債の増発を行ってきました（図1）。現在、国債市場や国債管理政策への関心が非常に高まっている中、以下では各国の国債管理当局の概要及び国債管理当局の主な取組みを紹介します。

図1 各国の国債発行総額

	2008年度 (対GDP比)	2009年度 (対GDP比)	2010年度 (対GDP比)
日本	135.7兆円 (24.5%) (当初：126.3兆円)	158.4兆円 (30.2%) (当初：132.3兆円)	162.4兆円 (30.3%)
米国	0.76兆\$ (5.7%)	1.8兆\$ (13.9%)	1.5兆\$ (注1) (11.2%)
英国	1,465億£ (11.0%) (当初：800億£)	2,276億£ (18.0%) (当初：2,200億£)	1,873億£ (14.6%)
ドイツ	2,200億€ (9.7%)	3,340億€ (15.5%)	3,590億€ (16.4%)

(出所) 各国債務管理当局 HP、

IMF「World Economic Outlook」(2010年4月)

(注1) 2010年度の市中調達額の予測値。発行予定額は未公表。

(注2) 各国の会計年度は日本及びイギリス(4月～翌年3月)、アメリカ(前年10月～9月)、ドイツ(1月～12月)である。

(1) アメリカ

【国債管理当局の概要】

アメリカでは、主に財務省(U.S. Department of the Treasury)が国債管理政策を行っています。アメリカは、中長期的な調達コストの抑制を国債管理政策の一義的な目標としており、この目的を達成するために、規則的かつ予見可能な国債入札を心がけています。

【アメリカにおける取組み】

アメリカでは、2007年以降発行停止していた3年債を2008年11月より再び発行しました。7年債についても1993年以降発行を停止していましたが、2009年2月より発行を再開するなど、年限の多様化を行っています。さらに、30年債について、従来は四半期に1回の発行でしたが、2009年2月から毎月発行することとしました。物価連動債(TIPS)についても、20年から30年に年限の長期化を行いました。

(2) イギリス

【国債管理当局の概要】

イギリスでは、主に債務管理庁(U.K. Debt Management Office)が国債管理政策を行っています。イギリスは、リスクを考慮し、金融政策の目的と一貫性を持たせながら、資金調達に係る長期的なコストを抑制していくことを国債管理政策の目的としています。

【イギリスにおける取組み】

イギリスでは、価格競争入札による国債発行を補うために、シ団(シンジケーション団)方式及びミニ・テンドー方式による発行を行っています。シ団方式は長期債、物価連動債に限って活用されていますが、2009年度は、250億ポンド(長期債120億ポンド、物価連動

債 130 億ポンド)、計 8 回の入札が実施されました。

また、ミニ・テンドー方式（特定の銘柄の需要に応じて、入札を通じて、少額の発行を行う制度）を導入したほか、入札後、落札額の 10%までを平均価格で落札者が購入できる制度を導入しました。

(3) ドイツ

【国債管理当局の概要】

ドイツでは主に国債管理会社（German Finance Agency）が国債管理政策を行っています。ドイツでは、費用対効果原則に従って、予算に計上された資金を計画どおり調達することを国債管理政策の目的としています。ドイツでは組織の改編を行った後に、スワップ、外貨建て国債、物価連動債といった新たな資金調達の手段を使用し、国債管理を柔軟に実施し、債券ポートフォリオの価値を向上させています。

【ドイツにおける取組み】

ドイツでは、短期証券の 1 年物を 2009 年 1 月から新たに発行したほか、3 ヶ月物、9 ヶ月物を 2009 年前半の各四半期に新たに発行しました。また、10 年債についてリオープン発行をこれまでの年 2 回から 3 回へ変更した他、個人向け国債の新商品を 2008 年 7 月に導入しました。この商品は、オーバーナイト金利に連動しており、預け入れ・引き出しを自由に行うことが出来るという特徴を持っています。なお、新商品導入の結果、2008 年における個人向けの国債発行額は前年の約 2 倍となっています。

(4) フランス

【国債管理当局の概要】

フランスでは、経済産業雇用省の内部部局である国債庁（AGENCE FRANCE TRESOR）が国債管理政策を行っています。フランスでは、シンプルな商品性、調達の流動性、国債発行の透明性及び規則性といった三つの原則に沿って国債の発行を行うことで、納税者のコストを軽減することを国債管理政策の目標としています。

【フランスにおける取組み】

フランスでは、2008 年後半に、2009 年度で調達する必要のある額を一部前倒しで発行しました。また、残存 24 年債を同 30 年債と交換する入札を初めて実施しました。また、2010 年 3 月に 50 年債を約 5 年ぶりに発行するとの発表を行いました。^(注)

(注) フランスでは 50 年債は、2005 年 7 月に発行されて以降、2008 年 1 月までリオープン発行されています。

第2章

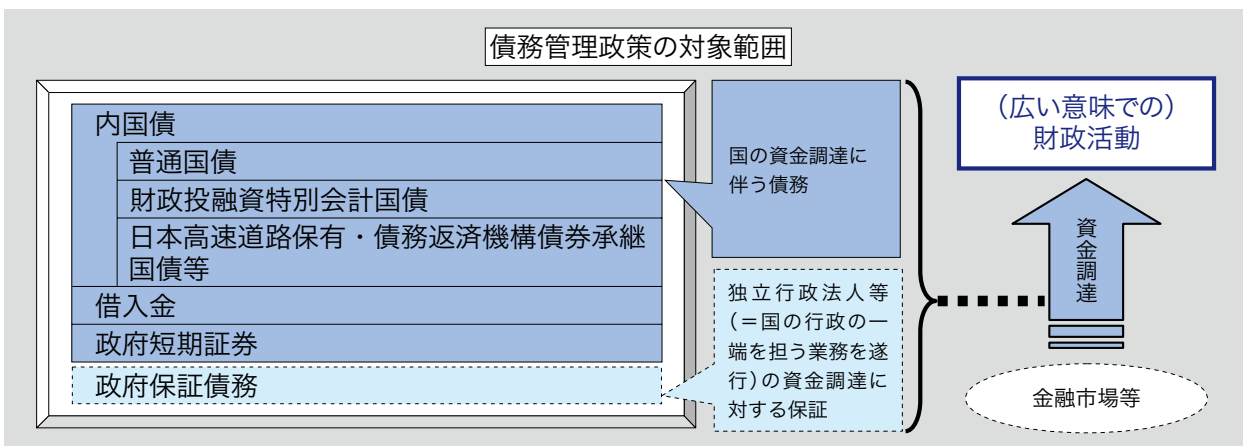
制度編 第1節 総論

1 債務管理政策の対象範囲

現在、わが国では普通国債や財政投融资特別会計国債（財投債）といった国債全体の残高が720兆円に上るなど、その規模は非常に大きなものになっており、政府短期証券や借入金を加えると、国の資金調達に伴う債務の残高は883兆円に達しています。また、政府は、独立行政法人等の資金調達に対し保証を付与していますが、これは独立行政法人等が公共性、公益性の高い業務を行う上で必要な資金調達を行う際に、その容易化を図るためのものであり、こうした政府保証債務の残高は47兆円に達しています（いずれも平成21年度末）。

このように、（広い意味での）財政活動に伴う資金調達は、そのフローとしての調達額が大きなものになっており、また、ストックとしての債務残高も増加の一途をたどっています。こうした債務のあり方は、企業、家計等の各経済主体の金融資産選択やマクロ的な資金循環にも影響を与え、また、それを通じて金利にも影響を及ぼし得るものです。さらに、市場における金利変動が、回りまわって国の資金調達や各経済主体の行動に影響を及ぼすことも考えられます。そこで、このような影響等も十分に踏まえた上で、財政活動に伴う資金調達による債務（国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務）については、フロー、ストックを適切に管理していく必要があります。これを「債務管理」といい、また、債務管理を具体的にどのように行っていくかを「債務管理政策」といいます。

『公的債務管理のための指針』（国際通貨基金（IMF）、世界銀行（平成13年3月公表、平成15年12月改訂））では、債務管理政策について、「必要な政府資金調達を行う観点から、その債務を管理するための戦略を立案・執行すること」と定義されています。また、その目的は「必要な財政資金の調達において、リスクを適切な水準に抑えた上で、中長期的視点から政府の財政資金調達コストを最小化すること」が基本となります。

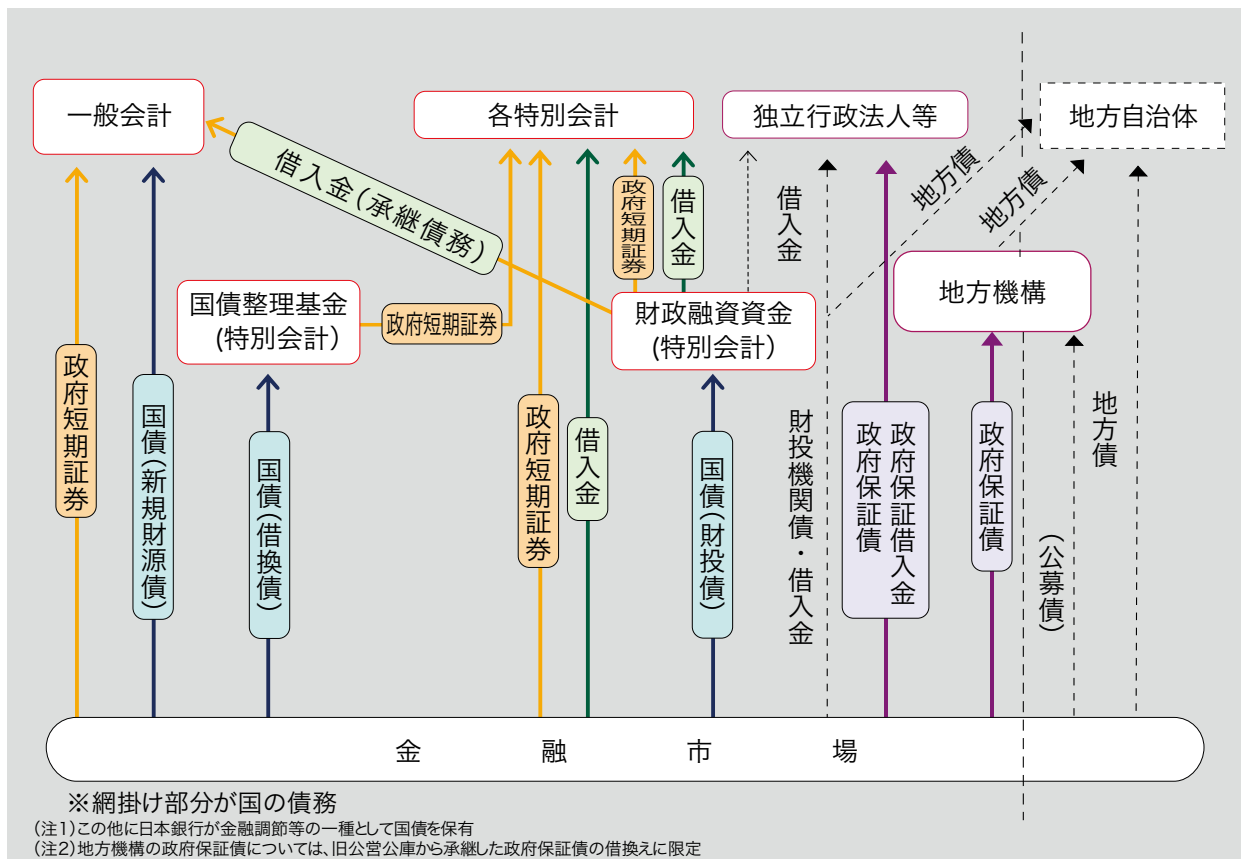


- ・ 公的年金 …… 年金制度に基づく将来の支払義務
- ・ 地方債 …… 各地方公共団体の債務
- ・ 独立行政法人等の債務 …… 各独立行政法人等の債務（財投機関債、縁故債等）

なお、財政活動に伴う資金調達による債務ではないものの、公的な性格を有する将来の支払義務として公的年金、地方債、独立行政法人等の債務等があります。これらは、市場における金利形成等を通じて、国の債務管理の在り方に潜在的に影響を及ぼし得るものであり、本レポートでは第4節で概説しています。

(注) これらの債務はそれぞれ性格が異なる上、例えば公的年金が大量の国債を保有している等、重複が多く存在することから、これらの債務の残高等を単純に合計したものがわが国の公的債務の総額となるわけでない点に留意が必要です。

公的債務のイメージ図



このように公的債務には様々な性質の債務が含まれており、また相互に重複もあることから、債務残高全体のとらえ方についても多様なものがあります。このうち財務省理財局がとりまとめ公表している「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」(P. 90 参照)は、中央政府債務残高に関するIMFの公表基準に従い、国の債務を集計して、四半期毎に公表しているものです。

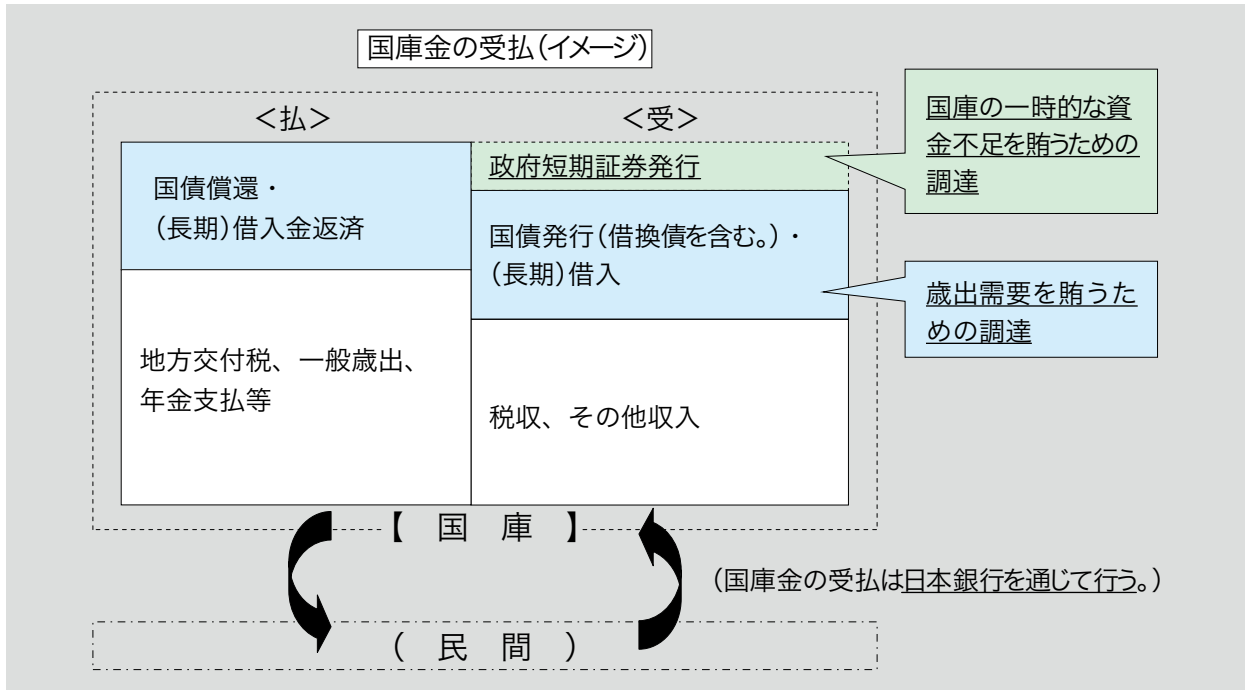
なお、財務省は、財政運営の観点から、利払、償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理し、別途「国及び地方の長期債務残高」を公表しています。これは上記国の債務のうち、国負担分の長期債務である普通国債、借入金、交付国債等に、地方負担分の長期債務を合計したものであり、債務の範囲が異なるものです。両者の違いを比較対照すると、以下のとおりです。

「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」		「国及び地方の長期債務残高」		
22年3月末実績		21年度末実績	22年度末見込	
①普通国債	594.0兆円	①普通国債	594.0兆円	637兆円程度
②財投債	122.2兆円	②財投債	(含まれない)	(含まれない)
③借入金、交付国債等	60.7兆円	③借入金、交付国債等	27.1兆円	26兆円程度
④政府短期証券	106.0兆円	④政府短期証券	(含まれない)	(含まれない)
合計	882.9兆円	国の長期債務残高	621.1兆円	663兆円程度
		⑤地方の長期債務		200兆円程度
⑥政府保証債務	46.6兆円	国及び地方の長期債務残高		862兆円程度

(注1) 22年度末見込は当初予算ベースで計上しています。
 (注2) 借入金のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金(34兆円程度)については、全額地方負担分であるため、「⑤地方の長期債務」に計上していません。

2 国の資金調達の枠組み

国は、歳出需要を賚うための歳入を調達するため、国債を発行し、または借入を行います。また、日々の国庫の資金繰りを行う上で、一時的な資金不足を賚うための現金を調達するため、政府短期証券の発行を行っています。



国の財政は一般会計及び18の特別会計(平成22年4月1日現在)に分別して管理・運営されていますが、その受払は日本銀行を通じて行われています。国は、次のとおり、歳出需要を賚うための国債・借入金による調達や国庫の一時的な資金不足を賚うための政府短期証券の発行を行い、予算の支出を支障なく執行しています。

(1) 歳出需要を賚うための国債・借入金

政府は様々な歳出需要を賚うため、国債を発行し、または借入(借入は国債と異なり、証券の発行を伴わない資金調達形態です。)を行い、これにより調達された資金は歳入に計上されています。必要に応じてこうした資金調達を行うことによって、予算の支出を支障なく執行しています。

財務省理財局では、国債管理政策を企画・立案するとともに、その執行(国債の入札・発行及び償還等の事務、借入金の入札等)を行っています。

☞(参照先) 国債についての詳細は第2節を、借入金についての詳細は第3節を、それぞれご参照ください。

(2) 国庫の一時的な資金不足を賄うための政府短期証券

政府の財政活動として各官庁・会計においては日々、様々な国庫金の受払が行われていますが、これらの受払は全て国庫において統一的に取り扱うため、日本銀行を通じて行われています。(1)で述べたとおり、歳出需要を賄うための国債・借入金により資金調達を行います。国庫金の日々の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じたりすることがあります。資金が不足した場合は政府短期証券の発行等、余裕が生じた場合は資金不足の特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用等により国庫金の日々の受払のタイミングのズレを調整しています(=国庫の資金繰り)。

(注) 収入とは国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、歳入とは一会計年度における一切の収入をいいます。国庫の資金繰りのために発行される政府短期証券は、国の各般の需要を充たすための支払の財源を調達するために発行されるものではなく、当該年度の歳入をもって償還されるため、歳入に計上されるものではありません。

☞ (参照先) 政府短期証券についての詳細は第3節をご参照ください。

以下では、国債、その他の財政活動に伴う債務、その他の公的債務の順に説明します。

第2節 国債

国債は財政活動に伴う資金調達による債務（国債、政府短期証券、借入金、政府保証債務）の中核をなしており、また、信用リスク・フリーの金融商品として、債券市場において中心的な地位を占めています。

1 国債発行市場

(1) 国債の制度的枠組み

国債（JGB）を発行根拠別に分類した場合、普通国債及び財政投融资特別会計国債（財投債）に大別されます。普通国債はその利払・償還財源が主として税財源により賄われるのに対し、財投債はそれが主として財政融資の貸付先からの回収金によって賄われます。なお、普通国債及び財投債はいずれも国債（JGB）の一種であり、合わせて発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

国債（JGB）	普通国債	新規財源債	建設国債
			特例国債
		借換債	
財政投融资特別会計国債（財投債）			

(注) 国債には、普通国債及び財投債以外に、交付国債、出資・抛出国債、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債及び日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債がある。

イ 普通国債

普通国債には、新規財源債（建設国債と特例国債）及び借換債があります。

A 建設国債

財政法第4条第1項は、国の歳出は原則として公債（国債）又は借入金以外の歳入をもって賄うことと規定していますが、一方で、ただし書により公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、例外的に国債発行又は借入金により調達することを認めています。この財政法第4条第1項ただし書に基づいて発行される国債は「建設国債」と呼ばれています。

この建設国債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、一般会計予算総則に計上されています。この限度額の議決を経ようとする時にあわせて、その参考として、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにする償還計画表を国会に提出することとされています。

B 特例国債

建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合には、政府は公共事業費等以外の歳出に充てる資金を調達することを目的として、特別の法律によって国債を発行することがあります。通常、これらの国債は「特例国債」と呼ばれますが、その性質から「赤字国債」と呼ばれることもあります。

特例国債は、建設国債と同様に国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされ、一般会計の予算総則にその発行限度額が計上されています。また、その参考として、国会での審議の際には建設国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

特例国債の発行は特例的に行われるもので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た範囲内で、税金など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります。このような考え方から、毎会計年度の税金の収納期限である翌年度の5月末まで、税金など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の6月末までとする出納整理期間発行の制度が例年設けられています。

なお、これらの建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入は一般会計の歳入の一部となります。

C 借換債

普通国債については、60年償還ルールに基づいて償還額の一部を借り換えるための資金を調達するために借換債が発行されます。なお、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入は同特別会計の歳入の一部となります。

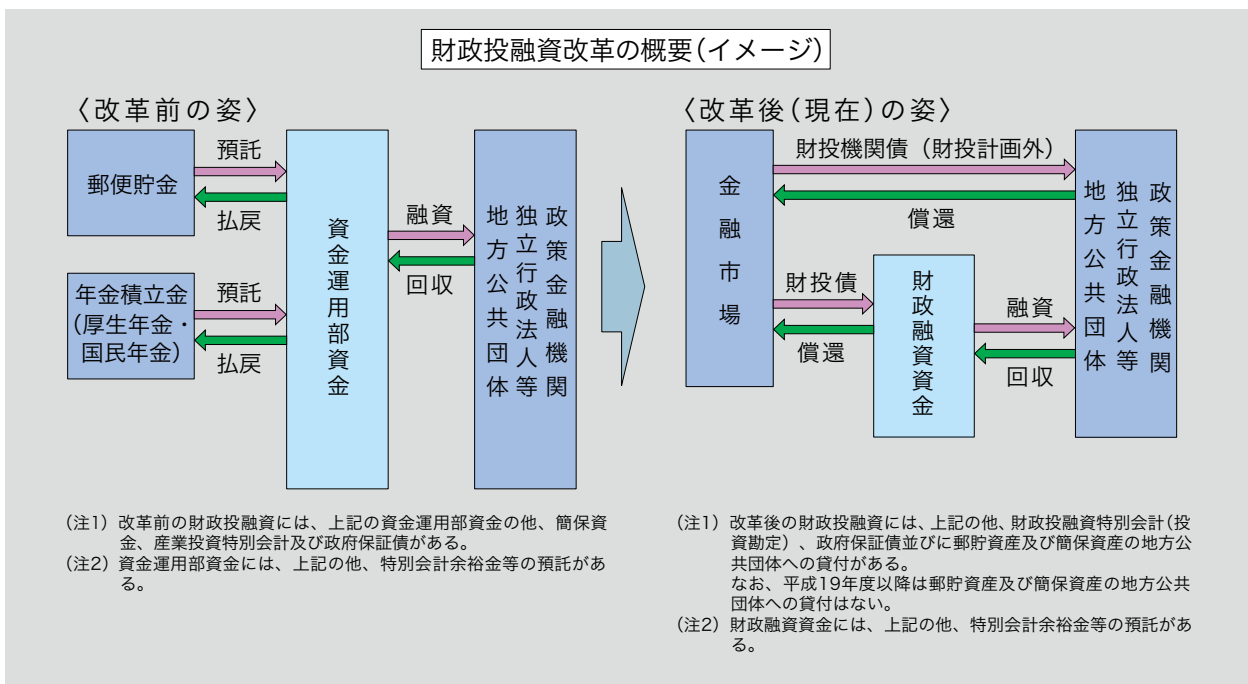
借換債の発行に当たっては、その発行限度額について国会の議決を経る必要はありませんが、これは、建設国債や特例国債のような新規財源債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。

なお、国債の満期償還が集中した場合の影響の緩和や各年度の国債市中発行額の大幅な変動の抑制、金融情勢などに応じた借換債の弾力的な発行などを可能にするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認められています。この前倒し発行は、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲内で行われています。

□ 財政投融资特別会計国債（財投債）

平成13年度の財政投融资制度改革に伴い、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政投融资特別会計国債（いわゆる「財投債」）を発行しています。財投債は国がその信用に基づいて発行するもので、他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経ています（「特別会計に関する法律第62条第2項」）。なお、財投債の発行収入は財政投融资特別会計の歳入の一部となります。

ただし、財投債は、その償還や利払が財政融資資金による独立行政法人などへの貸付回収金により行われているという点で、将来の租税を償還財源とする建設国債・特例国債とは異なります。このため、公表資料の中では、通常、普通国債残高と財投債残高は区分して示されており、財投債は、経済指標のグローバル・スタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されていません。



八 その他の国債

国債には、普通国債及び財投債以外に、次に掲げる種類のものがあります。

A 交付国債

交付国債とは、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないものです。

現在発行されている交付国債は、先の大戦により、物的、精神的損失を受けた戦没者などの遺族や強制引揚げを余儀なくされた引揚者などに対して、弔慰金、給付金などの金銭の支給に代えて交付されています。

これらの交付国債は、財政支出の平準化などの観点から、償還金の支払いを数年間に分割して、割賦の方法で償還されています。

また、その発行目的や償還金の給付を受ける人が限定されているという性格から、記名式の現物債であり、原則として、譲渡や担保権の設定などの処分が禁止されています。

B 出資・抛出国債

出資・抛出国債¹は、交付国債の一種で、わが国が国際機関へ加盟する際に、出資又は抛出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される国債で、いずれも無利子、譲渡禁止、要求払い（当該機関がわが国の通貨を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

現在、わが国の出資・抛出国債の発行実績は、国際通貨基金（IMF）など12機関で17銘柄となっています。国際機関に対して、国債による払込みが認められるのは、当該機関の運営上、当面通貨を必要としない場合であって、このことは各機関を設立する協定に規定されています。

また、国内法上は、各国際機関への加盟措置法で、国債での出資や抛出ができるようになっています。

C 株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債

株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債とは、株式会社日本政策投資銀行（以下「政投銀」と表記します。）が行っている危機対応業務を円滑に実施するため、政投銀の財務基盤を強化することを目的に発行・交付している国債で、無利子、譲渡禁止、要求払い（政投銀が財務基盤の強化を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

D 日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債

日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債とは、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、平成21年3月2日及び同21年3月24日に、（独）日本高速道路保有・債務返済機構の債務に係る債券（額面総額：約8,268億円）を一般会計が承継して国債としたものです。

(2) 国債の種類

国債は、国が発行し、利子及び元本の支払い（償還）を行う債券です。短期国債を除き、利子は半年に1回支払われ、満期時に元本が償還されます。

現在発行されている国債は、短期国債（6ヶ月、1年）、中期国債（2年、5年）、長期国債（10年）、超長期国債（15年変動、20年、30年、40年）、個人向け国債（3年固定²、5年固定、10年変動）、物価連動国債（10年）に大別されます。

このうち短期国債は、すべて割引国債です。割引国債とは、額面金額を下回る価格で発行され、途中での利子は支払われず、満期時に額面金額で償還される国債です。なお、平成21年2月からは、短期国債は政府短期証券との統合発行を開始し、国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-Bill）という統一名称の下で発行され市中で流通していますが、従来の財政制度上の位置付けは変更せず、引き続き短期国債として取り扱っています。

一方、中期国債、長期国債、超長期国債（15年変動利付国債を除く。）及び個人向け国債（3年固定、5年固定）は、固定利付国債です。固定利付国債とは、満期までの半年毎に、発行時にあらかじめ決められた利率（表面利率、クーポン・レート）で計算された利子が支払われ、満期時に額面金額で元本が償還される国債です。

15年変動利付国債、個人向け国債（10年変動）は、それぞれ一定のルールに基づき適用される利率が変動する国債です。

物価連動国債は、利率は固定されていますが、物価の動向に連動して元金額（元本）が増減し、併せて利子も増減する国債です。

1 「出資」と「抛出」の定義の違いは、必ずしも明確ではありませんが、通常、わが国が国際機関の構成員として「投票権（株主としての発言権）」を取得するために払い込むものを「出資」といい、これらの機関内に設けられている特別基金（無利子・長期の貸付を行うための原資）の財源充実に協力するために払い込むものを「抛出」といっています。

2 3年固定個人向け国債は、平成22年7月より発行（募集は6月より）することとしています。

なお、過去には、これらの種類以外の国債も発行されていましたが、3年固定利付国債は昭和63年8月に、5年割引国債は平成12年9月に、4年固定利付国債は平成13年2月に、6年固定利付国債は平成13年3月に、3年割引国債は平成14年11月に、それぞれ発行されて以降は発行されていません。

償還期間等	短期国債	中期国債	長期国債	超長期国債
	6ヶ月、1年	2年、5年	10年	15年変動(*1)
発行形態	割引国債		利付国債	
最低額面単位	1,000万円	5万円	5万円	10万円
発行方式	公募入札 日本銀行乗換	公募入札 窓口販売 (募集取扱い)	公募入札 窓口販売 (募集取扱い)	公募入札
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札	非競争入札 第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	非競争入札 第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札
譲渡制限	あり(*2)	なし	なし	なし
発行頻度 (22年度計画)	割引短期国債1年:月1回 割引短期国債6ヶ月:総額0.9兆円	それぞれ月1回	月1回	年1回(*4)

償還期間等	超長期国債			個人向け国債	物価連動国債
	20年	30年	40年	3年固定(*5)、 5年固定、10年変動	10年
発行形態	利付国債				
最低額面単位	5万円	5万円	5万円	1万円	10万円
発行方式	公募入札	公募入札	公募入札	窓口販売 (募集取扱い)	公募入札
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	利回り競争入札・ ダッチ方式	—	利回り競争入札・ ダッチ方式(*6)
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	第Ⅱ非価格競争入札	—	(*7) 第Ⅱ非価格競争入札
譲渡制限	なし	なし	なし	あり(*2)	あり(*2)
発行頻度 (22年度計画)	月1回	年8回(*3)	年4回(*3)	3年固定:月1回 5年固定・10年変動:年4回	年1回(*4)

- *1 15年変動利付国債の適用利率は、10年固定利付国債の金利に連動し(10年固定利付国債の金利 α)、半年ごとに利率が変動しますが、スプレッド α は入札日に決定され、償還まで不変です。
- *2 短期国債は法人(一定の信託の受託者を含む。)のみ、個人向け国債は個人(一定の信託の受託者を含む。)のみ、物価連動国債は一定の条件を満たす法人等のみに、それぞれ譲渡可能です。
- *3 30年債の3月、4月、6月、7月発行分は3月債として原則リオープン発行、9月、10月、12月、1月発行分は9月債として原則リオープン発行とします。なお、平成23年3月発行分は平成23年度発行分(一部)とともに新発債としてリオープン発行します。40年債の5月、8月、11月、2月発行分は5月債として原則リオープン発行とします。
- *4 市場の状況によっては発行を取り止めることがあります。
- *5 3年固定個人向け国債は、平成22年7月より発行(募集は6月より)することとしています。
- *6 リオープン発行の場合は、価格競争入札・コンベンショナル方式です。
- *7 リオープン発行の場合は、第Ⅰ非価格競争入札を実施します。

(3) 国債市場特別参加者制度

国債の大量発行が今後も続くと思込まれる中、欧米主要国において、一般に、国債の安定消化促進、国債市場の流動性維持・向上などを図る仕組みとして導入されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」を参考とした「国債市場特別参加者制度」が、わが国においても平成16年10月以降、導入されました。この制度は、国債入札への積極的な参加など、国債管理政策上重要な責任を果たす一定の入札参加者に対して、国債発行当局が特別な資格を付与するものであり、その概要は以下のとおりです。

<国債市場特別参加者制度の概要>

イ 目的

国債市場において重要な役割を果たし、特別な資格及び責任を伴い国債管理政策の策定・遂行に協力する「国債市場特別参加者」及び財務省等により、国債の安定的な消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上等を図る。

□ 特別参加者の責任

- A 応札責任：全ての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額の3%以上の相応の額を応札すること。
- B 落札責任：直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行予定額の一定割合（原則1%）以上の額の落札及び引受を行うこと。
- C 流通市場における責任：国債流通市場に十分な流動性を提供すること。
- D 情報提供：財務省に対して、国債の取引動向等に関する情報を提供すること。

ハ 特別参加者の資格

- A 国債市場特別参加者会合への参加：財務省が原則四半期ごとに開催する特別参加者との会合（国債市場特別参加者会合）に参加し、財務省と意見交換等を行うことができる。
- B 買入消却入札への参加：買入消却のための入札に参加できる。
- C ストリップス債の分離・統合：ストリップス債の分離・統合の申請を行うことができる。
- D 非価格競争入札への参加：通常の競争入札と同時に行われる第Ⅰ非価格競争入札及び競争入札後に行われる第Ⅱ非価格競争入札に参加できる（ともに、過去の落札実績（第Ⅰ）・応札実績（第Ⅱ）等に基づき、個社ごとに定められた限度額内で、競争入札の加重平均価格により国債を取得できる入札。）。
- E 流動性供給入札への参加：国債市場の流動性の維持・向上等を目的として実施される流動性供給入札に参加できる。
- F 金利スワップ取引への優先的な参加：財務省が実施する金利スワップ取引の優先的な取引相手となることができる。

二 経緯

- ・平成16年10月：国債市場特別参加者制度の導入（国債市場特別参加者の指定、国債市場特別参加者会合の開催開始、第Ⅱ非価格競争入札開始）
- ・平成17年4月：第Ⅰ非価格競争入札開始
- ・平成18年1月：金利スワップ取引の実施
- ・平成18年3月：国債募集引受団（シ団）制度の廃止
- ・平成18年4月：流動性供給入札開始

(4) 発行方式

国債の発行の方式は、市中発行方式、個人向け発行方式及び公的部門発行方式に大別されます。

イ 市中発行方式

国債の市中発行に当たっては、公募入札を基本として、市場実勢を反映した条件設定が行われています。

A 価格（利回り）競争入札

価格（利回り）競争入札とは、財務省が提示した発行条件（発行予定額、償還期限、表面利率（クーポン・レート）など）に対して、入札参加者が、落札希望価格（又は利回り）と落札希望額を入札し、その入札状況に基づいて発行価格と発行額を決定する入札方式です。

価格（利回り）競争入札では、価格の高いもの（又は利回りの低いもの）から順に、原則として予定額に達するまでの額が落札されます。その際、わが国では、発行する国債の種類によって、各落札者自らが入札した価格（又は利回り）が発行条件となるコンベンショナル方式と、各落札者自らの入札価格（又は利回り）にかかわらず均一の発行条件（募入最低価格／募入最高利回り）となるダッチ方式を使い分けています³。

また、国債の流動性を高めるなどの目的で、平成13年3月より、即時銘柄統合（即時リオープン）方式が導入されています。これは、新たに発行する国債の元利払日と表面利率が、既に発行した国債と同一であるため、当該既発債と同一銘柄の国債として追加発行（リオープン）することとした際、この新たに発行する国債を発行した時点から、当該既発債と同一銘柄として取り扱う方

3 物価連動国債（新規発行債）及び40年債で利回り競争入札・ダッチ方式を採用している以外は、価格競争入札・コンベンショナル方式を採用しています。

式です。なお、即時リオープン方式の導入に伴い、新たに発行される国債についても経過利子⁴が発生するようになりました。

さらに、平成18年4月からは流動性供給入札が導入されました。これは、国債流通市場の流動性の維持・向上を図ることを目的として、流動性の不足している銘柄を追加発行するものです。

B 非競争入札

2年・5年・10年固定利付国債については、入札額が小さくなる傾向がある中小入札参加者に配慮し、非競争入札が行われています。非競争入札とは、価格競争入札と同時に応募が行われ、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。入札者は、価格競争入札または非競争入札のいずれか一方に限り応募することができます。

発行限度額は発行予定額の10%であり、応募限度額は、各入札参加者（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫は除きます。）につき10億円です。

C 第I非価格競争入札及び第II非価格競争入札

第I非価格競争入札は、価格競争入札と同時に応募が行われ、発行予定額のうち10%を発行限度額とし、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の落札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額まで応札・落札できます。

第II非価格競争入札は、価格競争入札における加重平均価格（利回り競争入札の場合は発行価格）を発行価格とする、価格（利回り）競争入札の結果公表後に行われる入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の応札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額（ただし価格（利回り）競争入札及び第I非価格競争入札における当該参加者の落札額の合計の15%に相当する額を超えない額）まで応札・落札できます。

□ 個人向け発行方式

A 個人向け国債

わが国の国債保有構造は銀行や生損保等の金融機関の保有比率が高く、家計や海外の保有比率は低い状況となっています。保有者層の偏りは市場の状況が変化した場合に市場参加者の取引が一方向に流れるリスクがありますので、投資行動の異なる投資家が幅広く国債を保有することが国債を円滑に発行していくうえで重要なテーマとなっています。

こうした背景から、個人の国債保有を促進するため平成15年3月から個人向け国債（変動10年）の発行を開始しました。また、様々な投資家のニーズに対応するべく、平成18年1月から固定金利型5年債を導入しました。最近では金利低下等による販売の低迷や、平成23年1月から固定5年債の満期償還が始まることも踏まえ、より年限の短い固定3年債を平成22年7月から発行（募集は6月から）することとしました。

個人向け国債については、金融機関において募集の取扱いにより発行されています。（平成22年5月6日現在、取扱機関数1,104機関）この方式では、金融機関は、国の委託に基づき、一般投資家から個人向け国債の取得の申込みを受け付け、販売します。国は、募集取扱額に応じて募集取扱機関に手数料を支払います。

B 市場性国債についての新型窓口販売方式

平成19年10月より、個人投資家の方々の、国債の購入機会をさらに広げるため、個人向け国債に加えて、一般の利付国債（市場性国債）の新型窓口販売方式を導入しました。

この新型窓口販売方式は、これまで郵便局のみで行われていた募集取扱方式による国債の窓口販売を一般の民間金融機関でも行えるようにしたものであり、これにより多数の金融機関で手軽に、かつ、ほぼ常時国債を購入することができるようになりました（平成22年5月6日現在、募集取扱機関は750機関。）。なお、新型窓口販売の対象となる国債は、2年・5年・10年利付国債の3種類です。

新型窓口販売方式では、個人向け国債の場合と同様に、国は募集取扱機関に国債の募集・販売

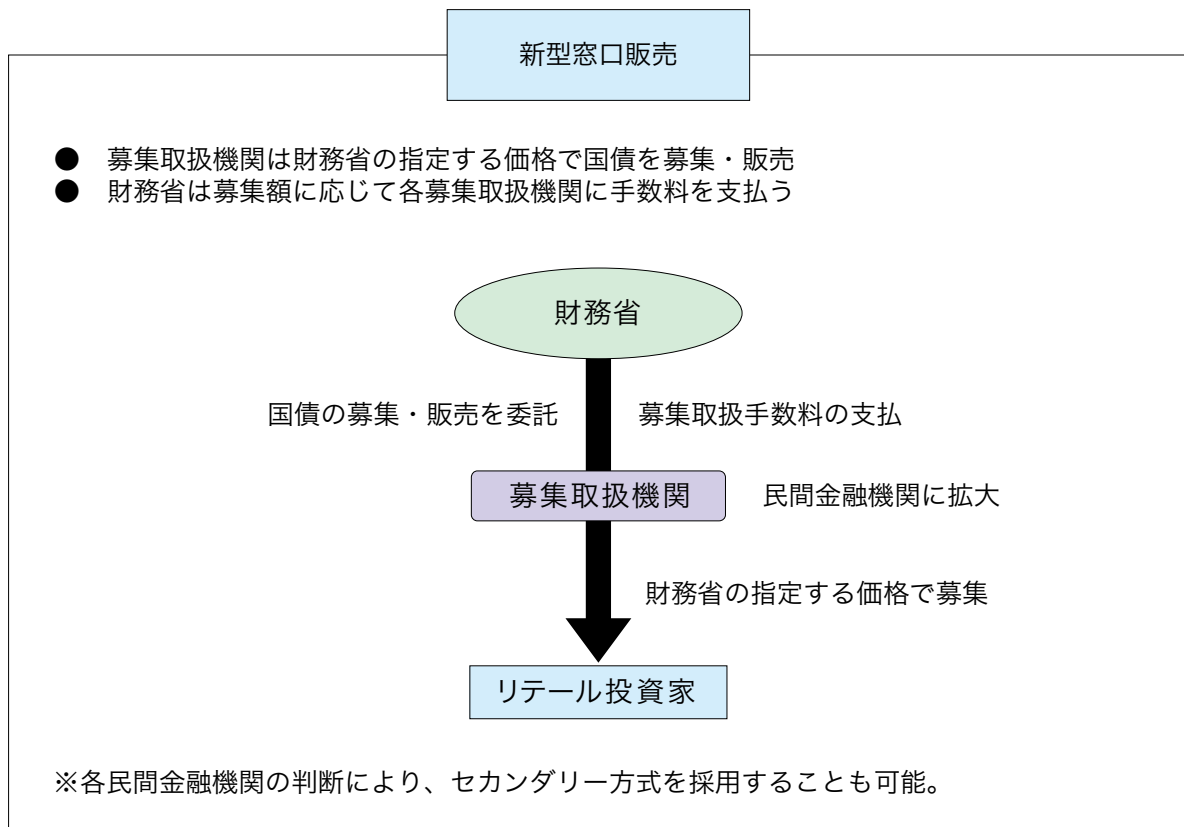
⁴ 国債を購入した場合、初回の利子についても6ヶ月分の利子が支払われますが、購入から初回の利子支払日までの期間が必ずしも6ヶ月間とは限らないため、受け取る利子の額を実際の保有期間に見合ったものに調整する必要があります。つまり、経過利子とは、国債を保有していなかった期間（6ヶ月－実際の保有期間）の利子に相当する額のことです。国債の購入時に購入者が支払う調整額です。

を委託します。なお、募集取扱機関は、一定期間、財務省の指定する価格で国債の募集・販売を行います。募残引受義務はありません。

〔個人向け国債と新型窓口販売との比較〕

	個人向け国債 個人向け国債 JAPANESE GOVERNMENT BONDS			新型窓口販売国債 国債 JAPANESE GOVERNMENT BONDS		
	3年固定利付 固定3	5年固定利付 固定5	10年変動利付 変動10	2年固定利付 2	5年固定利付 5	10年固定利付 10
発行頻度	毎月（年12回）	年4回		毎月（年12回）		
購入単位及び購入限度額	最低1万円から1万円単位で上限なし			最低5万円から5万円単位、ただし申し込みあたりの上限は1億円		
販売価格	額面金額100円につき100円（中途換金時、償還時でも同じ）			発行ごとに財務省で決定		
購入対象者	個人に限定			制限なし（法人やマンションの管理組合なども購入できる）		
金利タイプ	固定金利		変動金利	固定金利		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8が差し引かれる	発行後2年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能 直前4回分の各利子（税引前）相当額×0.8が差し引かれる	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8が差し引かれる	市場でいつでも売却が可能（ただし、その時々々の市場価格となるため、売却損/益が発生。また、国の買取による中途換金の制度はない）		
導入時期（第1回償発行）	平成22年7月	平成18年1月	平成15年3月	平成19年10月		

〈新型窓口販売のスキーム〉

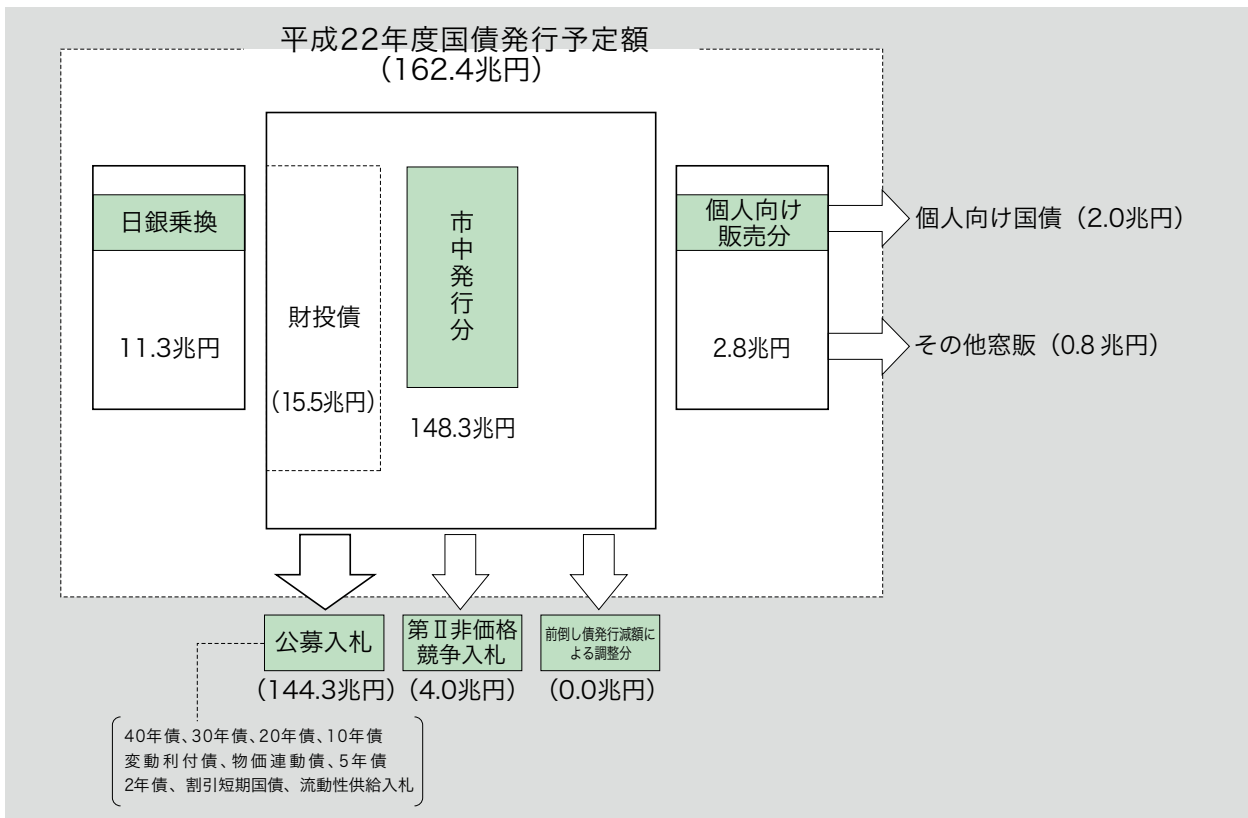


八 公的部門発行方式 [日銀乗換 (日本銀行における借換債の引受け)]

財政法第5条では、日本銀行による国債の引受けを禁止していますが、同条但し書きにおいて、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で、例外が認められています。これに当たるのが、日本銀行が保有している国債の償還額の範囲内で、借換債を引き受ける場合（いわゆる「乗換引受」）です。

日本銀行は、金融市場調節を通じて多くの国債を保有していますが、その保有分を現金で償還する場合には、国債発行当局は、その償還資金調達のために市場で借換債を発行する必要があります。しかし、仮に大量の借換債を市場で発行することになれば、結果として、民間部門が資金不足となり、この資金不足を解消しようと、日本銀行が借換債の相当額を民間から購入して資金を供給する必要が生じてしまいます。このような迂回を避けるため、日本銀行の保有する国債の借換えに必要な金額に限定して乗換が認められています。

< 発行方式別の国債発行額 >



(5) 国債発行の事務

イ 日本銀行の国債取扱事務

国債の発行や償還などの事務は、国が直接取り扱っているわけではなく、その大部分が日本銀行に委託されています。

日本銀行の事務取扱の範囲は以下のとおりです。

- ・ 起債の関係…応募の受付、募入額の決定通知、払込金の受領と国債の発行、収入金の受入整理など
- ・ 償還・利払の関係…元利金の支払い、償還資金の受入整理・払出整理など

また、これらの国債に関する事務は、日本銀行の本店、支店、代理店において取り扱われています。

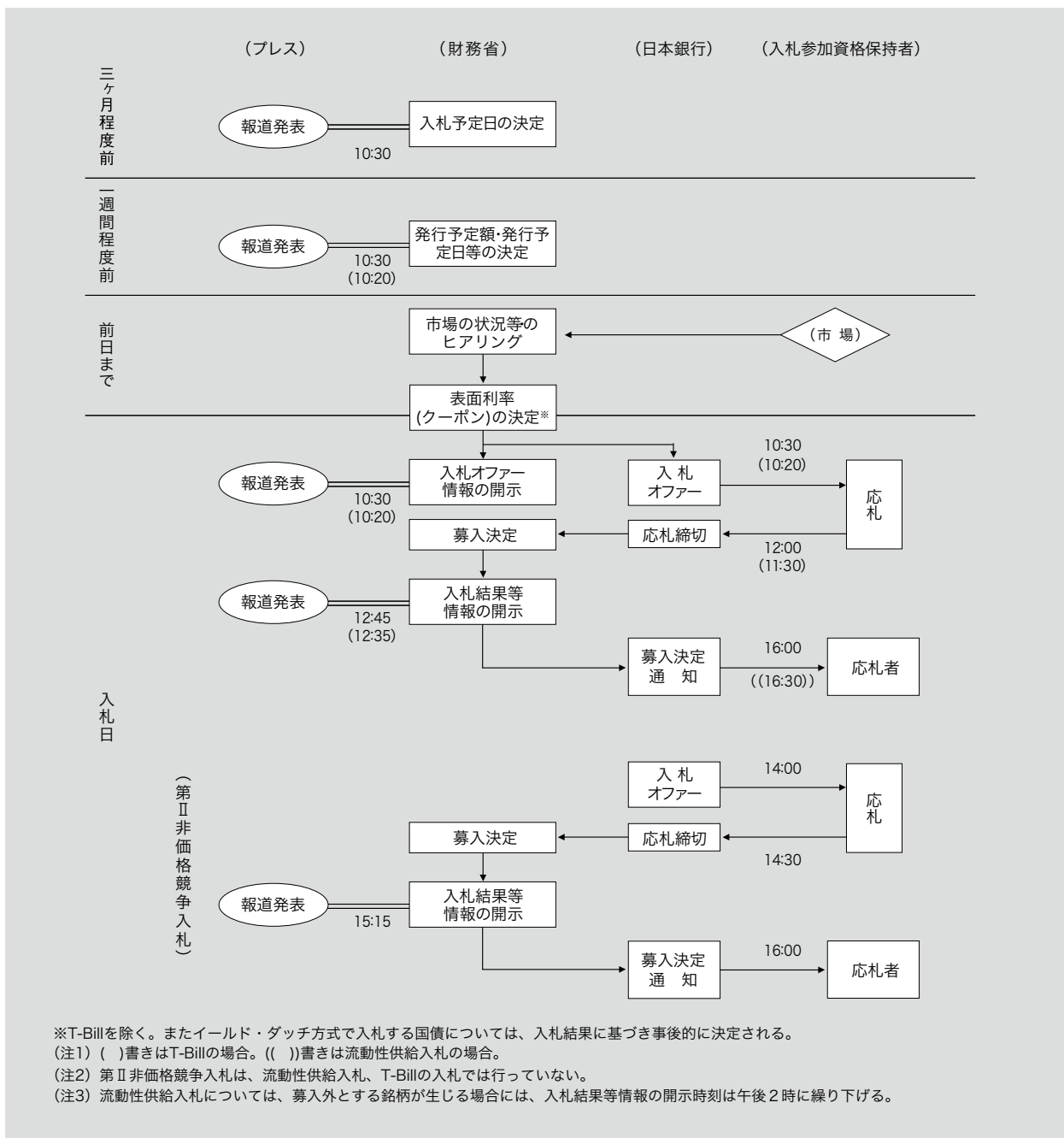
□ 日銀ネット国債系システム

日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）は、日本銀行と市中金融機関との間をオンライン化し、各種事務手続の効率化、ペーパーレス化を図ることを目的として開発され、営業系と国債系の2つのシステムから成り立っています。このうち、国債系においては、国債の入札発行の各手続・振替決済が行われています。

日銀ネット国債系システムを使用して行うことのできる事務手続は、次のとおりです。

- ・ オファー通知（日本銀行→入札参加者）
- ・ 応募申込み（応募者→日本銀行）
- ・ 応募集計とその状況の財務省に対する報告
- ・ 応募者に対する募入（または割当）決定通知（日本銀行→応募者）
- ・ 発行と払込（日本銀行↔応募者）

八 公募入札による国債発行手順



2 国債流通市場

国債は、国の財政資金の調達手段であるとともに、刻々と変化する金融市場・証券市場で取引される金融商品です。国債は債券市場において極めて重要な役割を果たしており、国債が市場で円滑に売買されるためには、国債市場の透明性が高く、活発かつ多様な流通市場が存在することが必要不可欠です。ここでは、どのように国債が市場で流通しているか、国債の流通市場にはどのようなものがあるのかについて説明します。

(1) 店頭取引と取引所取引

公社債の流通市場は、証券会社などの店頭で取引される店頭取引と証券取引所で取引される取引所取引とに大別されます。

公社債の売買は、公社債の銘柄の多さに伴う取引や事務の多様性、売買内容の複雑さなどから、株式などに比べ、取引所取引において希望する売買を成立させることが容易でないため、店頭取引が主流となっています。

店頭取引の売買価格は、売買当事者間の自由な取決めにより決定されるのが原則ですが、公社債の店頭売買を公正かつ円滑なものとするため、各証券会社が社内ルールに基づいた公正な価格で取引を行うことが、日本証券業協会の公正慣習規則で定められています。また、店頭市場における価格公示機能を拡充するため、同協会では、証券会社や金融機関からの報告に基づいて、毎営業日、公社債店頭売買参考統計値を公表しています。

取引所取引については、現在、2年・5年・10年・20年・30年・40年固定利付国債が、東京、大阪及び名古屋の各証券取引所に上場されており、取引所における日々の売買高は公表されています。

(参考) 東京証券取引所の例

		国債売買制度
項目	売買立会時	午後0時30分から午後3時まで
	売買単位	額面5万円
	呼値の単位	額面100円につき1銭
	呼値の種類	指値及び成行
	制限値幅	当取引所が定める値幅(1円)
	売買立会の方法	売買システム(新派生売買システム)により行う
	売買契約締結の方法	個別競争売買
	売買の種類及び決済期日	普通取引 原則として売買契約締結の日から起算して4日目(T+3) [※]
	決済方法	日本銀行の国債振替決済制度による決済

※ 売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日前3日間のいずれかの日に当たる場合は、利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を行います。

(資料) 東京証券取引所

(2) 国債のペーパーレス化

これまで、国債の保有形態としては、①現物債（無記名証券）、②登録債（証券の発行を行わず、日本銀行の国債登録簿に国債権者の氏名、住所、国債の名称、金額などを登録するもの）、③振込債（金融機関等が国債保有者である顧客から国債の寄託を受け、これを自己の保有する国債と併せて日本銀行へ再寄託（自己保有分については寄託）しておき、国債取引に伴う受渡しを帳簿上の口座振替により行うもの）、の3つの方法が混在していました。

しかし、現物債や登録債の制度では、大量の国債取引やその決済処理を迅速かつ機動的に行うことが難しくなり、振込債も制度面で不十分な点があったため、国債の決済制度の大幅な見直しの必要性が生じました。さらに、近年、我が国の証券市場全体の国際競争力を左右する制度的基盤ともいえる証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことが急務であるという認識が高まりました。その結果、平成14年6月には「証券決済システム改革法」が成立し、有価証券のうち社債、国債などを対象とする券面を必要としない統一的な振替決済制度や、安全で効率的な決済を可能とするための清算機関制度などが整備されました。

これに対応して、平成15年1月より、国債の決済制度は、「社債等の振替に関する法律」（現在の「社債、株式等の振替に関する法律」）に基づく新しい振替決済制度へと移行し、その結果、それ以降発行される国債の完全ペーパーレス化¹が実現することになりました。

このため、現在、国債の取引は、各保有者が金融機関等に開設した振替口座への記録によって行われています。なお、振替口座への記録については、日銀ネットを利用しています。

ペーパーレス化されることにより、例えば、国債を購入した場合には、券面を受け取る代わりに、振替口座において購入した国債の残高が増える（増額の記録がなされる）こととなり、逆に、売却した場合には、券面を引き渡す代わりに、振替口座において売却した国債の残高が減る（減額の記録がなされる）こととなります。また、国債を取引した場合には、振替口座を管理する金融機関などが発行する「取引残高報告書」などの書類で保有残高などを確認することができます。

新しい振替決済制度は完全なペーパーレスであるため、券面の紛失や偽造といった事態がなくなるほか、国債の取引の迅速化や効率化に資する、取引関係が明確化されるといったメリットがあります。また、利子や元本の受取りを忘れてしまうこともありません。

(3) 国債取引に係る決済制度の整備

日銀ネットは、民間金融機関同士の資金決済が行われているほか、国債取引に係る代金決済にも利用されています。

日銀ネットでは、平成13年1月から、資金決済方式が従来の時点ネット決済から即時グロス決済（RTGS: Real-Time Gross Settlement）に変更され、国債の受け渡しを伴う資金決済についても、同時に移行することとなりました。平成6年に導入されたDVP決済（Delivery versus Payment）²とともに、システミック・リスクの顕現化の回避に努めています。現在は、国債取引の決済期間の短縮化に向けた取組みが開始されています。以下では、国債取引に係る決済制度についてこれまでの検討の経緯と最近の主な議論を紹介します。

諸外国では、国際的なクロスボーダー取引の拡大を受け、決済リスクの一層の低減や証券決済システムの一層の効率化に向けた改革が着実に進められており、特に米国では、証券取引の翌日決済（T+1）の実現を目指し、検討が行われていました³。こうした状況を踏まえ、我が国でも、平成12年に金融審議会において、証券決済システム改革に向けた提言がなされ、その中でも、証券取引の翌日決済（T+1）を目指した決済期間の短縮化や証券取引におけるDVPの実現のための法制整備や市場慣行の見直しが喫緊の課題として掲げられました。その後、我が国の証券決済改革は、証券のペーパーレス化、DVP決済、STP化（Straight Through Processing、決済プロセスの電子一貫処理）と着実に進展して来ましたが、決済期間の短縮化については未着手となっていました。こうした中、リーマン・ショックによる証券決

1 これまでも、振込国債が99%近くを占め、現物債及び登録国債は、わずかしが存在していませんでしたが、新しい振替決済制度では、新たに発行される国債の100%ペーパーレス化が実現しました。

2 国債のDVP（証券資金同時受払）決済とは、証券の引渡しと資金の決済を相互に条件付け、一方が行われない限り、他方が行わないことを確保することにより、証券決済における「取りはぐれ」リスクをなくす仕組みを指します（日本銀行決済システムレポート2006）。

3 現在、国債取引については、米国、英国においてT+1決済を標準としているほか、独国でもT+2決済となっています。

済のデフォルトやそれに伴う大規模なフェイルが発生し、未決済残高が増大したことなどから、改めて決済期間の短縮化の重要性・必要性が確認されることとなり、平成21年9月より、「証券決済制度改革推進会議」⁴の下に「国債決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」）が設置され、決済リスクの削減や短期金融市場の活性化、安定性・効率性の向上、国際的な市場間競争力の強化のため、国債についての決済期間の短縮化に向けた検討が開始されています。

このワーキング・グループでは、国債についてのアウトライツT+1（レポT+0）またはT+2（レポT+1）の実現を目指す上で、約定処理・照合の迅速化、ネッティングなどの決済実務や取引慣行の見直しなどの課題について検討することとしています。

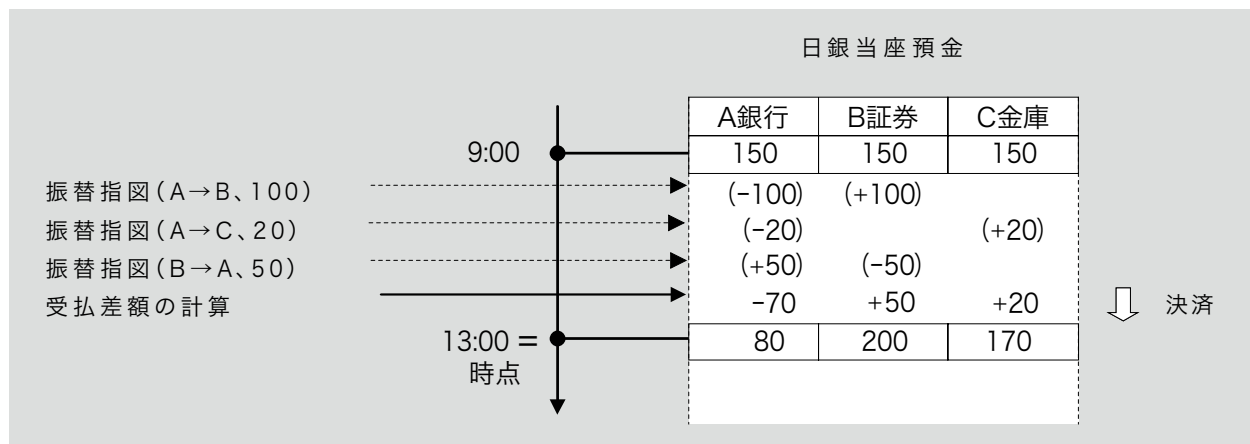
ワーキング・グループの検討期間は平成21年9月から2年程度を予定していますが、金融庁が平成22年1月に発表した「金融・資本市場に係る制度整備について」に基づき、平成22年6月末までに決済期間の短縮化に係る作業工程表を作成・公表することとしています。

（参考）＜時点ネット決済方式と即時グロス決済方式＞

（時点ネット決済方式）

時点ネット決済方式とは、決済システムが受け付けた振替指図（支払指図）を一定の時刻（時点）まで溜めておき、その時点での「総受取額－総支払額」の差額のみを入金ないし引落しする仕組みです。同決済方式のもとでは、決済時点において、1件でも決済不履行が生じると、すべての参加金融機関のすべての支払指図の決済を差し止めて繰戻しを行う必要があり、ひいては、決済システム全体が混乱に陥るおそれ（システムック・リスク）があります。

▽日銀当座預金における時点ネット決済の例

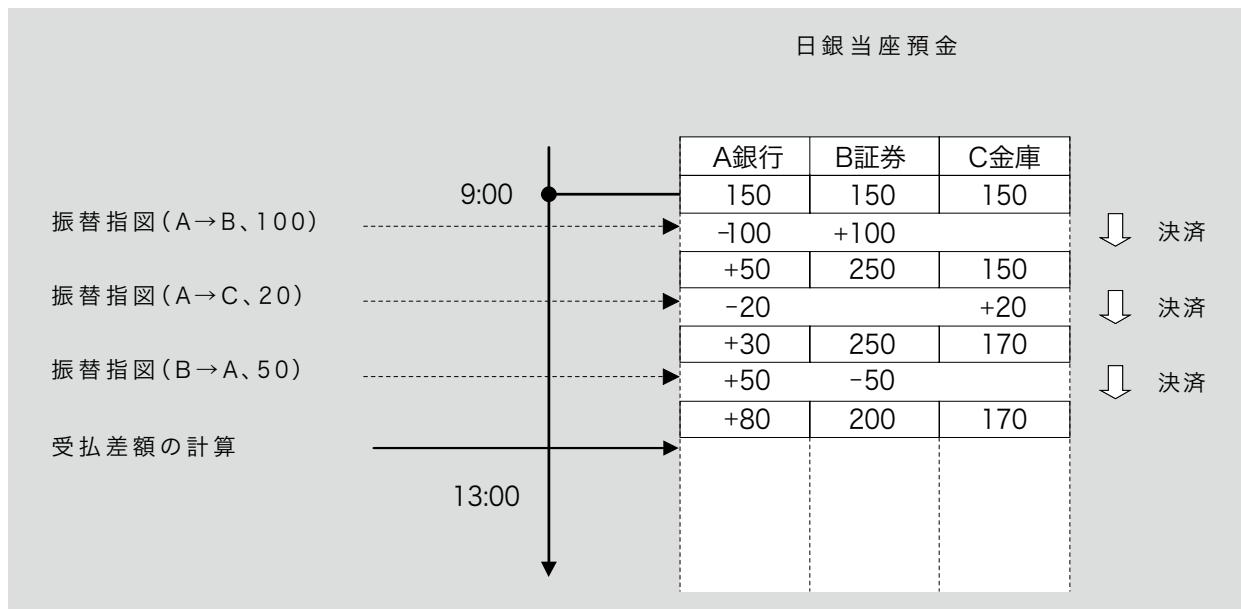


⁴ 「証券決済制度改革推進会議」は、証券決済制度に係る俯瞰的・横断的な進捗管理に加え、商品・業界横断的課題の整理検討等に取り組むため、日本証券業協会が主宰する「証券・決済制度改革懇談会」の下に設置されたものです。

(即時グロス決済方式)

即時グロス決済 (RTGS) とは、決済システムが振替指図を受け付ける都度、1 件毎直ち (=即時) に、その全額 (=グロス) を振り替える仕組みです。同決済方式のもとでは、指図 1 件毎に決済が行われるため、1 件の決済不履行の直接の影響は指図の相手方に限定されます (システムック・リスクの削減)。

▽日銀当座預金における RTGS の例



(出典 日本銀行決済システムレポート 2005)

国債決済にも RTGS 方式を導入したことにより、時点ネット決済時に比べて、決済件数が飛躍的に増加しました。決済の円滑化、効率化などの観点から、わが国の決済システムにおいても、海外の主要市場で定着しているフェイル慣行、カットオフ・タイムやリバーサル・タイム、バイラテラル・ネットティングなどを導入しました。

このうち、「フェイル」とは、取引当事者の信用力とは異なる理由により、「当初の決済予定日が経過したにもかかわらず決済 (証券の受け渡し) がなされていない状態 (受渡未了)」をいい、上記の RTGS 方式の導入により決済量が大幅に増加すれば、その発生の可能性は高まることになります。特に国債の取引の場合は、銘柄による個別性があるため、銘柄によっては需給が逼迫し市場からの調達が困難となる場合があるなど、受渡未了が生じやすい面があります。こうしたリスクを回避しようと、受け渡しすべき国債をあらかじめ確保しようとすると、ショートポジションの造成が難しくなるなど、取引の円滑化や国債の価格形成に悪影響を及ぼす可能性があります。フェイル慣行の整備は、こうした制約を緩和し、市場流動性の確保に必要な要素となっています。しかしながら、一方で「フェイル」は決して推奨すべき状態ではなく、その多発は取引の円滑化を阻害することとなりかねないことから、その回避及び解消のため、市場参加者間でルールを設けています。なお、平成 21 年 5 月に日本証券業協会公社債委員会の下部機関として「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」が設置され、フェイル慣行の見直しや具体的な方策の検討を行っています。本ワーキング・グループの最終報告書によれば、「リーマン・ブラザーズ証券破綻後の混乱を経験した市場関係者からは実務上、フェイルに対応できない (又は容認されない) 状況は、緊急時の市場運営に支障を来すことから、フェイル対応が可能となるよう態勢整備を進めることが必要といった意見や、フェイルに対する理解不足から同慣行を容認しない先もあるとみられることから、フェイル慣行の定着に向けては、フェイルに対する理解促進、特に役員レベルの啓蒙が重要との意見が出された。こうした市場参加者の意見を踏まえ、本ワーキング・グループでは、フェイル慣行の意義・役割の重要性を改めて確認するとともに、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、フェイル慣行の見直しや具体的な方策を検討することとなった。」とされています。

「カットオフ・タイム」とは一日の決済終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため、日銀ネット

国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいい、15:30とされています。「リバーサル・タイム」とは、カットオフ・タイム以降の決済の過誤があった場合の訂正等を行う時間で、16:30とされています。

「バイラテラル・ネットティング」とは、二当事者間において、履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差額について決済を行う形態のことをいいます。ネットティングを活用することにより、市場全体の決済量の圧縮を図ることができます。

このような市場参加者間のフェイル回避への注力にもかかわらず、フェイルが発生した場合は、原則として、契約の解除権の行使や遅延損害金の授受を行わないこととするとともに、長期間のフェイルが生じた場合に、これを解消する方法としてバイ・イン等の必要な事項が定められました⁵。

RTGS方式での決済を前提としている国債市場における取引は、複数の市場参加者による売買、貸借が連続して行われており、全ての決済について取引の相手方との間で個別に行うことになると、事務面においても煩雑かつ非効率であるばかりか、相手方に対するリスクも考慮しながら取引自体を行わざるを得ません。そこで、複数の市場参加者同士の取引関係を、証券と資金の授受の面ですべて清算機関を相手方とした関係に置き換え、決済履行を保証する仕組みが要請されることとなったのです。

平成13年3月、国債市場懇談会は、「流通市場における流動性向上のための提言」において国債清算機関の創設を提言しました。その後、ワーキンググループでの検討などを経て、国債市場におけるセントラル・カウンター・パーティー（CCP）である、株式会社日本国債清算機関（JGBCC）が設立され、平成17年5月に稼働を開始しました。清算機関とは、取引の一方の当事者の（証券引渡または資金支払）債務を引き受けると同時に、それに相当する債券（証券または資金の受領）を取得し、原約定の相手方に代わり清算機関が決済における一方の当事者として参加者との間で授受を行う主体となり、決済履行を保証するものです。

これにより、清算機関参加各社同士の決済に関しては、信用リスクが大きく軽減されることとなり、参加者と清算機関による前述したバイラテラル・ネットティングの活用により、日中エクスポージャー（未決済残高）も大幅に削減できることになりました。

このような、清算機関による決済の進捗は、決済事務の効率化を促すとともに、約定照合事務の電子化⁶の推進とともに、現在のT+3ローリング決済慣行の短縮にも資するものと考えられています。

（出典）

日本銀行金融市場局マーケット・レビュー

「RTGS化後の国債取引に関する市場慣行について

～「フェイル慣行」の意義と課題を中心に～」平成13年7月

（株）日本証券クリアリング機構ウェブサイト

5 日本証券協会統一慣習規則第4号「債券のフェイルの解消に関する規則」（平成12年9月8日）参照。

6 （株）証券保管振替機構の運営する決済照合システムを利用できることが、JGBCC参加の要件のひとつとなっています。

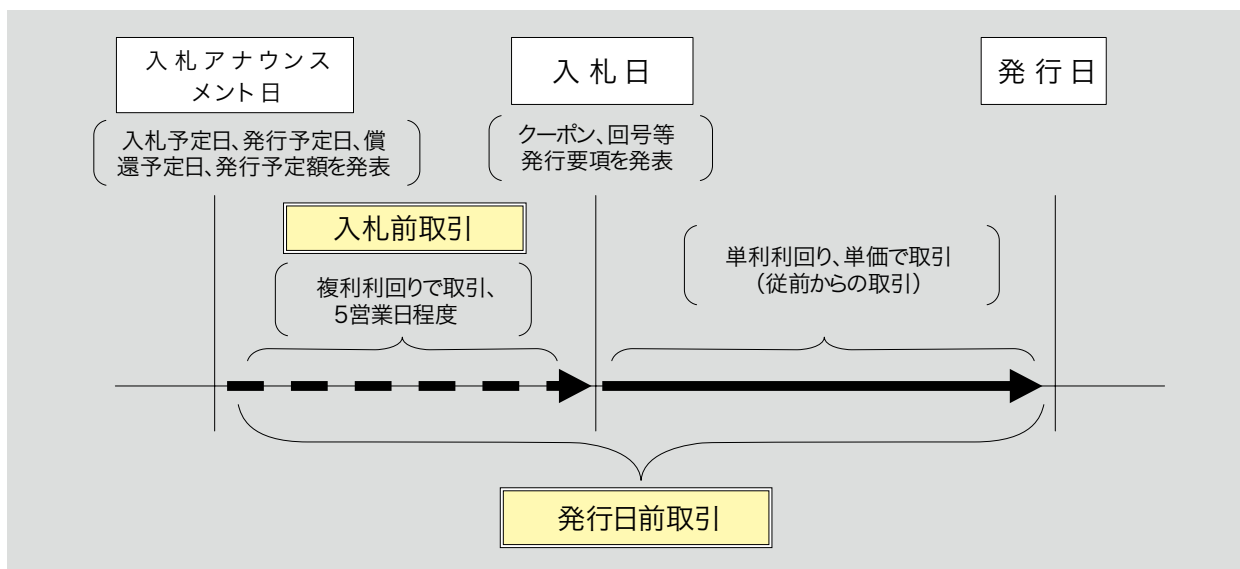
(4) WI取引

WI (When-Issued) 取引（発行日前取引）とは、国債の入札アナウンスメントが行われた日（原則入札日の1週間前）から発行日前日までに行われる取引をいいます。平成16年2月以降、従前から行われていた入札日から発行日までの取引に加え、入札日前の取引も行うことができるようになりました。WI取引の拡充により、市場参加者などが市場の動向をより把握しやすくなる等、国債入札の更なる円滑化が図られています。

WI取引は、入札前に新発債の需要動向に対する市場の見方が取引価格に反映されるため、落札価格の予測値として機能します。さらに、投資家にとっては、発行日前に入手できる新発債の価格を事前に確認できるメリットもあります。

このようにWI取引は、発行市場と流通市場とのリンケージを高め、入札の不確実性を減少させます。また、発行体にとっても、効率的な資金調達を実現することに寄与すると考えられます。

< WI取引のイメージ図 >



(5) 債券先物取引

債券先物取引とは、将来の一定の期日に、今の時点で取り決めた価格で特定の債券を取引する契約のことです。国債の先物は、証券取引所において不特定多数の参加者が売買することを前提に、売買単位や受渡期日などの取引条件が定型化されています。

国債先物取引では、実際に発行されている国債そのものを対象として先物取引が行われているのではなく、「標準物」と呼ばれる取引の円滑化を図るために証券取引所が利率、償還期限などを標準化して設定したものを取引の対象として先物取引が行われます。

取引当事者は、一定期間のうち、いつでも反対売買（例えば買い持ちしている国債先物の単位数と同数を売り建てること）が可能であるほか、各限月（取引を最終決済する月）において、取引最終日に売値と買値の差額の授受により決済（差金決済）することや、受渡決済期日に売買代金及び現物国債の授受により決済（受渡決済）することも可能です。ただし、受渡決済の場合には、標準物が架空の国債のため、現存する国債のうち受渡適格銘柄として定められた国債が受け渡されます。

なお、取引単位や呼値を小口化することで個人投資家の参入を促し、より一層の長期国債先物取引の市場流動性の向上や取引拡大を図るため、平成21年3月23日からミニ長期国債先物取引が導入されました。

<国債先物取引の概要>

	中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引(※2)	ミニ長期国債先物取引
市場開設日	平成8年2月16日	昭和60年10月19日	昭和63年7月8日	平成21年3月23日
取引時間	9:00~11:00 12:30~15:00 15:30~18:00		9:00~11:00 12:30~15:00	9:00~11:00 12:30~15:00 15:30~18:00
最終決済	受渡決済			差金決済
対象銘柄 (取引対象)	中期国債標準物 (3%、5年)	長期国債標準物 (6%、10年)	超長期国債標準物 (6%、20年)	長期国債標準物の価格
受渡適格銘柄(※1)	残存4年以上5年3ヵ月未満の5年利付国債	残存7年以上11年未満の10年利付国債	残存15年以上21年未満の20年利付国債	—
限月取引	3月、6月、9月、12月の3限月取引(最長9ヵ月)			
受渡/最終決済期日	各限月の20日(休業日の場合は繰下げ)			取引最終日の翌々日 (休業日の場合は繰下げ)
取引最終日	受渡決済期日の7日前(休業日を除外する)			同一限月の長期国債先物取引における取引最終日の前日 (休業日を除外する)
売買単位	額面1億円			10万円に長期国債標準物の価格の数値を乗じて得た額
呼値の単位	額面100円につき1銭			0.5銭
制限値幅	前取引日の清算値段から上下3円		前取引日の清算値段から上下4.5円	前取引日の清算値段から上下3円
一時中断措置	直前の約定値段または特別気配値段が基準値段から上下2円を超えた場合に発動(※3)		直前の約定値段または特別気配値段が基準値段から3円を超えた場合に発動(※3)	同一限月の長期国債先物取引が一時中断した場合、同時に発動(※3)
決済に係る差金の授受	反対売買を行った日の翌日			
決済物件の受渡し	受渡しに供する国債の銘柄は渡方(売方)の任意			—
約定取消し	誤発注に係る約定により、円滑な決済の履行が極めて困難になる等、市場が著しく混乱すると東京証券取引所が認める場合のみ、約定取消しルールが適用されます。			

※1 発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前であるものに限定。

※2 超長期国債先物取引は平成14年12月限月以降、新たな限月取引を休止している。

※3 14時35分以降に実施基準に該当した場合は一時中断措置を行わない。

(資料) 東京証券取引所

(6) 債券貸借取引と債券現先取引

債券貸借取引とは、債券を貸し出し、ある一定期間後に、同種、同量の債券の返済を受ける取引です。

債券の流通市場の発展を目的として、債券の空売りが認められたのと同時に、平成元年から債券貸借取引が導入されました。

債券貸借取引は、後述する現先取引との競合を防ぐため、当初は付利制限などの規制があったことや、代用有価証券など現金以外を担保とする方法も事務管理の煩雑さなどから敬遠される傾向にあったこと等で、もっぱら無担保取引が中心でした。しかし、金融不安の高まりを背景に、無担保取引における信用リスクの問題が表面化すると、米国のレポ市場を参考に債券貸借市場の見直しに取り組むことになりました。米国におけるレポ取引は、わが国における現先取引に該当します。わが国では売買取引に該当する現先取引は有価証券取引税の課税対象となっていたため、貸借取引という形態で同様の経済効果を求めることとし、一括清算条項⁷、マージンコール機能⁸を備え、信用リスク、市場リスクをコントロールすることのできる現金担保付債券貸借取引(いわゆる「日本版レポ取引」)が平成8年から開始されました。

日本版レポ取引は、従来の債券の空売りをを行った際に決済に必要な現物の調達(SC取引)のほかに、主に証券会社を中心に債券を担保とした資金取引(GC取引)が活発となり、平成9年には日本銀行の金融調節にも導入(いわゆる「レポオペ」)され、飛躍的に発展しました。

一方、現先取引(買い(売り)戻し条件付売買契約)は、戦後、起債市場が再開されてから取引が行われるようになり、資金調達の主体となっていました。しかし、その後、譲渡性預金証書(CD)やコマーシャル・ペーパー(CP)、大口定期預金といった新たな短期金融商品が登場したことや、売買形式のために有価証券取引税の課税対象となることから、資金調達手段は上記の日本版レポ取引などに移行し、現先取引は有価証券取引税が課税されない割引短期国債・政府短期証券(現在の国庫短期証券)を中心とした取引へと縮小していきました。平成11年に有価証券取引税が廃止されましたが、現先取引には、日本版レポ取引のようなリスク管理手法が備わっていなかったため、依然として低迷したままでした。

しかし、外国為替等審議会「円の国際化専門部会」において、わが国のレポおよび現先市場は、現金担保付債券貸借契約といった独自の形態ではなく、グローバル・スタンダード化された売買形態での取引を推進する必要があるとの提言⁹がなされ、これを受け、わが国でも平成13年4月から、一括清算条項、マージンコール機能、サブスティテューション¹⁰の適用等のリスク管理手法が盛り込まれた新しい現先取引が導入されました。

平成14年11月からはそれまでの「レポオペ」に代わり、新現先方式による金融調節も導入され、今後、現先取引が短期金融市場の中心的な役割を担い、非居住者とのクロスボーダー取引はもちろんのこと、国内取引においても一層と発展していくことが期待されています。

7 取引当事者のいずれかが債務不履行となった場合、基本契約に基づく債権債務を一つの金銭債権債務(すべての個別取引を終了させ、それにより発生する損益と担保総額を相殺した金額)に置き換える条項。

8 取引期間中に、債券価格の変動等により、貸借対象債券の時価総額と取引担保金額との差が生じた場合、担保金の不足額をいつでも相手方に請求することのできる機能。

9 21世紀に向けた円の国際化—世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応—(外国為替等審議会答申)(平成11年4月20日)

10 取引期間中に、現先の売手が買手に対して通知し、両者が合意すれば取引対象債券と同等以上の時価総額代替債券に変更できる機能。

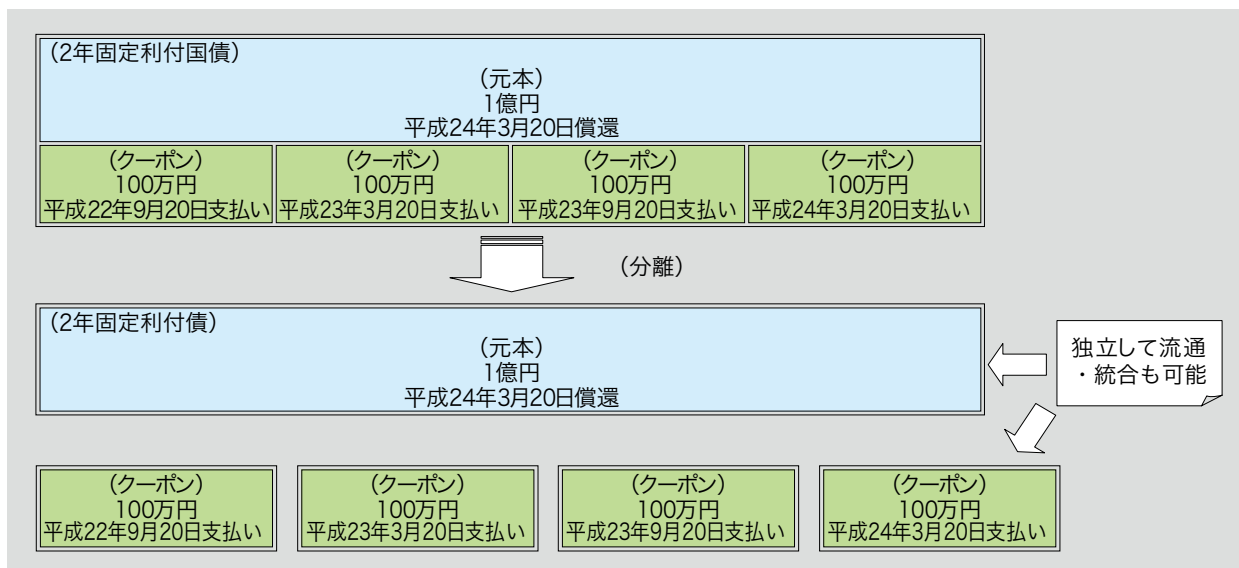
(7) ストリップス債

ストリップス債（STRIPS：Separate Trading of Registered Interest and Principal of Securities）とは、利付国債の元本部分と利息（クーポン）部分を分離してそれぞれ独立して流通させることや、過去に分離された元本部分と利息部分を再度統合して元の利付国債を復元することが可能な国債のことです。平成15年1月より、わが国においても国債のストリップス化が可能になりました¹¹。ストリップス債の導入により、元本部分と利息部分の分離を希望する投資家のニーズに応じることが可能になると同時に、割引債と利付債の間の裁定（金利調整）機能が高まり、国債市場の効率性の向上が期待されます。

下の図にあるように、例えば、平成22年3月に発行される額面金額1億円の2年固定利付国債（表面利率2%、平成24年3月20日償還）があると仮定します。この利付国債は、半年ごとに100万円ずつの利息が計4回支払われることとなります。この利付国債を保有している証券会社が、この利付国債を元本部分と利息部分に分ける（ストリップス化する）と、1億円分の分離元本振替国債（元本部分）と、100万円分の分離利息振替国債（利息部分）4つに分離され、投資家のニーズに合わせて、満期の異なる5つの国債（割引債）として、それぞれ独立して売買することが可能になります。

なお、ストリップス債の分離状況については、財務省ホームページで定期的に公表しています。

<ストリップス債のイメージ図>



¹¹ 元本部分と利息部分を分離することができる国債を「分離適格振替国債」（いわゆる「ストリップス債」）といい、平成15年1月以降発行される15年変動利付債、個人向け国債、10年物価値運動債以外のすべての利付国債が「分離適格振替国債」となっています（例外として、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で規定する特別国債と同一の銘柄として発行されたものを除きます）。ストリップス化された国債は、法人（一定の信託の受託者を含む。）のみが保有できることとなっており、ストリップス債の分離・統合を行うことができるのは、国債市場特別参加者に限定されています。

3 債務管理制度等

(1) 減債制度

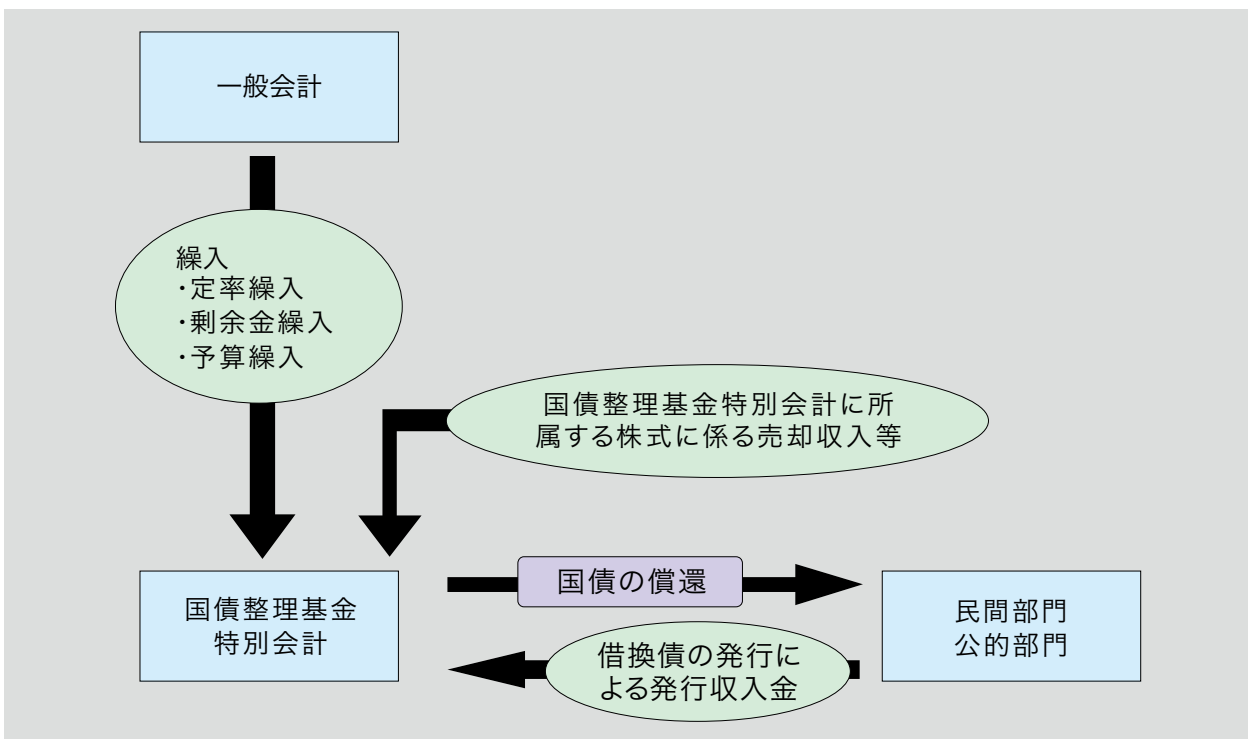
一般会計の各年度の歳出財源を賄うために発行される国債の償還は、すべて国債整理基金を通じて行われます。

わが国では、国債の償還を確実にを行うため、一定のルールの下、一般会計から国債整理基金に償還財源の繰入れを行う仕組みになっています。

また、国債整理基金には、国債整理基金特別会計において発行する借換債の発行収入金や、国債整理基金特別会計に帰属された政府保有株式の売却収入なども、国債の償還に充てる財源として受け入れられます。

すなわち、国債の償還財源はすべて国債整理基金に受け入れられ、蓄積され、支出される仕組みになっているということです。

<減債制度の仕組み>



以下では、償還財源をその種類ごとに解説します。

イ 一般会計からの償還財源

一般会計から国債整理基金へ繰り入れられる償還財源には、次の4つがあります。

A 定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）¹

定率繰入は、特別会計に関する法律第42条第2項に基づく繰入れです。具体的には、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額が、一般会計から国債整理基金に繰り入れられます。なお、定率繰入の対象となる国債総額からは、政府短期証券、一時借入金、交付国債及び出資・抛出国債は除かれます²。

また、割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ（特別会計に関する法律第42条第3項）、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることにしています（発行差減額繰入、特別会計に関する法律第42条第4項）。

1 100分の1.6に相当する金額については、後述の(2)60年償還ルールをご参照ください。

2 これらの債券については、第2節1をご参照ください。

B 減税特例国債に係る特例繰入

減税特例国債は、税制改革の実施に伴って、所得税の減税の先行などによる租税収入の減少を補うため、平成6年度から平成8年度までに発行されたものであり、できるだけ早期に償還すべきであるとの考え方から、通常の国債における償還期間が60年であるのに対し、その3分の1に当たる20年で償還することとされています。具体的には、通常の定率繰入に加えて、平成10年度から平成29年度までの間、減税特例国債の発行総額から、自動車消費税と法人特別税の廃止に伴う発行額を控除した額の30分の1に相当する額を毎年繰り入れることとされています。

C 剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の2分の1以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合においては、財政法第6条第1項により、その2分の1を下らない金額を、発生した年度の翌々年度までに、国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

D 予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

国債の償還財源については、上記の定率繰入れ等のほか、国債の償還に支障のないよう、特別会計に関する法律第42条第5項により、必要に応じ、予算をもって定める金額を国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

□ 借換債の発行

借換債とは、既に発行した国債の償還財源を調達するために発行される国債で、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に編入されます（借換債については、第2節1参照）。

八 国債整理基金特別会計に帰属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に帰属することとなった株式については、その売却収入や配当金収入を国債償還財源に充てることとされています。

これまで、昭和60年度にNTT・JT株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分³が、平成19年度に日本郵政株式⁴が、それぞれ国債償還財源に充てるために、国債整理基金特別会計において保有されることになりました。

なお、NTT株式は平成17年9月に、JT株式は平成16年6月に、全て売却を完了しています。

二 運用収入

国債整理基金は国債を保有し、又は財政融資資金に預託することによって運用することができることとされています。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実かつ円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があることなどへの配慮も踏まえつつ、効率的運用を図っています。そこから生じた運用益は、国債整理基金特別会計の所属として整理され、その歳入に計上されます。

(2) 60年償還ルール

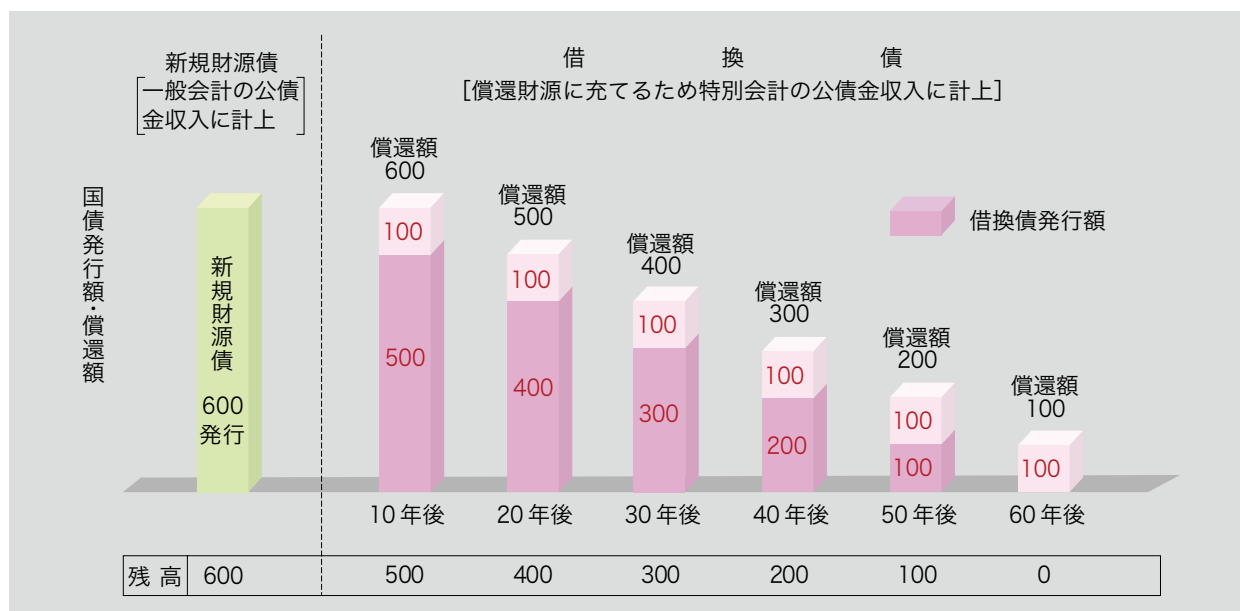
国債の償還を行うに当たって、その償還金には国債整理基金から支払われる現金と借換債の発行による収入金を充てますが、それぞれの割合をどの程度にするかについては、わが国では60年で現金償還し終えるという「60年償還ルール」の考え方に基づいています。これは、戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（つまり政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方で採用されたものです。また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率が、ほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされています。

3 帝都高速度交通営団が平成16年4月に民営化し東京地下鉄株式会社となったことに伴い、出資持分に応じた数量の株式が無償譲渡され、現在は出資持分から株式になっています。

4 日本郵政株式は「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」により売却が凍結されています。

下記で、具体的に算出方法を説明します。例えば、ある年度に600億円の国債を10年固定利付国債で発行したとすれば、10年後の満期到来時には、 $10 / 60 = 1 / 6$ に当たる100億円を現金償還し、残り500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付債で発行したとすれば、次の10年後には再び当初発行額600億円の $1 / 6$ である100億円を現金償還することになります。この時点で国債残高は400億円となります。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債はすべて現金償還されたこととなります。

<借換債による国債償還の仕組み「60年償還ルール」>



また、特例国債については、以前は借換債の発行は行っていませんでしたが、昭和60年度以降は、建設国債と同様の60年償還ルールに沿って借換債が発行されています。これは特例国債の本格的な償還を迎えるに当たり、厳しい財政事情の下で、その全額を現金償還しようとする、極端な歳出カットや極度の負担増が不可避となり、経済や国民生活に好ましくない影響を及ぼすおそれがあったためです。ただし、着実に財政改革を推進していくという観点からも、特例国債の償還については、60年償還ルールにとらわれず、その速やかな残高の減少に努めるべきとされています。

(3) スワップ取引

金利スワップ取引とは、異なる種類の金利（例えば変動金利と固定金利）の支払いを一定期間にわたって交換する取引のことです。

国債管理にかかる金利スワップ取引については、平成14年度に行われた国債整理基金特別会計法の改正により実施可能となり、「国債管理政策の新たな展開」において、「スワップ取引（平成17年度から開始）の活用等により、金利変動リスク等の管理の観点から残存年限の調整等を図る」とされています。

財務省では、こうした点を踏まえ、システム整備等を進め、国債市場特別参加者を中心とした取引相手とISDA（International Swaps and Derivatives Association, inc.：国際スワップ・デリバティブズ協会）の指針に基づく基本契約を締結し、平成18年1月以降、市場の動向を見極めつつ取引を実施しています。取引の実施にあたっては、輪番制で複数の取引相手にオファーし、その中で財務省にとって最も有利な取引条件を提示した相手と契約しています。また、取引実績については、半期ごと（4月及び10月）に財務省ホームページで公表しています。

なお、「論点整理」においては、年限の長期化による金利変動リスクの削減の観点では、当面は超長期債市場の育成による発行増加に期待できるものと見込まれるため、新規の金利スワップ取引を当面見合わせる考えられると示されています（詳細については第1章コラム1参照）。

(4) 流動性供給入札

流動性供給入札とは、構造的に流動性が不足している銘柄や、需要の高まり等により一時的に流動性が不足している銘柄を追加発行することで、国債市場の流動性の維持及び向上させることを目的として、平成 18 年 4 月に開始しました。

発行額については、導入から平成 20 年度上期までは毎月 1,000 億円（月 1 回）で継続していました。対象銘柄については、当初、発行規模が特に小さく構造的に流動性が不足しているゾーンとして残存 11～16 年の 20 年債のみとしていましたが、平成 20 年 4 月には、システム対応がなされたことに伴い、より一般的に発行後の様々な要因により流動性が低下した銘柄に対する機動的な流動性向上策として機能させるため、残存 5～29 年の 10・20・30 年債に拡大しました。平成 20 年度下期からは、リーマン・ショック後の国債市場の流動性の著しい低下や、予算編成に伴う国債発行計画の見直しに合わせ、実施回数の引上げ（月 1 回→月 2 回）や発行増額（1 回 1,000 億円→同 1,500 億円→同 3,000 億円）など、その実施を拡大しています。

流動性供給入札の規模・頻度・対象等については、補完的な位置づけであることも踏まえつつ今後も随時検討することとしています。入札方式については、国債市場特別参加者（プライマリー・ディーラー）を参加者とする希望利回り較差・コンベンショナル方式を採ることで、市場の流動性維持・向上の側面支援とともに発行当局の調達コストを抑制することに努めています。

(5) 買入消却

買入消却とは、国債の発行者である国が、発行済みの国債について、その償還期限の到来前に売却の意思を有する保有者との間で合意した価格でこれを買入れ、消却することで債務を消滅させることをいいます。同じく償還期限前に債務を消滅させる手段である繰上償還は、その償還期限の到来前に国の任意で原則として額面金額で償還する点で、買入消却とは異なる性格といえます。

従来、国債の買入消却は、相続税法に基づき国に国債が物納された場合や、公職選挙法に基づき立候補者が国に供託した国債が落選とともに没収された場合などに限って実施されてきましたが、平成 14 年 6 月に国債証券買入銷却法を改正する等、制度面を整備し、平成 15 年 2 月からは、発行当局側のニーズでも機動的に実施しています。

具体的には、平成 20 年度に集中していた国債の満期償還の平準化や、財政投融资特別会計からの繰入れを原資とした債務残高の圧縮など、債務管理上の特別の目的に応じて実施したほか、最近ではリーマン・ショック後に国債市場の流動性が著しく低下した状況において一部の国債の需給バランスの是正による流動性の下支えを目的として実施しています。いずれの目的においても、市場からの買入れについては、事前に買入予定額を明らかにし、国債市場特別参加者（プライマリー・ディーラー）を参加者とする希望利回り（価格）較差・コンベンショナル方式での入札を通じて実施しています。

(6) 市場との対話

国債の安定的な消化や、市場の流動性維持・向上のための施策を的確に実施していくため、市場との対話を一層強化し、財務省理財局の行う国債管理政策に対する信頼を高めていく方針です。

☞（参照先） 各種会合のメンバーや開催実績については第3章第2節4（4）をご参照下さい。

イ 国の債務管理の在り方に関する懇談会

中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間の方々等から御意見や御助言をいただくため、平成16年11月以降、国の債務管理の在り方に関する懇談会を開催しています。

ロ 国債市場特別参加者会合

平成16年10月の国債市場特別参加者制度の導入以降、国債市場特別参加者との間で、国債市場に関する重要事項について意見交換を行うことを目的として、国債市場特別参加者会合を開催しています。

ハ 国債投資家懇談会

国債の「投資家」と直接かつ継続的に意見交換を行う場として、国債投資家懇談会を平成14年4月から開催しています。この懇談会には、銀行や保険会社など主要な機関投資家が参加しています。

ニ 国債トップリテラー会議

個人の国債保有を促進する観点から、個人向け国債の募集取扱を積極的に行っている金融機関の実績や取組を評価するとともに、個人に対する国債販売のさらなる推進のため、取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として、平成19年6月より国債トップリテラー会議を開催しています。

4 税制

国債の保有に係る税制は、個人や法人、金融機関、非居住者、外国法人などの保有主体や、その保有する国債の種類に応じて制度が異なります。

国債の大量発行が続く中、国債の確実かつ円滑な発行を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、近年、国債の保有を促進する観点から、国内金融機関、事業法人などのほか、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で利子などを非課税等とする措置が講じられています。

(1) 個人（居住者）及び内国法人

イ 利付国債

利付国債を保有する場合、半年ごとに支払われる利子に対して課税がなされ、利払時に20%（所得税15%＋地方税5%）の源泉徴収が行われます（銀行などの金融機関、金融商品取引業者等及び資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人（金融機関、金融商品取引業者等以外）については、源泉徴収免除制度があります。）。

また、保有主体が法人の場合、保有する国債に係る利子や譲渡益等は益金に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます（源泉徴収が行われた場合は、法人税額から元本の所有期間に対応する額が控除されます。また、公共法人等は非課税となる場合があります。）。

保有主体が個人の場合については、利子は源泉分離課税となりますが、譲渡益は非課税となっています。

さらに、障害者の方などは、国債の利子が非課税になる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の適用が受けられます。

ロ 国庫短期証券

国庫短期証券は、発行時に割引されて発行される割引債であるため、償還時には発行時に払い込んだ購入金額と償還金額の間に差額（償還差益）が発生します。本来、割引債は、償還差益に対して所得税が課税され、発行時に源泉徴収が行われますが、国庫短期証券は法人のみに保有が限定されているため、発行時において源泉徴収は行われず、法人税及び地方税が課されることとなります。

ハ ストリップス債

ストリップス債（分離元本振替国債、分離利息振替国債）は、法人のみに保有が限定されており、分離元本振替国債及び分離利息振替国債の譲渡益、簿価と償還金支払額又は利息支払額との差額は、法人税及び地方税が課税されます。

(2) 非居住者・外国法人

イ 利付国債

保有する利付国債の利子については、非居住者又は外国法人のいずれの場合も、原則として、税率15%で源泉徴収が行われます。

また、非居住者の居住国若しくは外国法人の所在国と日本の間で租税条約が結ばれており、利子に対する税率が15%より低く設定されている場合には、一定の手続の下、その低い税率で源泉徴収が行われます。

さらに、振替国債の利子については、非課税制度が設けられています（詳細は(3)「国債に関する非居住者等非課税制度」参照）。

□ 国庫短期証券

国庫短期証券は法人のみに保有が限定されていることから、割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）の保有はこれまで国内の国債振替決済制度参加者に開設した振替口座に限定されてきました。平成16年4月からは、適格外国仲介業者に開設した振替口座により割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）を保有する場合にも、源泉徴収が免除されることとなりました。また、国内に恒久的施設を有しない外国法人については法人税も非課税となります。

ハ ストリップス債

ストリップス債は法人のみに保有が限定されており、その保有又は譲渡により生ずる所得に対し外国法人にも法人税が課されますが、国内に恒久的施設を有しない外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有している場合には、非課税となります。

二 外国金融機関等による債券現先取引

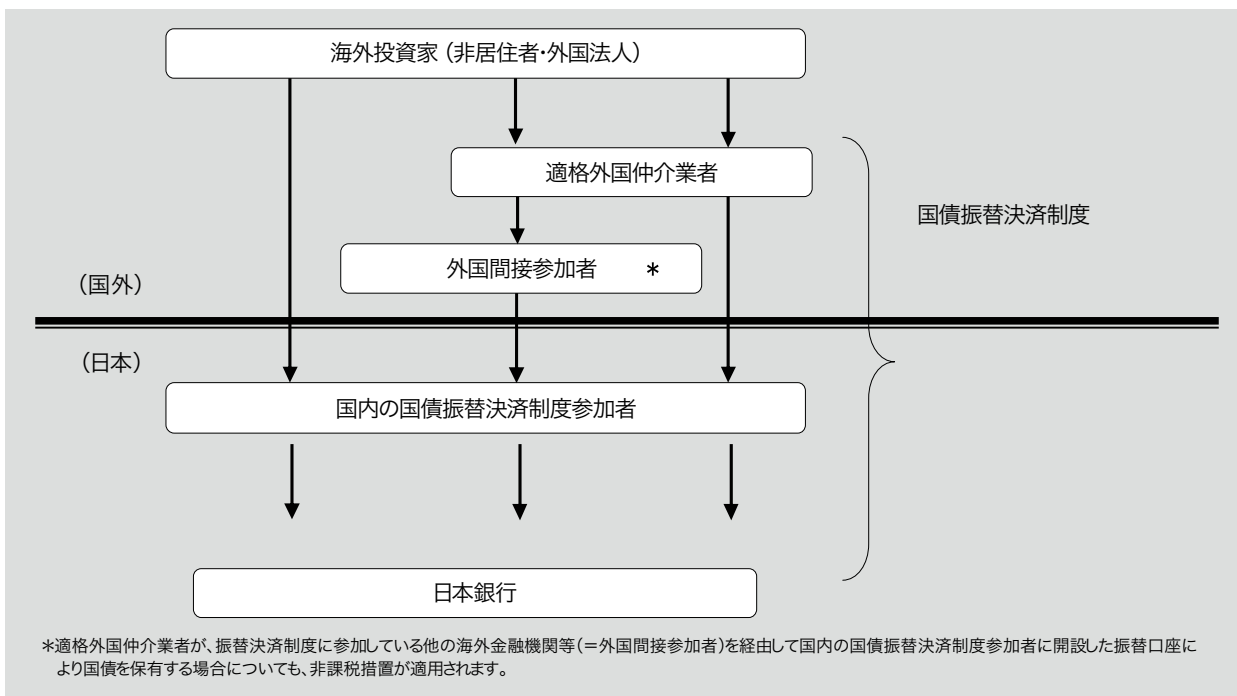
外国金融機関等（銀行業・金融商品取引業又は保険業を営む外国法人、外国中央銀行及び国際機関）が、国内の特定金融機関等（金融機関及び金融商品取引業者等のうち、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の適用対象とされている者並びに日本銀行）との間で行う、国債等の債券現先取引について、一定の要件の下で、特定金融機関等から受け取る貸付金の利子が非課税となります。

(3) 国債に関する非居住者等非課税制度

イ 制度の概要

非居住者・外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者¹に開設した振替口座により保有している国債（振替国債）の利子について、一定の要件を満たしている場合には、その所有期間に対応する利子に対して課される所得税が非課税となるなどの税制上の優遇措置が講じられています。

<非課税措置の適用のある国債の保有方法のイメージ>



□ 非課税要件等

対象となる国債	利付国債	国庫短期証券	ストリップス債
非課税の対象	振替国債の利子について、その振替国債の所有期間に対応する金額 ^{※1} 及び振替国債の償還差益 ^{※2}	国庫短期証券の償還差益 ^{※2}	ストリップス債の保有又は譲渡による所得
対象者 ^{※3}	非居住者 ^{※4} ・外国法人	外国法人	
保有の方法	国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有		

- ※1 所有期間に対応する金額とは、以下のとおりです。
 ① 所有期間の初日が当該振替国債の利子計算期間の初日以前の場合
 当該利子計算期間に対応する利子の額
 ② 所有期間の初日が当該振替国債の利子計算期間の初日後の場合
 当該利子計算期間に対応する利子の額×所有期間日数/当該利子計算期間日数
 ※2 償還差益とは、償還金額が取得金額を超える場合における差益をいいます。
 ※3 これらの者が下記の法人格を有しない外国投資信託の受託者である場合を含みます。
 ※4 非居住者（個人）は国庫短期証券及びストリップス債を保有できません。

¹ 適格外国仲介業者（QFI：Qualified Foreign Intermediaries）とは、
 ・社債、株式等の振替に関する法律に規定する「口座管理機関」の指定を受けており、かつ、
 ・国債振替決済制度の「外国間接参加者」として日本銀行の承認を受けている者であって、租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有する租税条約又は国際約束を締結している相手国に本店又は主たる事務所を有する者であることなどの要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けているグローバル・カस्टディアンなどの海外金融機関などのことをいいます。

法人格を有しない外国投資信託の受託者である非居住者又は外国法人は、その外国投資信託が次の要件を満たすもの（適格外国証券投資信託）である場合に限り、非課税措置が適用されます。

- 1 外国投資信託が（わが国の税法に規定する）証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当すること。
- 2 外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が、国外において、金融商品取引法第2条第3項に規定する勧誘のうち同項第1号に掲げる場合（多数（50名以上）の者を相手として取得の申込みの勧誘を行う場合（適格機関投資家のみを相手方とする場合を除く。）。以下「公募」と表記します。）に該当するものに相当するものにより行われ、かつ、外国投資信託の目論見書その他これに類する書類に、これに該当するものに相当するものである旨の記載がなされていること。
- 3 外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が国内においても行われる場合には、
 - ① 受益権の募集が、国内において公募により行われること。
 - ② ①の募集が行われた受益権に係る収益の分配が租税特別措置法第3条の3第1項又は第8条の3第1項に規定する国内の支払の取扱者を通じて交付されること。
 - ③ 外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその募集及び収益の分配が①及び②に従って行われる旨の記載がなされていること。
- 4 外国投資信託の受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものであり、かつ、外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

八 手続

A 利付国債

国内の国債振替決済制度参加者から口座の開設を受ける場合には、当該参加者及び日本銀行を経由して、適格外国仲介業者から口座の開設を受ける場合には、当該適格外国仲介業者、その上位機関である国内の国債振替決済制度参加者を経由して、次の書類を提出する必要があります。

提出書類	提出時期	提出先	備考
非課税適用申告書	最初に非課税の適用を受けようとするとき	国内の国債振替決済制度参加者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長	・提出の際、本人確認書類を提示する必要があります。 ・国庫短期証券、ストリップス債に係る告知書を既に提出している場合は、非課税適用申告書の提出は不要です。 ^{※1}
異動申告書	「非課税適用申告書」の提出後に氏名等又は住所の変更をした場合、その変更日以後最初に利子の支払いを受ける日の前日までに	国内の国債振替決済制度参加者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長	
所有期間明細書	利子の支払いを受ける日の前日までに	日本橋税務署長	非課税区分口座 ^{※2} に記載されている振替国債については、国内の振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者が当該振替国債に関する一定の事項を記載した書類を作成し、日本銀行に提出（適格外国仲介業者については、その上位機関である国内の振替決済制度参加者を経由して）した場合には、所有期間明細書は提出したものとみなされます。

※1 外国法人が国庫短期証券やストリップス債に係る告知書を既に提出している場合において、当該告知書の提出の際に本人確認を行った国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者の上位機関である国内の国債振替決済制度参加者が、告知書提出者の名称その他の事項を記載した書類を国内の国債振替決済制度参加者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出したときは、非課税適用申告書が提出されたものとみなされます。

※2 非課税区分口座とは、非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者から設定を受けている口座であって、
①・②以外の振替国債につき振替記載等を行わないこととするものをいいます。
① 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替国債
② 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の途中で所得する振替国債で一定の要件を満たしているもの

B 国庫短期証券、ストリップス債

国庫短期証券、ストリップス債について非課税の適用を受けるには、以下の書類を国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者を経由してその上位機関である国内の国債振替決済制度参加者に提出する必要があります。

Table with 3 columns: 提出書類 (Submitted Documents), 提出時期 (Submission Period), 備考 (Notes). It specifies the requirements for submitting notices and other documents for tax exemption.

Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Enforcement Ordinance of the Special Taxation Measure Law (Article 3, paragraph 3). Includes fields for applicant information, signature, and remarks.

注1) 提出する者が非居住者である場合には、当該非居住者の(日本国外の)住所又は居所地。注2) 提出する者が適格外国証券投資信託(特定振替債等の振替記載又は換金等)に関する告知書として利用する場合には、当該告知書の提出は不要です。注3) 提出する者が日本国内に住所又は住居地(恒久的施設)を有する非居住者である場合には「住所等」欄には住所又は住居地を、「職業」欄には(日本国外の)住所又は居所地を記載する。

(4) 外国金融機関等による債券現先取引に係る利子非課税制度

イ 非課税要件等

Table defining non-taxable objects and eligible parties for interest tax exemption on foreign financial institutions.

- ※1 外国金融機関等とは、以下に掲げる外国法人をいいます。
1) 外国の法令に準拠して、当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人(国内取引者の特定の関連会社である場合等を除きます。)*
2) 外国中央銀行
3) 国際間の取組に基づき設立された国際機関
※特定利子の支払いを受ける外国金融機関等のうち上記①の外国法人が、以下の①から③のいずれかの外国法人に該当する場合には、本非課税措置は適用されません...
※2 特定金融機関等とは、以下に掲げる国内金融機関をいいます。
1) 租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関及び同条第2項に規定する金融商品取引業者等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第2項に規定する金融機関等に該当する法人(国内に営業所等を有する法人に限ります)
2) 日本銀行
※3 債券現先取引についての要件などは、次のとおりです。
1) 取引要件
- 債券の譲渡の日又は購入の日からその債券の買戻しの日又は売戻しの日までの期間が6月を超えないこと
- 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第3条に規定する一括清算の約定をしていること
- 債券現先取引に係る債券の当該取引の約定をした日における価額が当該取引につき約定をした価格以上であること
2) 対象債券
- 社債、株式等の振替に関する法律第88条に規定する振替国債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券
※4 特定利子とは、債券現先取引により特定金融機関等から支払いを受ける貸付金の利子のことをいいます(その利子が租税特別措置法第7条の規定により所得税が非課税とされるものは除きます。)。
なお、この貸付金の利子が外国金融機関等の国内において行う事業に帰せられるものである場合には、この非課税措置の適用はありません。

□ 手続

非課税の適用を受けるには、以下の書類を特定利子の支払いをする特定金融機関等を経由してその特定利子の支払いの事務を行う当該特定金融機関等の納税地（所得税法第18条第2項の指定があった場合には、その指定された納税地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

提出書類	提出時期	備考
非課税適用申告書	最初に特定利子の支払いを受ける日の前日までに	提出の際、本人確認書類を提示する必要があります。
変更申告書	「非課税適用申告書」の提出後に名称又は本店等の所在地の変更をした場合、その変更日以後最初に特定利子の支払いを受ける日の前日までに	

(5) 非課税制度における本人確認書類

振替国債の利子の非課税の適用を受ける際に必要となる手続きにおいて、本人確認書類は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもので、非課税適用申告書を提出する者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のある書類となります。

国庫短期証券・ストリップス債の非課税適用を受ける際に必要となる手続きにおいて、本人確認書類は、次に掲げるいずれかの書類となります。

非居住者（個人）

- ・ 外国人登録証明書、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいいます。）

外国法人

- ・ 登記事項証明書
- ・ 印鑑証明書
- ・ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書
- ・ 社会保険料の領収証書

非居住者（個人）・外国法人共通

- ・ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの

＊1 これらの書類は提示日前6月以内に作成・交付等されたものに限りです。

以下は、振替国債の利子、国庫短期証券、ストリップス債の非課税制度に関する注意事項です。

＊2 適格外国証券投資信託（国庫短期証券及びストリップス債の場合は外国投資信託。以下同じ。）の受託者の場合には、これらの書類及びその受託をした適格外国証券投資信託の目論見書又はこれに類する書類となります。

＊3 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者と振替記載等に関する委任契約を締結している場合は、その委任契約に係る委任状又は契約書で非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地若しくは居所地又は国外にある本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものの写しも本人確認書類とすることができます。

（参考）＜平成22年度税制改正＞

平成22年度税制改正において次の非課税手続の簡素化及び非課税対象者の範囲拡大が図られました。

○各人別帳簿の作成不要

現在、国内の国債振替決済制度参加者が作成している各人別帳簿（非課税制度の適用を受ける非居住者等の名称・住所等を記載する帳簿）は、非課税区分口座（(3)ハA参照）に記載または記録されているものについて作成不要になります。

○非課税対象者の範囲拡大

外国投資信託の設定に係る受益権の募集が国内において行われる場合においても一定の要件（(3) 口 3 参照）を満たせば非居住者非課税制度の適用を受けることができます。

第3節 政府短期証券、借入金、政府保証債務

政府短期証券、借入金及び政府保証債務はそれぞれ性格が異なりますが、いずれも国債（JGB）と同様、財政活動に伴う資金調達による債務です。以下ではそれぞれの債務の概要について説明します。

1 政府短期証券

(1) 概況

政府短期証券は、財政法や特別会計に関する法律等に基づいて、国庫や特別会計等の一時的な資金不足を補うために発行されます。政府短期証券は、原則として公募入札により市中発行されています。政府短期証券の市中発行日は原則として毎週最初の営業日で、その償還期間は原則として3ヶ月です（その他に、償還期間2ヶ月程度、6ヶ月の政府短期証券も発行されています。）。なお、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受けを行う仕組みになっています。この場合、日本銀行が引き受けた政府短期証券は、その後の公募入札の収入により、可及的速やかに償還することになっています。

なお、平成21年2月からは、政府短期証券は割引短期国債との統合発行を開始し、国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-Bill）という統一名称の下で発行され市中で流通していますが、従来の財政制度上の位置付けは変更せず、引き続き政府短期証券として取り扱っています。

(2) 発行根拠別の分類

これまでに発行された政府短期証券について、その発行根拠に応じて分類すると次表のとおりです。ただし、これらの券種は国庫短期証券として発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

政府短期証券の発行根拠別の分類

券種	根拠法	主な目的
財務省証券	財政法第7条第1項	「国庫金の出納上必要があるとき」
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条第1項	「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」
外国為替資金証券	特別会計に関する法律第83条第1項	「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」
石油証券	特別会計に関する法律第94条第2項、第95条第1項	「国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
食糧証券	特別会計に関する法律第136条第1項、第137条第1項	「主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」

(3) 国庫資金繰りの概要

政府の財政活動においては、日々の国庫金の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じたりします。その際のズレの調整方法としては、政府短期証券の発行、国庫余裕金の繰替使用、日銀や国庫内で保有する政府短期証券の繰上償還、国内指定預金（有利子）への組替えがあります。財務省理財局では、国庫の収支見込を策定し、確実な資金繰りを行うとともに、民間金融市場に対する配慮に努めています。具体的には、3ヶ月物、6ヶ月物政府短期証券については、原則として既発行の政府短期証券の償還日に新規政府短期証券の発行日を合わせるとともに、2ヶ月程度の政府短期証券については、原則、財政の支払超過となる日を発行日とし、財政の受入超過となる日を償還日としています。また、資金の不足する特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用（無利子）及び国庫内引受等の活用により、市中への公募発行額の平準化に努めています。

2 借入金

(1) 借入金の法的根拠等

一般会計及び各特別会計は財政法及び特別会計に関する法律等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、借入を行うことができます。広義の借入金には、一時的な資金不足を調整するための一時借入金及び財源不足を補うための（狭義の）借入金があります。（狭義の）借入金が基本的に会計年度を跨るものとなるのに対し、一時借入金は、借入の行われた会計年度内に償還されることが原則となっています。

(2) 借入金に関する予算上の取扱い

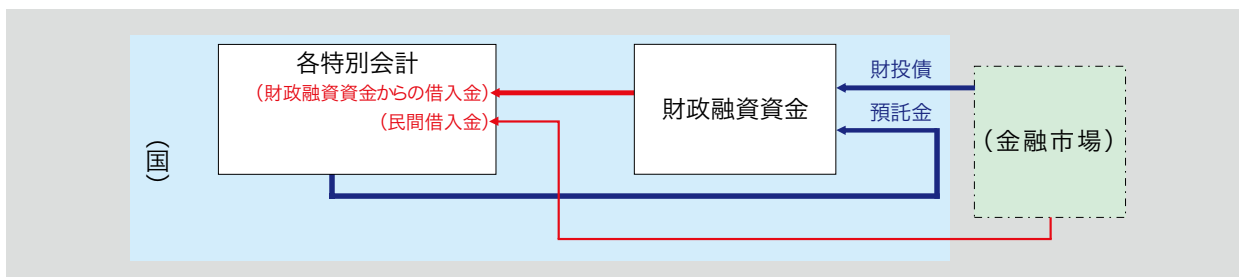
予算総則に、当該年度における借入金及び一時借入金の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

(3) 借入先

各特別会計は、現在、財政融資資金や民間金融機関等からの借入を行っています。平成21年度末現在、一般会計及び8の特別会計において、財政融資資金からの借入金残高があり、また、3の特別会計において、民間金融機関からの借入金残高があります。

民間金融機関からの借入が、国の民間に対する債務の一部を構成しているのに対し、財政融資資金からの借入は、いわば「国」の部門間での貸借です（なお、財政融資資金の貸付等に必要な資金は、財政投融資特別会計国債（財投債）の発行及び各特別会計等からの預託金により調達されています。）。

<特別会計等の財政融資資金からの借入に係る資金の流れ（イメージ）>



☞（参照先） 財投債については、第2節1（1）を併せてご参照ください。また、財政投融資についての詳細は、財務省ホームページ等をご参照ください。

(4) 民間からの借入金

交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」といいます。）、国有林野事業特別会計（以下「国有林野特会」といいます。）及びエネルギー対策特別会計（以下「エネルギー特会」といいます。）において、民間金融機関からの公募入札による借入が行われています。

イ 交付税特会

交付税特会は、地方財政の財源不足額を補填するために借入を行い、その年度の地方交付税の一部に充てています。交付税特会では、平成12年7月以後、こうした借入金の一部を民間金融機関から借入していますが、平成19年度からは新規の借入を停止することとし、既存の債務の返済のための借入のみが行われています。

□ 国有林野特会

国有林野特会は、平成 10 年度に「国有林野事業の改革のための特別措置法」を施行する等の改革を行い、それまでの財政融資資金からの借入に代え、平成 10 年度から民間金融機関からの借入を開始しました。

この民間金融機関からの借入については、公平性・公正性、透明性を確保するため、平成 15 年度以降、それまでの協調融資団による方式を改め、公募入札による方式を導入しました。

国有林野特会の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

ハ エネルギー特会

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（以下「石油特会」といいます。)) の直轄事業となりました（国家備蓄石油は平成 15 年 4 月に移管。国家備蓄施設は平成 16 年 2 月に移管。）。これに伴い、国家備蓄施設の設置に係る経費等の財源に充てるために、平成 16 年 2 月以降、石油特会による借入が行われるようになりました。

平成 19 年 4 月に施行された「特別会計に関する法律」に基づき、石油特会は廃止され、同会計に所属する権利義務は新たに設置されたエネルギー特会（エネルギー需給勘定）に帰属することとなりました。

エネルギー特会の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

3 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている特殊法人等に対し、予算で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。このように、政府保証債務は、財政活動に伴う資金調達による債務であり、国債等と同様、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切な水準となるよう努めています。

(1) 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定により原則として禁じられています。

例外として、

- ① 国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
- ② 業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限り、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定を設けているところです。また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

(2) 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。

政府保証借入金による資金調達は一般に、資金需要が生じた場合に機動的な調達を行い易いとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

(3) 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

① 予算等における取扱い

A 保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることは(1)で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています。このため、毎年度の一般会計予算予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を得ています。

B 財政投融资計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、前述のとおり予算において決定されますが、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第5条第2項第3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府保証のうち、債務保証の期間が5年以上のものについては、財政投融资計画に計上されています。

☞(参照先) 各年度の財政投融资計画については、「財政投融资レポート」や財務省ホームページをご参照ください。

② 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債(内国債・市場公募分)の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています。

また、独立行政法人等が政府保証債または政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局ではその都度、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切なものであるか等について、審査を行っています。

第4節 その他の公的債務

公的年金に係る将来の支払義務、地方債、独立行政法人等の債務は、国債や借入金等とはガバナンスの枠組みが異なり、また、財政活動に伴う資金調達による債務ではありませんが、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。

1 公的年金

公的年金制度に基づく将来の支払義務は、財政資金の調達に伴う債務とは性格が異なります。賦課方式を基本とした財政運営の下、過去の保険料の蓄積である積立金が積立てられ、将来にわたる年金給付のために国内債券を中心に運用されており、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。

公的年金制度は、厚生年金、国民年金、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の5制度からなる制度ですが、そのうち厚生年金及び国民年金についてみると、その積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成18年4月に旧年金資金運用基金から移行）に寄託され、運用されています。

2 地方債

(1) 地方債の基本的な仕組み

イ 基本的な仕組み

地方債は、地方公共団体において、その様々な歳出需要の一部を賄うために発行されています。したがって、地方債は、国とは別人格を有する各地方公共団体の債務です。

地方債は原則として、建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条に掲げる場合においてのみ発行できることになっていますが、その特例として、現在、臨時財政対策債等の発行が認められています（臨時財政対策債については、次ページの（参考）をご参照ください）。

なお、翌年度の地方債（普通会計及び公営企業会計等分）の予定額の総額については、各年末に国から地方債計画が公表されます。また、各地方公共団体が地方債を発行する際には、原則として、総務大臣又は都道府県知事に協議することとされています。

ロ 地方債の分類

地方債には様々な分類方法がありますが、資金別、会計別に分類すると、それぞれ次のとおりとなります。

A 資金別の分類

地方債	公的資金	財政融資資金
		地方公共団体金融機構資金
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債を引受先の資金面から分類すると、公的資金（財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金（以下、「機構資金」といいます。））並びに民間等資金に大別され、地方債計画にはそれぞれの予定額が計上されます。

このうち、財政融資資金は、財政投融資計画に地方公共団体向けの財政融資として計上されます。機構資金は、地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金をいいます。

B 会計別の分類

地方債	普通会計分
	公営企業会計等分

地方債を、資金調達を行う会計別に分類すると、普通会計分及び公営企業会計等分に大別されます。普通会計とは、一般会計及び企業会計以外の特別会計を合算して、会計間の資金の移動を控除したものをいいます。

また、地方財政（普通会計）の翌年度における歳出・歳入の見通しは、地方財政計画に計上され、国会に提出されています。地方財政計画に表示されている地方債発行額は、公営企業会計等分を含まないベース（普通会計分のみ）となります。

☞（参照先） 地方債計画及び地方財政計画については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）をご参照ください。

（参考）

臨時財政対策債とは、平成 12 年度までは地方財政計画上の通常収支の不足を交付税特会の借入等により補てんしていましたが、平成 13 年度以降これを見直し、その新たな補てん措置として発行されることとなった地方債をいいます。

(2) 公的資金による地方公共団体への貸付

平成 22 年度の地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定され、総額は 15 兆 8,976 億円（平成 21 年度 14 兆 1,844 億円）となっています。

このうち公的資金については、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した公的資金の重点化方針を維持しつつ、税収減等により地方債計画の規模が拡大する中で、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、平成 22 年度は総額 6 兆 4,980 億円（平成 21 年度 5 兆 7,670 億円）を予定しています。その内訳として、財政融資資金 4 兆 3,390 億円（平成 21 年度 3 兆 9,340 億円）、機構資金 2 兆 1,590 億円（平成 21 年度 1 兆 8,330 億円）を予定しています。

(3) 民間等資金による地方公共団体への貸付

イ 市場公募資金

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己責任による行財政運営が一層求められることから、地方債計画に占める市場公募資金の比率は近年上昇傾向にあります。

A 共同発行市場公募地方債の発行等

① 共同発行市場公募地方債

発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達等を図るため、平成 15 年度から全国型市場公募地方債の共同発行を実施しています。「共同発行市場公募地方債」は、地方財政法第 5 条の 7 に基づき各団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます。

② 住民参加型市場公募地方債

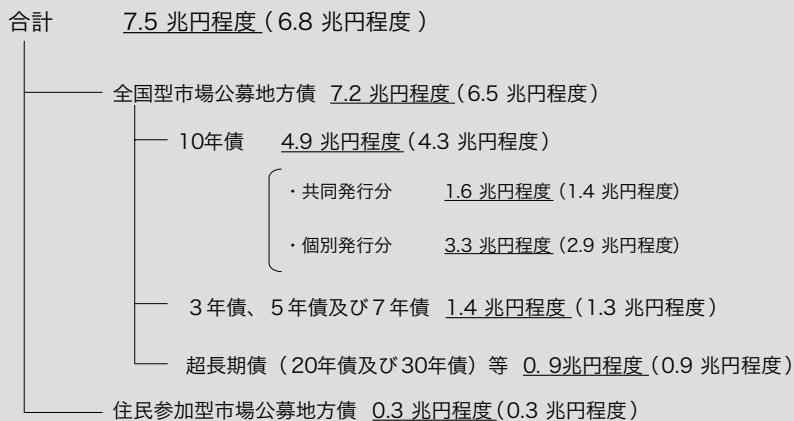
地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型の市場公募地方債以外に、平成 14 年 3 月以降、「住民参加型市場公募地方債」の発行を実施しています。

☞（参照先） 共同発行市場公募債や住民参加型市場公募債等についての詳細は、共同発行団体連絡協議会ホームページ（<http://www.kyodohakko.jp/>）及び財団法人地方債協会ホームページ（<http://www.chihousai.or.jp/>）をご参照ください。

B 市場公募地方債の発行方式

金融機関と証券会社から構成されるシ団（引受シンジケート団）による募集引受の方式、主幹事方式、入札方式などによります。発行条件は、平成14年4月以後、東京都債とその他団体債の2つのテーブルを設け、発行条件を決定してきましたが、平成16年及び平成18年に見直しを行い、現在は、すべての発行団体が、個別に発行条件を決定しています。

<平成22年度市場公募地方債発行予定額>



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 市場公募地方債発行予定額は借換分を含んでいる。

(注4) () 内は平成21年度市場公募地方債発行額を示し、平成21年度計画ベースの数値を計上している。

(出所) 平成22年度地方債計画

□ 銀行等引受資金

銀行等引受資金とは、地方公共団体が、取引関係を有する金融機関や地方公務員共済組合連合会等から借り入れる資金のことです。なお、地方債計画に占める銀行等引受資金の比率は、近年減少傾向にあります。

また、銀行等引受資金によって起こされた地方債を、銀行等引受債といい、この銀行等引受債は、証券発行の方法によるものと、証書借入の方法によるものがあります。

3 独立行政法人等の債務

(1) 独立行政法人等の債務の種類

独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいいます。）は、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人です^(注)。

(注) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の定義等は、それぞれ次のとおりです。

- ・独立行政法人：通常、独立行政法人通則法第2条第1項に規定される「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であることを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」をいう。この場合、「個別法」とは、独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を法人ごとに定める法律をいう。
 - ・特殊法人：通常、総務省設置法第4条第15号に規定される「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）」をいう。この場合、「特別の設立行為」とは、「政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為」をいう。
 - ・認可法人：いわゆる認可法人については法律上の定義はないが、通常、「民間等の関係者が発起人となって自主的に設立する法人であるが、その業務の公共性などの理由によって、その設立については特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているもの」（出典「法律用語辞典」（内閣法制局法令用語研究会編））をいう。
- ☞（参照先） 独立行政法人等の仕組み、一覧及び職員数等並びに特殊法人改革関連資料については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）をご参照ください。

独立行政法人等の債務には、政府保証債務（☞（参照先）政府保証債務については第3節3をご参照ください。）に加え、国からの資金調達手段として一般会計、財政融資資金及びその他の特別会計からの借入金^(注)の他、民間からの資金調達手段として財投機関債等があります。

イ 国からの資金調達

A 財政融資資金からの借入金

財政投融資については政府として資金を供給することが真に必要な分野に限定することとしており、近年、財政投融資改革を踏まえ、貸付対象事業の重点化を図ってきており、独立行政法人等への貸出金額の規模は圧縮されています。

B その他の国からの借入金

独立行政法人等に対しては、一般会計やその他の特別会計からの無利子貸付等が行われるものがあります。

ロ 民間からの資金調達

財政投融資改革により、財投機関（財政投融資を活用している機関をいいます。）では、新たな自己資金調達手段として、政府保証のない公募債券である財投機関債が導入されました。財投機関債の発行により、独立行政法人等が市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まることが期待されています。

なお、独立行政法人等のうち公庫等の債券発行等については、政府関係機関予算として国会の議決が必要となっています。また、財投機関が債券発行や長期借入を行う場合には主務大臣から認可を受ける必要があり、その際、主務大臣は予め財務大臣と協議することとされています。

(2) 独立行政法人等の財務報告

独立行政法人等の資産面も含めた財務状況については、現在、様々な形で各独立行政法人等より公表されています。

このうち、独立行政法人については、独立行政法人通則法第 37 条に基づき、企業会計原則に準拠した財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。国による独立行政法人の監督のあり方は、その業務運営における自律性、自発性を発揮させるため、事前統制から事後チェックを重視した制度設計となっており、独立行政法人の財務諸表は、業務遂行状況の的確な把握だけでなく、業績の適切な評価にも資するものとなっています。

また、特殊法人・認可法人については、予算統制を確保する観点から、各法人において、それぞれの設立根拠法等に基づき財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。これに加えて、将来の国民負担に関する説明責任を向上させる観点から、平成 12 年度決算から企業会計原則に準拠した「行政コスト計算書」等が作成・公表されています。

なお、独立行政法人等のうち政府が出資している主要な法人については、財政法第 28 条に基づき、財務書類が参考書類として国会に提出する予算に添付されています。

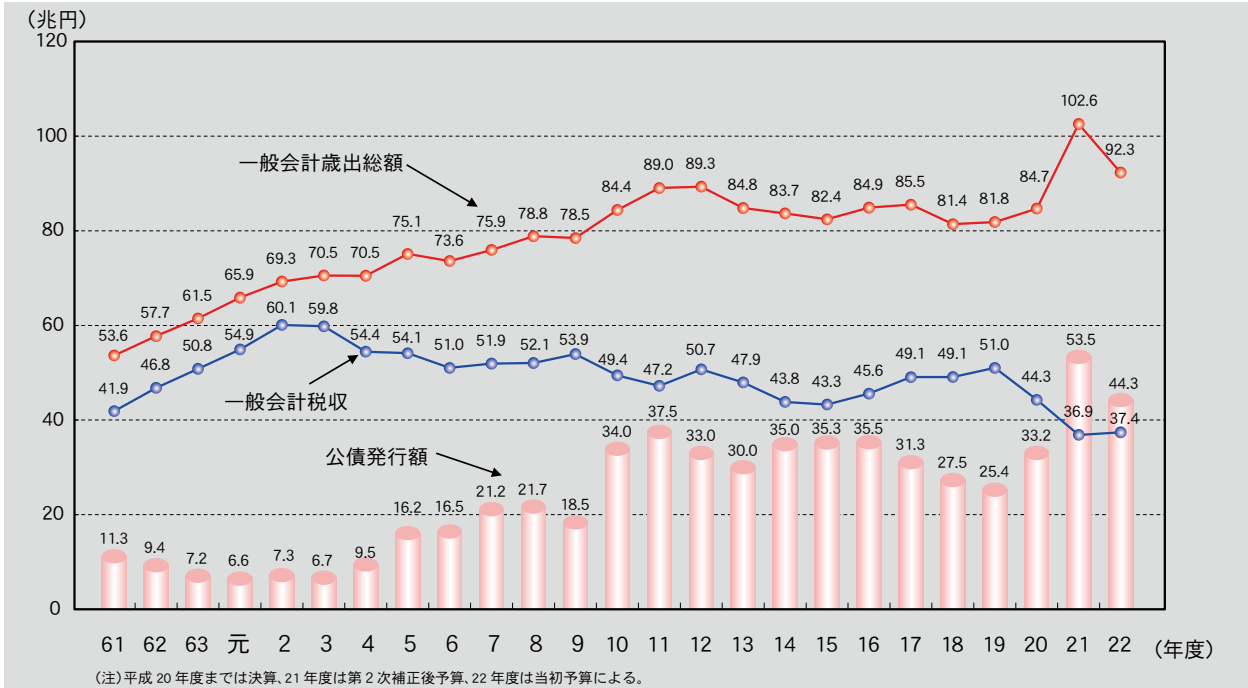
第3章

資料編

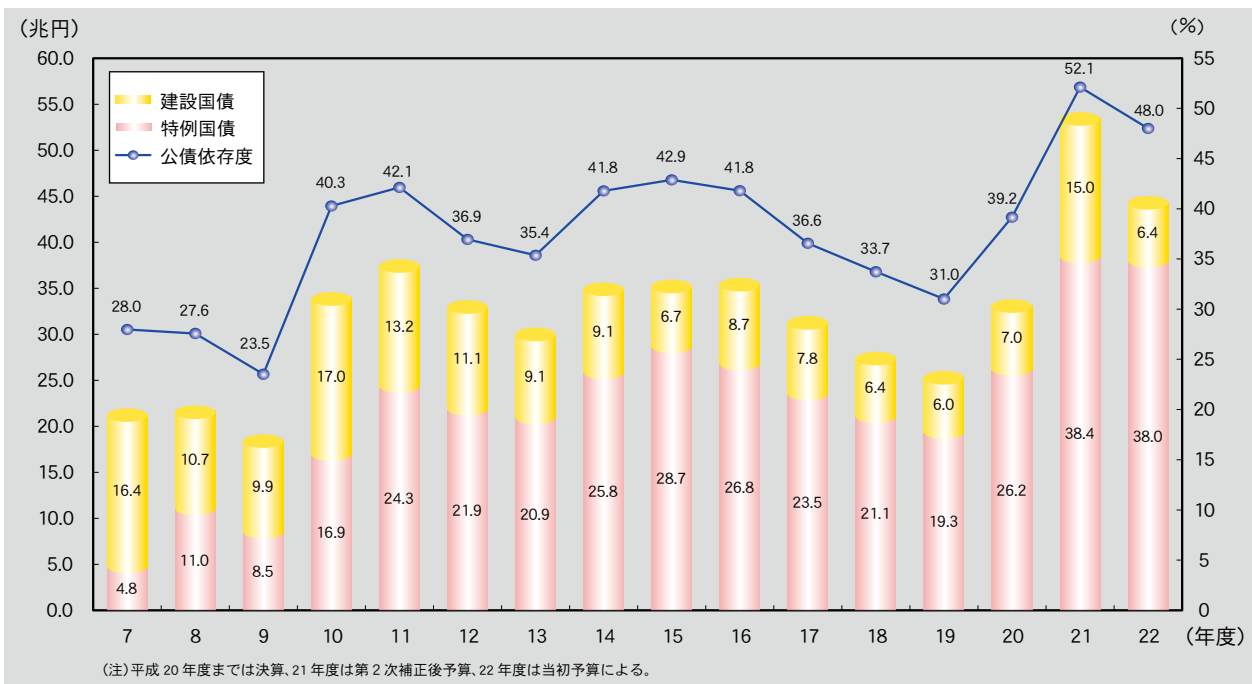
第1節

1 財政状況

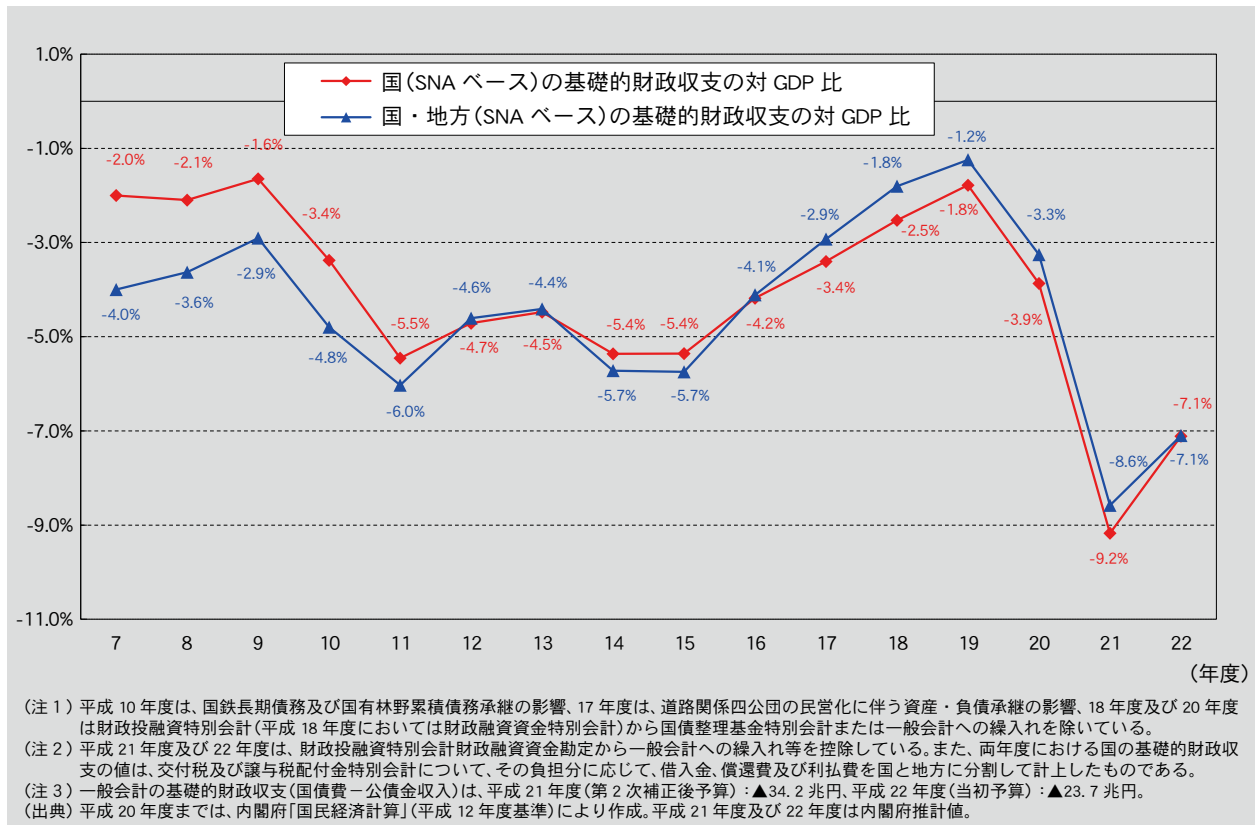
(1) 一般会計収税、歳出総額及び公債発行額の推移



(2) 新規財源債の発行額と公債依存度の推移



(3) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の対 GDP 比の推移



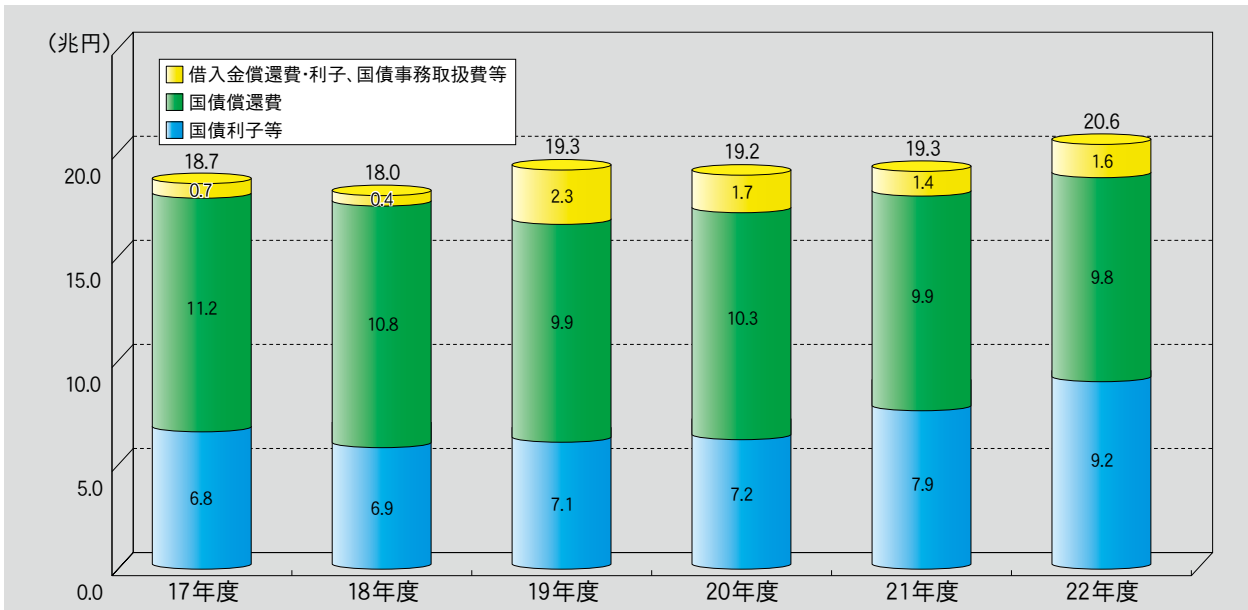
(4) 一般会計国債費の内訳

(単位：億円)

区分	平成 21 年度当初予算額	平成 22 年度当初予算額	比較増(▲)減額
債務償還費	107,569	108,404	835
公債等償還	98,720	98,351	▲ 369
定率・差減額繰入	88,577	88,836	258
社会資本整備事業特別会計受入金等相当額分	861	906	45
減税特例公債償還分	2,568	2,568	—
予算繰入	6,715	6,042	▲ 673
借入金償還	8,848	10,053	1,204
定率繰入	2,963	2,812	▲ 151
予算繰入	5,886	7,241	1,355
利子及割引料	94,202	97,567	3,365
公債利子等	88,231	92,020	3,789
借入金利子	3,871	3,447	▲ 423
財務省証券利子	2,100	2,100	—
国債事務取扱費	667	520	▲ 147
合計	202,437	206,491	4,053

(注) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

(5) 一般会計国債費の推移



(参考) 平均利率	1.42 %	1.43 %	1.41 %	1.40 %
-----------	--------	--------	--------	--------

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。
 (注2) 平成20年度までは決算額、平成21年度は第2号補正後予算額、平成22年度は当初予算額。
 (注3) 平均利率は、利付国債の表面利率の加重平均。

(参考)

(1) 平成22年度予算の後年度歳出・歳入への影響 (2) 国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算 (抜粋)

		(兆円)					(億円)				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度(平成)	年度末公債残高	利払費	償還額	借換債発行額
歳出	国債費	20.2	20.6	22.6	25.0	27.9	22	6,369,800	99,700	1,124,600	1,026,100
	地方交付税等	16.6	17.5	17.2	16.9	16.9	23	6,799,300	109,100	1,248,600	1,138,300
	一般歳出	51.7	53.5	54.1	54.2	55.5	24	7,232,300	127,000	1,247,600	1,132,100
	社会保障関係費	24.8	27.3	28.5	29.3	30.5	25	7,695,100	148,600	1,306,300	1,185,700
	公共事業関係費	7.1	5.8	5.7	5.7	5.7	26	8,036,400	170,800	1,348,000	1,214,600
	その他	19.8	20.4	19.9	19.2	19.3	27	8,373,100	188,100	1,374,800	1,238,000
	決算調整資金繰戻	-	0.7	-	-	-	28	8,704,100	203,900	1,414,100	1,269,500
	計	88.5	92.3	93.9	96.1	100.3	29	9,019,200	219,100	1,465,700	1,303,500
歳入等	歳入	46.1	37.4	38.7	39.7	40.7	30	9,346,500	233,500	1,479,700	1,328,900
	その他収入	9.2	10.6	3.9	4.2	4.2	31	9,681,200	247,900	1,463,200	1,317,700
	計	55.3	48.0	42.6	43.9	45.0					
差額		33.3	44.3	51.3	52.2	55.3					
前提	名目経済成長率	-	0.4%	1.7%	2.0%	2.2%					
	消費者物価上昇率	-	▲0.8%	▲0.5%	0.0%	0.5%					

(注1) 平成21(2009)年度は当初予算額。
 (注2) 「差額」は、「歳出」の計から「歳入」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額である。
 (注3) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに伴う歳出増加額見合分については、平成23(2011)年度以降の財源が未定であることから、試算上「歳入等」に算入せず、「差額」に含めている(23年度2.5兆円、24年度2.6兆円、25年度2.8兆円)。
 (注4) 本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

(注1) 「平成22年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を前提とする。
 (注2) 「差額」は全て公債金で賄われると仮定して推計。
 (注3) 平成26年度以降、新規公債発行額は平成22年度の「差額」と同額と仮置きし、金利は平成25年度と同水準と仮置き。
 (注4) 計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象公債等としている。
 (注5) 「利払費」には、公債利子等のほか、国債事務取扱費を含む。
 (注6) 「借換債発行額」には、特別会計に関する法律の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含む。

第2節

1 国債発行市場

(1) 国債発行額等の推移

(単位：億円、%)

年度	国債発行額						国債 依存度	国債残高	財投債 残高	国債残高 GDP	国債費 (当初)	国債費 一般会計
	新規財源債		借換債	財投債	計							
	4条債	特例債										
22 ~39	収支均衡予算 国債発行せず											
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	億円	億円	%	億円	%
40	1,972	—	1,972	—	—	1,972	5.3	2,000	—	0.6	220	0.6
41	6,656	6,656	—	—	—	6,656	14.9	8,750	—	2.2	489	1.1
42	7,094	7,094	—	—	—	7,094	13.9	15,950	—	3.4	1,153	2.3
43	4,621	4,621	—	—	—	4,621	7.8	20,544	—	3.7	2,013	3.5
44	4,126	4,126	—	—	—	4,126	6.0	24,634	—	3.8	2,788	4.1
45	3,472	3,472	—	—	—	3,472	4.2	28,112	—	3.7	2,909	3.7
46	11,871	11,871	—	—	—	11,871	12.4	39,521	—	4.8	3,193	3.4
47	19,500	19,500	—	—	—	19,500	16.3	58,186	—	6.0	4,554	4.0
48	17,662	17,662	—	5,958	—	23,620	12.0	75,504	—	6.5	7,045	4.9
49	21,600	21,600	—	6,358	—	27,958	11.3	96,584	—	7.0	8,622	5.0
50	52,805	31,900	20,905	4,156	—	56,961	25.3	149,731	—	9.8	10,394	4.9
51	71,982	37,250	34,732	3,712	—	75,694	29.4	220,767	—	12.9	16,647	6.9
52	95,612	50,280	45,333	3,128	—	98,741	32.9	319,024	—	16.8	23,487	8.2
53	106,740	63,300	43,440	6,326	—	113,066	31.3	426,158	—	20.4	32,227	9.4
54	134,720	71,330	63,390	—	—	134,720	34.7	562,513	—	25.0	40,784	10.6
55	141,702	69,550	72,152	2,903	—	144,605	32.6	705,098	—	28.6	53,104	12.5
56	128,999	70,399	58,600	8,952	—	137,951	27.5	822,734	—	31.4	66,542	14.2
57	140,447	70,360	70,087	32,727	—	173,175	29.7	964,822	—	35.1	78,299	15.8
58	134,863	68,099	66,765	45,145	—	180,009	26.6	1,096,947	—	38.3	81,925	16.3
59	127,813	64,099	63,714	53,603	—	181,417	24.8	1,216,936	—	39.7	91,551	18.1
60	123,080	63,030	60,050	89,573	—	212,653	23.2	1,344,314	—	41.1	102,242	19.5
61	112,549	62,489	50,060	114,886	—	227,435	21.0	1,451,267	—	42.4	113,195	20.9
62	94,181	68,800	25,382	154,490	—	248,672	16.3	1,518,093	—	42.2	113,335	20.9
63	71,525	61,960	9,565	139,461	—	210,986	11.6	1,567,803	—	40.5	115,120	20.3
元	66,385	64,300	2,085	150,798	—	217,183	10.1	1,609,100	—	38.8	116,649	19.3
2	73,120	63,432	(9,689)	186,532	—	259,652	10.6	1,663,379	—	37.0	142,886	21.6
3	67,300	67,300	—	188,757	—	256,057	9.5	1,716,473	—	36.3	160,360	22.8
4	95,360	95,360	—	214,969	—	310,329	13.5	1,783,681	—	36.9	164,473	22.8
5	161,740	161,740	—	218,129	—	379,869	21.5	1,925,393	—	40.1	154,423	21.3
6	164,900	123,457	<33,337> [8,106]	228,817	—	393,717	22.4	2,066,046	—	42.4	143,602	19.6
7	212,470	164,401	<28,511> 19,558	253,767	—	466,238	28.0	2,251,847	—	45.4	132,213	18.6
8	217,483	107,070	<18,796> 91,617	265,524	—	483,007	27.6	2,446,581	—	48.1	163,752	21.8
9	184,580	99,400	85,180	314,320	—	498,900	23.5	2,579,875	—	50.3	168,023	21.7
10	340,000	170,500	169,500	424,310	—	764,310	40.3	2,952,491	—	58.7	172,628	22.2
11	375,136	131,660	243,476	400,844	—	775,979	42.1	3,316,687	—	66.4	198,319	24.2
12	330,040	111,380	218,660	532,697	—	862,737	36.9	3,675,547	—	72.9	219,653	25.8
13	300,000	90,760	209,240	593,296	438,831	1,332,127	35.4	3,924,341	437,605	79.5	171,705	20.8
14	349,680	91,480	258,200	696,155	318,435	1,364,271	41.8	4,210,991	755,644	86.0	166,712	20.5
15	353,450	66,930	286,520	749,489	285,086	1,388,025	42.9	4,569,736	918,490	92.6	167,981	20.5
16	354,900	87,040	267,860	844,505	401,297	1,600,702	41.8	4,990,137	1,215,532	100.1	175,686	21.4
17	312,690	77,620	235,070	1,055,195	282,494	1,650,379	36.6	5,269,279	1,393,532	104.6	184,422	22.4
18	274,700	64,150	210,550	1,081,206	255,595	1,611,502	33.7	5,317,015	1,389,061	104.1	187,616	23.5
19	253,820	60,440	193,380	991,894	167,696	1,413,410	31.0	5,414,584	1,397,543	105.0	209,988	25.3
20	331,680	69,750	261,930	939,095	86,000	1,356,775	39.2	5,459,356	1,310,501	110.5	201,632	24.3
21	534,550	150,110	384,440	908,499	141,000	1,584,049	52.1	5,939,717	1,222,253	124.8	202,437	22.9
22	443,030	63,530	379,500	1,026,109	155,000	1,624,139	48.0	6,369,840	1,299,937	134.0	206,491	22.4

(注1) 国債発行額は、収入金ベース。平成20年度までは実績、平成21年度は2次補正後、平成22年度は当初。

() 書きは臨時特別公債、<>書きは減税特例公債、[] 書きは震災特例公債であり、外数。

(注2) 昭和40年度に発行された歳入補てんのための国債の発行額は、便宜上、特例債の欄に記載している。

(注3) 国債依存度は、新規債発行額/一般会計歳出額。平成20年度までは実績、平成21年度は2次補正後、平成22年度は当初。

(注4) 国債残高は、普通国債のみであり額面ベース。平成21年度までは実績、平成22年度は当初見込み。

(注5) 国債費は、当初予算ベース。

(2) カレンダーベース市中発行額の推移

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度														
	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア													
40年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
30年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
20年債	10,000	5.3	9,000	4.2	12,000	5.4	12,500	4.6	15,000	4.8	19,000	5.3	16,000	4.7	16,000	4.8	24,000	5.2	24,000	3.5	24,000	3.5	24,000	2.8	32,000	3.5	42,000	4.0	54,000	4.7	72,000	6.1	84,000	7.1	96,000	8.5	96,000	8.8	101,000	9.5	126,000	9.2	132,000	9.1											
15年変動付債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
10年債	90,000	47.8	96,000	45.1	96,000	44.4	108,000	39.5	122,000	39.2	130,000	36.3	120,000	35.5	120,000	36.2	161,000	35.0	168,000	24.7	178,000	22.1	216,000	20.5	228,000	20.0	228,000	19.4	228,000	20.0	228,000	19.4	228,000	20.2	228,000	20.8	228,000	21.4	250,000	18.2	264,000	18.3													
10年物価連動債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
6年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
5年利付債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
5年割引債	2,800	1.5	2,727	1.3	2,544	1.2	2,416	0.9	2,435	0.8	2,282	0.6	2,226	0.7	2,161	0.7	2,114	0.5	2,090	0.3	1,232	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
4年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3年割引債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2年債	15,300	8.1	13,000	6.1	12,000	5.4	13,500	4.9	12,400	4.0	17,600	4.9	14,400	4.3	14,400	4.3	21,600	4.7	84,000	12.4	152,000	17.8	168,000	18.2	194,000	18.4	210,000	18.4	204,000	17.3	204,000	17.2	204,000	18.1	204,000	18.6	214,000	20.1	264,000	20.7	312,000	21.6													
小計	118,130	62.8	120,727	56.8	124,544	56.5	172,416	63.1	199,835	64.3	238,882	66.2	212,626	63.0	203,561	61.4	289,714	63.0	409,090	60.2	557,232	65.3	649,000	70.2	746,000	70.6	797,000	70.0	844,000	71.6	884,000	74.7	870,000	77.0	857,000	78.1	830,000	78.1	830,000	71.5	1,062,000	73.6													
TB	70,000	37.2	92,000	43.2	96,000	43.5	101,000	36.9	111,000	35.7	121,000	33.8	125,000	37.0	128,000	38.6	170,000	37.0	270,000	39.8	296,000	34.7	276,000	29.8	310,000	29.4	342,000	30.0	334,000	28.4	298,000	25.3	248,000	21.9	228,000	20.8	210,000	19.8	329,000	23.9	308,000	21.4													
TBY	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
TB6M	63,000	33.5	75,000	35.3	75,000	34.0	78,000	28.5	85,000	27.3	85,000	23.8	83,000	24.6	85,000	25.6	110,000	23.9	132,000	19.4	128,000	15.0	123,000	13.3	128,000	12.1	138,000	12.1	134,000	11.4	120,000	10.1	80,000	7.1	60,000	5.5	30,000	2.8	55,000	4.0	9,000	0.6													
TB3M	7,000	3.7	17,000	8.0	21,000	9.5	23,000	8.4	26,000	8.4	36,000	10.1	42,000	12.4	43,000	13.0	60,000	13.1	18,000	2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流動性供給入札	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	188,130	100.0	212,727	100.0	226,544	100.0	273,416	100.0	310,835	100.0	357,882	100.0	337,626	100.0	331,561	100.0	458,714	100.0	679,090	100.0	853,232	100.0	925,000	100.0	1,056,000	100.0	1,138,000	100.0	1,176,000	100.0	1,183,000	100.0	1,138,000	100.0	1,097,000	100.0	1,063,000	100.0	1,375,000	100.0	1,443,000	100.0													
平均償還年数	6年 3か月		5年 9か月		5年 11か月		5年 9か月		5年 11か月		5年 11か月		5年 8か月		5年 8か月		5年 8か月		5年 8か月		4年 10か月		5年 0か月		5年 4か月		5年 7か月		5年 9か月		6年 3か月		6年 8か月		7年 0か月		7年 0か月		7年 4か月		7年 3か月		7年 6か月												

(注1) 各単位未満については四捨五入を以て合算等において合致しない場合がある。
 (注2) 平成21年度までは実績、平成22年度は当初ベース。

(3) 平成21年度末における業態別落札引受実績

(単位：億円)

	2年債		5年債		10年債		20年債		30年債		40年債		10年物価連動債		15年変動利付債		流動性供給入札		計		国庫短期証券	
	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア
証券会社	213,980	73.9%	254,583	86.5%	224,524	83.4%	120,994	92.5%	42,035	96.6%	12,266	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	62,762	99.8%	931,144	84.5%	2,840,845	78.9%
国内証券	118,661	41.0%	142,733	48.5%	116,905	43.4%	61,647	47.1%	18,104	41.6%	3,944	32.2%	0	0.0%	0	0.0%	30,043	47.8%	492,037	44.6%	1,725,102	47.9%
外国証券	95,319	32.9%	111,850	38.0%	107,619	40.0%	59,347	45.4%	23,931	55.0%	8,322	67.8%	0	0.0%	0	0.0%	32,719	52.0%	439,107	39.8%	1,115,743	31.0%
銀行	75,390	26.0%	39,577	13.4%	43,842	16.3%	9,742	7.5%	1,418	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100	0.2%	170,070	15.4%	524,913	14.6%
国内銀行	75,390	26.0%	39,577	13.4%	43,832	16.3%	9,742	7.5%	1,418	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100	0.2%	170,060	15.4%	522,654	14.5%
外国銀行	0	0.0%	0	0.0%	10	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	0.0%	2,259	0.1%
保険会社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	0.0%	59	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	72	0.0%	0	0.0%
短資・証券金融	100	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100	0.0%	234,113	6.5%
その他	96	0.0%	282	0.1%	769	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1,147	0.1%	2,343	0.1%
平成22年3月末計	289,567	100.0%	294,442	100.0%	269,135	100.0%	130,749	100.0%	43,512	100.0%	12,266	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	62,862	100.0%	1,102,533	100.0%	3,602,213	100.0%

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。計数は額面ベース。

(4) 借換債の前倒発行の状況

(単位：億円)

	限度額	発行額（収入金ベース）
平成 14 年度分 （平成 13 年度中に発行）	70,000	62,437
平成 15 年度分 （平成 14 年度中に発行）	90,000	62,593
平成 16 年度分 （平成 15 年度中に発行）	90,000	89,224
平成 17 年度分 （平成 16 年度中に発行）	（当初 140,000） → 240,000	202,594
平成 18 年度分 （平成 17 年度中に発行）	300,000	228,305
平成 19 年度分 （平成 18 年度中に発行）	250,000	219,748
平成 20 年度分 （平成 19 年度中に発行）	200,000	170,520
平成 21 年度分 （平成 20 年度中に発行）	200,000	52,764
平成 22 年度分 （平成 21 年度中に発行）	120,000	—
平成 23 年度分 （平成 22 年度中に発行）	120,000	—

(注) 「X 年度分」とは、X 年度の借換債のうち (X - 1) 年度に前倒して発行するものをいう。

(6) 発行日に対応する元利払期限の設定（平成 22 年度予定）

1. 5、10、20 年の各利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
4 月	9 月	3、9 月	3 月	年限－1 ヶ月
5 月	9 月	3、9 月	3 月	年限－2 ヶ月
6 月	12 月	6、12 月	6 月	年限どおり
7 月	12 月	6、12 月	6 月	年限－1 ヶ月
8 月	12 月	6、12 月	6 月	年限－2 ヶ月
9 月	3 月	3、9 月	9 月	年限どおり
10 月	3 月	3、9 月	9 月	年限－1 ヶ月
11 月	3 月	3、9 月	9 月	年限－2 ヶ月
12 月	6 月	6、12 月	12 月	年限どおり
1 月	6 月	6、12 月	12 月	年限－1 ヶ月
2 月	6 月	6、12 月	12 月	年限－2 ヶ月
3 月	9 月	3、9 月	3 月	年限どおり

(注 1) 利払日及び償還日は 20 日

(注 2) 発行日の設定は、原則として T(入札日)+3 営業日とする。ただし、3 月、6 月、9 月、12 月に発行される 5 年債、10 年債、20 年債については、T+3 が償還日である 20 日よりも前になる場合は、20 日発行とする。

2. 2 年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
4 月	10 月	4、10 月	4 月	年限どおり
5 月	11 月	5、11 月	5 月	年限どおり
6 月	12 月	6、12 月	6 月	年限どおり
7 月	1 月	1、7 月	7 月	年限どおり
8 月	2 月	2、8 月	8 月	年限どおり
9 月	3 月	3、9 月	9 月	年限どおり
10 月	4 月	4、10 月	10 月	年限どおり
11 月	5 月	5、11 月	11 月	年限どおり
12 月	6 月	6、12 月	12 月	年限どおり
1 月	7 月	1、7 月	1 月	年限どおり
2 月	8 月	2、8 月	2 月	年限どおり
3 月	9 月	3、9 月	3 月	年限どおり

(注) 利払日及び償還日は 15 日（通常 15 日発行）

3. 30 年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限	備考
4 月	9 月	3、9 月	3 月	年限－1 ヶ月	3 月債として原則リオープン発行
6 月	9 月	3、9 月	3 月	年限－3 ヶ月	3 月債として原則リオープン発行
7 月	9 月	3、9 月	3 月	年限－4 ヶ月	3 月債として原則リオープン発行
9 月	3 月	3、9 月	9 月	年限どおり	
10 月	3 月	3、9 月	9 月	年限－1 ヶ月	9 月債として原則リオープン発行
12 月	3 月	3、9 月	9 月	年限－3 ヶ月	9 月債として原則リオープン発行
1 月	3 月	3、9 月	9 月	年限－4 ヶ月	9 月債として原則リオープン発行
3 月	9 月	3、9 月	3 月	年限どおり	

(注 1) 利払日及び償還日は 20 日

(注 2) 発行日の設定は、原則として T(入札日)+3 営業日とする。ただし、3 月、9 月に発行される銘柄については、T+3 が償還日である 20 日よりも前になる場合は、20 日発行とする。

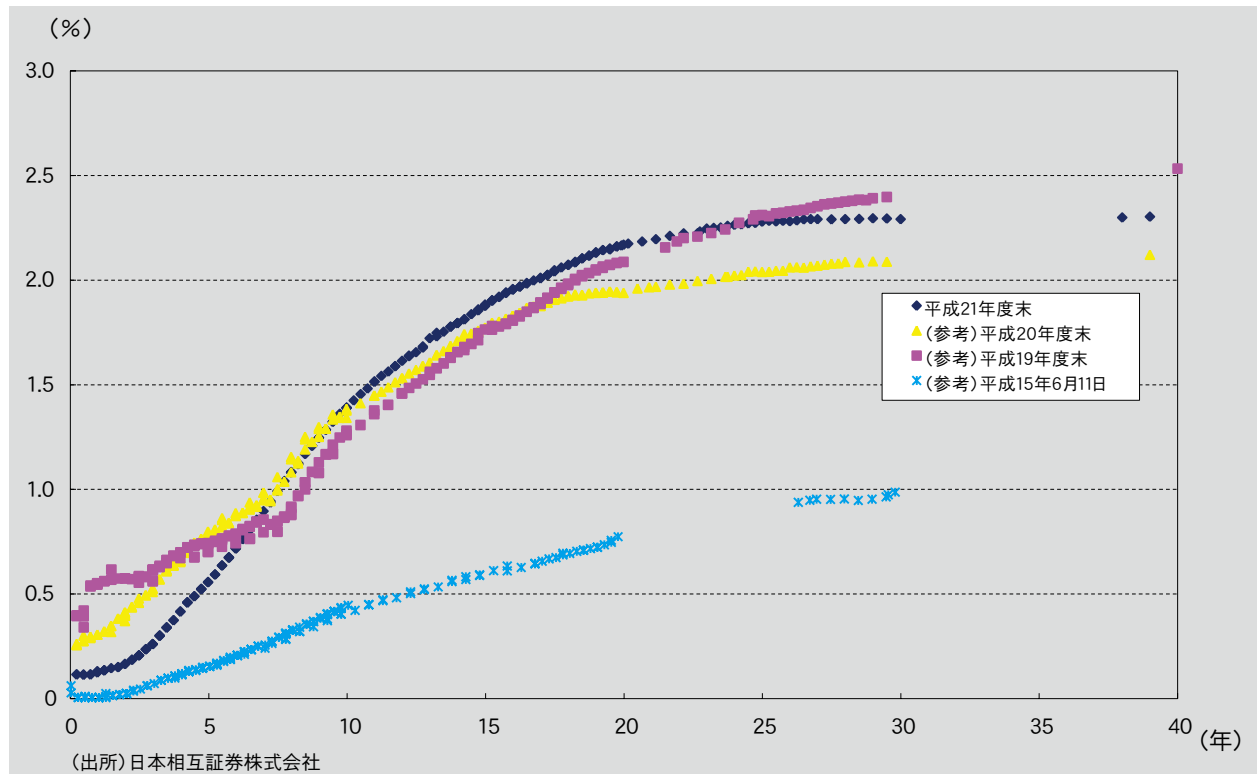
4. 40 年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限	備考
5 月	9 月	3、9 月	3 月	年限－2 ヶ月	
8 月	9 月	3、9 月	3 月	年限－5 ヶ月	5 月債として原則リオープン発行
11 月	3 月	3、9 月	3 月	年限－8 ヶ月	5 月債として原則リオープン発行
2 月	3 月	3、9 月	3 月	年限－11 ヶ月	5 月債として原則リオープン発行

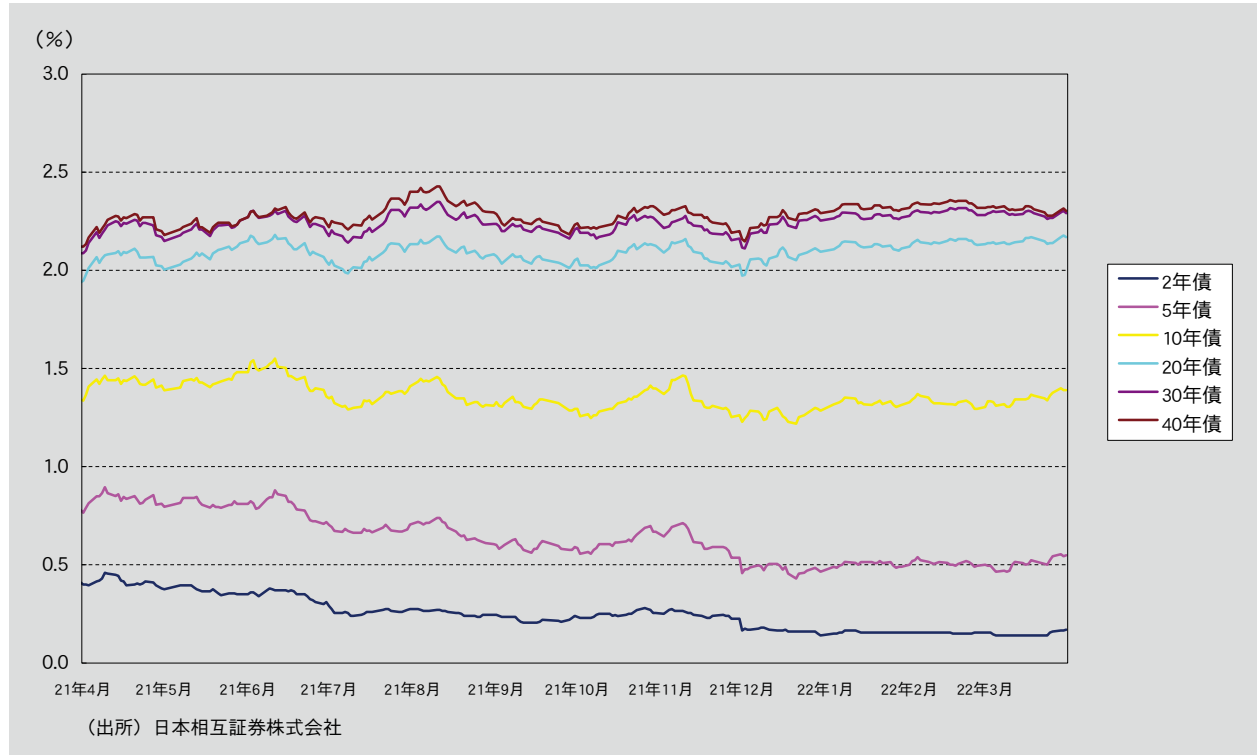
(注) 利払日及び償還日は 20 日

2 国債流通市場

(1) 国債の利回り曲線（イールドカーブ）



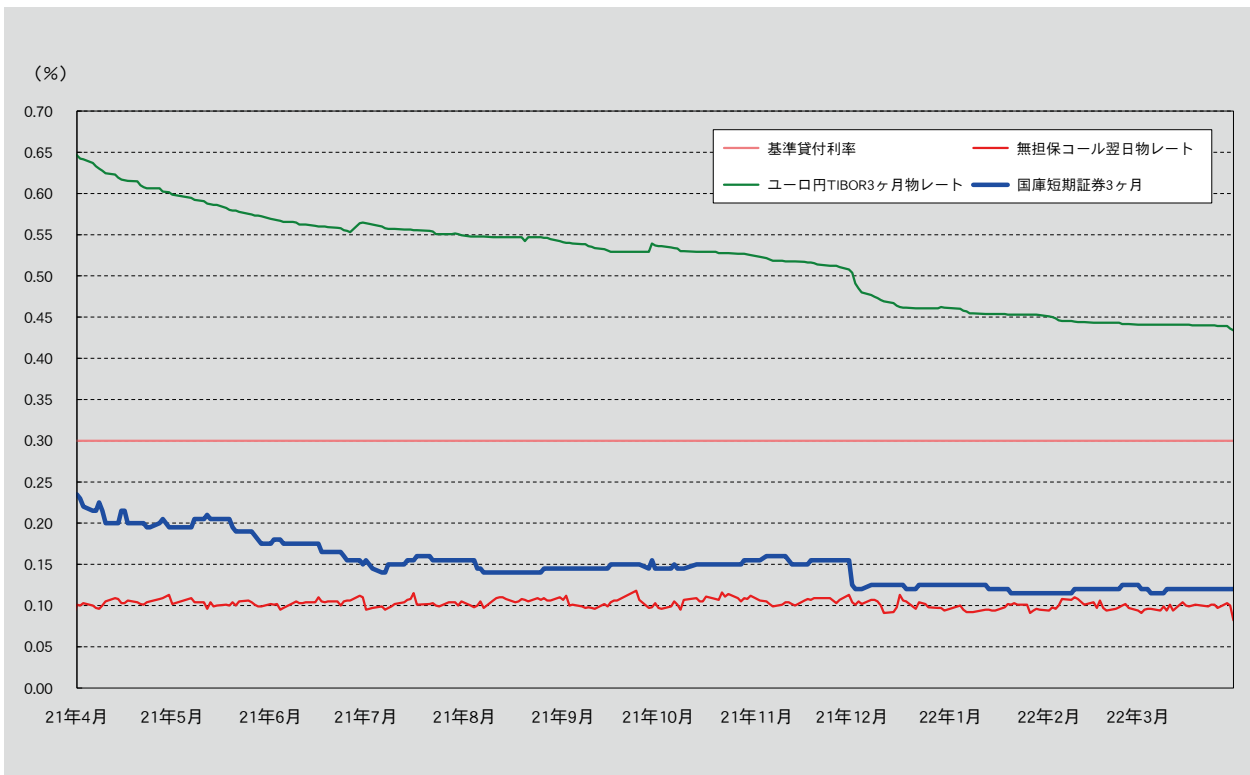
(2) 銘柄毎の流通利回りの推移



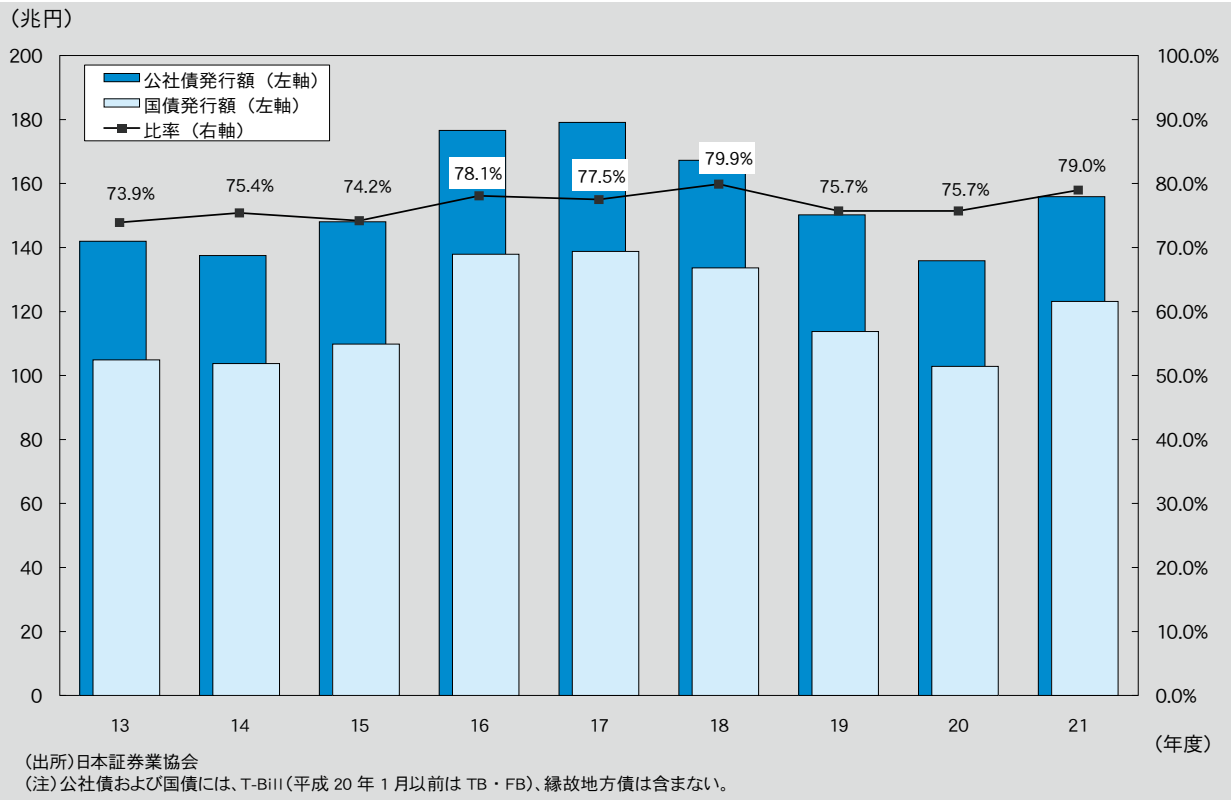
(3) 長期金利の推移



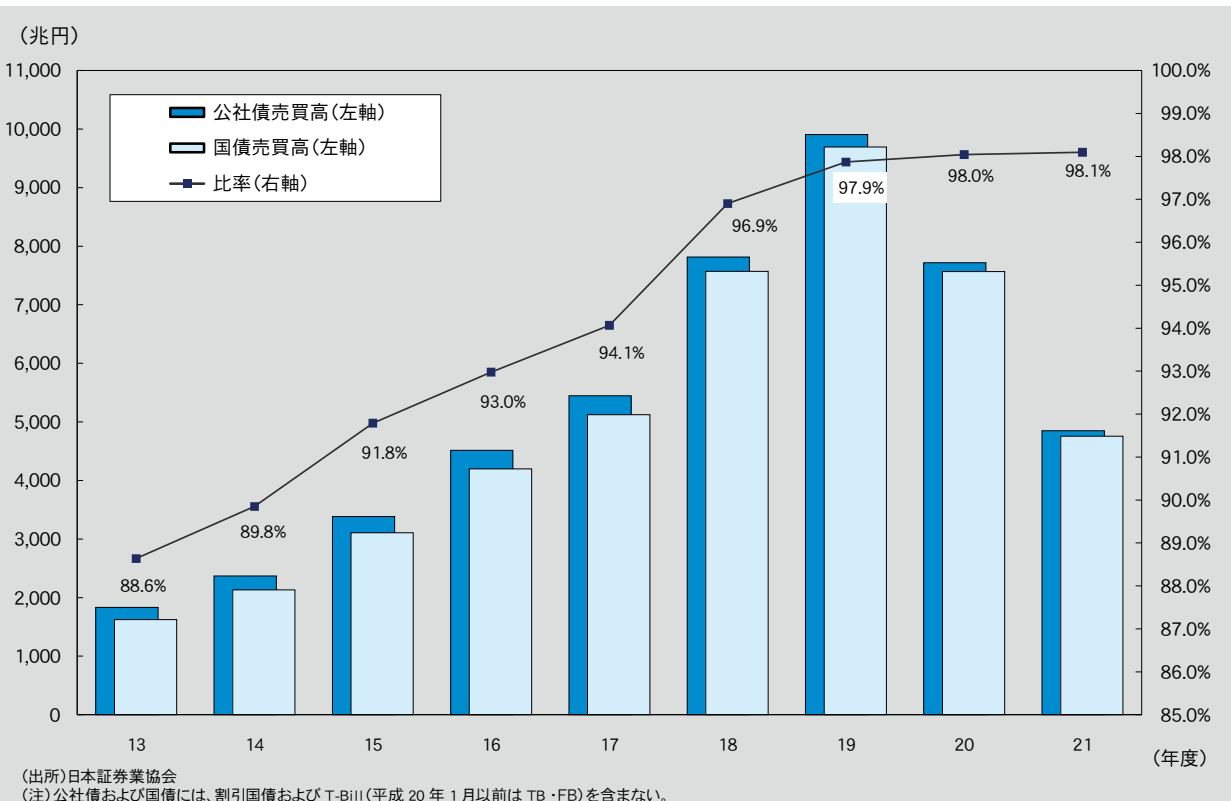
(4) 短期金融市場の状況



(5) 公社債発行額に占める国債の割合



(6) 公社債売買高に占める国債の割合



(7) 平成21年度における国債投資家別売買動向



(注1) 売買高は現先売買を除く日本証券業協会会員(証券会社)の売買高及び特別会員(ディーリング業務を行っている登録金融機関等)の売買高を合算したものであり、金額は額面ベースである。
 (注2) 割引債の売買高は、償還年限1年超の割引国債の売買高並びに分離元本振替国債及び分離利息振替国債の売買高を合計したものである。
 (注3) 日本証券業協会が公表している国債投資家別売買高には、この他に、その他金融機関、官公庁系共済組合、事業法人、その他法人、個人、その他、債券ディーラーの売買高がある。

(8) 債券貸借取引

(単位：兆円)

	債券貸付			債券借入		
		うち有担保取引	うち無担保取引		うち有担保取引	うち無担保取引
平成 15 年度	4,544.0	4,398.3	145.7	3,551.7	3,286.5	265.2
平成 16 年度	5,455.1	5,285.7	169.5	3,970.5	3,717.1	253.4
平成 17 年度	6,799.0	6,494.2	304.8	4,883.2	4,541.3	341.9
平成 18 年度	8,324.0	7,955.4	368.5	6,425.1	5,938.6	486.5
平成 19 年度	10,236.8	9,915.2	321.6	8,274.3	7,810.4	463.9
平成 20 年度	7,830.7	7,733.2	97.5	6,122.1	5,952.8	169.2
平成 21 年度	5,626.5	5,580.2	46.3	3,591.3	3,500.1	91.2

(注 1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注 2) 成約高は、日本証券業協会会員（証券会社及び外国証券会社）及び特別会員（証券業務の登録を受けた金融機関）の成約高を合算したものである。また、成約高には投資勘定分の取引が含まれる。

(出典) 日本証券業協会

(9) 国債先物取引の売買高等

(単位：兆円)

	売買高	建玉現在高(年度末)
平成 15 年度	693.8	9.5
平成 16 年度	829.0	8.9
平成 17 年度	1,092.9	16.2
平成 18 年度	1,180.1	13.6
平成 19 年度	1,409.0	12.7
平成 20 年度	868.1	4.1
平成 21 年度	707.6	5.9

(出典) 東京証券取引所、日本証券クリアリング機構

(10) 債券現先取引の売買高等

(単位：兆円)

	売買高	年度末売買残高
平成 15 年度	2,611.1	17.9
平成 16 年度	3,468.4	23.1
平成 17 年度	4,177.8	30.2
平成 18 年度	6,548.8	34.2
平成 19 年度	8,921.2	49.5
平成 20 年度	7,166.8	23.3
平成 21 年度	4,571.0	15.9

(注 1) 売買高は売り及び買いの合計額である。

(注 2) 年度末売買残高は証券会社及び金融機関のディーリング業務での残高を合算したものである。

(注 3) 売買高及び年度末売買残高は額面ベースである。

(出典) 日本証券業協会

(11) 国債店頭オプション取引の新規売買高

(単位：兆円)

	合計	コール		プット	
		買い	売り	買い	売り
		平成 15 年度	291.4	80.6	67.9
平成 16 年度	285.8	77.8	68.2	71.1	68.6
平成 17 年度	247.9	69.7	57.6	59.4	61.2
平成 18 年度	280.8	75.3	66.5	70.3	68.7
平成 19 年度	248.7	73.4	59.2	55.4	60.7
平成 20 年度	200.6	56.4	48.5	46.4	49.2
平成 21 年度	132.5	41.8	29.5	28.8	32.3

(注 1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注 2) 本表の売買高は、証券会社の売買高及び金融機関のディーリング業務での売買高を合算したものである。

(注 3) 売買高は額面ベースである。

(出典) 日本証券業協会

(12) 国債先物オプション取引の取引高等

(単位：兆円)

	取引高	建玉現在高 (年度末)		コール	プット
		コール	プット		
平成 15 年度	105.8	42.1	63.7	2.3	1.5
平成 16 年度	136.1	56.1	80.0	6.7	5.2
平成 17 年度	185.9	73.6	112.3	3.2	2.5
平成 18 年度	202.5	87.3	115.2	1.7	1.1
平成 19 年度	303.1	147.2	155.9	1.6	1.0
平成 20 年度	210.8	113.0	97.8	1.1	0.4
平成 21 年度	248.7	121.2	127.5	0.8	0.6

(出典) 東京証券取引所、日本証券クリアリング機構

(13) 分離元本振替国債の現在高の推移

(単位：億円)

	40 年債		30 年債		20 年債		10 年債		5 年債		2 年債		計	
平成19年度末	-	(999)	1,323	(107,340)	47	(443,778)	832	(1,636,945)	317	(1,426,339)	10	(519,196)	2,529	(4,134,597)
平成20年度末	200	(7,277)	1,108	(141,243)	53	(560,577)	1,205	(1,855,164)	318	(1,383,317)	19	(481,571)	2,902	(4,429,148)
平成21年6月末	200	(9,373)	1,108	(153,996)	58	(591,530)	1,267	(1,917,691)	441	(1,371,102)	19	(475,497)	3,093	(4,519,190)
9月末	200	(12,776)	1,208	(162,987)	94	(633,637)	1,330	(1,992,658)	455	(1,370,670)	38	(492,534)	3,325	(4,665,260)
12月末	203	(16,112)	1,208	(181,693)	101	(674,024)	1,398	(2,066,706)	354	(1,354,193)	41	(501,413)	3,304	(4,794,141)
平成21年度末	203	(19,543)	1,208	(201,681)	104	(714,131)	1,481	(2,143,967)	347	(1,348,992)	62	(524,554)	3,404	(4,952,868)

<凡例> 分離元本振替国債の現在高(分離適格振替国債として発行された国債の残高)

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

3 国債残高等

(1) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高の推移

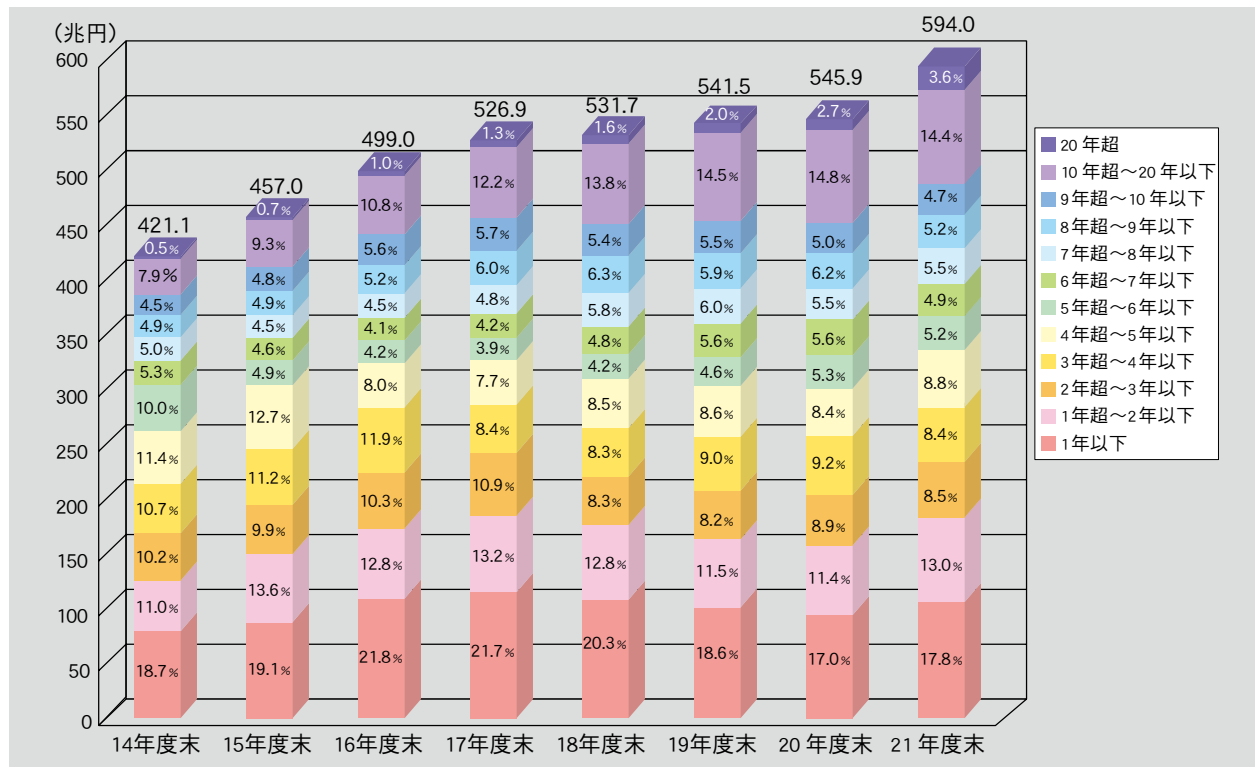
(単位：億円)

区分	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
内国債	6,705,794	6,741,221	6,843,278	6,804,482	7,204,890
普通国債	5,269,279	5,317,015	5,414,584	5,459,356	5,939,717
長期国債（10年以上）	3,372,797	3,447,351	3,543,655	3,542,378	3,731,545
中期国債（2年から6年）	1,382,712	1,455,159	1,545,741	1,610,183	1,771,932
短期国債（1年以下）	513,770	414,505	325,187	306,795	436,240
財政投融资特別会計国債	1,393,532	1,389,061	1,397,543	1,310,501	1,222,253
長期国債（10年以上）	703,334	834,831	908,814	947,372	1,002,743
中期国債（2年から5年）	690,198	554,230	488,729	363,129	219,510
交付国債	3,610	5,683	5,773	5,266	4,496
出資・拠出国債	21,300	23,563	25,057	22,105	17,671
株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債	—	—	—	—	13,500
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	18,072	5,899	321	7,254	7,254
借入金	592,737	592,824	571,589	575,661	564,063
長期（1年超）	60,599	53,235	218,447	222,519	210,921
短期（1年以下）	532,138	539,589	353,142	353,142	353,142
政府短期証券	976,274	1,009,741	1,077,528	1,084,826	1,060,281
合計	8,274,805	8,343,786	8,492,396	8,464,970	8,829,235

区分	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
政府保証債務	536,051	497,283	470,210	454,293	465,960

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(2) 普通国債残高の残存期間別構成の推移



平均残存期間	4年11ヶ月	5年0ヶ月	5年1ヶ月	5年4ヶ月	5年9ヶ月	6年1ヶ月	6年3ヶ月	6年5ヶ月

第3章
資料編

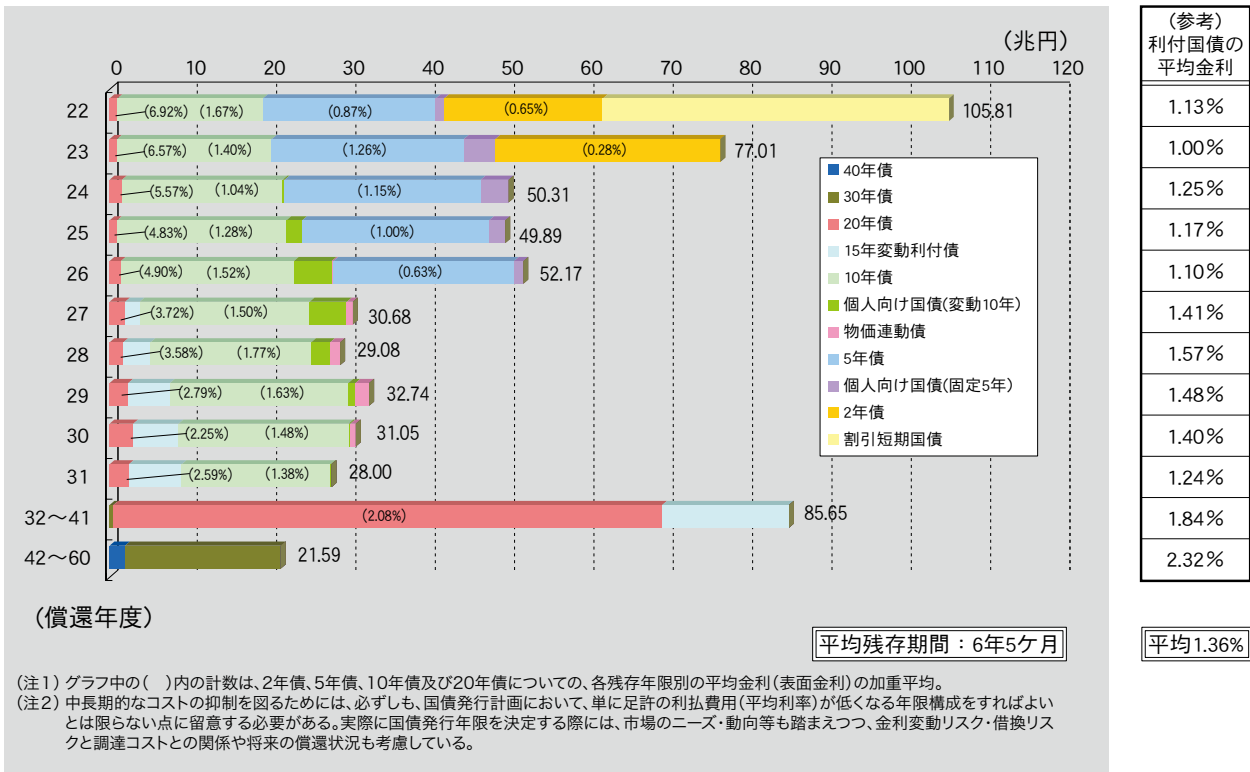
(3) 普通国債償還年次表（平成 22 年度当初予算ベース）

(単位：億円)

年度		償還予定額	年度		償還予定額
平成	23 年度	1,214,259	平成	40 年度	105,332
"	24 "	790,742	"	41 "	115,237
"	25 "	505,296	"	42 "	144,603
"	26 "	536,181	"	43 "	7,953
"	27 "	542,666	"	44 "	13,077
"	28 "	284,519	"	45 "	18,567
"	29 "	327,091	"	46 "	21,156
"	30 "	305,811	"	47 "	24,030
"	31 "	301,938	"	48 "	33,402
"	32 "	340,165	"	49 "	28,531
"	33 "	77,810	"	50 "	39,785
"	34 "	70,891	"	51 "	25,579
"	35 "	63,144	"	52 "	53,762
"	36 "	68,615	"	59 "	7,277
"	37 "	89,551	"	60 "	12,241
"	38 "	91,235	"	61 "	12,582
"	39 "	96,813	合計		6,369,840

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(4) 普通国債残高の残存年限別構成及び各残存年限の利付国債の平均金利（平成 22 年 3 月末）



(5) 普通国債の利払費と平均残存期間

(単位：兆円)

	普通国債残高	利率加重平均	一般会計利払費	平均残存年限
平成 13 年度	392.4	2.30	9.4	4 年 11 ヶ月
平成 14 年度	421.1	1.97	8.6	4 年 11 ヶ月
平成 15 年度	457.0	1.72	7.8	5 年 0 ヶ月
平成 16 年度	499.0	1.54	7.3	5 年 1 ヶ月
平成 17 年度	526.9	1.42	7.0	5 年 4 ヶ月
平成 18 年度	531.7	1.43	7.0	5 年 9 ヶ月
平成 19 年度	541.5	1.41	7.4	6 年 1 ヶ月
平成 20 年度	545.9	1.40	7.6	6 年 3 ヶ月
平成 21 年度	594.0	1.36	8.4	6 年 5 ヶ月
平成 22 年度	637.0	—	9.8	—

(注) 平成 21 年度の普通国債残高、利率加重平均及び平均残存年限は実績、一般会計利払費は第 2 号補正予算ベース。平成 22 年度の普通国債残高、一般会計利払費は当初予算ベース。

(6) 我が国の「公的債務」の残高に関する主な資料・統計

資料・統計の名称	資料・統計の観点・性格
(1) 「国及び地方の長期債務残高」	利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期債務を国・地方の双方について集計したもの。資金繰りのための短期の債務や、貸付先からの回収金により利払・償還を行う財投債は含まれない。
(2) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」	国の資金調達活動の全体像を示す観点から、国の資金調達に伴う債務（国債、借入金、政府短期証券）の総額及び政府保証債務の現在高を表示したもの（四半期ごとに公表）。
(3) 「国の財務書類」	財政状況に関する説明責任を一層向上させる観点から、一般会計と特別会計を合わせた「国」を一つの会計上の主体とみなし、企業会計の手法を用いて国の財政活動の基礎的・総合的な情報を提供したもの。
(4) 国民経済計算体系（SNA）による「一般政府」の金融資産・負債	国際的な基準に基づき一国の経済状況を体系的に記録するよう、金融資産・負債等を部門別に集計したもの。なお、その部門別分類は機能面に着目して行われており、「一般政府」は、政府及びその代行的性格の強いものとされている。

4 その他国債管理政策関連データ

(1) 流動性供給入札結果一覧（平成21年度）

	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回	第48回	第49回	第50回	第51回	第52回	第53回	第54回	
入札日	H21.4.6	H21.4.16	H21.5.8	H21.5.21	H21.6.4	H21.6.23	H21.7.9	H21.7.28	H21.8.10	H21.8.20	H21.9.3	H21.9.25	
応募額（億円）	3,952	6,868	4,702	8,055	5,688	7,407	6,046	10,625	6,428	9,566	9,565	8,609	
募入決定額（億円）	1,498	1,492	1,499	1,497	1,497	1,496	2,997	2,989	2,994	2,995	2,995	2,994	
募入平均利回較差（%）	0.022	0.017	0.016	▲0.016	▲0.016	▲0.053	0.005	▲0.010	0.036	▲0.004	▲0.008	▲0.025	
募入最大利回較差（%）	0.030	0.020	0.022	▲0.015	▲0.011	▲0.049	0.016	▲0.007	0.045	▲0.001	▲0.006	▲0.022	
入札対象銘柄	10年債	—	270～296	—	270～296	—	270～296	—	265～298	—	265～298	—	265～298
	20年債	76～106	43～75	76～106	43～75	76～106	43～75	77～108	51～76	77～108	51～76	77～108	51～76
	30年債	1～29	—	1～29	—	1～29	—	2～29	—	2～29	—	2～29	—

	第55回	第56回	第57回	第58回	第59回	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	第66回	
入札日	H21.10.2	H21.10.22	H21.11.2	H21.11.16	H21.12.3	H21.12.21	H22.1.8	H22.1.25	H22.2.4	H22.2.19	H22.3.4	H22.3.18	
応募額（億円）	11,309	8,052	8,492	8,445	5,428	9,089	6,904	9,199	10,011	9,036	5,998	7,572	
募入決定額（億円）	2,991	2,995	2,995	2,988	2,998	2,992	2,998	2,986	2,994	2,989	3,000	2,993	
募入平均利回較差（%）	▲0.032	0.020	▲0.026	▲0.008	▲0.003	▲0.005	0.006	▲0.004	▲0.007	0.006	▲0.003	0.013	
募入最大利回較差（%）	▲0.028	0.028	▲0.019	▲0.006	0.006	0.000	0.011	▲0.002	▲0.003	0.008	0.002	0.015	
入札対象銘柄	10年債	—	268～300	—	268～300	—	268～300	—	270～302	—	270～302	—	270～302
	20年債	80～110	53～79	80～110	53～79	80～110	53～79	81～112	54～80	81～112	54～80	81～112	54～80
	30年債	2～30	—	2～30	—	2～30	—	3～30	—	3～30	—	3～30	—

(2) 買入消却の実施状況

（額面ベース、単位：億円）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(予定)
市中金融機関	2,190	5,972	6,001	7,491	17,967	18,112	35,554	39,182	30,000
財政融資資金	—	4,000	10,000	10,000	55,000	—	33,923	—	—
日本銀行	—	—	4,000	20,000	55,000	—	19,600	—	—
計	2,190	9,972	20,001	37,491	127,967	18,112	89,077	39,182	30,000

（注1）億円未満については四捨五入

（注2）平成20年度においては、他に市中金融機関から分離利息振替国債400億円の買入消却を実施している。

(3) 国債保有者別内訳の推移

(単位:兆円、%)

所有者	平成 16 年度末		平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末		平成 20 年度末		平成 21 年 12 月末 (速報)	
		割合		割合		割合		割合		割合		割合
一般政府 (除く公的年金)	2.0	0.3%	7.3	1.1%	3.5	0.5%	2.5	0.4%	2.6	0.4%	2.5	0.4%
公的年金	57.6	9.0%	61.5	9.2%	68.2	10.1%	77.8	11.2%	80.3	11.8%	79.1	11.6%
財政融資資金	48.8	7.6%	39.4	5.9%	23.9	3.6%	10.9	1.6%	1.2	0.2%	1.1	0.2%
郵便貯金	109.7	17.1%	126.2	18.9%	140.0	20.8%	—	—	—	—	—	—
簡易生命保険	55.1	8.6%	57.0	8.6%	61.0	9.1%	—	—	—	—	—	—
日本銀行	92.1	14.3%	86.7	13.0%	71.0	10.6%	63.7	9.2%	55.9	8.2%	50.2	7.4%
市中金融機関	218.7	34.1%	218.0	32.7%	215.5	32.1%	437.4	63.2%	442.1	64.9%	460.7	67.5%
銀行等	111.6	17.4%	114.2	17.1%	101.1	15.1%	244.9	35.4%	246.5	36.2%	254.1	37.2%
生損保等	54.8	8.5%	58.3	8.7%	61.7	9.2%	128.6	18.6%	135.4	19.9%	136.7	20.0%
年金基金	21.3	3.3%	24.0	3.6%	26.2	3.9%	26.7	3.9%	25.6	3.8%	30.1	4.4%
その他市中金融機関(注1)	31.0	4.8%	21.6	3.2%	26.5	3.9%	37.1	5.4%	34.6	5.1%	39.8	5.8%
海外	26.4	4.1%	30.2	4.5%	40.2	6.0%	47.4	6.8%	44.0	6.4%	35.7	5.2%
家計	21.8	3.4%	28.0	4.2%	33.4	5.0%	36.3	5.2%	36.0	5.3%	35.0	5.1%
その他(注2)	9.6	1.5%	12.4	1.9%	15.2	2.3%	16.5	2.4%	19.6	2.9%	18.4	2.7%
合計	641.9	100.0%	666.7	100.0%	672.0	100.0%	692.4	100.0%	681.7	100.0%	682.7	100.0%

(注1) 「その他市中金融機関」は「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。

(注2) 「その他」=「非金融法人企業」+「対家計民間非営利団体」

(注3) 平成 19 年度末遡及改定値から「銀行等」はゆうちょ銀行、「生損保等」はかんぽ生命を含む。

(注4) 資金循環統計という「国債・財融債」には、統合発行前の「割引短期国債 (TB)」は含むが、「政府短期証券 (FB)」及び統合発行後の「国庫短期証券 (T-Bill)」は含まない。

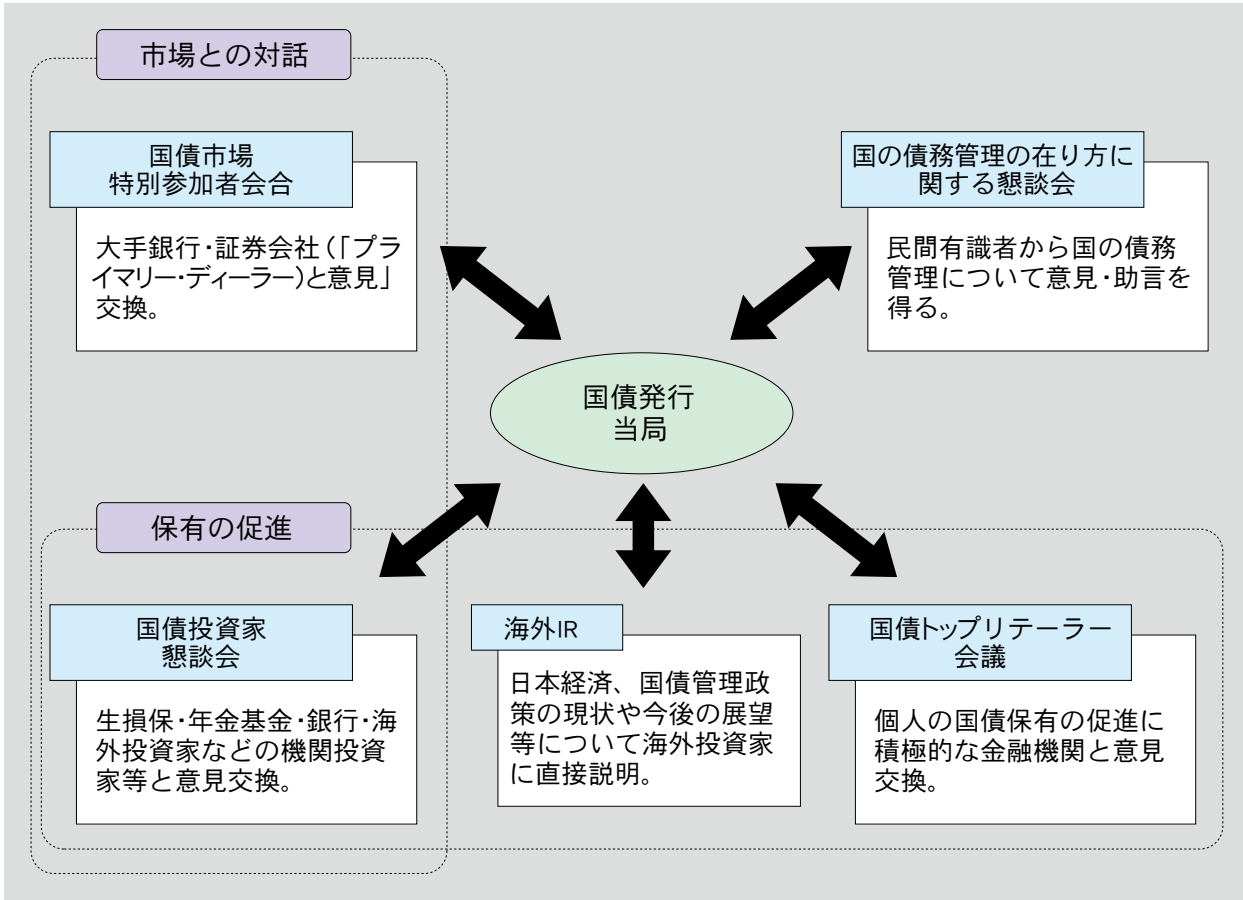
(注5) 資金循環統計上、国債は時価で計上している。

(注6) 平成 20 年度末までの数値は、資金循環統計の平成 22 年 3 月 23 日の遡及改定を踏まえたもの。

(出所) 資金循環統計 (日本銀行)

(4) 各種懇談会メンバーと平成21年度開催実績

< 国債管理政策に関する議論の場の拡充 >



イ. 国の債務管理の在り方に関する懇談会

<メンバー>

	伊藤直紀	みずほ投信投資顧問株式会社取締役副社長
	翁百合	株式会社日本総合研究所理事
	幸田真音	作家
	竹内宏	大和住銀投信投資顧問株式会社専務取締役
(座長)	田中直毅	国際公共政策研究センター理事長
	谷本道久	住友生命保険相互会社常務取締役
	富田俊基	中央大学法学部教授
	那珂通雅	シティグループ証券株式会社取締役副社長
	中村善二	野村証券株式会社執行役員
	根本直子	スタンダード&プアーズ マネジング・ディレクター
	幡鎌俊行	三菱UFJ証券株式会社常務取締役
	藤井真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	益戸正樹	パークレイズ・キャピタル証券株式会社副会長
	宮田孝一	株式会社三井住友銀行専務執行役員
	吉田一生	農林中央金庫常務理事
	吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授
	ロバート・フェルドマン	モルガン・スタンレー証券株式会社経済調査部長

以上 17名

(敬称略、五十音順)

(平成21年12月16日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成21年6月24日 (第18回)	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の国債管理政策について ・最近の国債市場をめぐる動向 ・物価連動債の在り方について ・個人向け国債の新商品の導入について ・国債金利情報の提供について
平成21年10月14日 (第19回)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの国債管理政策の取組について ・市場との対話に対する取組について
平成21年10月28日 (第20回)	<ul style="list-style-type: none"> ・国債の商品性・保有者層の多様化について ・国債市場の流動性の向上について
平成21年11月10日 (第21回)	<ul style="list-style-type: none"> ・債務管理の高度化について
平成21年11月25日 (第22回)	<ul style="list-style-type: none"> ・国債管理政策をめぐる論点の整理について
平成21年12月16日 (第23回)	<ul style="list-style-type: none"> ・国債管理政策をめぐる論点整理

ロ. 国債市場特別参加者会合

<メンバー>

アール・ビー・エス証券会社	岡三証券株式会社
クレディ・アグリコル証券会社	クレディ・スイス証券株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社	J Pモルガン証券株式会社
シティグループ証券株式会社	大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
ドイツ証券株式会社	東海東京証券株式会社
野村證券株式会社	パークレイズ・キャピタル証券株式会社
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社	みずほインベスターズ証券株式会社
株式会社みずほ銀行	株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ証券株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ証券株式会社
メリルリンチ日本証券株式会社	モルガン・スタンレー証券株式会社
UBS証券会社	

以上 23 社

(50 音順)

(平成 22 年 2 月 8 日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成 21 年 4 月 17 日 (第 26 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済危機に伴う国債発行計画の変更について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
平成 21 年 6 月 12 日 (第 27 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 7 ～ 9 月における流動性供給入札について ・ 平成 21 年 7 ～ 9 月における買入消却入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
平成 21 年 9 月 11 日 (第 28 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 10 月～ 12 月の流動性供給入札について ・ 平成 21 年 10 月～ 12 月の買入消却入札について ・ 理財局からの報告事項 (海外 I R の実施状況) ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
平成 21 年 10 月 23 日 (第 29 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度発行計画の下期見直しについて ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
平成 21 年 12 月 4 日 (第 30 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度 2 次補正予算に伴う国債発行計画の見直しについて ・ 平成 22 年度国債発行計画について ・ 平成 22 年 1 - 3 月における流動性供給入札及び買入消却入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
平成 22 年 3 月 12 日 (第 31 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 - 6 月期における流動性供給入札及び買入消却入札について ・ 平成 22 年度における超長期債のリオープン方式について ・ 最近の国債市場の動向について

八、国債投資家懇談会

<メンバー>

(1) 投資家

株式会社かんぽ生命保険	企業年金連合会
キャブラ・インベストメント・マネジメント LLP	信金中央金庫
全国共済農業協同組合連合会	東京海上日動火災保険株式会社
日本生命保険相互会社	農林中央金庫
野村アセットマネジメント株式会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
株式会社八千代銀行	株式会社ゆうちょ銀行
株式会社横浜銀行	

以上 15 社
(50 音順)

(2) 学者・研究者

富田俊基（中央大学法学部教授）
中里実（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
（座長）吉野直行（慶應義塾大学経済学部教授）

以上 3 名
(50 音順)

(平成 21 年 12 月 3 日現在)

<開催実績>

開催日	内 容
平成 21 年 4 月 20 日 (第 26 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済危機対策に伴う国債発行計画について ・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて
平成 21 年 6 月 15 日 (第 27 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 7～9 月における流動性供給入札について ・ 平成 21 年 7～9 月における買入消却入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて
平成 21 年 9 月 14 日 (第 28 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 10 月～12 月の流動性供給入札について ・ 平成 21 年 10 月～12 月の買入消却入札について ・ 理財局からの報告事項（海外 IR の実施状況） ・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて
平成 21 年 10 月 27 日 (第 29 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度発行計画の下期見直しについて ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
平成 21 年 12 月 27 日 (第 30 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度 2 次補正予算に伴う国債発行計画の見直しについて ・ 平成 22 年度国債発行計画について ・ 平成 22 年 1～3 月期における流動性供給入札及び買入消却入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて
平成 22 年 3 月 15 日 (第 31 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4～6 月期における流動性供給入札及び買入消却入札について ・ 平成 22 年度における超長期債のリオープン方式について ・ 最近の国債市場の動向について

二. 国債トップリテラー会議

<メンバー>

大分県信用組合	ぎふ農業協同組合
埼玉縣信用金庫	佐久浅間農業協同組合
株式会社静岡銀行	株式会社七十七銀行
株式会社常陽銀行	住友信託銀行株式会社
大和証券株式会社	多摩信用金庫
知多信用金庫	中央労働金庫
株式会社中国銀行	日興コーディアル証券株式会社
野村證券株式会社	株式会社八十二銀行
株式会社福岡銀行	株式会社北洋銀行
北陸労働金庫	株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ証券株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社	水戸証券株式会社
株式会社八千代銀行	株式会社ゆうちょ銀行
株式会社りそな銀行	

以上 27 機関

(50 音順)

(平成 22 年 2 月 16 日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成 20 年 11 月 18 日 (第 4 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の個人向け国債等の販売状況、個人向け国債等販売上位機関、個人の国債保有促進策、国債広告についての当局からの説明 ・ 個人向け国債の保有促進策についての意見交換。
平成 21 年 3 月 16 日 (第 5 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の個人向け国債等の販売状況、個人向け国債等販売上位機関、国債広告についての当局からの説明 ・ 個人の国債保有促進策についての意見交換
平成 22 年 2 月 16 日 (第 6 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の個人向け国債等の販売状況、個人向け国債等販売上位機関、3 年債の導入、国債広告等に関するアンケート調査の結果、国の債務管理の在り方に関する懇談会における論点整理についての当局からの説明 ・ 個人の国債保有促進策についての意見交換

国債管理政策の現状と課題

—論点整理—

平成 21 年 12 月 16 日
国の債務管理の在り方に関する懇談会

最近の国債管理政策については、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るといふ基本的目標の下で、平成 15 年 12 月に財務省が取りまとめた「国債管理政策の新たな展開」に沿って、様々な取組が実施されてきた。

具体的には、「国債市場特別参加者制度」（プライマリー・ディーラー制度）が導入されるとともに、「国債市場特別参加者会合」等の国債発行当局と市場参加者との意思疎通を図る場が設けられ、国債発行計画の策定に当たって、これらを通じた「市場との対話」が定期的に開催されている。

また、国債の安定消化を促進するため、国債の商品性や保有者層の多様化や国債市場の流動性の向上に向けた取組等も実施されている。

他方で、最近の国債管理政策を巡っては、昨年のリーマン・ショック後に国債市場（特に、物価連動債及び変動利付債）の流動性の低下が見られたほか、累次の経済対策の策定に伴って国債が増発されることもあった。

現在の我が国の極めて厳しい財政状況の中で、今後も大量の国債発行が見込まれる。また、金融危機についても引き続き注意深い対応が求められることも併せ考えれば、財政健全化に向けた取組とともに、国債管理政策の重要性は益々高まっていると考えられる。

こうした問題意識の下、当懇談会において、「国債管理政策の新たな展開」以後の進展を振り返りつつ、金融危機への対応も含めて、国債管理政策の現状及び今後の課題について、本年 10 月 14 日以降、委員からのプレゼンテーションも含め、5 回にわたる議論を通じて論点整理を行った。この論点整理が今後の国債管理政策の運営に寄与することを期待するとともに、市場は常に変化するものであり、今後とも国債管理政策について不断の見直しを行っていくことが必要と考える。

【総論】

1. 金融危機への対応

- 果次にわたる国債発行計画の見直し（「市場との対話」を通じ、特に以下の点に重点を置いて対応）
 - ◆ 物価連動債・変動利付債の発行取り止め及び買入消却の大幅増額
 - ◆ 経済対策に伴う国債増発の円滑な消化

- ・ 昨年の金融危機においては、我が国の国債市場でも物価連動債・変動利付債について特に市場の混乱が見られたが、丁寧な「市場との対話」の実施等により、諸外国に比べてショックの程度は限定的であったと言える。また、大規模な国債の増発に当たっても、これまでのところ円滑に消化されている。
- ・ 金融危機への対応としてとった措置は、緊急避難的なものであり、危機の度合いに応じて見直しを行っていくべきものである。
- ・ これまで「市場との対話」等を中心に実施されてきた国債管理政策は、金融危機においても基本的にうまく機能したと評価できる。引き続き、将来起こり得る危機に對して機動的に対応できるよう、「備えあれば憂いなし」の姿勢で、内外のマーケットの状況、投資家の動向、制度や規制の変化に對して常にアンテナを高くし、的確な状況把握や適時の情報発信に努めることが必要である。

2. 累増する国債残高への対応

- ・ 国債発行額が増加し、今後も大量の国債発行が継続すると見込まれる中で、国債管理政策の重要性は、益々高まるものと考えられる。
- ・ 国債管理政策を適切に実施していくに当たっては、財政運営への信頼が維持されること等により、国債に對する信認が確保されることが不可欠の前提となる。そのためには、財政健全化に向けた政府の強い意志を示すことが重要であり、持続的な経済成長を促す新たな成長戦略を策定するとともに、中期的な財政健全化に向けた具体的な指針・道筋を明確にすることが必要である。
- ・ 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制という国債管理政策の基本的目標の下、引き続き、「市場との対話」を行いつつ、予見可能性、透明性、柔軟性という基本的考え方に沿った国債発行計画の策定が必要である。国債管理政策において機会主義的な対応をとらないことが、発行当局に對する信頼感を醸成することになる。
- ・ 我が国の国債保有構造は、銀行等の預金取扱金融機関の保有割合が高いが、このような状況は、市場の状況が変化した場合に取引が一方に流れるリスクを内在しており、投資行動の異なる投資家が幅広く国債を保有することを促進することが重要である。

論点・これまでの取組	基本的考え方（評価及び課題）
<p>【個別の論点】</p>	
<p>1. 市場との対話</p> <p>(1) 「市場との対話」の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市場との対話の場の設置 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の債務管理の在り方に関する懇談会（16年11月～） ◆ 国債市場特別参加者会合（16年10月～） ◆ 国債投資家懇談会（14年4月～） ◆ 国債トップリテラー会議（19年6月～） ➢ 国債発行計画の策定・改定プロセス ➢ 債務管理リポートの発行（16年7月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債発行計画の策定・改定に当たって、「市場との対話」が定期的に関催されている。これにより、国債発行の透明性や予見可能性が高まるとともに、市場のニーズを踏まえて柔軟性を持った国債発行が行われ、国債の確実かつ円滑な発行や中長期的な調達コストの抑制に寄与している。特に、金融危機後には、市場の混乱に適切に対応するため、従来にも増して丁寧に「市場との対話」が実施された。 ・ 国債市場の動向やニーズを的確に把握するための「市場との対話」は、引き続き、国債管理政策の中心的な役割を担うものとして重要である。 ・ また、「市場との対話」としての各種会合の場以外においても、恒常的に機関投資家等の意見を幅広く収集することが望ましい。 ・ 引き続き、債務管理リポートの発行等による適切なデイスクリージャーに努めることが必要である。
<p>(2) 国債市場特別参加者（PD：プライマリー・デューラー）制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ PD制度の導入（16年10月） <ul style="list-style-type: none"> ◆ PDの責任：応札責任（発行予定額の3%以上）、落札責任（発行予定額の一定割合（原則1%以上））等 ◆ PDの資格：PD会合への参加、買入消却入札や流動性供給入札への参加等 <p>※シ団の廃止（18年3月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債市場特別参加者（PD）制度は、「市場との対話」ともあいまって、国債の安定消化に寄与しており、PDの「資格」と「責任」についても、現状では妥当なものと考えられるが、今後の市場の状況に応じて、必要な見直しを行っていくことも考えられる。 ・ 昨年の金融危機の経験や最近の国債発行規模の拡大を踏まえれば、国債市場の流動性の維持・向上を図ることの重要性は高まっており、PDには流通市場におけるマーケットメイク機能を一層果たすことが期待される。

2. 国債の商品性・保有者層の多様化

(1) 商品性・保有者層の多様化（総論）

- ・ 我が国の国債保有構造は、銀行等の預金取扱金融機関の保有割合が高いが、このような状況は、市場の状況が変化した場合に取引が一方に流れるリスクを内在しており、投資行動の異なる投資家が幅広く国債を保有することを促進することが重要である。
- ・ このため、長期安定的な投資を行うと考えられる生保・年金や、預金取扱金融機関と投資行動の異なる個人、海外投資家による国債保有の促進に向けた取組を更に進めることが必要である。
- ・ 国債の商品性及びその多様化については、時々で変化する市場の動向やニーズに確かつ柔軟に対応していくことが引き続き必要である。
- ・ 複雑な商品は市場の混乱時には脆弱なものとなりやすいという点も踏まえ、原則としては、シンプルで分かりやすい商品を提供することが重要である。
- ・ 商品の多様化については、具体的なニーズや既発行銘柄の需給への影響等を踏まえた検討が必要である。また、商品の多様化は現状でも相当進んでおり、個々の銘柄ごとの流動性との関係や入札スケジュールとの関係にも留意が必要である。

(2) 超長期債市場の育成

- 超長期債市場の育成
 - ◆ 40年利付債の導入：19年11月
 - ◆ 30年利付債の発行増額（発行ロット、頻度）、原則リオープン等の導入等
- 平均償還年限は徐々に長期化（新規発行で7年5ヶ月（21年10月変更後）、残高で6年3ヶ月）

- ・ 超長期債については、生保のALMにおけるデュレーション・マッチングの観点からのニーズが見込まれる一方、発行当局にとっても国債の平均残存年限の長期化によって将来の借換リスクの軽減を図ることができるというメリットがある。
- ・ 30年債、40年債については、未だ流動性が十分とは言えない面もあり、今後とも、市場の状況を踏まえつつ、徐々に発行規模・頻度を増加させていくこと等を通じて、超長期債市場の育成に向けた取組を続けていくことが必要である。

論点・これまでの取組	基本的考え方（評価及び課題）
<p>（3）物価連動債・変動利付債</p> <p>➤ 10年物価連動債の導入（16年3月）・15年変動利付債の発行拡大 →20年10月以降発行停止中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価連動債は、諸外国でも定着しているものであるが、インフレ期待が見込めない中で、現在は発行停止を余儀なくされている。今後、市場の状況を踏まえつつ、発行再開のタイミングを見極める必要がある。 ・ 今後の物価連動債の発行再開に向けて、現在保有比率の高い海外投資家のみならず、国内投資家の投資ニーズに対応することが必要であり、元本保証（フロア）を付与した商品やより長期の年限の商品の導入等、ニーズを踏まえた対応が必要である。 ・ 変動利付債についても、現在は発行が停止されている。変動利付債については、長期金利連動という商品は諸外国にも例の少ないものであり、また、リスク特性が複雑で分かりにくいとの指摘もあることを踏まえ、今後想定されるニーズや商品性の見直しの可能性等を見極めることが必要である。
<p>（4）個人投資家による保有促進</p> <p>➤ 個人向け国債の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 10年変動金利型の導入（15年3月） ◆ 5年固定金利型の導入（18年1月） ◆ 3年固定金利型の導入（22年7月発行を目的） <p>➤ 新型窓口販売方式の導入（19年10月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人向け国債の導入後、家計の国債保有比率は2.4%（15年3月）から5.3%（21年6月）まで増加しており、諸外国に比して特に遜色はないものの、現在は金利水準の低下等から販売は低迷している。 ・ こうした状況や、23年1月に固定5年債の満期償還が始まることを踏まえ、22年7月を別途として3年債の発行開始に向けた準備を進める必要がある。 ・ 更に個人保有の促進の観点から、調達コストや競合する民間商品にも留意した上で、 <ol style="list-style-type: none"> ① 既存商品について、金利設定方法や中途換金制度等の商品性の見直し、 ② 全ての商品について、四半期毎の発行を3年債同様に毎月発行とすること、 ③ より短期の年限や物価連動債といった商品を導入すること、 など、取扱機関の意見も踏まえつつ、幅広く検討することが考えられる。 ・ また、並行して、個人投資家のニーズや投資に対する考え方を直接に吸い上げる取組も重要である。

論点・これまでの取組

(5) 海外投資家による保有促進

- ▶ 海外 IR の実施 (17 年 1 月～)
→ 17 年 1 月以降、世界各地で 18 回の海外 IR を実施。
海外 IR の手法については、日本国債の認知度向上を狙った大規模なセミナーの開催が一巡し、個別に投資家を訪問し意見交換を行う形式が増加。

基本的考え方 (評価及び課題)

- ・ 海外 IR においては、これまでに 150 以上の投資家への訪問が行われ、日本経済・財政や国債管理政策の概況についての説明を通じて、海外投資家の理解促進が図られている。海外 IR の実施後、海外の国債保有比率は 4.1% (16 年 12 月) から 6.1% (21 年 6 月) まで増加しており、一定の効果が認められる。
- ・ ただし、海外 IR の実施は、海外保有比率という数字そのものよりも、むしろ潜在的投資家層を発掘し、日本経済・財政等に関する海外投資家の正しい理解を促し、そうした投資家とのネットワークを構築・維持することに大きな意義があることに留意すべきである。
- ・ 海外投資家の中でも運用方針や投資期間等を異にする多様な投資家が存在しており、海外 IR の展開に当たっては、既にネットワークを構築した投資家に対しては定期的な情報提供を継続するとともに、新たに IR を行う対象については、どういった投資家に力点を置くか、市場環境を踏まえて適宜判断していくことが適当である。金融危機により多くのヘッジファンドが市場から退出した現状においては、安定的に国債を保有する傾向が強い年金基金、生命保険、中央銀行等を重視し、ネットワークを構築・維持することが重要である。
- ・ 海外 IR の手法としては、投資家とのネットワークの構築・維持の観点から、個別投資家訪問を中心としながら、日本国債の認知度、投資家のニーズ、効率性などを勘案し、セミナー方式を適宜組み合わせ、費用対効果の高い海外 IR を実施することが必要である。
- ・ 直接投資家を訪問する以外にも、メール、電話会議等を活用しつつ、より一層積極的なコミュニケーションに努め、機動的に情報発信と情報収集をすることも必要である。特に国債市場に大きな状況変化が生じた場合に、海外を含む市場に不安を与えないよう、英語で即時に情報発信することが重要である。
- ・ 現在、日本国債は国内で円滑に消化されているが、少子高齢化の進展や資金取引のグローバル化、他の主要先進国においては海外における資金調達を行っている国もあること等を踏まえると、中長期的観点からそうした資金調達の可能性も念頭におきながら、主要国の状況等についても研究しておくことが考えられる。

論点・これまでの取組	基本的考え方（評価及び課題）
<p>3. 国債市場の流動性の向上</p>	
<p>(1) 流動性の向上（総論）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性の高い国債市場の存在は、国内外の多様な投資家による国債保有を誘引する要素となるため、国債管理政策の基本目標である国債の確実かつ円滑な発行と中長期的な資金調達コストの抑制にも資する。従って、国債市場の流動性の維持・向上は、発行当局にとっても望ましい。 ・ ただし、国債流通市場を構成するのはPD等の仲介業者と投資家であり、流動性の維持・向上については、そうした市場参加者間の取引の活発化を通じた市場の自律的機能によることが基本である。発行当局は、発行段階での金額・年限・銘柄統合等の工夫によってそれを後押しする役割を有する。 ・ もっとも、現状では、国債発行残高や銘柄数が非常に多い中で、資本や保有リスク量の制約から、仲介業者にとって全ての銘柄の流動性を常に十分に提供することへの負荷は小さくなく、銘柄間の需給格差が生じやすい傾向にある。特に、昨年の金融危機のような状況においては、国債市場の流動性の低下が避けられない。実際に、物価連動債・変動利付債については、海外投資家からの売り圧力に対して市場の価格発見機能が損なわれたが、発行当局による積極的な買入消却が市場の流動性の下支えとなった。 ・ 当面、国債の大量発行の継続が見込まれる中、国債市場の流動性の確保は引き続き重要な課題となる。発行当局としては、市場の自律的機能に委ねることを基本としつつも、国債管理政策の基本目標の達成のために必要な範囲での補完的な手段の活用も有効になる。

論点・これまでの取組

(2) 流動性供給入札

- ▶ 流動性供給入札の導入（18年4月）及び拡充
 - ・ 規模の拡大：20年9月までは月1,000億円（年間1.2兆円）→現在（21年7月以降）は月6,000億円（21年度計画では6.3兆円）
 - ・ 対象の拡充：20年3月までは「構造的に流動性が不足しているゾーン」（残存11～16年）を対象象→20年4月からは「流動性の不足する銘柄」（残存6～29年）を対象
- ▶ 特別流動性供給入札の導入（20年4月）

基本的考え方（評価及び課題）

- ・ 流動性供給入札は、時々の市場のニーズに応じた国債の供給手段として、需給が特に逼迫した銘柄に対する貴重な流動性向上策となっており、最近のイールドカーブのスムーズ化にも寄与している。
- ・ また、昨年からの国債増発の過程では、新発債増発と合わせて流動性供給入札の規模を拡大することで増発の影響が分散され、資金調達を全体として円滑化する効果があった。
- ・ このように、流動性供給入札は、市場機能（流動性）の向上に加え、新発債発行額の抑制の面でも、補完的機能を果たしている。
- ・ 現状、流動性供給入札を通じて発行は概ね順調に行われているが、金融危機や国債増発への対応の一環として規模が急拡大してきた中、こうした補完的な手段としての位置付けを明確にする必要がある。流動性供給入札の規模の拡大は、発行される銘柄の年限が事前には分らないことによる不確実性を高める面もあることも踏まえ、引き続き補完的な位置づけを逸脱しない範囲で実施していくことについて市場参加者との間で認識を共有したうえで、今後の規模・頻度・対象等の具体的な方式について検討することが望ましい。

論点・これまでの取組	基本的考え方（評価及び課題）
<p>(3) 買入消却</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 買入消却入札の開始（15年2月） <ul style="list-style-type: none"> ・従来は固定利付債だけを対象 <ul style="list-style-type: none"> →18年12月から変動利付債、物価連動債を対象に追加 →20年度には買入消却総額を年間1.8兆円から3兆円規模に拡大（年度中に3.55兆円に増額）、20年10月以降は変動利付債、物価連動債を対象として実施 →21年度には買入消却総額を4兆円に増額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買入消却は、国債管理政策を巡る事情の変化に応じ、様々な目的で活用されてきた。 ・ まず、20年度問題への対応や債務残高圧縮など債務管理上の特別の目的に応じた能動的な買入消却については、多額に上る既発国債の借換えや償還の円滑化のために有効な手段となる。 ・ それ以外の買入消却については、国債市場の流動性向上策として実施されたものである。このうち、国債市場の全部又は一部において流動性が著しく低下した場合の需給バランスの是正のための買入消却については、危機対応として市場の自律的機能を補完する効果を有する。昨年の金融危機以降の物価連動債・変動利付債を対象とした買入消却も、市場の需給改善に寄与した。ただし、このような買入消却は、危機の性質・度合いに照らして過剰な介入とならないことが必要であり、危機の改善に応じて規模等を縮小していく必要がある。現在の物価連動債や変動利付債の買入消却についても、市場の状況に応じて規模等を徐々に調整していくことが望ましい。 ・ 一方、平時の買入消却についても、時々の市場のニーズに応じた国債の吸収手段となり、国債市場の流動性の向上に資する面はあるが、ともすれば市場への過剰な介入になりかねない面があることに留意する必要がある。また、市場参加者に対して買入消却の恒常的な実施に過度の期待感を与えかねないという点にも留意が必要である。
<p>(4) その他の流動性向上策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利付債の発行日を原則T（入札日）+3に設定（20年4月） （参考）流通市場における取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債のペーパーレス化（15年1月） ・ WI（入札前）取引の開始（16年2月） ・ 株式会社日本国債清算機関（JGBCC）の業務開始（17年5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債流通市場における流動性の向上が国債の安定消化等にもつながることを踏まえれば、流通市場におけるより一層の取引の円滑化は、国債発行当局にとっても望ましい。 ・ 現在、フェイル慣行や国債決済制度の見直しについて、日本証券業協会等を中心に検討が進められており、国債発行当局としても、市場参加者のイニシアティブによる流通市場改革に係る議論の後押しをするとともに、必要な対応をとることが望ましい。

論点・これまでの取組	基本的考え方（評価及び課題）
<p>4. 債務管理の高度化</p> <p>(1) コスト・アット・リスク分析 (CaR) 分析</p> <p>➤ コスト・アット・リスク分析の活用 (15年7月～)</p> <p>→ 将来にわたる金利変動パターンについて確率的な金利モデルに基づきシミュレーションすることにより、利払費の中央値 (コスト) や利払費の分布の幅の大きさ (リスク) を計測し、金利変動リスクを定量的に分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト・アット・リスク分析による前年度発行計画との比較や年限別発行割合の変更に伴うコストとリスクの変動についての検証等、国債発行計画を策定する上での一つの参考として用いられている。 ・ 国債発行計画の策定等に当たって、将来の金利予想シナリオの信頼性を考慮しつつ目的に合わせた分析期間を設定する等、より信頼性の高い分析へ向けた取組が必要である。
<p>(2) 金利スワップ取引</p> <p>➤ 金利スワップ取引の導入 (18年1月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利スワップ取引には、短い年限の国債について将来の借換時の金利変動リスクをコントロールする効果等が期待できる。 ・ しかし、金利スワップ取引の導入に際し、1回の取引額やタイミング等について極力市場に影響を与えないよう配慮することが求められ、特に昨年の金融危機時にはスワップ市場の流動性の低下も指摘されるなど、実施機会は限定的となり、これまでの取引実績は国債発行額に比べて少額に止まっている。 ・ また、40年債の発行開始 (19年11月) をはじめ近年の超長期債の発行額は増加しており、年限の長期化による金利変動リスクの削減の観点では、当面は超長期債市場の育成による発行増加に期待できるものと見込まれるため、新規の金利スワップ取引を当面見合わせることを考えられる。 ・ 今後の金利スワップ取引の取扱いについては、今後の国債市場やスワップ市場の状況等を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

論点・これまでの取組	基本的考え方（評価及び課題）
<p>（3）金利情報の提供</p> <p>➤ 国債金利情報の提供の開始（21年度内を目的） → 主要年限の国債金利情報を財務省ホームページに掲載。具体的には、流通市場における実勢価格に基づいてコンスタント・マチュリティ・ベースの金利を算出し、その結果を日々公表。過去データについては算出結果を精査の上、公表対象期間を見極めて対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国・英国等の主要諸外国においては、財務省等の国債の発行・管理当局や中央銀行がホームページ上に自国の国債金利情報を公表している。財務省においても入札時の価格や金利に関する情報を公表しているものの、流通市場における所謂実勢金利に関する情報提供は行われていない。 ・ 国債金利情報の提供を開始することにより主要諸外国と同水準の仕組みが整うとともに、広く一般に参照可能なデータとなり、一般投資家や海外投資家が投資判断材料の一つとして活用することが期待される。また、研究機関等による金利情報の取得に関する利便性の向上にも資するものと考えられる。更に、日々のイーールドカーブの形状を容易に把握できるようになることから、イーールドカーブの推移分析、年限別ボラティリティの算出等にも活用できると考えられる。

国の債務管理の在り方に関する懇談会 メンバー

伊藤 直紀	みずほ投信投資顧問(株)取締役副社長	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネジング・ディレクター
翁 百合	(株)日本総合研究所理事	幡鎌 俊行	三菱UFJ証券(株)常務取締役
幸田 真音	作家	藤井 眞理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
竹内 宏	大和住銀投信投資顧問(株)専務取締役	益戸 正樹	パークレイズ・キャピタル証券(株)副会長
(座長) 田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長	宮田 孝一	(株)三井住友銀行専務執行役員
谷本 道久	住友生命保険相互会社常務取締役	吉田 一生	農林中央金庫常務理事
富田 俊基	中央大学法学部教授	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
那珂 通雅	シティグループ証券(株)取締役副社長	ロバート・フェルドマン	モルガン・スタンレー証券(株) 経済調査部長
中村 善二	野村證券(株)執行役員		

以上 17名

(敬称略、五十音順)

(平成21年12月16日現在)

金融危機における国債管理政策をめぐる動き

金融危機における取組

- 平成20年(2008年)
 - ◆ 9月16日 リーマン・ブラザーズの破綻
 - ◆ 9月29日 20年度補正予算(1次)に伴う国債発行計画の変更
 - ◆ 9月30日 国債発行計画の変更(9月変更)
 - 〔✓ 物価連動債の減額、流動性供給入札の増額〕
 - 〔✓ 物価連動債の買入消却予定額の増額〕
 - ◆ 10月20日 国債発行計画の変更(10月変更)
 - 〔✓ 物価連動債・変動利付債の買入消却予定額の増額〕
 - 〔✓ 物価連動債・変動利付債の年内発行取止め〕
 - 〔✓ 20年債・流動性供給入札の増額〕
 - ◆ 12月20日 21年度国債発行計画の策定、20年度補正予算(2次)に伴う国債発行計画の変更
 - 〔✓ 20年度及び21年度の物価連動債・変動利付債の買入消却予定額を増額〕
 - 〔✓ 20年度補正予算(2次)による国債発行総額の増額(11.3兆円)に対し、主に前倒債発行額の大幅減で対応〕
- 平成21年(2009年)
 - ◆ 4月27日 21年度補正予算に伴う国債発行計画の変更
 - 〔✓ 21年度補正予算による国債発行総額の増額(16.9兆円)に対し、入札による市中への発行額の増額で対応〕

これまでの国債管理政策の主な取組

(「国債管理政策の新たな展開」(平成15年12月3日)公表以降を中心に)

市場との対話

- 〔市場との対話〕
- 市場との対話の場の設置
 - ◆ 国の債務管理の在り方に関する懇談会(16年11月～)
 - ◆ 国債市場特別参加者会合(16年10月～)
 - ◆ 国債投資家懇談会(14年4月～)
 - ◆ 国債トップリテラー会議(19年6月～)
- 国債発行計画の策定・改定プロセス
- 債務管理リポートの発行(16年7月～)

- 〔国債の円滑な発行の確保〕
- 国債市場特別参加者制度の導入(16年10月)
- ※シ団の廃止(18年3月)
- 割引短期国債・政府短期証券の統合発行(国庫短期証券)の開始(21年2月)

国債の商品性・保有者層の多様化

- 〔商品性の多様化〕
- 超長期債市場の育成(40年利付債の導入(19年11月)等)
- 10年物価連動債の導入(16年3月)・15年変動利付債の発行拡大
→20年10月以降発行停止中

- 〔保有者層の多様化〕
- 個人向け国債の導入
 - ◆ 10年変動金利型の導入(15年3月)
 - ◆ 5年固定金利型の導入(18年1月)
 - ◆ 3年固定金利型の導入(22年7月発行を
目途)
- 新型窓口販売方式の導入(19年10月)
- 海外IRの実施(17年1月～)

これまでの国債管理政策の主な取組

（「国債管理政策の新たな展開」（平成15年12月3日）公表以降を中心に）

国債市場の流動性の向上

- 流動性供給入札の導入（18年4月）及び拡充
- ◆ 特別流動性供給入札の導入（20年4月）
- 物価連動債及び30年債の原則リオープン化（18年12月）
- 買入消却入札の開始（15年2月）
- 利付債の発行日を原則T（入札日）+3に設定（20年4月）

（参考）流通市場における取組

- 国債のペーパーレス化（15年1月）
- WI（入札前）取引の開始（16年2月）
- 株式会社日本国債清算機関（JGBC）の業務開始（17年5月）

債務管理の高度化

- コスト・アット・リスク（CaR）分析の活用（15年7月～）
- 金利スワップ取引の導入（18年1月）
- 国債金利情報の提供の開始（21年度内別途）

(6) 国債整理基金の国債償還財源の繰入額等、償還額等、年度末基金残高、借換額

(単位：億円)

	20年度(決算)	21年度(予定)	22年度(予定)
償還財源繰入額等			
公債等	350,213	281,785	224,032
一般会計負担分	103,090	98,731	98,351
特別会計負担分	244,826	182,088	124,278
株式売払収入	—	—	989
運用収入等	2,297	965	414
借入金	370,267	365,658	366,889
一般会計負担分	12,524	8,848	10,053
特別会計負担分	357,743	356,809	356,836
合計	720,480	647,442	590,921
償還額			
公債等	349,477	271,202	218,630
普通国債	174,516	85,290	91,328
出資国債等	2,056	3,823	3,024
財政投融资特別会計国債	172,905	182,088	124,278
借入金	369,960	364,210	364,045
合計	719,436	635,411	582,675
社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入	1,000	1,000	800
年度末基金残高	111,172	122,202	129,648

(参考)

「特別会計に関する法律」第47条の規定による借換国債収入額	52,764	120,000	120,000
「特別会計に関する法律」第47条の規定による借換国債収入額を含む年度末基金残高	163,936	242,202	249,648

国債借換額	939,095	908,499	1,026,109
-------	---------	---------	-----------

- (注1) 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものである。
(注2) 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含む。
(注3) 年度末基金残高には、特別会計に関する法律第47条の規定による借換国債収入額を含まない。
(注4) 21年度(予定)及び22年度(予定)の「特別会計に関する法律」第47条の規定による借換国債収入額には、予算総則上の限度額を計上している。
(注5) 単位未満は四捨五入してあるので、計において合致しない場合がある。
(注6) 21年度(予定)の年度末基金残高には、決算調整資金に関する法律附則第2条の規定により決算調整資金へ繰り入れた金額7,182億円が含まれている。

(7) 国債整理基金の運用残高の推移

(単位：兆円)

区分 \ 年度	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
国庫短期証券	15.2	18.2	26.6	24.3	13.2	10.7
現先等	12.6	14.5	4.3	3.4	2.8	9.5
計	27.8	32.7	30.8	27.7	16.0	20.2

- (注1) 上記区分の内、「国庫短期証券」の「19年度末」以前の各欄の計数は、統合発行前の政府短期証券の計数であり、「20年度末」欄の計数には、統合発行前の政府短期証券を含む。
(注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

第3節

1 政府短期証券

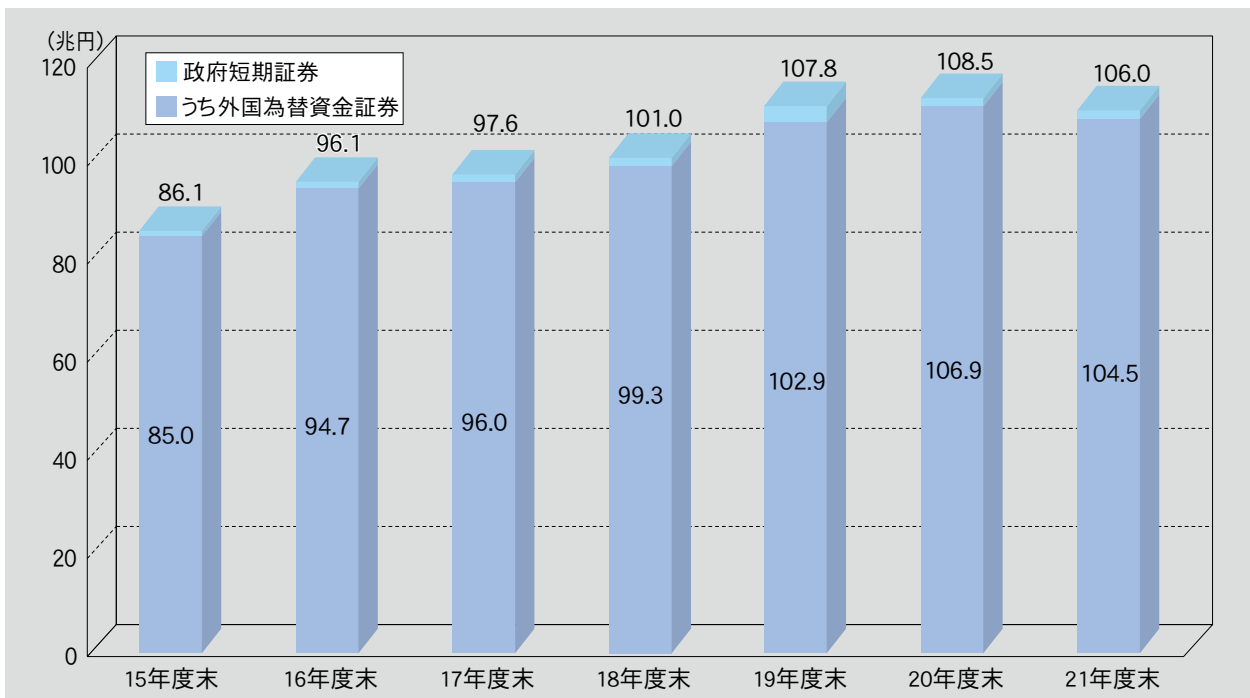
(1) 政府短期証券の券種別残高

(単位：億円)

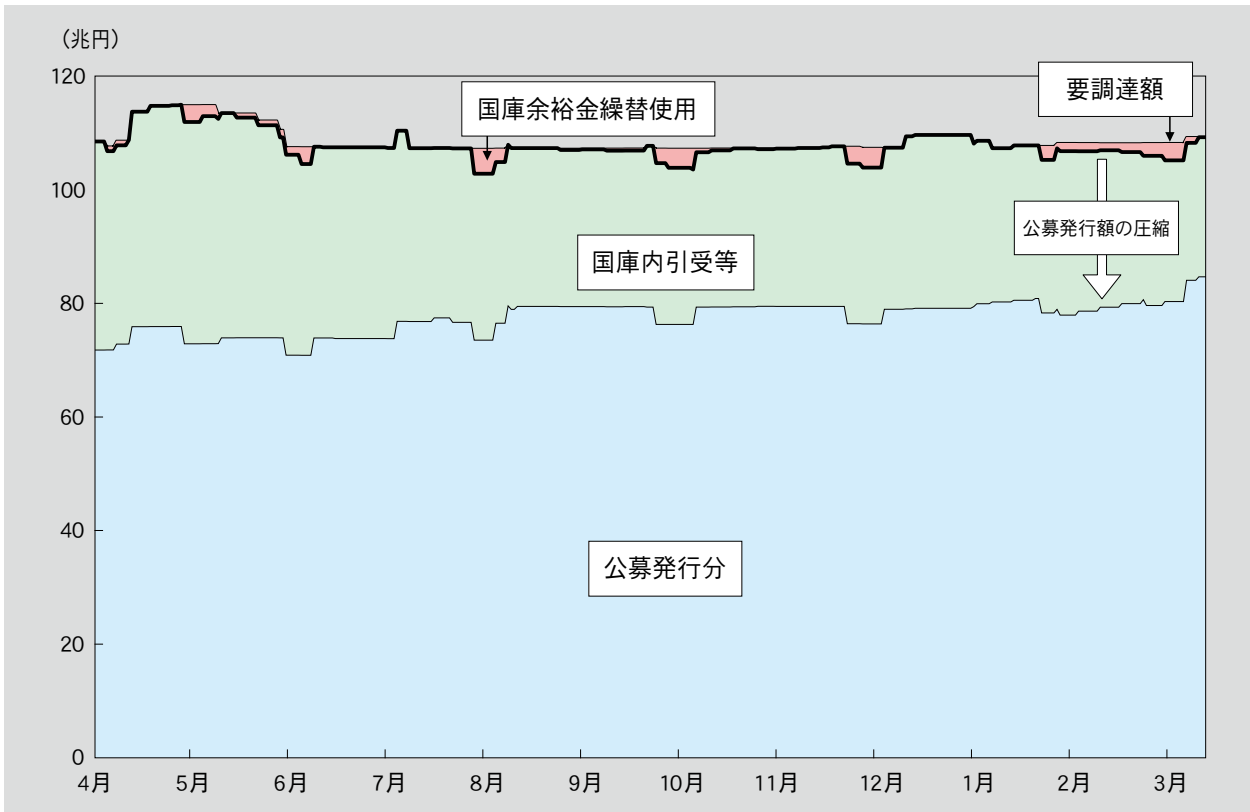
	財務省証券	食糧証券	外国為替資金証券	財政融資資金証券	石油証券	計
21年度末残高	—	3,520	1,045,354	—	11,407	1,060,281
21年度発行限度額	200,000	8,305	1,400,000	150,000	12,133	1,770,438
22年度発行限度額	200,000	7,118	1,450,000	150,000	12,071	1,819,189

(注1) 平成21年度発行限度額は補正予算ベース、22年度発行限度額は当初予算ベース。
 (注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

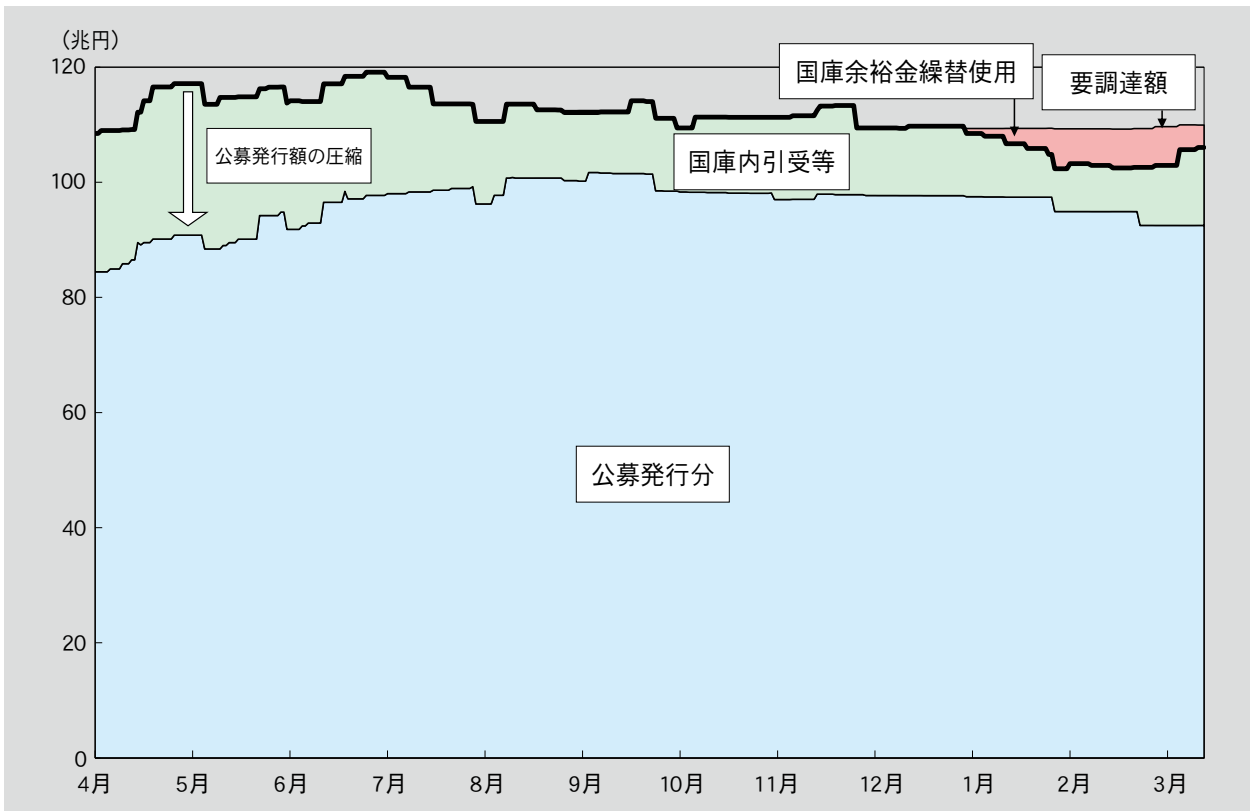
(2) 政府短期証券の年度末残高の推移



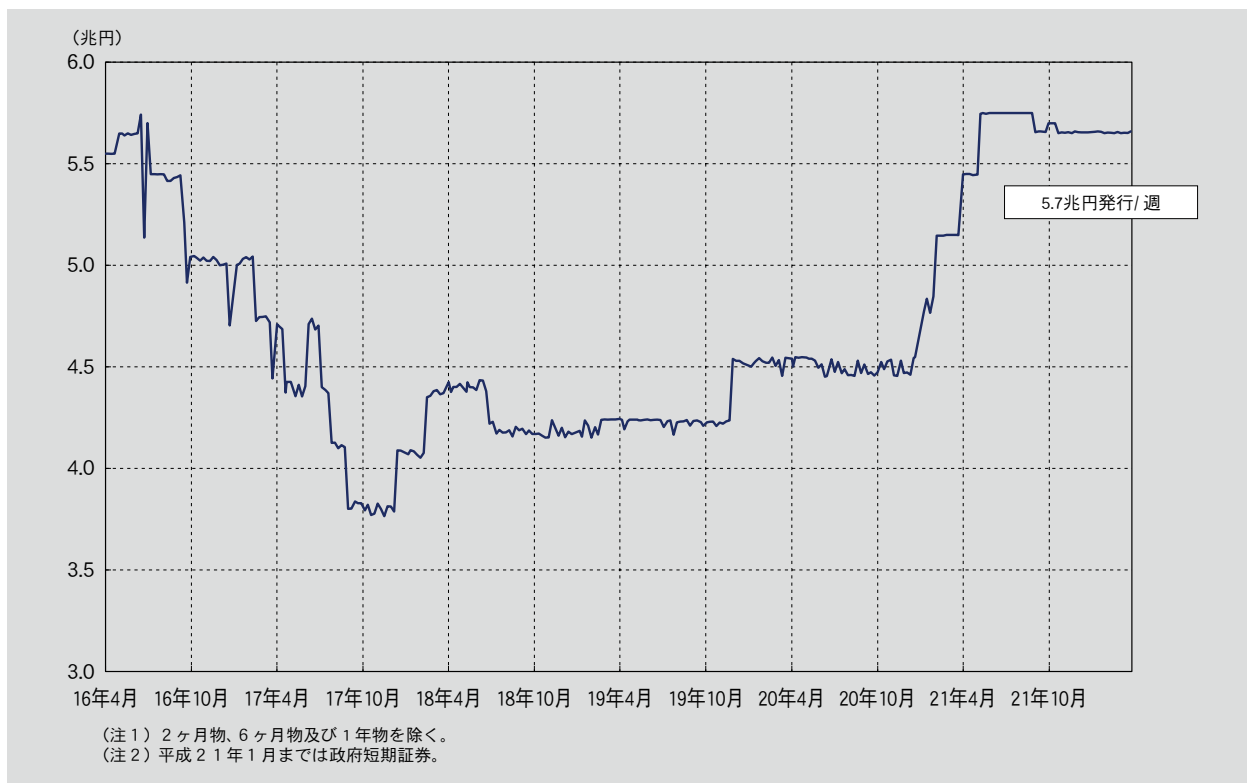
(3) 平成 20 年度における政府短期証券発行残高の推移 (引受先別)



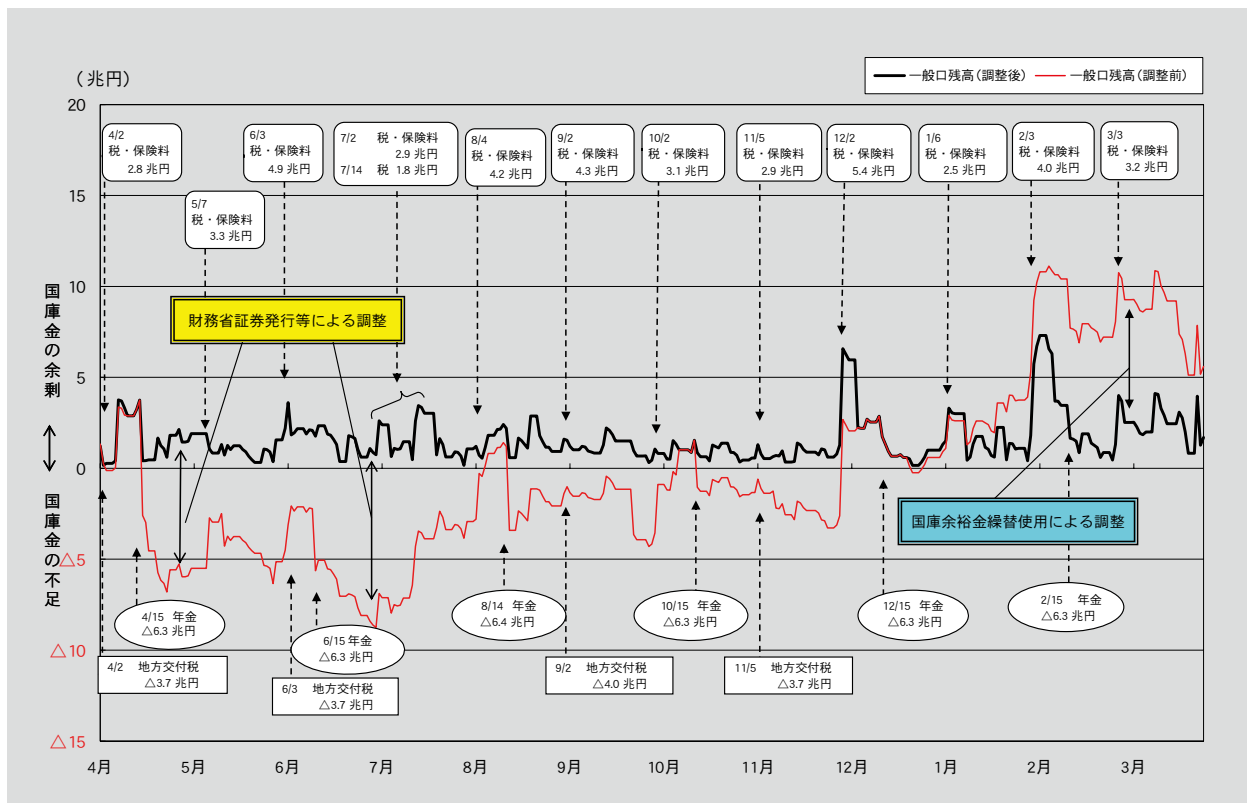
(4) 平成 21 年度における政府短期証券発行残高の推移 (引受先別)



(5) 政府短期証券市中発行ロットの推移



(6) 平成21年度における国内指定預金（一般口）の状況



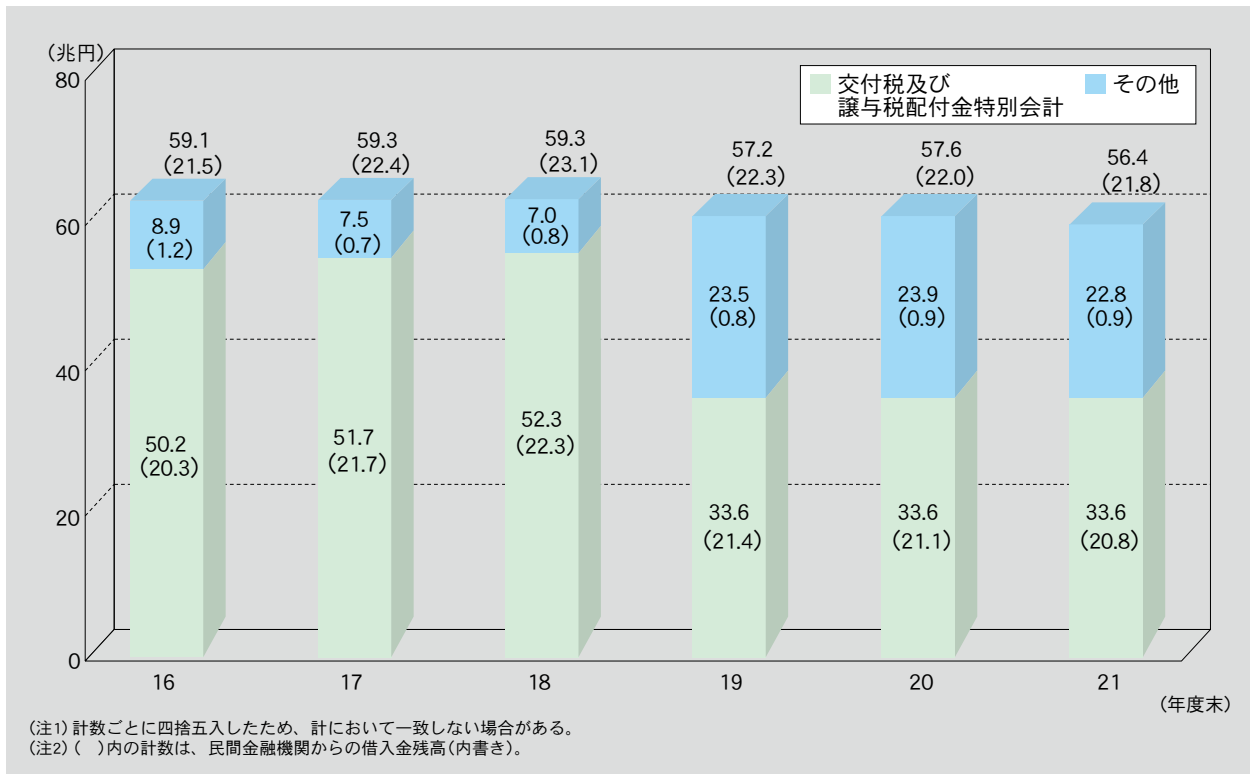
(7) 平成21年度における国庫短期証券入札の結果

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額 (億円)	応募額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
14	H21.4.1	H21.4.6	H21.7.6	54,469.5	170,861.0	99.9393	0.2436%	99.9385	0.2468%
15	H21.4.6	H21.4.10	H21.10.9	34,999.5	106,265.0	99.880	0.2409%	99.877	0.2469%
16	H21.4.8	H21.4.13	H21.7.13	54,489.0	168,243.0	99.9430	0.2287%	99.9420	0.2327%
17	H21.4.9	H21.4.15	H21.6.3	29,999.9	148,467.0	99.9735	0.1974%	99.9730	0.2011%
18	H21.4.14	H21.4.20	H22.4.20	18,999.5	65,710.0	99.735	0.2657%	99.730	0.2707%
19	H21.4.15	H21.4.20	H21.7.21	54,489.0	167,646.0	99.9467	0.2115%	99.9455	0.2163%
20	H21.4.22	H21.4.27	H21.7.27	54,428.8	181,213.7	99.9472	0.2118%	99.9465	0.2147%
21	H21.4.28	H21.5.7	H21.8.3	54,459.2	181,542.0	99.9505	0.2054%	99.9495	0.2095%
22	H21.5.8	H21.5.13	H21.8.10	57,449.1	182,597.0	99.9501	0.2047%	99.9495	0.2072%
23	H21.5.12	H21.5.15	H21.11.10	34,999.2	125,057.0	99.887	0.2306%	99.886	0.2327%
24	H21.5.13	H21.5.18	H21.8.17	57,488.9	193,067.0	99.9454	0.2191%	99.9450	0.2207%
25	H21.5.15	H21.5.20	H22.5.20	19,000.0	81,015.0	99.759	0.2415%	99.753	0.2476%
26	H21.5.19	H21.5.25	H21.7.27	34,999.7	162,812.0	99.9670	0.1912%	99.9670	0.1912%
27	H21.5.20	H21.5.25	H21.8.24	57,449.0	217,590.0	99.9506	0.1982%	99.9500	0.2006%
28	H21.5.27	H21.6.1	H21.8.31	57,489.2	235,938.6	99.9531	0.1882%	99.9525	0.1906%
29	H21.6.3	H21.6.8	H21.9.7	57,488.6	210,316.0	99.9536	0.1861%	99.9530	0.1886%
30	H21.6.5	H21.6.10	H21.12.10	34,999.7	146,456.0	99.907	0.1856%	99.906	0.1876%
31	H21.6.9	H21.6.15	H21.8.4	29,999.5	122,253.0	99.9778	0.1620%	99.9775	0.1642%
32	H21.6.10	H21.6.15	H21.9.14	57,488.7	192,738.0	99.9556	0.1781%	99.9550	0.1805%
33	H21.6.15	H21.6.22	H22.6.21	18,999.6	56,069.0	99.793	0.2079%	99.786	0.2150%
34	H21.6.17	H21.6.22	H21.9.18	57,488.8	215,323.0	99.9579	0.1746%	99.9570	0.1784%
35	H21.6.24	H21.6.29	H21.9.29	57,489.0	198,377.0	99.9601	0.1583%	99.9595	0.1607%
36	H21.7.1	H21.7.6	H21.10.5	57,489.6	179,331.0	99.9628	0.1492%	99.9620	0.1524%
37	H21.7.7	H21.7.10	H22.1.12	34,998.8	107,328.0	99.922	0.1531%	99.920	0.1571%
38	H21.7.8	H21.7.13	H21.10.13	57,489.1	180,762.0	99.9617	0.1520%	99.9610	0.1547%
39	H21.7.13	H21.7.21	H22.7.20	22,999.5	70,928.0	99.815	0.1858%	99.811	0.1898%
40	H21.7.14	H21.7.21	H21.10.19	57,489.0	191,473.0	99.9616	0.1557%	99.9610	0.1582%
41	H21.7.21	H21.7.27	H21.9.18	34,999.3	125,785.0	99.9790	0.1446%	99.9785	0.1480%
42	H21.7.22	H21.7.27	H21.10.26	57,489.0	209,333.0	99.9588	0.1653%	99.9580	0.1685%
43	H21.7.29	H21.8.3	H21.11.2	57,488.9	197,896.0	99.9616	0.1540%	99.9610	0.1564%
44	H21.8.4	H21.8.10	H22.2.10	34,999.0	123,654.0	99.912	0.1747%	99.911	0.1767%
45	H21.8.5	H21.8.10	H21.11.9	57,488.6	227,345.0	99.9615	0.1544%	99.9610	0.1564%
46	H21.8.10	H21.8.14	H21.10.2	29,999.2	120,119.0	99.9805	0.1452%	99.9800	0.1490%
47	H21.8.12	H21.8.17	H21.11.16	57,489.4	211,095.0	99.9648	0.1412%	99.9640	0.1444%
48	H21.8.17	H21.8.20	H22.8.20	22,999.7	77,214.0	99.820	0.1803%	99.818	0.1823%
49	H21.8.19	H21.8.24	H21.11.24	57,489.3	209,695.0	99.9645	0.1408%	99.9640	0.1428%
50	H21.8.26	H21.8.31	H21.11.30	57,488.9	191,259.0	99.9642	0.1436%	99.9640	0.1444%
51	H21.9.2	H21.9.7	H21.12.7	56,548.7	194,941.0	99.9634	0.1468%	99.9630	0.1484%
52	H21.9.7	H21.9.10	H22.3.10	34,999.0	135,158.0	99.921	0.1594%	99.920	0.1614%
53	H21.9.9	H21.9.14	H21.12.14	56,589.0	199,166.0	99.9639	0.1448%	99.9635	0.1464%
54	H21.9.14	H21.9.18	H21.11.25	34,999.3	154,595.0	99.9734	0.1428%	99.9725	0.1476%
55	H21.9.15	H21.9.18	H21.12.21	56,588.7	196,041.0	99.9623	0.1464%	99.9620	0.1476%

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額 (億円)	応募額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
56	H21.9.16	H21.9.24	H22.9.21	22,999.6	103,016.0	99.829	0.1727%	99.825	0.1767%
57	H21.9.24	H21.9.29	H21.12.28	56,558.8	177,849.0	99.9628	0.1509%	99.9625	0.1521%
58	H21.9.29	H21.10.5	H22.1.12	56,989.3	155,688.0	99.9576	0.1563%	99.9570	0.1586%
59	H21.10.6	H21.10.9	H22.4.12	34,999.0	120,059.0	99.918	0.1619%	99.917	0.1638%
60	H21.10.7	H21.10.13	H22.1.18	56,988.5	209,678.0	99.9609	0.1471%	99.9605	0.1486%
61	H21.10.13	H21.10.19	H22.1.25	56,989.1	208,707.0	99.9603	0.1479%	99.9600	0.1490%
62	H21.10.15	H21.10.20	H22.10.20	22,999.3	77,079.0	99.828	0.1722%	99.825	0.1753%
63	H21.10.21	H21.10.26	H22.2.1	56,498.7	212,315.0	99.9597	0.1501%	99.9595	0.1509%
64	H21.10.28	H21.11.2	H22.2.8	56,538.6	201,891.0	99.9587	0.1538%	99.9585	0.1546%
65	H21.11.4	H21.11.9	H22.2.15	56,519.2	188,980.0	99.9575	0.1583%	99.9570	0.1602%
66	H21.11.5	H21.11.10	H22.5.14	34,999.2	127,565.0	99.910	0.1777%	99.909	0.1797%
67	H21.11.11	H21.11.16	H22.2.22	56,549.0	230,999.0	99.9574	0.1587%	99.9570	0.1602%
68	H21.11.17	H21.11.20	H22.11.22	24,999.1	96,004.0	99.812	0.1873%	99.811	0.1883%
69	H21.11.18	H21.11.24	H22.3.1	56,498.8	228,778.0	99.9593	0.1532%	99.9590	0.1543%
70	H21.11.19	H21.11.25	H22.1.25	34,999.2	165,315.0	99.9750	0.1496%	99.9745	0.1526%
71	H21.11.25	H21.11.30	H22.3.8	56,588.9	192,138.0	99.9587	0.1538%	99.9585	0.1546%
72	H21.12.2	H21.12.7	H22.3.15	56,549.3	195,905.0	99.9686	0.1169%	99.9680	0.1192%
73	H21.12.4	H21.12.10	H22.6.10	34,999.1	130,787.0	99.937	0.1264%	99.936	0.1284%
74	H21.12.9	H21.12.14	H22.3.23	56,539.1	214,512.5	99.9662	0.1246%	99.9655	0.1272%
75	H21.12.15	H21.12.21	H22.12.20	24,999.5	83,545.0	99.861	0.1395%	99.859	0.1415%
76	H21.12.16	H21.12.21	H22.3.29	56,539.2	186,020.3	99.9662	0.1259%	99.9660	0.1266%
77	H21.12.22	H21.12.28	H22.4.7	56,538.9	163,560.0	99.9668	0.1212%	99.9660	0.1241%
78	H22.1.5	H22.1.12	H22.7.9	34,999.3	139,757.0	99.938	0.1272%	99.937	0.1292%
79	H22.1.6	H22.1.12	H22.4.12	56,569.0	209,113.0	99.9696	0.1233%	99.9695	0.1237%
80	H22.1.13	H22.1.18	H22.4.19	56,588.8	253,635.0	99.9695	0.1223%	99.9690	0.1243%
81	H22.1.15	H22.1.20	H23.1.20	24,999.4	88,582.0	99.872	0.1281%	99.871	0.1291%
82	H22.1.19	H22.1.25	H22.3.25	34,999.5	251,826.0	99.9825	0.1082%	99.9820	0.1113%
83	H22.1.20	H22.1.25	H22.4.26	56,569.4	272,231.0	99.9710	0.1163%	99.9705	0.1183%
84	H22.1.27	H22.2.1	H22.4.28	56,499.1	304,311.0	99.9738	0.1112%	99.9735	0.1125%
85	H22.2.3	H22.2.8	H22.5.12	56,528.6	298,156.0	99.9710	0.1138%	99.9710	0.1138%
86	H22.2.5	H22.2.10	H22.8.10	34,999.3	157,662.0	99.941	0.1190%	99.941	0.1190%
87	H22.2.9	H22.2.15	H22.5.17	56,518.9	228,035.0	99.9707	0.1175%	99.9705	0.1183%
88	H22.2.16	H22.2.22	H23.2.21	24,998.7	79,295.0	99.873	0.1275%	99.872	0.1285%
89	H22.2.17	H22.2.22	H22.5.24	56,499.2	233,199.0	99.9705	0.1183%	99.9705	0.1183%
90	H22.2.24	H22.3.1	H22.5.31	56,559.0	213,349.0	99.9694	0.1227%	99.9690	0.1243%
91	H22.3.3	H22.3.8	H22.6.7	56,498.9	298,161.0	99.9701	0.1199%	99.9700	0.1203%
92	H22.3.5	H22.3.10	H22.9.10	34,999.1	155,369.0	99.941	0.1171%	99.940	0.1190%
93	H22.3.10	H22.3.15	H22.6.14	56,519.0	250,681.0	99.9706	0.1179%	99.9705	0.1183%
94	H22.3.15	H22.3.23	H23.3.22	24,999.4	92,352.0	99.8730	0.1275%	99.8720	0.1285%
95	H22.3.16	H22.3.23	H22.6.21	56,508.9	227,835.0	99.9706	0.1192%	99.9705	0.1196%
96	H22.3.19	H22.3.25	H22.5.25	34,999.4	184,427.0	99.9806	0.1161%	99.9805	0.1167%
97	H22.3.24	H22.3.29	H22.6.28	56,588.9	233,974.0	99.9704	0.1187%	99.9700	0.1203%

2 借入金

(1) 借入金残高の推移



(2) 借入金残高

(単位: 億円)

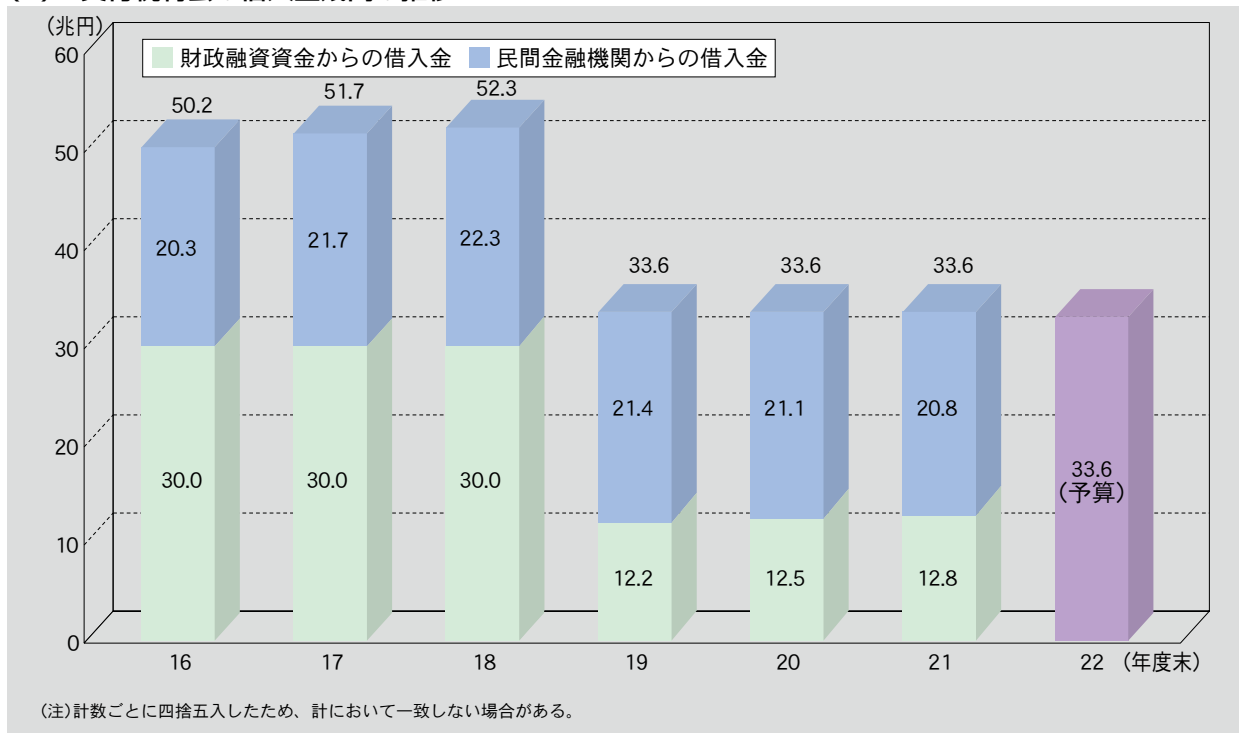
会計名	20年度末残高	21年度末残高	借入先内訳		
			財政融資資金	民間金融機関	その他
一般会計 ^(注1)	196,430	184,045	183,631	-	414
旧臨時軍事費	414	414	-	-	414
旧日本国有鉄道	12,218	8,417	8,417	-	-
旧日本国有鉄道清算事業団	42	19	19	-	-
交付税及び譲与税配付金	163,487	157,648	157,648	-	-
旧国営土地改良事業	5,002	4,051	4,051	-	-
日本高速道路保有・債務返済機構	15,268	13,496	13,496	-	-
交付税及び譲与税配付金特別会計	336,173	336,173	127,848	208,325	-
特定国有財産整備特別会計	33	24	24	-	-
エネルギー対策特別会計	3,856	4,005	1,828	2,177	-
国立高度専門医療センター特別会計	1,765	1,728	1,728	-	-
年金特別会計	14,792	14,792	14,792	-	-
食料安定供給特別会計	176	345	345	-	-
国有林野事業特別会計	12,794	12,793	5,599	7,194	-
社会資本整備事業特別会計	9,642	10,157	8,931	-	^(注2) 1,226
計	575,661	564,063	344,726	217,697	1,641

(注1) 一般会計のうち、「旧臨時軍事費」(414)は、旧臨時軍事費特別会計の外資金庫及び横浜正金銀行からの借入金。また、「旧日本国有鉄道」(8,417)は、国鉄民営化に当たってその債務の一部を昭和62年3月に、「旧日本国有鉄道清算事業団」(19)は、同事業団の借入金に係る債務の一部を平成3年3月に、「日本高速道路保有・債務返済機構」(13,496)は、同機構の借入金に係る債務の一部を平成21年3月に、それぞれ一般会計に承継したものである。また、「交付税及び譲与税配付金」(157,648)は、交付税及び譲与税配付金特別会計の債務の一部を平成19年4月に、「旧国営土地改良事業」(4,051)は、旧国営土地改良事業特別会計の債務を平成20年4月に、それぞれ一般会計に帰属したものである。

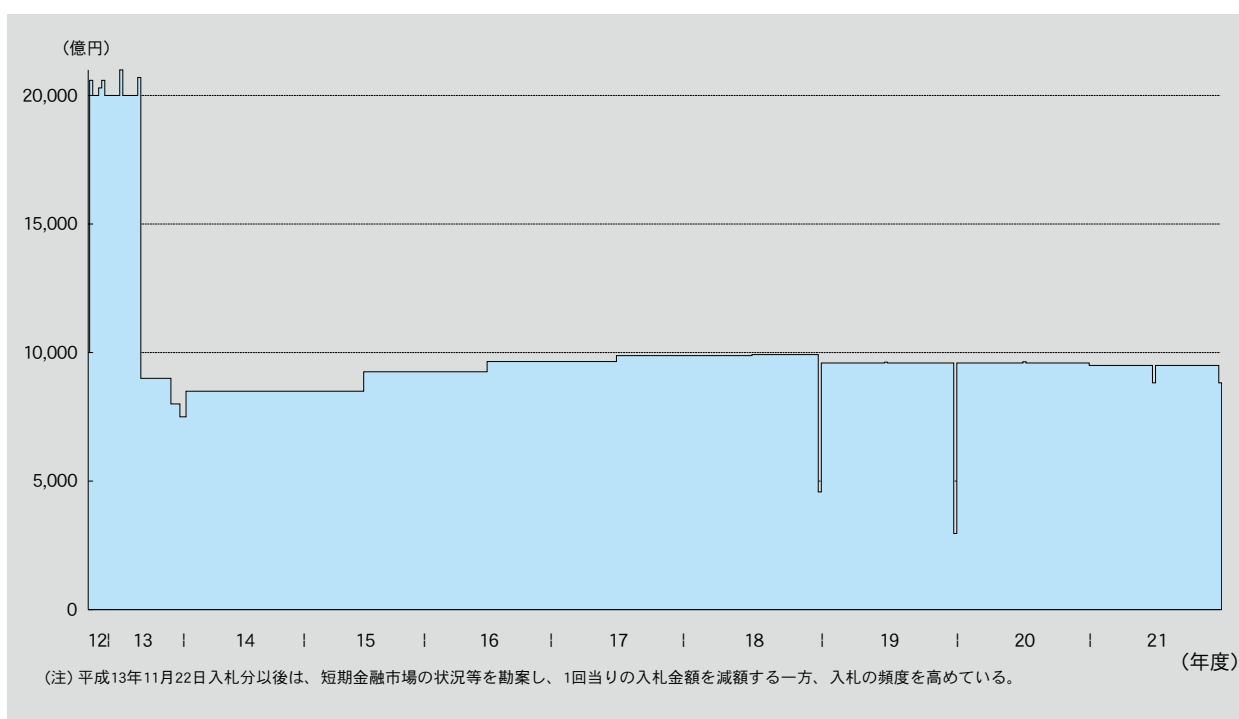
(注2) 地方公共団体からの借入金。

(注3) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(3) 交付税特会の借入金残高の推移



(4) 交付税特会の入札 1 回あたりの借入金額の推移



(5) 平成21年度における交付税特会の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H21.04.01	H21.04.09	H21.10.08	26,090	9,500.00	0.338%	0.349%
H21.04.08	H21.04.16	H21.10.15	33,070	9,500.01	0.318%	0.328%
H21.04.15	H21.04.23	H21.10.22	26,175	9,500.01	0.304%	0.317%
H21.04.22	H21.04.30	H21.10.29	27,250	9,500.00	0.293%	0.302%
H21.04.27	H21.05.07	H21.11.05	27,360	9,500.00	0.294%	0.300%
H21.05.08	H21.05.14	H21.11.12	33,500	9,500.01	0.286%	0.290%
H21.05.13	H21.05.21	H21.11.19	36,200	9,500.05	0.279%	0.280%
H21.05.20	H21.05.28	H21.11.26	39,390	9,500.01	0.265%	0.270%
H21.05.27	H21.06.04	H21.12.03	38,305	9,500.00	0.251%	0.254%
H21.06.03	H21.06.11	H21.12.10	38,510	9,500.00	0.234%	0.238%
H21.06.10	H21.06.18	H21.12.17	38,420	9,500.00	0.215%	0.218%
H21.06.17	H21.06.25	H21.12.24	33,400	9,500.01	0.199%	0.203%
H21.07.08	H21.07.16	H22.01.14	27,400	9,500.00	0.175%	0.190%
H21.07.14	H21.07.23	H22.01.21	29,328	9,500.00	0.186%	0.192%
H21.07.17	H21.07.24	H22.01.22	29,826	9,500.00	0.188%	0.190%
H21.07.22	H21.07.30	H22.01.28	28,703	9,500.00	0.187%	0.189%
H21.07.29	H21.08.06	H22.02.04	22,750	9,500.00	0.185%	0.187%
H21.08.05	H21.08.13	H22.02.12	24,870	9,500.00	0.185%	0.189%
H21.08.12	H21.08.20	H22.02.18	29,600	9,500.02	0.181%	0.184%
H21.08.19	H21.08.27	H22.02.25	29,895	9,500.01	0.176%	0.178%
H21.08.26	H21.09.03	H22.03.04	21,827	9,500.02	0.171%	0.175%
H21.09.02	H21.09.10	H22.03.11	18,760	8,825.00	0.173%	0.180%
H21.10.01	H21.10.08	H22.04.08	23,550	9,500.01	0.173%	0.178%
H21.10.07	H21.10.15	H22.04.15	24,900	9,500.01	0.174%	0.177%
H21.10.14	H21.10.22	H22.04.22	22,450	9,500.00	0.177%	0.179%
H21.10.21	H21.10.29	H22.04.28	18,875	9,500.00	0.181%	0.185%
H21.10.28	H21.11.05	H22.05.06	21,300	9,500.01	0.188%	0.190%
H21.11.04	H21.11.12	H22.05.13	21,470	9,500.00	0.189%	0.193%
H21.11.11	H21.11.19	H22.05.20	26,650	9,500.01	0.193%	0.195%
H21.11.18	H21.11.26	H22.05.27	29,064	9,500.00	0.192%	0.195%
H21.11.25	H21.12.03	H22.06.03	32,052	9,500.00	0.190%	0.193%
H21.12.02	H21.12.10	H22.06.10	36,760	9,500.00	0.153%	0.157%
H21.12.09	H21.12.17	H22.06.17	33,780	9,500.00	0.141%	0.147%
H21.12.16	H21.12.24	H22.06.24	29,440	9,500.00	0.138%	0.145%
H22.01.06	H22.01.14	H22.07.14	32,050	9,500.00	0.140%	0.143%
H22.01.13	H22.01.21	H22.07.21	34,050	9,500.01	0.140%	0.141%
H22.01.15	H22.01.22	H22.07.22	30,925	9,500.00	0.138%	0.140%
H22.01.20	H22.01.28	H22.07.28	32,950	9,500.00	0.136%	0.137%
H22.01.27	H22.02.04	H22.08.04	35,950	9,500.01	0.132%	0.133%
H22.02.03	H22.02.12	H22.08.12	37,750	9,500.01	0.128%	0.129%
H22.02.10	H22.02.18	H22.08.18	32,650	9,500.04	0.127%	0.129%
H22.02.17	H22.02.25	H22.08.25	32,000	9,500.00	0.122%	0.123%
H22.02.24	H22.03.04	H22.09.02	30,320	9,500.00	0.122%	0.123%
H22.03.03	H22.03.11	H22.09.09	23,185	8,825.00	0.127%	0.134%

(6) 平成21年度における国有林野特会の借入金の入札結果

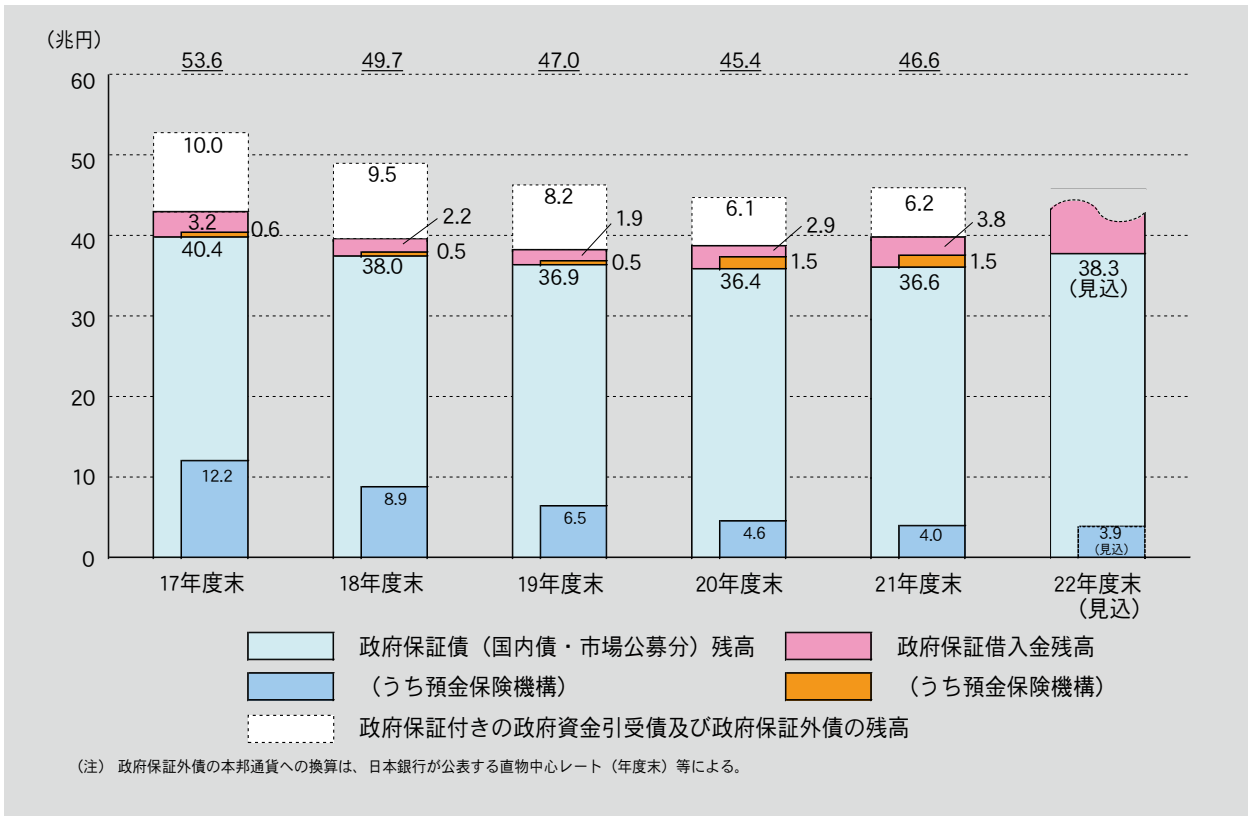
入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H21.05.18	H21.05.25	H26.05.25	5年	2,072	596.00	1.067%	1.090%
H21.08.17	H21.08.25	H26.08.25	5年	3,400	632.00	0.694%	0.750%
H21.11.16	H21.11.25	H26.08.25	5年	2,708	576.00	0.634%	0.710%
H22.02.15	H22.02.25	H27.02.25	5年	1,917	666.00	0.806%	0.810%

(7) 平成21年度におけるエネルギー特会の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H21.08.13	H21.08.21	H22.08.20	12ヶ月	11,354	2,177.00	0.191%	0.210%

3 政府保証債務

(1) 政府保証債務の残高の推移



(2) 政府保証債(内国債・市場公募分)の発行額の推移

(単位: 億円)

	40年債	30年債	20年債	15年債	10年債	中期債							短期債	計
							7年債	6年債	5年債	4年債	3年債	2年債		
平成17年度	-	-	-	2,599	29,222	38,200	9,300	400	-	18,500	2,000	8,000	-	70,021
平成18年度	-	300	500	3,100	29,414	9,700	2,600	300	-	3,800	-	3,000	-	43,014
平成19年度	-	500	1,200	2,150	31,733	7,400	2,300	300	-	2,800	-	2,000	-	42,983
平成20年度	-	800	2,000	900	31,417	12,400	-	400	-	7,000	-	5,000	1,000	48,517
平成21年度	300	900	3,000	-	25,371	17,100	-	2,300	-	4,950	2,850	7,000	3,400	50,071
平成22年度(予定)	-	900	2,800	400	27,638	29,000	-	8,000	2,000	6,400	-	12,600	5,000	65,738

(注) 平成22年度の短期債は残高ベースの限度額である。

(3) 政府保証債・政府保証借入金の平成21年度実績及び平成22年度予定

(i) 政府保証債（内国債・市場公募分）

（単位：億円）

	20年度末残高	21年度発行額	21年度償還額	21年度末残高	22年度発行予定	22年度償還予定
(株) 日本政策金融公庫	18,910	8,050	5,800	21,160	18,450	4,400
(独) 国際協力機構	-	-	-	-	950	-
預金保険機構	45,500	10,500	16,500	39,500	10,800	11,000
銀行等保有株式取得機構	5,000	-	4,000	1,000	-	1,000
(独) 都市再生機構	9,600	1,400	-	11,000	3,900	2,800
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	128,771	18,810	2,365	145,215	22,490	3,180
(独) 住宅金融支援機構	7,116	950	-	8,066	-	6,016
電源開発(株)	2,954	-	1,404	1,550	-	1,200
関西国際空港(株)	3,958	155	192	3,920	180	222
成田国際空港(株)	866	-	-	866	-	-
東日本高速道路(株)	2,500	100	-	2,600	-	-
首都高速道路(株)	761	122	-	883	-	-
中日本高速道路(株)	4,000	300	600	3,700	-	-
西日本高速道路(株)	2,540	364	-	2,904	-	-
阪神高速道路(株)	370	35	-	405	-	-
(株) 日本政策投資銀行	10,030	1,500	-	11,530	2,000	2,000
民間都市開発推進機構	55	-	18	37	-	9
中部国際空港(株)	2,124	146	239	2,031	468	521
地方公共団体金融機構 (地方公営企業等金融機構)	119,225	8,239	17,828	109,636	6,500	16,662
計	364,279	50,671	48,946	366,004	65,738	49,010

(ii) 政府保証借入金

	20年度末残高	21年度借入額	21年度返済額	21年度末残高
預金保険機構	15,222	19,369	19,244	15,347
銀行等保有株式取得機構	-	2,500	-	2,500
(株) 企業再生支援機構	-	3,550	-	3,550
(独) 農業者年金基金	3,647	831	623	3,855
(独) 農林漁業信用基金	142	29	30	142
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	530	626	530	626
(独) 空港周辺整備機構	3	-	1	2
(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,150	9,408	7,023	9,535
(独) 環境再生保全機構	135	60	47	148
生命保険契約者保護機構	373	240	265	348
日本環境安全事業(株)	1,159	345	255	1,249
民間都市開発推進機構	875	318	608	585
計	29,236	37,276	28,626	37,886

(注1) 計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある。

(注2) 地方公共団体金融機構は、平成21年6月に地方公営企業等金融機構が名称変更したものである。

(注3) 平成21年度末の政府保証付きの政府資金（財政融資資金）引受債の残高は24,629億円（政府資金引受債及び政府保証外債は、(i)表中の計数に含まれていない）。

(注4) (株) 日本政策金融公庫の22年度発行予定のうち、5,000億円は残高ベースの限度額を計上している。

(注5) 計数は額面ベース。

(4) 平成21年度における政府保証債（内国債・市場公募分）発行額と発行条件

(単位:億円)

		年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
10年債	発行価格(円)		99.65	100.00	99.25	99.90	99.90	99.35	99.15	99.15	99.35	99.25	100.00	99.40	
	表面利率		1.4%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.3%	1.2%	1.4%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	
(株)日本政策金融公庫		750						500							500
(独)都市再生機構		800													
(独)日本高速道路保有・債務返済機構		13,960	1,000	1,300	1,200	1,000	1,300	1,200	1,200	1,300	1,000	1,200	1,200	1,110	14,010
関西国際空港(株)		155											155		155
東日本高速道路(株)		365								100					100
首都高速道路(株)		122										122			122
中日本高速道路(株)		579			200						100				300
西日本高速道路(株)		364	150			100								114	364
阪神高速道路(株)		35												35	35
(株)日本政策投資銀行		2,000	500								500		500		1,500
中部国際空港(株)		46												46	46
地方公共団体金融機構		8,200	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	600	639	8,239
40年債	発行価格(円)				99.69										
	表面利率				2.4%										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構		300			300										300
30年債	発行価格(円)						99.29				100.89		99.29		
	表面利率						2.3%				2.3%		2.3%		
(独)日本高速道路保有・債務返済機構		900					300				300		300		900
20年債	発行価格(円)		99.85	99.37	100.06	99.57		100.63	99.85	100.55	100.35	100.62	100.27		
	表面利率		2.1%	2.1%	2.2%	2.0%		2.1%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	2.2%		
(独)日本高速道路保有・債務返済機構		3,000	300	300	300	300		300	300	300	300	300	300		3,000
6年債	発行価格(円)				100.08	100.02	100.02	99.17	100.14			100.23			
	表面利率				1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%			0.7%			
(株)日本政策金融公庫		2,700			400	200	500	500	300			300			2,200
6年債	発行価格(円)													99.74	
	表面利率													0.6%	
中部国際空港(株)		100												100	100
4年債	発行価格(円)									100.15			100.11	99.90	
	表面利率									0.5%			0.4%	0.3%	
(株)日本政策金融公庫		4,650								500			500	450	1,450
4年債	発行価格(円)								99.86		100.00	100.07			
	表面利率								0.4%		0.4%	0.4%			
預金保険機構		3,500							1,000		1,000	1,500			3,500
3年債	発行価格(円)											99.91			
	表面利率											0.2%			
(株)日本政策金融公庫		5,700										500			500
3年債	発行価格(円)				100.05		100.01								
	表面利率				0.5%		0.4%								
(独)都市再生機構		1,400			700		700								1,400
3年債	発行価格(円)			100.08			99.86			100.05			99.91		
	表面利率			0.5%			0.3%			0.4%			0.2%		
(独)住宅金融支援機構		2,000		250			200			250			250		950
2年債	発行価格(円)														
	表面利率														
(株)日本政策金融公庫		7,650													
2年債	発行価格(円)			100.02	100.08	100.00	100.05		99.91				99.92		
	表面利率			0.4%	0.4%	0.3%	0.3%		0.2%				0.1%		
預金保険機構		7,000		1,000	1,000	1,000	1,500		1,500				1,000		7,000
短期債	発行価格(円)		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00								
	表面利率		0.190%	0.140%	0.142%	0.140%	0.139%								
(株)日本政策金融公庫		20,000	1,000	1,000	500	300	300								3,400
10年債小計		27,376	2,350	2,000	2,100	1,800	2,000	2,400	1,900	2,100	2,300	2,022	2,455	1,944	25,371
40年債小計		300			300										300
30年債小計		900					300				300		300		900
20年債小計		3,000	300	300	300	300		300	300	300	300	300	300		3,000
6年債小計		2,800			400	200	500	500	300			300		100	2,300
4年債小計		8,150							1,000	500	1,000	1,500	500	450	4,950
3年債小計		9,100		250	700		900			250		500	250		2,850
2年債小計		14,650		1,000	1,000	1,000	1,500		1,500				1,000		7,000
短期債小計		20,000	1,000	1,500	600	300									3,400
総計		86,276	3,650	5,050	5,400	3,600	5,200	3,200	5,000	3,150	3,900	4,622	4,805	2,494	50,071

(注1) 「年間計画」は2次補正後の計数である。なお、短期債については残高ベースの限度額を計上している。
 (注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。
 (注3) 地方公共団体金融機構は、平成21年6月に地方公営企業等金融機構が名称変更したものである。
 (注4) 計数は額面ベース。

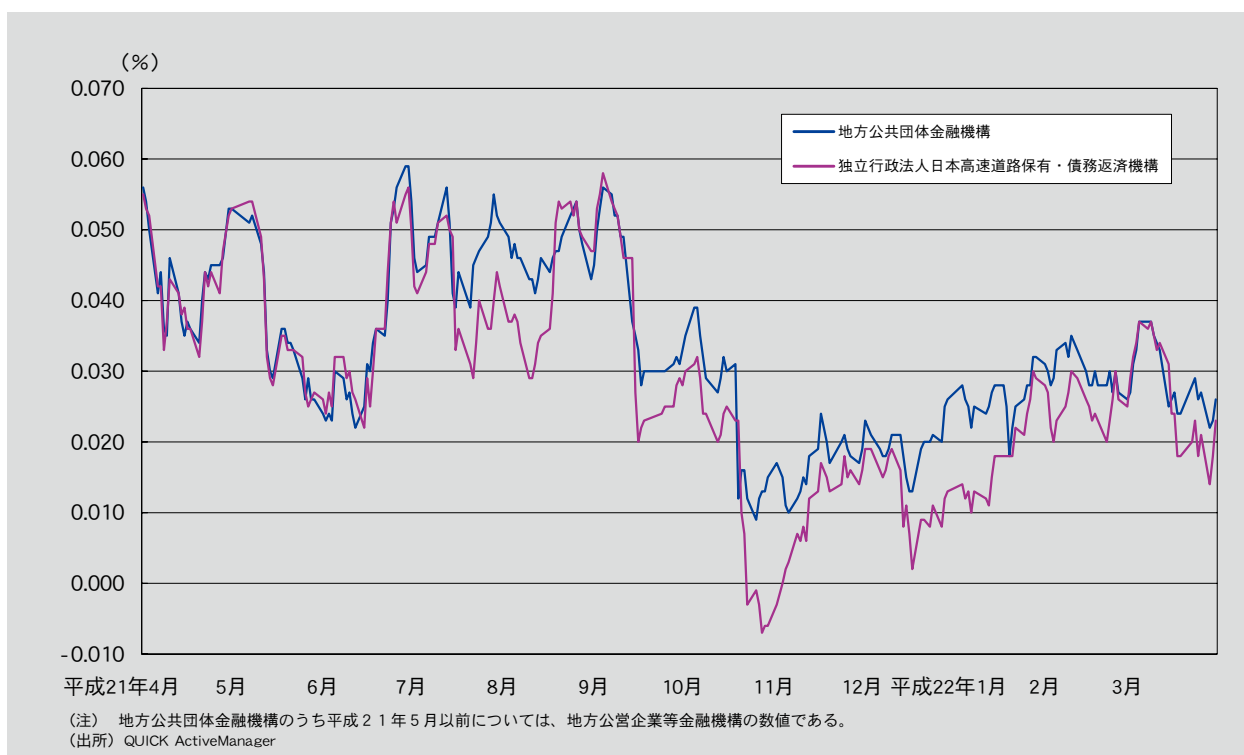
(5) 平成 21 年度末における政府保証外債の通貨別・機関別残高

	米ドル (\$百万)	ユーロ (百万ユーロ)	英・ポンド (£百万)	瑞・フラン (百万フラン)	バーツ (百万バーツ)	円 (億円)	計 <支出官レート 及び出納官レート により邦貨換算> (億円)
(株) 日本政策金融公庫	14,150	1,550		250	3,000	400	17,511
(独) 日本高速道路保有・ 債務返済機構	1,150						1,185
(株) 日本政策投資銀行	2,700	1,450				6,050	10,905
電源開発(株)						380	380
地方公共団体金融機構	3,200	900	150			5,250	10,103
東京都	170						175
計	21,370	3,900	150	250	3,000	12,080	40,258

(参考) 支出官レート 及び 出納官レート (21年度)	1米ドル = 103円	1ユーロ = 143円	1ポンド = 180円	1瑞フラン = 92円	1バーツ = 3.01円
--	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

(注1) 計数ごとに四捨五入のため、計において一致しない場合がある。
(注2) 「支出官レート」とは、支出官事務規程第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率（財務省告示）をいう。
「出納官レート」とは、出納官事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率（財務省告示）をいう。

(6) 平成 21 年度における主な政府保証債（10年）の対国債スプレッド



(7) 平成22年度政府保証債（内国債・市場公募分及び外債）の年限別発行予定額

(単位：億円)

機 関 名	30年	20年	15年	10年	6年	5年	4年	2年	小計	短期債	外債	合計
(株)日本政策金融公庫				6,150	7,300				13,450	5,000	5,600	24,050
(独)国際協力機構		200	200	550					950			950
預金保険機構							5,000	5,800	10,800			10,800
(独)都市再生機構							1,100	2,800	3,900			3,900
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	900	2,400		13,190		2,000		4,000	22,490			22,490
関西国際空港(株)				180					180			180
(株)日本政策投資銀行		200	200	1,000	600				2,000		1,500	3,500
中部国際空港(株)				68	100		300		468			468
地方公共団体金融機構				6,500					6,500		1,000	7,500
合計	900	2,800	400	27,638	8,000	2,000	6,400	12,600	60,738	5,000	8,100	73,838

(注1) 短期債については残高ベースでの限度額である。
 (注2) 本予定額については、年度途中で変更がありうる。

第4節

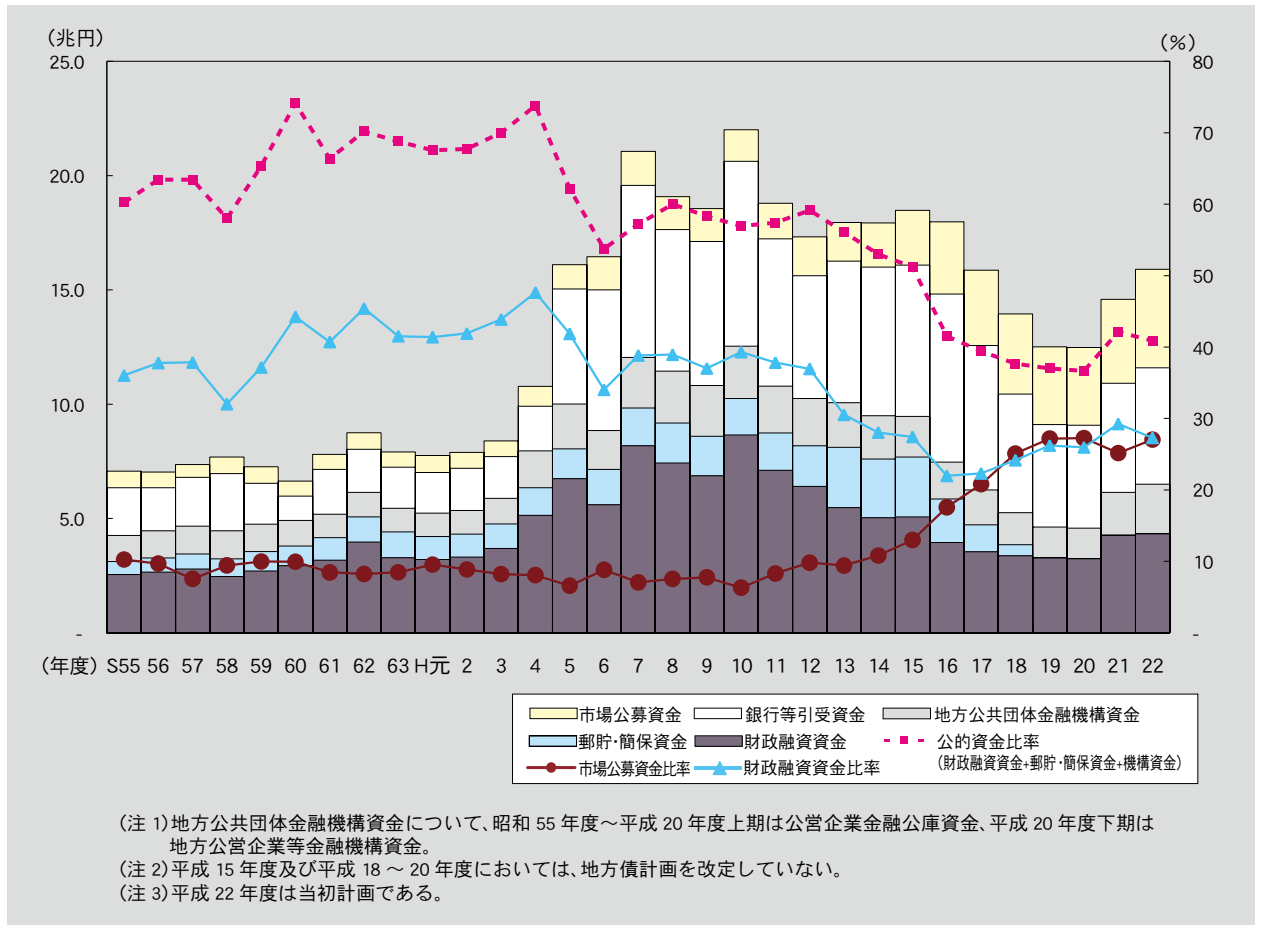
1 地方債

(1) 平成 22 年度地方債計画と地方財政計画（歳入）の概要

地方債計画		158,976 17,132		地方財政計画(歳入)		821,268 ▲ 4,289		
公的資金		64,980	普通会計分	134,939	地方税	325,096		
		7,310		16,610	▲ 36,764	地方譲与税	19,171	
	財政融資資金	43,390		4,050	地方特例交付金	3,832	▲ 788	
	地方公共団体金融機構資金	21,590	3,260	地方交付税	168,935	10,733		
民間等資金		93,996	うち	77,069	国庫支出金	115,663	12,647	
		9,822		臨時財政対策債	25,583	地方債	134,939	16,610
	市場公募資金	43,000		6,300	公営企業会計等分	24,037	522	
	銀行等引受資金	50,996	3,522			使用料及び手数料	13,126	▲ 2,733
						雑収入	40,506	▲ 8,547
						公営企業会計等		

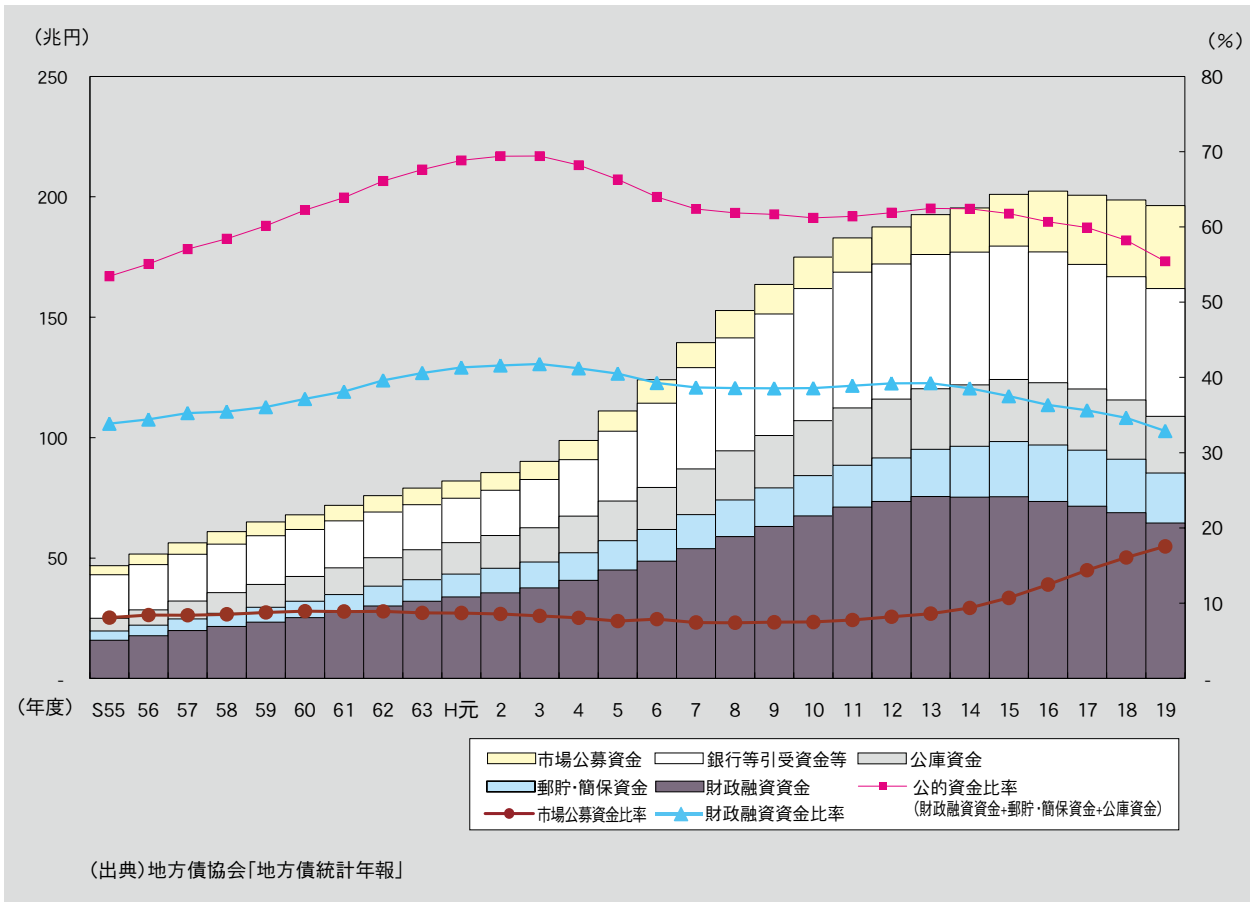
(注) 下段の計数は前年度当初計画との差額を計上している。

(2) 地方債計画の資金区分別推移（改定後）



第3章
資料編

(3) 地方公共団体向け財政融資残高と地方債残高の推移



(4) 市場公募地方債の発行条件の推移

	市場公募債						(参考)			(参考)		
	10年						国債			政府保証債		
	共同発行債			東京都債			(10年)			(10年)		
	表面利率 (%)	発行価格 (円)	応募者利回り (%)	表面利率 (%)	発行価格 (円)	応募者利回り (%)	表面利率 (%)	平均価格 (円)	平均利回り (%)	表面利率 (%)	発行価格 (円)	応募者利回り (%)
平成 21 年 4 月	1.59	99.95	1.595	1.57	99.99	1.571	1.3	99.53	1.353	1.4	99.65	1.440
5 月	1.57	100.00	1.570	1.54	99.92	1.549	1.5	100.42	1.451	1.5	100.00	1.500
6 月	1.64	99.95	1.645	1.63 1.58	99.93 99.95	1.638 1.585	1.5	99.76	1.527	1.5	99.25	1.586
7 月	1.40	99.95	1.405	1.42	99.92	1.429	1.4	100.40	1.354	1.4	99.90	1.411
8 月	1.54	100.00	1.540	1.51	99.92	1.519	1.5	100.41	1.452	1.5	99.90	1.511
9 月	1.39	100.00	1.390	1.38	99.91	1.390	1.4	100.62	1.329	1.3	99.35	1.373
10 月	1.34	99.98	1.342	1.38	99.97	1.383	1.3	100.38	1.257	1.2	99.15	1.296
11 月	1.54	99.95	1.545	1.46 1.37	99.96 99.91	1.464 1.380	1.4	99.64	1.441	1.4	99.15	1.497
12 月	1.32	100.00	1.320	1.33	99.99	1.331	1.3	100.48	1.246	1.2	99.35	1.273
平成 22 年 1 月	1.42	99.98	1.422	1.38	99.92	1.389	1.3	99.65	1.339	1.3	99.25	1.385
2 月	1.44	99.98	1.442	1.38	99.92	1.389	1.3	99.58	1.348	1.4	100.00	1.400
3 月	1.38	99.92	1.389	1.39	99.92	1.399	1.4	100.62	1.329	1.3	99.40	1.368

(5) 市場公募地方債の発行額の推移

(単位：億円)

	全国型市場公募地方債							住民参加型 市場公募地方債
	10年債		2・3年債	5年債	7年債	超長期債	合計	
	個別発行	共同発行				15・20・30年債		
平成 10 年度	17,540						17,540	
平成 11 年度	20,610						20,610	
平成 12 年度	19,340			3,350			22,690	
平成 13 年度	17,940			4,300			22,240	10
平成 14 年度	20,580			6,150			26,730	1,636
平成 15 年度	23,710	8,470		10,450		900	43,530	2,682
平成 16 年度	26,770	12,430		12,320		1,800	53,320	3,276
平成 17 年度	29,100	13,080		13,020		3,250	58,450	3,445
平成 18 年度	26,500	13,240		10,550	400	4,400	55,090	3,513
平成 19 年度	24,400	12,140		10,650	200	6,740	54,130	3,083
平成 20 年度	26,550	12,300	750	11,580		9,630	60,810	2,649
平成 21 年度	32,100	13,900	1,080	14,080		9,960	71,120	2,488

(注 1) 平成 20 年度においては 2 年債は発行されていない。
(注 2) 平成 15、19、20、21 年度においては 15 年債は発行されていない。
(出所) 地方債協会・地方債統計年報

(6) 平成21年度全国型市場公募債（個別債）発行額

(単位：億円)

団体	発行額計	10年債	2年債	3年債	5年債	20年債	30年債	団体	発行額計	10年債	2年債	3年債	5年債	20年債	30年債
北海道	3,000	1,800	-	-	1,200	-	-	広島県	860	600	-	-	100	160	-
青森県	-	-	-	-	-	-	-	山口県	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	徳島県	100	100	-	-	-	-	-
宮城県	350	-	-	-	350	-	-	香川県	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	愛媛県	-	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	-	高知県	-	-	-	-	-	-	-
福島県	400	200	-	-	200	-	-	福岡県	2,100	500	-	400	500	400	300
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	佐賀県	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	100	100	-	-	-	-	-	長崎県	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	200	200	-	-	-	-	-	熊本県	200	100	-	-	100	-	-
埼玉県	3,000	2,400	-	-	-	600	-	大分県	100	100	-	-	-	-	-
千葉県	3,100	2,000	-	-	600	500	-	宮崎県	-	-	-	-	-	-	-
東京都	8,300	6,200	-	400	-	1,200	500	鹿児島県	100	-	-	-	100	-	-
神奈川県	4,000	2,200	-	-	1,200	600	-	沖縄県	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	700	700	-	-	-	-	-	札幌市	900	300	-	-	300	300	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	仙台市	150	-	-	-	150	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	さいたま市	100	100	-	-	-	-	-
福井県	100	100	-	-	-	-	-	千葉市	300	300	-	-	-	-	-
山梨県	200	200	-	-	-	-	-	川崎市	900	250	-	-	350	300	-
長野県	200	-	-	-	200	-	-	横浜市	2,350	1,350	-	-	400	500	100
岐阜県	100	100	-	-	-	-	-	新潟市	100	100	-	-	-	-	-
静岡県	2,600	1,300	-	-	800	300	200	静岡市	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	3,980	2,400	280	-	600	600	100	浜松市	100	100	-	-	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-	-	名古屋市	1,580	800	-	-	330	250	200
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	京都市	800	300	-	-	350	150	-
京都府	1,200	500	-	-	400	300	-	大阪市	2,200	1,200	-	-	400	600	-
大阪府	5,950	2,600	-	-	2,900	450	-	堺市	100	100	-	-	-	-	-
兵庫県	3,300	1,400	-	-	1,400	400	100	神戸市	700	200	-	-	100	300	100
奈良県	100	-	-	-	100	-	-	岡山市	100	100	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	広島市	400	400	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	北九州市	550	200	-	-	150	200	-
島根県	200	-	-	-	200	-	-	福岡市	1,150	300	-	-	600	150	100
岡山県	200	200	-	-	-	-	-	合計	57,220	32,100	280	800	14,080	8,260	1,700

(注) この他、全国型市場公募債地方債（共同発行債）13,900億円が発行されている。

2 独立行政法人等の債務

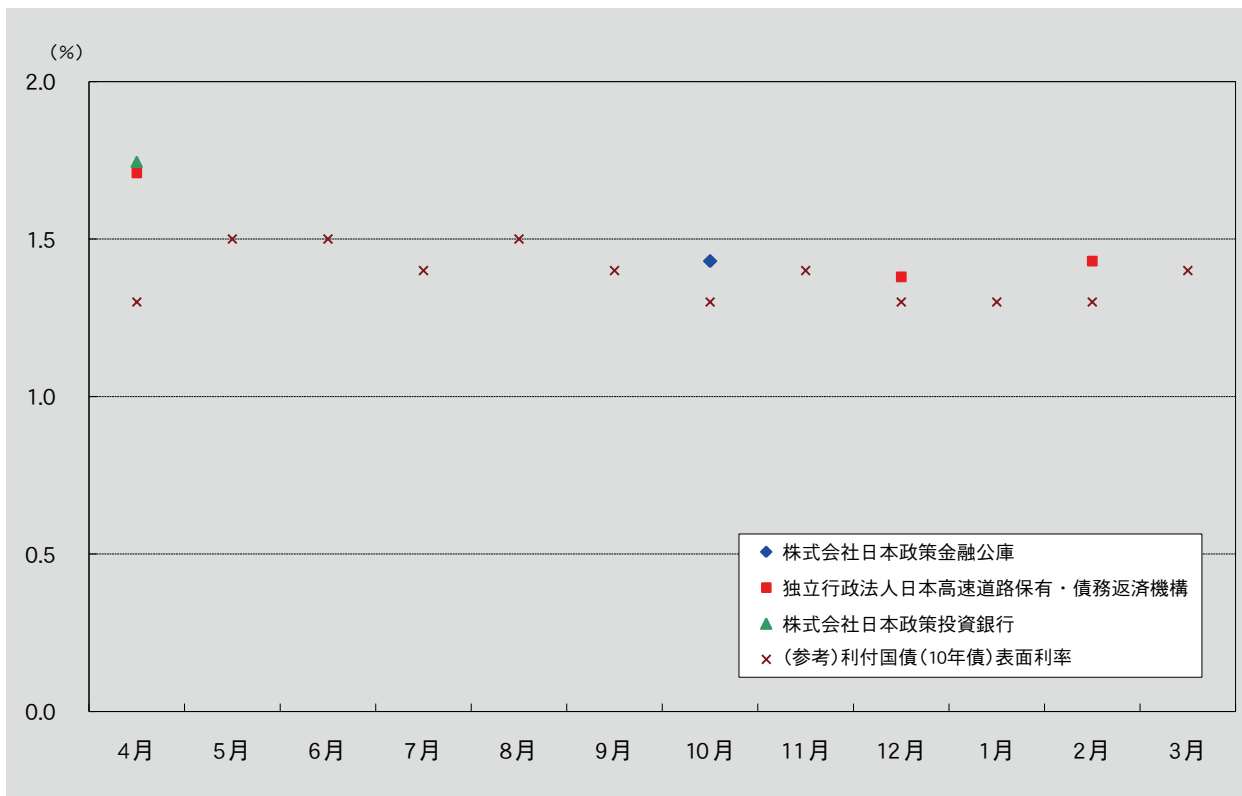
(1) 財投機関債の発行予定及び発行実績

(単位：億円)

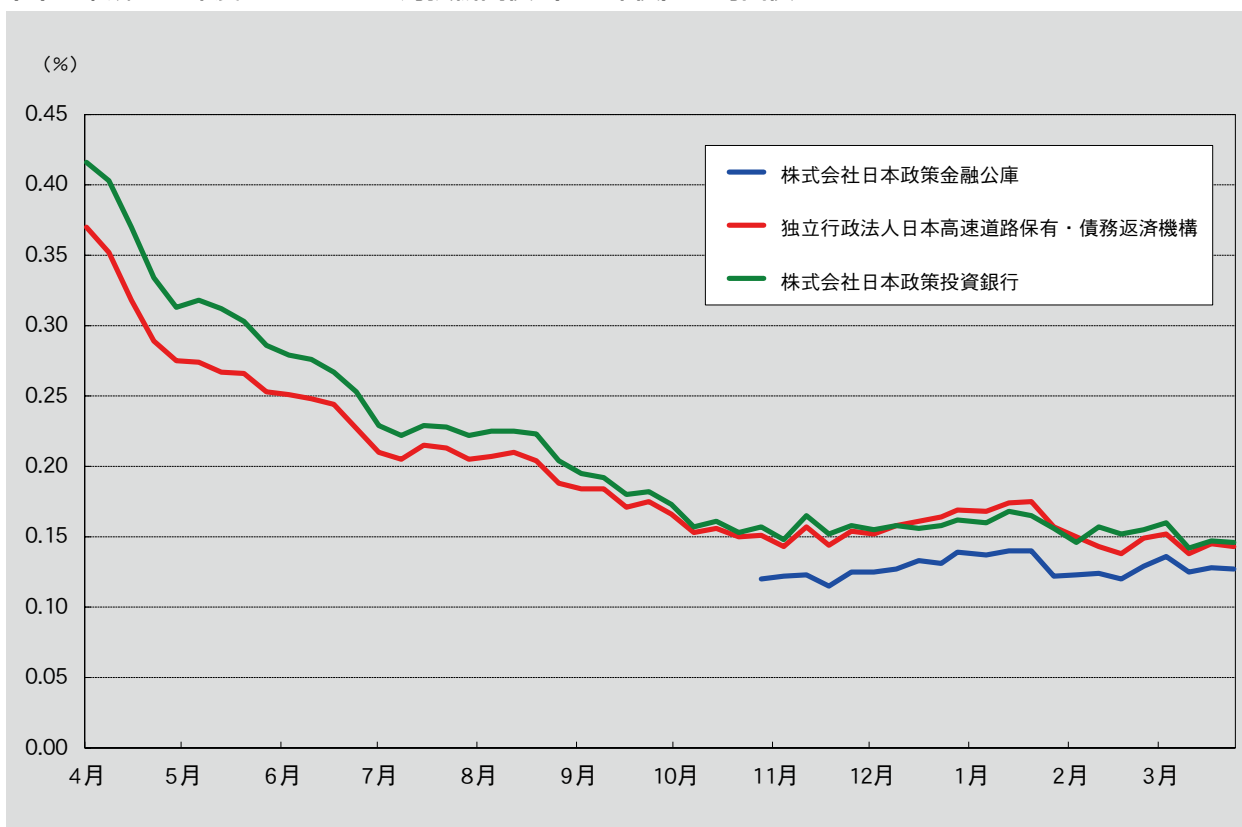
機関名	金額																	
	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	22年度		
	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	予定		
公営企業金融公庫	2,200	2,200	3,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,200	3,600	3,600	3,700	1,600	1,500	20年10月1日解散			
株式会社日本政策金融公庫	20年10月1日設立														—	—	2,000	5,000
(国民生活金融公庫)	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	1,900	1,900	1,700	600	600	20年10月1日解散			
(中小企業金融公庫)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,100	2,400	1,500	1,900	1,100	600	550				
(農林漁業金融公庫)	220	220	220	220	230	230	230	230	230	230	230	230	100	100				
(国際協力銀行)	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,600	2,600	2,600	1,000	2,000	2,000	700	700				
沖縄振興開発金融公庫	100	100	200	200	200	200	300	300	300	230	200	200	200	200	200	220		
独立行政法人国際協力機構	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		300	300	500	800		
独立行政法人住宅金融支援機構 (住宅金融公庫)	6,000	6,000	8,500	3,500	15,000	3,600	27,600	20,378	34,100	22,330	36,839	24,625	32,874	17,016	51,692	34,550		
うち 普通社債	—	—	—	—	—	—	—	—	700	540	3,395	2,055	3,608	2,374	5,041	7,510		
資産担保証券	6,000	6,000	8,500	3,500	15,000	3,600	27,600	20,378	33,400	21,790	33,444	22,570	29,266	14,642	46,651	27,040		
独立行政法人都市再生機構 (都市基盤整備公団) (地域振興整備公団) (地方都市開発整備等事業単位)	500(50)	700	900	1,100	1,340	1,600	2,400	1,800	1,400	500	1,400(431)	700	1,100(488)	1,588	800	1,000		
独立行政法人水資源機構 (水資源開発公団)	130	130	130	130	150	150	150	150	110	110	150	150	90	90	90	85		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (日本鉄道建設公団) (運輸施設整備事業単位)	250	250	400	400	650	650	860	898	950	750	1,000	1,000	940	980	1,030(10)	1,000		
独立行政法人福祉医療機構 (社会福祉・医療事業団)	200	200	400	400	600	600	1,190	1,190	1,215	900	1,125	670	1,030	640	740	920		
独立行政法人国立病院機構	16年4月1日設立				—	—	30	30	30	30	50	50	50	—	50	50		
日本私立学校振興・共済事業団	60	60	60	60	70	70	70	70	80	80	80	80	80	80	40	80		
独立行政法人国立大学財務・経営センター	16年4月1日設立				—	—	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
独立行政法人日本学生支援機構 (日本育英会)	560	560	560	610	760	760	1,100	1,100	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,600		
独立行政法人森林総合研究所 (独立行政法人緑資源機構)	40	40	47	47	65	65	65	65	61	61	61	47	41	41	39	—		
※ (日本道路公団)	4,000(850)	5,490	5,100	5,100	5,300	5,300	3,000	3,000	17年10月1日解散									
(首都高速道路公団)	300(100)	500	500	400	700(100)	650	320(150)	470										
(阪神高速道路公団)	200	200	350	350	450	450	300	400										
(本州四国連絡橋公団)	—	—	—	220	100	420	231	231										
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(※)	17年10月1日設立						2,349	2,350	5,300	5,300	5,300	6,100	5,300	5,900	4,700(330)	6,700		
東日本高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立						—	—	250	250	250	400	400	600	財投対象外			
首都高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立						—	—	100	100	100	200	200	400	財投対象外			
中日本高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立						—	—	250	250	500	1,000	1,000	1,500	財投対象外			
西日本高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立						—	—	250	200	250	400	400	600	財投対象外			
阪神高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立						—	—	50	50	100	100	150	150	250	財投対象外		
関西国際空港株式会社	—	—	—	31	—	300	13	—	85(7)	87	1,106(28)	800	55	109	426(38)	683		
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		89	—	26(53)	29		
株式会社日本政策投資銀行 (日本政策投資銀行)	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,000	2,400	2,350	2,900	2,900	3,200	3,255	2,400	3,000		
独立行政法人中小企業基盤整備機構 (地域振興整備公団(工業再配置等事業単位))	70	137	100	100	160	—	産投のみ		産投のみ		財投対象外		財投対象外		財投対象外			
独立行政法人環境再生保全機構 (環境事業団)	60	50	50	50	70	70	50	50	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外			
株式会社商工組合中央金庫 (商工組合中央金庫)	2,832	2,832	3,319	3,319	3,804	3,804	4,135	4,135	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外			
成田国際空港株式会社 (新東京国際空港公団)	350(29)	300	413	200	797	500	563	300	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外			
東京地下鉄株式会社 (帝都高速度交通営団)	690	550	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外			
電源開発株式会社	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外			
合計 【機関数】	27,072 (1,029) 【24】	28,917 【24】	33,799 【23】	29,114 【25】	44,046 (100) 【23】	33,019 【23】	58,806 (150) 【25】	50,297 【24】	59,981 (7) 【24】	43,028 【24】	62,261 (459) 【24】	48,472 【24】	52,319 (488) 【26】	36,979 【24】	69,343 (430) 【22】	55,767 【16】		
うち 普通社債	21,072	22,917	25,299	25,614	29,046	29,419	31,206	29,919	26,581	21,238	28,817	25,902	23,053	22,337	22,692	28,727		
資産担保証券	6,000	6,000	8,500	3,500	15,000	3,600	27,600	20,378	33,400	21,790	33,444	22,570	29,266	14,642	46,651	27,040		

(注) 1. 機関名欄の()書は、組織変更前の機関名である。
 2. 金額は額面ベースであり、金額欄の()書は、前年度繰越分を外書である。
 3. 独立行政法人都市再生機構の16年度の金額は、旧都市基盤整備公団分(300億円)を含む。
 4. 株式会社日本政策投資銀行の20年度の数値には、20年10月1日をもって組織変更された日本政策投資銀行分の金額を含む。
 5. 独立行政法人住宅金融支援機構の21年度の予定金額には、経済危機対策に伴う事業量の拡大のための、15,836億円の追加発行予定額を含む。
 ※ 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団は、17年10月1日をもって解散し、同日新たに設立された独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にその業務を承継した。

(2) 平成 21 年度における主な財投機関債（10 年債）の表面利率



(3) 平成 21 年度における主な財投機関債（10 年債）の対国債スプレッド



(4) 平成22年度財政投融资計画

(単位：億円)

区 分	財政融資	産業投資	政府保証	財政投融资合計	(参考)自己資金等
〈特別会計〉					
エネルギー対策特別会計	427	—	—	427	14,248
食料安定供給特別会計	54	—	—	54	591
社会資本整備事業特別会計	687	—	—	687	460
〈公庫等〉					
株式会社日本政策金融公庫	68,166	722	16,750	85,638	(5,000) 25,165
沖縄振興開発金融公庫	832	10	—	842	(220) 265
独立行政法人国際協力機構	2,999	—	950	3,949	(800) 4,961
〈独立行政法人等〉					
独立行政法人住宅金融支援機構	300	—	—	300	(34,550) 30,733
独立行政法人都市再生機構	4,065	—	—	4,065	(1,000) 11,756
独立行政法人水資源機構	105	—	—	105	(85) 1,973
地方公共団体金融機構	—	—	7,500	7,500	29,473
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	532	—	—	532	(1,000) 4,095
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	12	65	—	77	92
独立行政法人福祉医療機構	2,083	—	—	2,083	(920) 2,267
独立行政法人国立病院機構	246	—	—	246	(50) 317
独立行政法人国立がん研究センター	28	—	—	28	0
独立行政法人国立循環器病研究センター	3	—	—	3	-
独立行政法人国立国際医療研究センター	7	—	—	7	1
独立行政法人医薬基盤研究所	—	4	—	4	0
日本私立学校振興・共済事業団	326	—	—	326	(80) 574
独立行政法人国立大学財務・経営センター	484	—	—	484	(50) 25
独立行政法人日本学生支援機構	7,240	—	—	7,240	(1,600) 266
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	17	—	17	2
独立行政法人森林総合研究所	71	—	—	71	446
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	18,490	18,490	(6,700) 29,209
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	2	—	2	24
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	50	—	50	2
独立行政法人情報通信研究機構	—	14	—	14	2
〈地方公共団体〉					
地方公共団体	43,390	—	—	43,390	115,586
〈特殊会社等〉					
関西国際空港株式会社	—	—	180	180	(683) 1,026
中部国際空港株式会社	—	—	168	168	(29) 423
株式会社日本政策投資銀行	3,000	—	3,500	6,500	(3,000) 18,500
株式会社産業革新機構	—	90	—	90	5,010
合 計	135,057	974	47,538	183,569	(55,767)

(注1) 「(参考)自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。

(注2) 「財政融資」は、全額財政融資資金である。

索引

あ

- ・一般会計国債費の内訳…………… 76
- ・一般会計国債費の推移…………… 77
- ・一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移…………… 75
- ・イールドカーブ…………… 25,27,28,84,107,110

か

- ・買入消却…………… 6,10,11,12,13,14,39,56,93,97,98,101,102,106,108,112,114
- ・海外投資家…………… 20,23,27,60,95,103,104,105,106,110
- ・外国為替資金証券…………… 65,116
- ・価格（利回り）競争入札…………… 6,8,29,38,39,40
- ・株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債…………… 35,37,90
- ・借入金…………… 31,32,33,34,35,53,65,67,69,70,73,76,77,90,92,115,121,122,123,124,125,126
- ・借換債…………… 6,7,8,21,24,26,33,35,36,42,53,54,55,77,78,81
- ・借換債の前倒発行の状況…………… 81
- ・カレンダーベース市中発行額…………… 6,7,8,9,79
- ・基礎的財政収支（プライマリーバランス）の対 GDP 比の推移…………… 76
- ・共同発行市場公募債…………… 71
- ・抛出国債⇒出資・抛出国債
- ・銀行等引受資金…………… 70,72,130,131
- ・金利情報…………… 11,27,96,110,114
- ・金利スワップ取引…………… 11,39,55,109,114
- ・国及び地方の長期債務残高…………… 32,92
- ・国の債務管理の在り方に関する懇談会…………… 6,10,57,95,96,99,100,102,111,113
- ・減債制度…………… 53
- ・建設国債…………… 6,35,36,54,55,75
- ・公社債売買高に占める国債の割合…………… 86
- ・公社債発行額に占める国債の割合…………… 86
- ・公的年金…………… 20,31,32,70,94
- ・後年度歳出・歳入への影響試算…………… 77
- ・交付国債…………… 32,35,36,37,53,90
- ・交付税特会の借入金残高の推移…………… 122
- ・交付税特会の入札 1 回あたりの借入金額の推移…………… 122
- ・公募入札…………… 38,39,42,43,65,67,68
- ・公募入札による国債発行手順…………… 43
- ・国債依存度…………… 78
- ・国債及び借入金並びに政府保証債務現在高…………… 32,90,92
- ・国債管理政策…………… 6,10,11,23,24,29,30,33,38,55,57,93,95,96,100,101,102,105,106,108,112,113,114
- ・国債管理政策の現状と課題—論点整理—…………… 6,10,12,13,21,23,55,96,99,100
- ・国債残高…………… 6,20,22,36,55,78,90,91,92,101
- ・国債市場特別参加者…………… 6,8,10,12,38,39,40,52,55,56,57,95,97,100,102,106,113
- ・国債市場特別参加者会合…………… 6,8,10,12,39,57,95,97,100,102,113
- ・国債市場特別参加者制度…………… 10,38,39,57,100,113
- ・国債整理基金特別会計…………… 36,53,54,55,76
- ・国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算…………… 24,77
- ・国債投資家懇談会…………… 12,57,95,98,102,113
- ・国債トップリテラー会議…………… 57,95,99,102,113

・ 国債の種類	37,39,58
・ 国債の所有者別内訳	20,22
・ 国債の利回り曲線⇒イールドカーブ	
・ 国債発行額	30,42,78,86,101,109
・ 国債発行額等の推移	78
・ 国債発行計画	6,8,10,12,13,21,23,24,25,26,27,56,69,91,97,98,100,101,102,109,112,113
・ 国債発行市場	35,78
・ 国債費	26,76,77,78
・ 国債流通市場	12,39,40,44,84,106,108
・ 個人向け国債	6,7,11,21,22,30,37,38,40,41,42,52,57,91,96,99,104,113
・ コスト・アット・リスク (CaR) 分析	11,24,25,26,27,109,114
・ 国庫短期証券	8,20,37,51,58,59,60,61,62,63,65,80,85,94,113,115,119
・ 固定利付債	14,52,55,108

さ

・ 債券現先取引	51,59,62,88
・ 債券先物取引	50
・ 債券貸借取引	51,88
・ 財政投融资特別会計国債⇒財投債	
・ 財投機関債	31,36,73,134,135,136
・ 財投債	6,7,22,31,32,35,36,42,67,78,90,92,115
・ 債務管理政策	6,31
・ 債務残高⇒「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」、「国及び地方の長期債務残高」	
・ 財務省証券	65,76,118
・ 市場との対話	6,8,10,57,95,96,100,101,102,113
・ 出資・抛出国債	35,37,53,90
・ 出資国債⇒出資・抛出国債	
・ 剰余金繰入	53,54
・ 食糧証券	65,116
・ 新型窓口販売方式	22,40,41,104,113
・ 新規財源債	6,7,26,35,36,55,75,78
・ シンジケーション団 (シ団)	29,39,72,102,113
・ ストリップス債	39,52,58,59,60,61,62,63
・ 税制 (国債に関する税制)	58
・ 政府短期証券	8,20,31,32,33,34,35,37,51,53,59,62,65,66,90,92,94,113,115,116,117,118
・ 政府短期証券市中発行ロットの推移	118
・ 政府保証	31,32,35,36,65,69,73,90,92,125,126,127,128,129,132,136
・ 石油証券	65,116

た

・ 第Ⅰ非価格競争入札	38,39,40,82
・ 第Ⅱ非価格競争入札	6,8,38,39,40,42,43,82
・ WI 取引	49,108,114
・ 短期金融市場の状況	85,122
・ 短期国債	7,8,17,20,22,37,38,42,51,59,62,65,90,91,94,113,125,127,129
・ 短期債⇒短期国債	
・ 地方公共団体向け財政融資残高と地方債残高の推移	131
・ 地方債	22,31,32,70,71,72,86,130,131,132,133
・ 中期国債	7,8,17,37,38,50,82,87,90,125
・ 中期債⇒中期国債	
・ 長期金利	85,104
・ 長期国債	7,16,17,18,22,29,37,38,50,82,87,90

- ・長期債⇒長期国債
- ・超長期国債 7,8,10,11,18,19,21,26,37,38,50,55,72,87,97,98,103,109,113,132
- ・超長期債⇒超長期国債
- ・定率繰入 53,54,76,77
- ・適格外国仲介業者 (QFI) 59,60,61,62
- ・独立行政法人 31,32,36,69,70,73,74,128,134,135,136
- ・特例国債 6,35,36,54,55,75

な

- ・内国債 31,69,90,125,126,127,129
- ・日銀乗換 6,7,42
- ・日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債 31,35,37,121

は

- ・発行条件 39,72,127,132
- ・発行日に対応する元利払期限の設定 83
- ・PD ⇒国債市場特別参加者
- ・非競争入札 38,40,82
- ・普通国債 6,22,31,32,35,36,78,90,91,92,115
- ・普通国債償還年次表 91
- ・物価連動債 6,8,10,11,12,13,14,15,23,29,30,37,38,39,42,52,79,80,91,96,100,101,104,106,108,112,113,114
- ・プライマリー・ディーラー⇒国債市場特別参加者
- ・ブレイク・イーブン・インフレ率 (BEI) 15
- ・分離元本振替国債の現在高の推移 89
- ・平均償還年限 8,9,79,103
- ・変動利付債 6,8,10,11,12,13,14,15,37,38,42,52,79,80,91,100,101,104,106,108,112,113

ま

- ・民間からの借入金⇒借入金
- ・銘柄毎の流通利回りの推移 84

や

- ・予算繰入 53,54,76

ら

- ・リオープン 21,30,38,39,40,83,97,98,103,114
- ・利子非課税制度 62
- ・利付国債 8,14,28,37,38,40,44,50,52,55,58,60,61,62,77,79,82,83,91,103,108,113,114,135
- ・利払費 24,25,26,27,76,77,91,92,109
- ・流動性供給入札 8,10,11,12,13,21,39,40,42,43,56,79,80,93,97,98,102,107,112,114
- ・60年償還ルール 36,53,54,55
- ・論点整理⇒国債管理政策の現状と課題－論点整理－

わ

- ・我が国の「公的債務」の残高に関する主な資料・統計 92

債務管理レポート2010

—国の債務管理と公的債務の現状—

Financial Bureau, Ministry of Finance

財務省理財局

Web: www.mof.go.jp

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。